

太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容における  
抑留所の変遷と抑留者の生活

秋山 かおり

博士（文学）

総合研究大学院大学

文化科学研究科

日本歴史研究専攻

平成29（2017）年度

## 略語凡例

本文および引用部で使用した団体、コレクション、その他の陸軍関係、政府機関の略語については以下を使用する。ただし、本文では、各章の初出で日本語名も併記する。

JCCH: Japanese Cultural Center of Hawaii 日本文化センター

JIRHE: Japanese American Relocation and Internment: The Hawaii Experience, 1942-1982:

(ハワイ大学ならびに日本文化センターに所蔵される戦時強制収容関係のコレクション名)

NARA II: National Archives and Administration Record II, College Park, Mary Land

アメリカ国立公文書館 Archives II.

憲政資料室: 国会図書館憲政資料室

CID: Counter Intelligent Division 陸軍対敵諜報局

CIC: Counter Intelligent Corps 陸軍対敵諜報部隊

FBI: Federal Bureau of Investigation 連邦捜査局

MIS: Military Intelligence Service 陸軍情報部

OIS: Office of Internal Security 内部保安局

OMG: Office of the Military Governor 軍政府長官局

ONI: Office of Naval Intelligence 海軍情報局

POW: Prisoners of War 戦争捕虜

WRA: War Relocation Authority 戦時転住局

## 引用凡例

### 1. 日系人の氏名の表記について

日本人、日系アメリカ人を問わず基本的に一次資料に記載されているローマ字表記をカタカナ表記に変換したものとする。ただし、その他の資料で漢字表記が判明する場合は括弧で付す。また、抑留体験者が自身の氏名を漢字表記で記した和文資料の引用は、出典と合わせて漢字表記をする場合がある。

### 2. 文中に括弧で英語を示す場合は、それに先行する語句の原文を示す。例: 市民(citizen)。

### 3. 文中では、比較しやすいように算用数字を数えられる単位に多用する。ただし、熟語や

成句には、漢数字を使う（第一、日系一世・二世、一つには、など）。

4. 文中の上記略語の原型、また軍関係者の階級・役職は、各章ごとに初出する。
5. 文中に引用した英文資料の和訳は全て筆者によるものである。したがって、(筆者和訳)と引用後に記す。ただし、その要約、句、節を抜粋して鉤括弧で短文に引用する場合は、これを省くことがある。また、原文の日本語・英語の判別は注を参照されたい。
6. 出典は、英文と和文を併記することがあるため、句読点（、。）ではなく、コンマとピリオド（, .）で統一した。また煩雑な出典を防ぐため、前掲書・同前書の場合の「書」には、刊行書、新聞記事、草稿を含める。ただし、同前または前掲を用いた「論文」、「オーラルヒストリー」という場合は、先行するそれぞれの資料を指し、他は含めない。
7. 出典の参考文献は、各章の初出ごとに改める。
8. 参考文献一覧では、著者名のある回顧録・随筆は全て文献に含む。オーラルヒストリーは文字起こしがされているもの、されていないものに関わらず一括した。なお、使用言語が日本語・英語にかかわらず、資料所蔵先の目録にしたがい表記する。

## 【 目 次 】

序章 戦時強制収容の包括的理解へ向けて .....	1
第1節 問題の所在と背景 .....	1
(1) 戦時強制収容の計画と実行 .....	1
(2) ハワイ日系人への評価と戦時強制収容への認識 .....	3
第2節 研究史と先行研究の問題点 .....	6
(1) ハワイの歴史のなかでの日系人の戦争体験として .....	7
(2) ハワイの日系人強制収容研究—その発展 .....	7
(3) 日系人強制収容研究—法制史の立場から .....	10
(4) 「ホノウリウリ研究」 .....	11
第3節 本論の課題 .....	13
(1) 抑留対象者の変化からみたハワイ戦時強制収容 .....	13
(2) 抑留所機能の変遷からみる強制収容政策の目的の変化 .....	16
(3) 抑留所の時期区分の設定 .....	18
(4) 本論で用いる資料とその検証方法・考察範囲 .....	21
(5) 本論で使用する用語 .....	24
第4節 本論の構成 .....	26
第1章 ハワイ日系人戦時強制収容史におけるサンドアイランド抑留所の再検討 .....	32
第1節 はじめに .....	32
第2節 開戦とサンドアイランド抑留所の設立 .....	35
(1) 日系人強制収容の対象者の選定と一斉逮捕 .....	35
(2) 抑留所建設計画 .....	37
第3節 初期のサンドアイランドの環境 .....	40
(1) 抑留者の居住空間 .....	40
(2) 抑留所の規律 .....	42
(3) 管理側の抑留者への処遇 .....	44
第4節 管理体制の変化とその記録 .....	47

(1) スプリンガー所長の着任と規則改定 .....	47
(2) 「サンドアイランド記録簿 第四巻」 .....	48
(3) 娯楽と自主活動の記録 .....	49
(4) 管理体制の緩和 .....	54
(5) スプリンガー所長の抑留所運営の模索 .....	56
第5節 サンドアイランドの設備向上と抑留者の生活 .....	57
(1) 視察報告書にみえる好評価 .....	58
(2) 木造棟での生活の変化 .....	60
小括 .....	63
<b>第2章 面会制度にみる戦時強制収容「継続期」—ホノウリウリ抑留所の機能と     日系人抑留者の生活 .....</b>	<b>76</b>
第1節 はじめに .....	76
第2節 サンドアイランドの閉鎖とホノウリウリの開設 .....	77
(1) 抑留者の本土移送 .....	77
(2) サンドアイランドからホノウリウリへの移転まで .....	80
(3) ホノウリウリ抑留所の設営環境 .....	83
(4) ホノウリウリ抑留所の拡大とその設備 .....	85
第3節 戒厳令下の強制収容と日系コミュニティ .....	89
(1) 軍政府の政策 .....	89
(2) 強制収容の継続 .....	90
(3) 密告への恐怖 .....	92
第4節 面会制度の利用 .....	93
(1) 面会の概要 .....	93
(2) 「家族収容所」の検討と見送り .....	94
(3) ハワイで抑留された人びととその家族 .....	96
(4) 面会の方法 .....	96
(5) 「面会禁止」という方策 .....	98
第5節 抑留者と家族の物資の交換と抑留生活 .....	100
(1) 物資持ち込みの諸条件 .....	100

(2) 下駄作りと抑留生活 .....	101
(3) 禁止物資の持ち込みと密造酒 .....	102
小括 .....	104
<b>第3章 ホノウリウリ抑留所／捕虜収容所史の再考</b>	
<b>一日系人抑留者のみせた「抵抗」の軌跡から .....</b>	<b>112</b>
第1節 はじめに .....	112
第2節 「継続期」の日系人抑留者 .....	115
(1) 日系二世・帰米二世抑留者の割合 .....	115
(2) 「帰米の危険視」の定着 .....	116
第3節 太平洋の中に位置するホノウリウリ捕虜収容所 .....	120
(1) 中継地点としてのハワイ .....	120
(2) 戦争避難民の受け入れ .....	123
(3) ホノウリウリ捕虜収容所の日本人捕虜 .....	124
第4節 帰米二世と捕虜の接触 .....	126
(1) 日系人抑留者の労働 .....	126
(2) 捕虜の食事の世話 .....	129
(3) 「同胞意識」という反感 .....	133
(4) 日本人捕虜への日系人抑留者の同調 .....	134
第5節 日系人抑留者の抵抗のかたち .....	136
(1) 戒厳令撤廃とホノウリウリの変化 .....	136
(2) 語学兵へのリクルートと釈放の境界線 .....	137
(3) 戒厳令撤廃と釈放拒否による強制排除処分 .....	140
小括 .....	141
<b>第4章 戒厳令撤廃以降の日系人抑留者たちと戦時強制収容の終焉</b>	
.....	151
第1節 はじめに .....	151
第2節 戒厳令撤廃前後のホノウリウリの様子 .....	153
(1) 「収束期」の視覚化 .....	153

(2) 戒厳令撤廃と大統領行政命令 9489 .....	155
第3節 日系一世の抑留継続 .....	157
(1) 「陸軍憲兵局史」の再検証 .....	157
(2) 戦争終結まで残された一世抑留者たち .....	159
第4節 続帰米二世抑留者 .....	162
(1) 抑留事情の背景と特徴 .....	162
(2) 共通性と傾向 .....	164
(3) 周縁に立つ心境 .....	165
第5節 徴兵忌避とその周辺 .....	166
(1) マサオ・アキヤマとハワイの社会の反応 .....	166
(2) マモル・サダナガの心情 .....	169
(3) 徴兵忌避の周辺 .....	171
第6節 日本送還と「帰米二世暴力事件」 .....	172
(1) 日本送還希望の表明 .....	172
(2) 「帰米二世暴力事件」の経緯 .....	175
(3) 加害者となった当事者の語り .....	178
(4) トューリレーク隔離収容所への強制排除 .....	181
第7節 日系人抑留所の終焉 .....	183
(1) 一斉釈放 .....	183
(2) 最後の抑留者 .....	184
小括 .....	187
終章 日系人強制収容の歴史的変遷 .....	197
(1) 強制収容の対象者の変化にみるハワイ強制収容の実像 .....	197
(2) 抑留所機能の変遷からわかる抑留生活 .....	200
(3) 強制収容の形骸化 .....	206
参考文献 .....	208

## 【図表一覧】

図表 0-1	オアフ島抑留所一時監禁所 地図	14
図表 0-2	サンドアイランド抑留所・ホノウリウリ抑留所人数変化	19
図表 0-3	ハワイ諸島内における逮捕・抑留から仮釈放・釈放までのプロセス	20
図表 1-1	一時抑留所建設計画案：スコーフールド軍用地	41
図表 1-2	サンドアイランド記録簿	74
図表 1-3	日系人抑留者の野菜作りの活動	75
図表 1-4	サンドアイランド地図 1942 年 4 月	53
図表 2-1	抑留者本土移送の日時と人数	78
図表 2-2a	ハワイからの本土移送者	81
図表 2-2b	ハワイからアメリカ本土への移送者数(1945 年 10 月 9 日)	81
図表 2-3a	サンドアイランドからホノウリウリへの「移転」時の人数変化	82
図表 2-3b	本土移送の抑留者人数と内訳	82
図表 2-4	ホノウリウリ抑留所「地獄谷」地図	88
図表 3-1ab	再審問結果報告（抜粋）1943.6～1944.2	117
図表 3-2	ハワイで収容された戦争捕虜数（エスニック・グループ別）	121
図表 3-3	ホノウリウリ捕虜収容所における戦争捕虜の推	122
図表 3-4	「ホノウリウリ考古学ベースマップ」・拡大図	127
図表 4-1	ホノウリウリ抑留所における抑留者数の変遷〔収束期〕	154
図表 4-2	ホノウリウリ抑留所の一世代抑留者数の変化(1944.11～1945.9)	158
図表 4-3	ホノウリウリ抑留所にいた一世代抑留者の概要 1945 年 9 月 11 日	160
図表 4-4	続帰米二世抑留者背景一覧	163

## 【写真一覧】

写真 1-1	サンドアイランド記録簿 1942 年 8 月 19 日	50
写真 1-2	サンドアイランド建設中の木造棟 1945 年	61
写真 2-1	ホノウリウリ抑留所全景	87
写真 3-1	ホノウリウリ抑留所概観	127



【巻末参考資料】

巻末参考資料 2-1 .....	app. 1
巻末参考資料 4-1 ホノウリウリ二世ボーイズからの手紙.....	app. 3

## 序章 戦時強制収容の包括的理解へ向けて

### 第1節 問題の所在と背景

本論は太平洋戦争下の日系人強制収容の政策が及ぼした抑留所機能の変遷を見据え、またこれによりいかに抑留者の体験が形成されたのかを分析しながら、ハワイ戦時強制収容史を再検討するものである。

#### (1) 戦時強制収容の計画と実行

1941年12月7日（現地時間）にハワイの真珠湾が日本軍に攻撃されて開始したハワイの戦時強制収容は、開戦直後に事前にリストアップされていた抑留対象者の逮捕が行われた。これらの逮捕者の多くは「敵性外国人」となった男性であり、彼らは、各島の一時監禁所に拘束され、審問を受けて抑留処分とされる手続きを踏みながら、ハワイ各島の抑留所に抑留された。その後、抑留者はアメリカ本土へ移送される者とハワイへ残る者とに分けられながら、抑留者と家族が別離するという形態を生み出した。これは、家族ごと収容施設に入れられたアメリカ本土の強制収容とは全く異なる。

このため、ハワイの一部の抑留者は家族とアメリカ本土の収容施設に向かった。さらにそこから日本へ送還される、本土で釈放される、また戦争終結後にハワイへ戻るという選択があった。ハワイでかつて逮捕され抑留された人びとは1,400人前後と言われたが、今日では、約2,000人が抑留されたとの調査がある<sup>1</sup>。また、「自主的」に本土の家族で収容される施設に移動した抑留者の家族などが約1,000人以上いたとされる<sup>2</sup>。

そもそもハワイで強制収容があったということを知る人は少ないと言われてきた。先行研究については次節で述べるが、ハワイの強制収容の研究史はアメリカ本土ほどの発展はみせていない。近年になり、ようやく政策や抑留体験についての研究、そして2004年に抑留所跡地の特定がされ始めた。本土の西海岸諸州では日系人が強制的に居住地区から排除され収容された数は、12万人にも上った。このことに比べれば、ハワイでは当時の日系人人口約15.8万人のうちの、1%ないしは2%のマイナーなものとなされ、ハワイの日系人の「損害」はさほど大きなものではないと考えられる傾向があった。

こうした強制収容の準備は、ハワイの日本人・日系アメリカ人（以下、日系人）の動向の調査が、すでに1918年から陸軍情報部 (Military Intelligence Service) で始まった。オキ

ヒロ(1991)によれば、1920年代後半までに日系人に関するハワイ支部の歴代の高官による報告書が、少なくとも6件まとめられて本土へ報告されていた<sup>3</sup>。1920年代は、アメリカ全土において反日感情が高まった時期でもあった<sup>4</sup>。

これらの報告のなかでは、まずハワイの日系人の急激な人口増加と日本語学校や仏教施設を通じた文化活動、その後、日系人居住区の集中、二世教育、などがその経済力の強化とともに問題視されるようになる。こうした調査報告のなかでは「日系コミュニティのリーダーたち」と明記された領事館職員、大学教授、宗教家、日本語学校校長、邦字新聞社職員、ビジネスマンなどが、日系コミュニティのなかで影響力のある危険な対象としてリストアップされていった<sup>5</sup>。これが後に、1935-1937年の間にハワイの陸軍情報部長であったパットン中佐 (G. S. Patton, Jr.) が作成した「オレンジ国民(日本人)拘束計画 (Plan: Initial Seizer of Orange Nationals)<sup>6</sup>」と題された対象者の選定とその詳細な抑留計画としてまとめられた<sup>7</sup>。これは27ページにわたる計画書であり、戦時におけるハワイの治安を維持するため、日本人を拘束する計画、その具体的方法の二部構成になっている<sup>8</sup>。

「オレンジ国民拘束計画」には、職業別の逮捕者リスト、停止予定の民間ラジオ局、断線予定の電話番号、押収予定の事業会社、などを含んだ具体的なものである<sup>9</sup>。「人質」(hostage) と書かれる抑留対象者は全部で128人であり、その内訳はオアフ島から94人、その他のハワイ諸島から34人、日系一世が95人、日系二世が33人であり職業別にリスト化されている<sup>10</sup>。またパットンは、この計画を遂行するにあたって戒厳令の施行を提唱している<sup>11</sup>。

このハワイの計画は、連邦政府内で討議されていた「日系人対策」についてのほんの一端に過ぎない。アメリカ連邦司法省と陸軍省が、日本と開戦になった場合に「敵性外国人」となる人びとを逮捕・抑留することを最終的に合意したのは、1941年7月18日だと言われる<sup>12</sup>。山倉(2011)が「在米敵性枢軸国人逮捕・抑留計画」と呼ぶ計画は、ハワイ準州(以下、ハワイ)だけでなく、アメリカ全土、アラスカ準州、マーシャル群島やラテンアメリカ諸国を含んだ広範囲な地域で、それぞれの地域の政府とともに進められ、「危険とみなした人物」の逮捕計画の立案と人選が行われていたと指摘されている。そして、太平洋戦争開戦直後には、この計画に基づく抑留が実行され、その数は合計25,000人に上ったと言われる<sup>13</sup>。

開戦以降のアメリカ本土とハワイの戦時強制収容は、それぞれ異なった形態、規模、そして経過をたどった。アメリカ本土では、1942年2月19日に大統領行政命令9066にロー

ズベルト大統領が署名したことにより、西海岸の指定された地域に暮らしていた約 12 万人の日系人全てを各地の抑留所などの収容施設に強制収容した。これは強制立ち退きとも呼ばれるように、住居を捨てさせられて政府が呼ぶところの集合所・転住所・抑留所<sup>14</sup>へ日本人・日系アメリカ人を収容する政策であった<sup>15</sup>。こうしたアメリカ本土の戦時強制収容には重厚な研究史があり、戦時下の日系人の強制収容体験や政府の政策は現在も広く研究されている<sup>16</sup>。しかし、ハワイの強制収容については、未だ明らかになっていない部分が多い。

## (2) ハワイ日系人への評価と戦時強制収容への認識

ハワイの戦時強制収容が行われた背景を考える時、ハワイで日系人の人口増加を背景とした「日系人問題」(Japanese Problem) が重要となる<sup>17</sup>。日系人問題は、アメリカ本土ではいわゆる排日キャンペーンが西海岸を中心に 1890 年代に行われているのに対し、ハワイでは 1910 年頃に、日本語学校での教育に対する批判として顕在化している<sup>18</sup>。この頃、日本人の人口増加に対して、「日本政府が日系人の数を増やしてハワイを乗っ取ろうとしている」との脅威論が新聞紙上で発表されるようになっていった<sup>19</sup>。

では、なぜ日系人が対象となったのかを、日本人移民の歴史からみてみたい。ハワイに日本人が入植したのは 1868 (明治元) 年以降の事であり、1924 年に移民法が改正されて帰化権のない外国人の入国が制限されるまでに約 20 万人が渡航したと言われている<sup>20</sup>。1939 年には 157,905 (以下、約 15.8 万) 人の日系人のうち、日本人 (日系一世) は 37,353 人、その残りは、日系二世以降と、その多くがすでにアメリカ市民となっている<sup>21</sup>。この約 15.8 万人の日系人は、当時のハワイの総人口約 46 万人のうち 34.3%<sup>22</sup>に達するほどの急激な人口増加を遂げていた。この人口増加がアメリカ情報機関などをして「国家の安全にとって危険とみなした人物」への対策を用意させた要因の一つとみなすことができる。

では、「危険視されていた日系人」はいかにして戦後に評価されたのであろうか。ハワイの戦前での日系人に対する評価は、強制収容の契機にもなった太平洋戦争 (アメリカにとっては第二次世界大戦と呼ばれる) を介してみられる。こうした戦後の日系人への評価をみることで今日における「日系人問題」が残した課題を考える必要がある。

太平洋戦時下ハワイの日系人を調査した社会学者アンドリュー・リンド (A. Lind) は、日系人はこの戦争により脅威を感じさせられたと前置きした上で「多様性のある人生の選択に参加できるようになった」と日系人全体の戦争体験を評価した。さらには、「戦争が (生ん

だ) 苦悩として、数千の若い命が戦場で犠牲となり、彼らの両親・親類の経験した痛みから、かつてみられなかったアメリカ人の価値観と理念に貢献する気質が(日系人の中から)生まれた」[筆者訳・括弧内加筆]とさえ言い放っている<sup>23</sup>。1946年のこの日系人に対する評価は、戦争での犠牲を払うことで「アメリカ人として」ハワイの社会に参加する「資格」を得たかのような、おそらく当時の世論を反映したものであろう。リンドのいう「数千の若い命」とは、日系人部隊と呼ばれる多くの戦死傷者を出した第442連隊戦闘部隊・第100大隊のことを指す。ハワイ出身の兵士がこの部隊でヨーロッパ戦線において戦った結果、戦傷者に与えられる名誉戦傷章(Purple Heart)の数がアメリカ史上最も多く記録されたことはあまりにも有名である<sup>24</sup>。

これは、アメリカの戦争に協力した日系人というイメージが、ハワイ日系人史の主流を支配するようになったとも言い換えられる。この戦争協力には、例えば、銃後の活動として1942年2月に非常時奉仕委員会が発足し、軍部との連絡・啓蒙・就職活動・カウンセリング・日系団体の整理を行ったことが含まれる<sup>25</sup>。

戦後におけるハワイの社会からの日系人の評価だけでなく、日系人が構成するコミュニティ(以下、日系コミュニティ)がこのイメージに沿ったいわば歴史を描いてきたことも否定できない。戦前のプランテーション労働者として日系人が社会経済的に最下層に位置せざるをえなかった時代に始まり、太平洋戦争を経て「モデル・マイノリティ」へとたどりついた「発展の歴史」である。なおかつ、戦後に従軍経験者から政治的なリーダーといえる日系人初の連邦下院議員が1959年に<sup>26</sup>、また日系人初の州知事が1973年に選出され1986年まで在任したことを<sup>27</sup>、エスニック・グループとしての「成功」を象徴するとみなす者も少なくないであろう。

アメリカ社会における「モデル・マイノリティ」という議論とは別の位層における評価として、ハワイでは戦後長らく「日系コミュニティの指導者たち」が強制収容の犠牲者となったとされてきた。たしかに、この問題の前提には、情報機関が作成したリストにもとづいて開戦直後に逮捕・抑留された「日系コミュニティの指導者たち」が主たる抑留者として、一般的に認識されてきたことが挙げられる。彼らの多くは、開戦翌日に開設したサンドアイランド抑留所に一時的に拘禁され、アメリカ本土へ移送された。しかしながら、その後、1943年3月にサンドアイランド抑留所が閉鎖されてホノウリウリ抑留所が開設したことは、日系人史あるいはハワイ史でも言及されてきた<sup>28</sup>。また、ここには「日系コミュニティの指導者層たち」とは異なる社会的な背景を持つ人びとが抑留されていたことに

は、注目が集まりにくかった。

このサンドアイランドでの日系人強制収容が知られてきた背景には、開戦直後に一斉逮捕された人びとのなかにその体験を発表した者が少なからずいたことがある。この時期の抑留者は終戦直後に主に新聞に寄稿する形で彼らの体験を描写してきた。「指導者層」と言われた彼らのなかには、日系コミュニティの論客であった邦字新聞関係者などがいた。特に代表作とみなされるのは、相賀安太郎（号・溪芳）の『鉄柵生活』（1948）である。相賀の著書は、日布時事社の主筆として鍛えられた克明な描写法によって、サンドアイランドの事情や各「転住所」（後述）での出来事を伝えるハワイの日系人強制収容の記録として読まれてきた。これは英訳され、*Life Behind Barbed Wire: The World War II internment memories of a Hawai'i issei* (2007) としても出版された<sup>29</sup>。このことは、ハワイの日系人の強制収容の認識だけでなく、アカデミズムにも少なからず影響を与え、相賀の著作が参照されながら抑留者の体験が「過酷な条件のもとで耐えた日系人抑留者」のイメージに当てはめられてきたと言える。これは、「戦争体験として多くの犠牲を払った日系人」の像と少しかけ離れながらも「忍耐」や「犠牲」という日本的な価値観を媒介として結びついている評価である。

ところが、21世紀になって日系人強制収容をめぐる歴史認識が、サンドアイランドの後身として使用されたホノウリウリ抑留所跡地の確認を受けてめまぐるしく変わってきている。ホノウリウリ抑留所は1999年からボランティアによる所在地の調査が始まり、2006年にその場所が考古学的に確認され、ハワイの強制収容に関心が集まった<sup>30</sup>。2015年2月19日にはオバマ大統領の署名により国定史跡に指定され、現在その整備計画が国立公園局の主導で進んでいる<sup>31</sup>。

ホノウリウリ抑留所での抑留者の体験は、比較的新しく知られるようになったものの、著作やオーラルヒストリーを残した上記相賀のような一部の抑留体験者がクローズアップされ続けた。相賀に代表されるような本土へ移送された一世の抑留者は、終戦から間もなくハワイへ帰還し、歓迎を受けたことも終戦のイメージと重なり人びとに記憶されたのであろう。

一方で、ホノウリウリ抑留所において抑留された者は、戦後にその体験を語らなかったと考えられやすい。しかし、彼らはリドレス運動に連動してハワイの邦字新聞紙上でその体験を発表している<sup>32</sup>。リドレスとは、1970年代後半から本格化した戦時強制収容に対するアメリカ政府の謝罪や補償金を求める動きであり、戦時強制収容を差別的政策としてア

アメリカ国家に認めさせ、1988年まで賠償責任を果たすところまで発展したものである。

ところが、近年、ホノウリウリ抑留所をめぐる関心が高まった頃には、抑留体験者の多くがすでに他界していた。それでも「ホノウリウリ体験者」の証言の需要は高く、まだ語ることができる人に大きな関心が向けられた。例えば、ラジオ番組の制作にも携りジャーナリストとして知られるジャック・タサカ（田坂養民）の証言が求められ、研究者やハワイの教育普及活動に携わる人びとが複数回にわたりオーラルヒストリーを記録してきた<sup>33</sup>。

むしろ、本論でもタサカの証言は貴重な資料として依拠するところは大きく、それを残そうとした取り組みは評価すべきである。また、こうした取り組みはホノウリウリ抑留所での抑留者の体験に対する社会的認知を促した。しかし、このことは、強制収容の「犠牲者として耐えたが、戦後にその体験を語らなかつた日系人」という日本的な価値観と背中合わせで評価されやすい。なぜならば、長期にわたり、彼らの体験は語られていたにもかかわらず、さほど注目を浴びなかつたからである。

戦時強制収容の体験を語ることは簡単ではなく、当事者と聞き手の間には、世代や社会的な位置、また家族関係の違いがあり、ハワイでは、コミュニティ全体が共有すべき過去ではなかつた。しかし、近年はホノウリウリ抑留所に抑留された人びとの存在が知られ、彼らの戦時強制収容は、知られざる苦難の経験から、コミュニティ全体が共有すべき過去へとシフトした。

本論はハワイの日系人にとっては、ようやくその全容理解への関心が高まっている日系人強制収容を総合的に捉え直し、より豊富な歴史像へとつなげるものである。

## 第2節 研究史と先行研究の問題点

ハワイ日系人の戦時強制収容に関連した研究は、アメリカ本土を中心に行われた日系人強制収容・排除計画の研究に遅れをとりながらも、日系人史、ハワイの歴史、考古学、法制史、などのアカデミックな分野において研究が蓄積されてきた。そして、21世紀に入ってから民間レベルでの歴史を発掘しようとする取り組みによって、飛躍的に研究が発展している。この取り組みは、ハワイの地域社会における知られざる戦争の歴史を発掘しようと2000年前後に始まり、オーラルヒストリーの収集や抑留所跡地の保護活動、ドキュメンタリー制作、フォーラムの開催などを含む歴史の共有が同時多発的に起きながらアカデミックな研究を後押ししてきた。「抑留所跡地保護活動」は、「歴史を発掘する」と快活な運動の印象を与える展開を見せた。したがって、本研究では教育普及などの非アカデミック

な領域での活動を含めて一連の研究史・活動史として以下にまとめて整理する。

(1) ハワイの歴史のなかでの日系人の戦争体験として

前掲アンドリュー・リンドが戦時下にハワイ大学社会科学部に設置された戦時調査研究所 (War Research Laboratory) における調査結果から執筆したのが、先に引用した「ハワイの日系人—民主主義の実験」(*Hawaii's Japanese An Experiment in Democracy*) である。1946年に戦時下のハワイの日系人についてすでに出版されたこの書は、移民したエスニック・グループがアメリカ人への同化を期待され、それに熱心に応えたという「人種融和説」を提唱した。これは先にみたように、アカデミックな研究においても、「日系人のアメリカ化」というナラティブの生成に影響を与えてしまった。この「人種融和説」に反論を唱えて「アメリカ化しなかったハワイ日系人」の太平洋戦争体験を、戦時下の日系人の動きから社会史的に分析したのは、島田法子 (2004) による研究である。特に、日本語学校、仏教、神道が強制収容の打撃を受けて解体し、後に再生する過程を整理した<sup>34</sup>。しかし、島田の研究は、戦後に日本文化のリバイバル現象を起こした「アメリカ化しなかった日系人」に議論を集中させる傾向がある。また、強制収容の影響に関しては、本論で問題にした「日系コミュニティの指導者層」に限定して表面的にとらえてしまっている。

他方で、ハワイ大学で戦時下に資料を収集したもう一つの研究成果として1950年に出版されたのが、グウェンフレッド・アレン (G. Allen) による *Hawaii's War Years 1941-1945* である。多くの研究者が参照しているこの著書は、ハワイ大学の研究者が第二次世界大戦中に収集した資料をもとに同大学ハワイ戦時記録書庫 (Hawaii War Record Depository) の資料収集の成果として出版されたものである。戦時下のハワイ軍政府の動きと市民生活の様子が豊富な資料からまとめられている<sup>35</sup>。特に、社会に残された抑留者の家族への救済措置、またアメリカ本土からハワイへ帰還した抑留者とその家族を含む広範な描写がある。しかし、先述のローゼンフェルドは、アレンの資料を駆使した詳細な叙述を評価しつつ、当時のハワイ準州内でアクセスが可能な資料に限られた記述であり、アメリカ国立公文書館収蔵の資料を取り入れられなかったことによる偏狭性を否定できないとしている<sup>36</sup>。

たしかにハワイの戦時に関する軍資料はそのほとんどがハワイの公文書館に残らず、戦後にアメリカ本土へ移管されたと言われており (ハワイ州立文書館のアーキビストとの会話による、2014年10月) ハワイで入手できる軍政府の政策に関する資料が限られていた。



## (2) ハワイの日系人強制収容研究—その発展

ハワイの日系人強制収容に焦点を絞ったアカデミックな研究は、1983年にデニス・オガワ&エバーツ・フォックス (D. M. Ogawa & E. C. Fox Jr.) が発掘した公文書からまとめた論文にはじまる。これは簡潔ではあるものの、ハワイの強制収容の仕組みや対象者を明確に解説している点において、後年の研究の指針になったといえる。またオガワの功績は、この論文だけでなく、助成金を得てハワイの強制収容に関する資料を収集し、コレクション “Japanese American Relocation and Internment: The Hawaii Experience, 1942-1982 (以下、JIRHE)” を設立してハワイ大学に寄贈したことであろう。これには、アメリカ国立公文書館の文書類、またハワイで収集した抑留者と家族の書簡、抑留体験者のオーラルヒストリー、写真などが含まれる。特にこのインタビューの音声資料は1981年10月27日から1983年1月29日の間に抑留体験者10人に聞き取り調査をしたハワイでは初の取り組みである<sup>37</sup>。このコレクションは後に複製され、ハワイ日本文化センター (以下、JCCH) に寄贈された。

そして、1982年にパッツィ・サイキ (P. S. Saiki) が抑留者とその家族、ならびに軍当局の関係者58人にインタビューを行い、それに基づいて物語として仕立てた著作が刊行される。サイキは同書をリドレス運動に参加する過程で出版した。この特徴は、ハワイ出身の抑留者の体験を実名入りで抑留所ごとにまとめたダイアログが占める割合が多い点である。そのインタビューの要約を含んだ資料をサイキはJCCHに寄贈した<sup>38</sup>。

1984年のマイケル・スラックマン (M. Slackman) の論文は、上記で示した通り、戦前の強制収容計画の原型とも言える1935-1937年の間にハワイの陸軍情報部長であったパットン中佐により作成された計画書を資料紹介として発表したものである<sup>39</sup>。この報告が作成された時にすでにハワイ諸島全域から128人を抑留対象者として選定していたことを明らかにした<sup>40</sup>。

上記の3点の研究は、1980年に入り、アメリカ本土と連動してハワイ州でもリドレス運動が起きた時に出版されたものである。リドレス運動の影響を受けてか、これらの研究は収集した資料の価値が高く評価できる。ただし、オガワとフォックスの論文はあまりにも短く、またサイキの著作はなぜかフィクションという形態を取っているため、本格的な日系人強制収容の研究は、1991年のゲアリー・オキヒロ (G. Y. Okihiro) の著作を待たねばならない。

公文書とオーラルヒストリーを駆使した研究書の後半部分で、戦時強制収容を取り上げ

たオキヒロの『サトウキビ畑の火事』 *Cane Fires* においては、1910年代後半から日系人全体が危険な存在としてアメリカ政府に注視されていた「日系人問題 (Japanese Problem)」から端を発して、戦時強制収容は日系人への差別の延長線上で実施されたととらえている。オキヒロの研究成果の一つは、連邦政府の指示によりハワイ陸軍が着手した戦前からの抑留計画について明らかにしたことである。また、アメリカ公文書館の所蔵資料とオガワが収集した JIRHE の資料を用いて、サンドアイランド、ホノウリウリ各抑留所での抑留者の体験を初めて描写した研究書である。しかしオキヒロが捉えようとしたのは、ハワイの日系人がいかに「差別的な処遇」を長年に渡り受けたのかであり、強制収容もその文脈のなかで位置づけされる。したがって、抑留者の過酷な体験を示唆する「証言」を中心に論述する傾向がある。

1998年の山倉明弘の論文は、ハワイの日系人強制収容に関する国内では初めての論文である。ハワイの強制収容の逮捕、取り調べ、処分の決定プロセスを公文書と手記やオーラルヒストリーで明らかにしている。続く、1999年の論文では、ハワイの軍政府が一部の日系人を抑留することにより日系人全体を牽制し、コントロールしていたことを「封じ込め政策」であったとの見解を示した<sup>41</sup>。この論文は、抑留者の家族に焦点を当てた初の論文でもある。なお、山倉の2011年の著作については、次項の「日系人強制収容研究—法制史の立場から」で後述したい。

2003年になり、アメリカ合衆国連邦政府による戦前からの強制収容の計画を明らかにしたのは、マクロな枠組みでの日本人政策を取り上げた、テツデン・カシマ (T. Kashima) の研究である。ここでは、アメリカ本土だけでなく、アラスカ、ハワイ、南米など地域ごとに捉えた強制収容の比較研究により、ハワイで行われた強制収容の特徴を明らかにした。また、本研究で言及する帰米二世の抑留対象化にいち早く指摘があった。

カシマの研究は強制収容の逮捕・抑留のプロセスと仕組みが詳細に公文書をもとに語られ、その後の研究を後押ししたものと言える。この点の解明は先述した山倉の論文によりすでに示唆されていたが、カシマの著作は英文のために多くの研究書で引用されることになった。カシマもオキヒロと同様に、公文書とオーラルヒストリーを組み合わせる手法を重視し、これが後続する研究に影響を与えている。ただし、カシマの研究は、その強制収容の流れに沿って議論を展開しているため、サンドアイランドについては簡潔な描写しかされていない。

その後にも少なくとも5本のハワイの強制収容に関する研究がみられる。権藤千恵

(2008) の論文では、ハワイで始まった日系人の強制収容から本土への転送までの経緯を明らかにしている<sup>42</sup>。小川真和子 (2013) は、ハワイの強制収容のプロセスを中心に検証しつつ、抑留者の受けた悲痛な体験の記憶が消される傾向があることを指摘した<sup>43</sup>。また、先述のローゼンフェルド (2011a) は、カウアイ島の事例に注目し、抑留者が家族と引き離され、オアフ島、アメリカ本土と移送された後、地元に戻った苦痛をとまなう体験をまとめた<sup>44</sup>。なお、ローゼンフェルドは 2014 年に、ヨーロッパにルーツのあるハワイの民間人が、「ドイツ系」や「イタリア系」と偏見を付されて一括して抑留されていた実情を明らかにする論文を出している。また、サンドアイランドやホノウリウリの概説をオンライン百科事典に執筆するなど、近年において、強制収容に関して多数の執筆がある。

また、ケリー・ナカムラ (K.Y. Nakamura) のハワイ島の強制収容に関する研究が 2017 年に出版され、これまでのオアフ島中心の研究動向とは異なるハワイ島の事情を本土移送された抑留者の体験を中心にまとめている<sup>45</sup>。ナカムラはまた、ハワイの日系人の文化史・政治史に注目した 2008 年の博士論文の中で、強制収容についても 2 章を割いている<sup>46</sup>。とりわけ、強制収容されてからハワイからアメリカ本土を経由して日本へ送還された人びとを越境的に捉える視点が特徴的である。

以上がハワイ日系人強制収容の主流となる研究の概略的な流れである、近年においても、発展したことが一瞥できるが、これが全てではない。なかでも発展の目覚しいホノウリウリ抑留所に関する研究は、本節 (4) 「ホノウリウリ研究」において述べる。

ただし、これらの先行研究について筆者が問題だと感じるのは、限られた収蔵先に保管される英語資料を中心に記述されてきた傾向である。研究者が日本語を母語とするのかどうかに関わらず、大方の研究では定番と言える書籍化済の回顧録、またトランスクリプト化されているオーラルヒストリーが共通使用されている。したがって、おのずと抑留体験にまつわる叙述は偏る傾向がある。これは前項で提起した抑留者のなかのステレオタイプ of 生成を支えてきた可能性がある。

### (3) 日系人強制収容研究—法制史の立場から

リドレスの流れを継承して、特に 1990 年代に入り、法制史 (リーガルヒストリー) の分野では強制収容をめぐる人権問題を中心に研究が盛んになった。

1997 年からはじまるハリー・シャイバーとジェーン・シャイバー (H.N. Scheiber & J.L. Shieiber) (以下、シャイバー (ズ)) を中心としたハワイの戒厳令に関する一連の研究があ

る。最初の論文となる 1997 年の「楽園のなかの銃剣」(*Bayonets in Paradise*) はハワイの強制収容を法的に可能とした戒厳令について書かれたものである<sup>47</sup>。

2016 年にシャイバーズのハワイの戒厳令に関する一連の研究が最初の論文と同名を冠して 450 頁にもおよぶ大著となった。これは、シャイバーズの長期にわたる研究テーマであるハワイの戒厳令についての集大成を提示し、その計画から施行、さらに市民に与えた影響について多岐にわたる議論を展開した。この著書のうち 4 章を日系人強制収容について割いているが、そこには、2009 年にもう一人の共著者ベンジャミン・ジョーンズ (B. Jones) と発表した論文「戒厳令下のハワイの帰米」(*Hawai'i's Kibei Under Martial Law*) が含まれている。この論文は、ハワイの帰米二世抑留者だけに焦点を当てた初の論文であり、ハワイ軍政府が次第に特権的な政策に傾倒し、日本軍の再攻撃の脅威がなくなった後にも帰米二世中心の強制収容が続いたことを示唆した<sup>48</sup>。

この『楽園のなかの銃剣』(2016) については、大量の文書を網羅した大作であり、ハワイの戒厳令と市民生活の歴史について依拠できる著作と言えるであろう。ただし、詳細な叙述の反面、百科事典のように多数の文書内容が詳細に記載され、歴史上の重要事項や流れがわかりにくいことは否めない。

他方、先述した山倉明弘の論文 (1998;1999) を含んだ著作が 2011 年に出版されている。法制史の立場からハワイの強制収容に一章を割いて、本土の強制収容との比較からその特徴を明確にしている。この著作の特徴は、法制史の文脈にそくして日系人強制収容を地域ごとにまとめた上で、強制収容に関連した訴訟やドレス、またアメリカ国家がどのように強制収容政策を終了させたのかを解説している点にある。

これらの法制史の視点から書かれた先行研究は、当時準州であったハワイが連邦政府との関わりの中で政策を決定していく過程を明瞭した点において大きな示唆を与えた。また法制史の研究がなければ、ハワイ軍政府が樹立したことにより人身保護令状<sup>49</sup>の請求が差し止められ、軍事裁判だけが行われた状況が作られ、抑留処分の決定がされた仕組みなどに関する共通理解は遅れたであろう。

ただし、あえて言うのならば、以上の研究にも問題点がある。それは、法に基づいた連邦政府とハワイ軍政府の交渉や政治的な力関係の分析などが中心となりやすい傾向があり、政府、軍政府という大きな存在の下で抑留者が直接的な影響を受けたかのような叙述になりやすい傾向である。

#### (4) 「ホノウリウリ研究」

前節でも述べた通り、近年めざましく発展した分野が「ホノウリウリ研究」とでも呼べる領域である。ホノウリウリ抑留所跡地の最初の考古学的調査を行なったのは、2006年から2010年までアメリカ国立公園局 (National Park Service) 所属のジェフ・バートンを中心としたハワイ諸島の強制収容施設関連の考古学調査である。この成果は、ジェフ・バートンとマリー・ファーレル (J. Burton. & M. Farrell 2007, 2008, 2010) のハワイ諸島 13カ所の調査報告書としてまとめられ、この研究の影響は計り知れない。これがホノウリウリ抑留所の正確な位置を確認し、その推測されうる全体像を提示する研究となった<sup>50</sup>。

バートンとファーレルを中心とした研究がその後のボランティア活動を中心とした、ホノウリウリ抑留所跡地の発掘や整備を牽引した。これが、ハワイの社会で「語られてこなかった日系人収容」という歴史認識に訴える社会運動や教育普及運動とさらにアカデミックな関心が連動するきっかけとなった<sup>51</sup>。まさに「歴史の発掘」をする活動に拍車がかかったと言える。

この頃の多くの JCCH の活動で特に注目すべき点は二つある。まず、戦後の強制収容に想いを馳せる行事となっている「追憶の日」(Day of Remembrance; DOR)<sup>52</sup>を2008年3月1日に開催し、ハワイでは初めてである抑留所跡地への巡礼を行ったことである<sup>53</sup>。そして、教育プログラム作成の補助金を得て、強制収容についてのハワイ現代史の副読書を作成し、無料ダウンロードを可能にした<sup>54</sup>。これに関連して、教員向けのワークショップも開催された。

以上のように、強制収容をめぐる活発な社会活動が2000年前後にハワイのホノルルを中心に発展し、このような状況がアカデミックな研究を後押ししてきた。

2010年に国立公園省 (National Park Service) からの補助金<sup>55</sup>を得たハワイ大学ウエストオアフ校が隣接するホノウリウリ抑留所の調査を本格的に始めた。領域横断的な研究チームの編成により「ホノウリウリ研究」の画期的な成果を提示したのが、2014年に刊行されたハワイ大学の社会学研究紀要 “Social Process in Hawaii (45)”である<sup>56</sup>。この特集号には副題に「沈黙を破って」と付され、主な成果として、日系人強制収容だけでなく、日系人以外の抑留者、また各地の戦線から戦争捕虜が送り込まれた場所であったことを明らかにしたことが挙げられる。このなかで、ハワイ日系人抑留者を対象とした、リンダ・ニシガヤとアーネスト・オオシロ (L. Nishigaya & E. Oshiro, 2014) は抑留された仏教関係者への処遇とハワイ仏教への影響を分析し、エイミー・ニシムラ (A. Nishimura, 2014) は、女性抑留者

への偏見を中心に報告している。さらにスザンヌ・ファウルガウト (S. Faulgout, 2014) は、ホノウリウリ抑留所が捕虜収容所として増設されながら多数の戦争捕虜が大西洋・太平洋から移送されてきたことを詳らかにし、ジョイス・チネン (J. Chinen, 2014) は、沖縄をルーツに持つハワイの抑留者と沖縄からの民間人捕虜とがそれぞれ異なる収容形態で同所に収容されていたことを明らかにした。

現在のホノウリウリ抑留所跡地は、国立公園省の管轄下においてボランティア参加による整備が継続され、ハワイ大学ウエストオアフ校を中心にした発掘調査が行われている。その後の国立公園省の調査が進み、ハワイ諸島内での強制収容に使用された施設は、一時監禁所も含めて 17 箇所が認められるようになり、オアフ島でも抑留所 2 箇所、一時監禁所が 3 箇所わかっている [図表 0-1] (p. 14)。これらを全て歴史施設として認定するための調査が行われている (NPS 2015, August)<sup>57</sup>。

しかし、この「ホノウリウリ研究」を形成した過程は、評価されるべきものであるものの、現在も行われている日系人の抑留生活の調査の核となる研究方法は、考古学的な検証結果をオーラルヒストリーやスケッチなどの個人的な体験を示す資料で補足するものである。また、上記の“Social Process in Hawaii (45)”においては、日系人抑留者のなかでその「マジョリティ」とも言える帰米二世の体験を取り上げていないことがある。つまり、ホノウリウリ研究は発展したものの、抑留者をカテゴリー別に提示する試みの域を出ていないと言える。

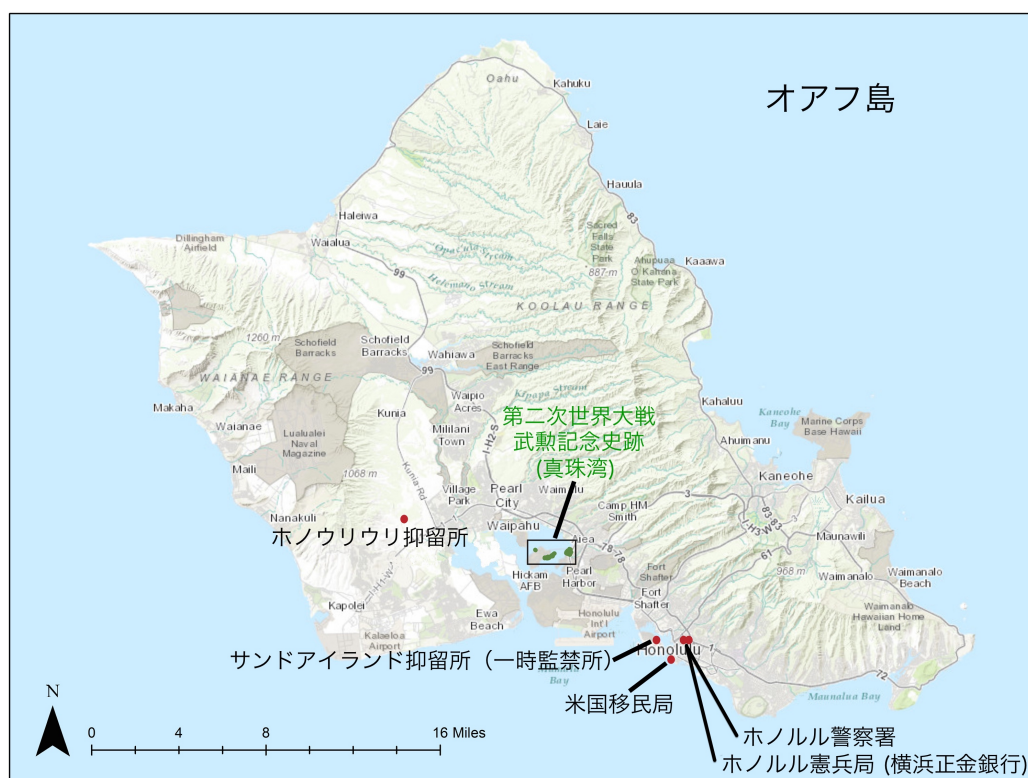
以上のように現在も発展する研究史を非アカデミックな分野もまとめて整理した。ここからみえるのは、近年になりハワイの戦時強制収容研究が社会活動とともに発展していることである。とりわけ、捕虜収容所としても機能したホノウリウリ抑留所を中心的な議論の場所とみなし、抑留者／戦争捕虜などの詳細に迫ろうとする傾向がある。しかし、多くの先行研究は、連邦政府により強制収容がいかに行われたか、また逮捕・抑留を中心とする戦争体験がいかにつくられたのかにおおむね集中する傾向がある。つまり、ハワイで戦時強制収容が始まり継続された約 4 年間のうち、その前半部分が着目を浴びてきた。

### 第 3 節 本論の課題

#### (1) 抑留対象者の変化からみたハワイ戦時強制収容

前節で指摘したように、研究史においても「日系コミュニティのリーダーあるいは、指導者層」が中心的な抑留者として描写されたものが多くみられる<sup>58</sup>。たしかに、最初の一斉逮捕によって抑留された日系人は主として、領事館職員、僧侶、牧師、日本語学校教師、邦字

[図表0-1 オアフ島抑留所一時監禁所 地図]



出典：国立公園局地図 (2017) を筆者加工

新聞記者など日系コミュニティの指導的な存在であったことにはかわりない。1983年にオガワとフォックスが論文を発表した時には、開戦直後の一斉逮捕の対象には帰米二世が含まれていたこと、ラジオ無線を持っていた漁師や少数の女性抑留者も含まれた。ところが、時を経て、もともとリスト化されていた日系人の指導者のみが最初の抑留対象者と言われる傾向がある。

他方で、カシマ (2003) により、1942年10月以降に日系人抑留者は帰米二世中心にいわば「シフトした」と指摘され、またシャイバーほか (2009; 2016) はこの帰米二世を主眼とした

強制収容が終戦間近まで続いていたことを明らかにした<sup>59</sup>。つまり、先述の「抑留者のステレオタイプ」がある一方で、ここ数年における先行研究では、日系人抑留者は、〔①一世（日本人）の指導者層⇒②帰米二世〕と定義されてきたと言える。この従来の抑留者のイメージの再検討を行い、実像を新たに提唱するのが本論の狙いである。

本論では、アメリカ国立公文書館所蔵の陸軍資料を分析し、抑留対象者を時系列で追いながら検討した結果、もう一つの段階的な変化がみられたことを新たに指摘する。この新たな段階とは、戒厳令撤廃後に抑留された人びとである。この人びとの細分化を行ったところ、当時「特に危険だとみなされた」日系人（一世・二世）と人びとだと分かった<sup>60</sup>。後者に関しては、第3章で述べる「ホノウリウリ抑留所の多面的な機能」として在外日本人の一時的な預かりであるため、ハワイ軍政府の政策とは関係ないとする。しかし、詳細は第4章で後述するが、ハワイ軍政府（後に内部保安局）の日系人強制収容政策が、明らかに変質したのは、この「特に危険だとみなされた」一世と帰米二世が戦争終結まで強制収容された背景と実情に検証することができる。

つまり、抑留対象者は【①一世（日本人）の指導者層⇒②帰米二世⇒③「特に危険だとみなされた」一世と帰米二世ほか】という変化をとげたが、いわば第三のカテゴリー（③）を含めて議論する必要がある。また、このような抑留対象者の移り変わりを追うことにより、ハワイ軍政府の段階的なコントロールの見取り図を明らかにすることを本論の一つの目的とする。

これまでの抑留対象者の説明を図式化すると以下のようなになる。

#### 従来の研究での主な抑留対象者の変化

①一世（日本人）の指導者⇒②帰米二世

#### 本論の示す新たな主な抑留対象者の変化

①一世（日本人）の指導者⇒②帰米二世⇒

③「特に危険だとみなされた」一世と帰米二世ほか

抑留対象者について、もう一つ注目すべき理由があるが、それは、上記②帰米二世抑留者への洞察を深めることである。帰米二世抑留者に関しては、先行研究のなかで指摘されても、彼らの経験そのものはあまり注目されていない。また上記③で指摘した、戒厳令撤廃後の危険だとみなされた少数の抑留者については、存在は言及されつつも、その詳細は、ほと



んど知られていない。

抑留体験者のなかでも、ハワイの帰米二世がさほど注目されてこなかった理由は不明である。しかし、先行研究を手がかりに戦前から戦時下のハワイの帰米二世について若干の説明を試みる。『ハワイ日本人移民史』(1964)によれば、ハワイに日本人が入植した 1886 年から、帰化権のない移民の渡航を禁じた 1924 年の移民法まで約 20 万人が渡航したと言われている<sup>61</sup>。1939 年には約 16 万人の日系人全体人口のうち、日系一世（日本人）は 35,681 人、日系二世以降の市民権を持つ人口は 119,361 人とその多くがすでにアメリカ市民となっている<sup>62</sup>。また 1924 年まで、父親が日本人の場合はその子は日本の国籍法により日本国籍が付与された。したがって、ハワイの日系人はホノルル日本国総領事に出生届けを出す場合があった。このようにして、日系二世のうち二重国籍を持つ者が 1940 年の出生数 3,337 人のうち 872 人になっている<sup>63</sup>。なお、この二重国籍者であることが、太平洋戦争開戦においてアメリカ政府から危険視されるファクターとなった。

これまでハワイで帰米二世を生んだ背景については、1910 年代から 1930 年代にかけて日本人（一世）の世代が日本に子供に当たる日系二世を留学させるようになったこと、また両親の労働条件や経済的理由により子育てが困難であり、日本の親戚に子供を預けて養育したことが指摘されている。また、移民した一家がハワイを引き揚げて帰国し、その子供がハワイに戻った場合もあった<sup>64</sup>。

さて、ハワイ帰米二世が帰国した後の動向については、彼らが共通して抱えた悩みが報告されてきた<sup>65</sup>。例えば、帰米二世の多くが帰国後に文化的差異を感じ、アメリカ社会で育った二世（しばしば純二世と呼ばれる）などとの隔たりを感じ、英語力の不足により、ハワイでの就職先が限定される傾向があった<sup>66</sup>。そのため、多くの帰米二世が日本語学校教師や邦字新聞の記者になったと鈴木（2004）は指摘している<sup>67</sup>。その後の太平洋戦争開戦による帰米二世への影響についても、アメリカへの忠誠心を疑われ強制収容されるか、その対極の戦争協力として日本語を生かして陸軍情報部通訳兵 (Military Intelligent Service; MIS) に志願して戦地へ赴くなどの選択があったことも報告されている<sup>68</sup>。

こうした背景を持つハワイの帰米二世を含めて、本論では、ハワイ戦時強制収容の抑留者を時系列ごとに検証することを第一の課題とする。その目的は、これまで言われてきた「日系コミュニティの指導者の一斉逮捕による集団収容」はごく初期の頃の戦時強制収容の様相であること、またリンドの見解にみられる「戦争協力をして忠誠を表明しアメリカ化を果たした」日系二世だけではないことを示すことである。またこれと合わせて、抑留対象者の移

り変わりが政策とも連動していたことも検証していく。

## (2) 抑留所機能の変遷からみる強制収容政策の目的の変化

第二の課題は、抑留所の機能が太平洋戦争を通じて変化していく過程を追うことで、強制収容そのものの意義の移り変わりを検証することである。

ハワイ日系人強制収容の先行研究のなかで、サンドアイランドとホノウリウリ抑留所で管理下に置かれた抑留者の生活に焦点を当てたものは、さほど多いとはいえない。おそらくその理由は、その抑留所ごとの空間で営まれたミクロな視点による強制収容が叙述されず、先行研究の問題点でも指摘したように、連邦政府とハワイ軍政府の関係などにみられるマクロな水準で強制収容を捉えようとしてきた傾向があったからである。

たしかに、先行研究が指摘するように、ハワイ軍政府の政策が個人の自由を脅かしたが、抑留所という場所は、所長や憲兵などに代表される管理側の方針や判断により、抑留者の生活そのものを規定したことも考慮する必要がある。本論では、抑留政策という大きな枠だけが抑留者の体験を左右するのではないことを前提とした、抑留所の具体的な管理の手法に目を向けたアプローチを取り入れる。また、抑留所機能を検証していくため、抑留所という限られた空間には、ルールやポリティクスが存在していたことに留意する。このアプローチは、【政策→抑留所管理→抑留者の体験】と図式化することができる。

抑留所機能に関しては、ホノウリウリ抑留所は、捕虜収容所としても利用されたことを念頭に置いて十分検討する必要がある。先行研究者であるアラン・ローゼンフェルド (A. Rosenfeld) が、ホノウリウリ抑留所が多数の戦争捕虜を収容していく時期を「捕虜収容所への転期」(Transition into POW Camp) と表現した<sup>69</sup>。この時期について本論では、第2・3章において、捕虜収容所としてホノウリウリ抑留所が機能する段階でそれがいかに日系人抑留者の抑留生活に影響を与えたのかを考察する。

例えば、アメリカ本土の戦時強制収容で使用された施設のなかには陸軍省管轄の抑留所があり、捕虜収容所と兼ねて運営されたため、民間人抑留者と戦争捕虜が同じ収容施設で管理された場合もある。日本人捕虜を研究した秦 (1998) によれば、ウィスコンシン州マッコイ抑留所では、日本人捕虜専用のマッコイ収容所が開設されたのは1943年5月であり、それまで捕虜の人数が100人以下に過ぎなかったために、日系人抑留所区域で同居していた<sup>70</sup>。民間人用の抑留所が捕虜収容所としても運営される場合、「抑留所」の定義は捕虜収容という業務

に影響されるはずである。そこで、ホノウリウリ抑留所の特性を議論するには、捕虜収容所と抑留所をつなぐ、一つの架橋的なアプローチが必要となる。

さらに、サンドアイランド抑留所に関して言えば、これまでの研究は少数であり、現在の主流は「ホノウリウリ研究」に集中する傾向がある。これはサンドアイランドに抑留された日系コミュニティの指導者たちの体験が言及されているのにもかかわらず、研究の進展にさほど関心が払われてこなかったとも言える。サンドアイランド抑留所の開設期間は約1年3ヶ月におよび、続く、ホノウリウリ抑留所は約2年7ヶ月もの長い期間運営された。この運営期間を通じ、日系人抑留者の生活環境も大きく変化し、抑留者はハワイの社会から物理的に隔離はされていたものの、そこには環境に対応するかたちで変容していった抑留生活が存在したはずである。

抑留所管理の変化を追っていくことは、抑留者の生活史への分析視覚でもある。したがって、本論では抑留所という限定された空間のなかで生活を送る抑留者が様々に行動し、またその時々で環境に適応しようとしていくことにも注目する。そのため、サンドアイランド、ホノウリウリ各抑留所のそれぞれの運営・管理状況にそくして、日系人抑留者の行動の変化を含めた動向がうかがえる資料を取り上げる。

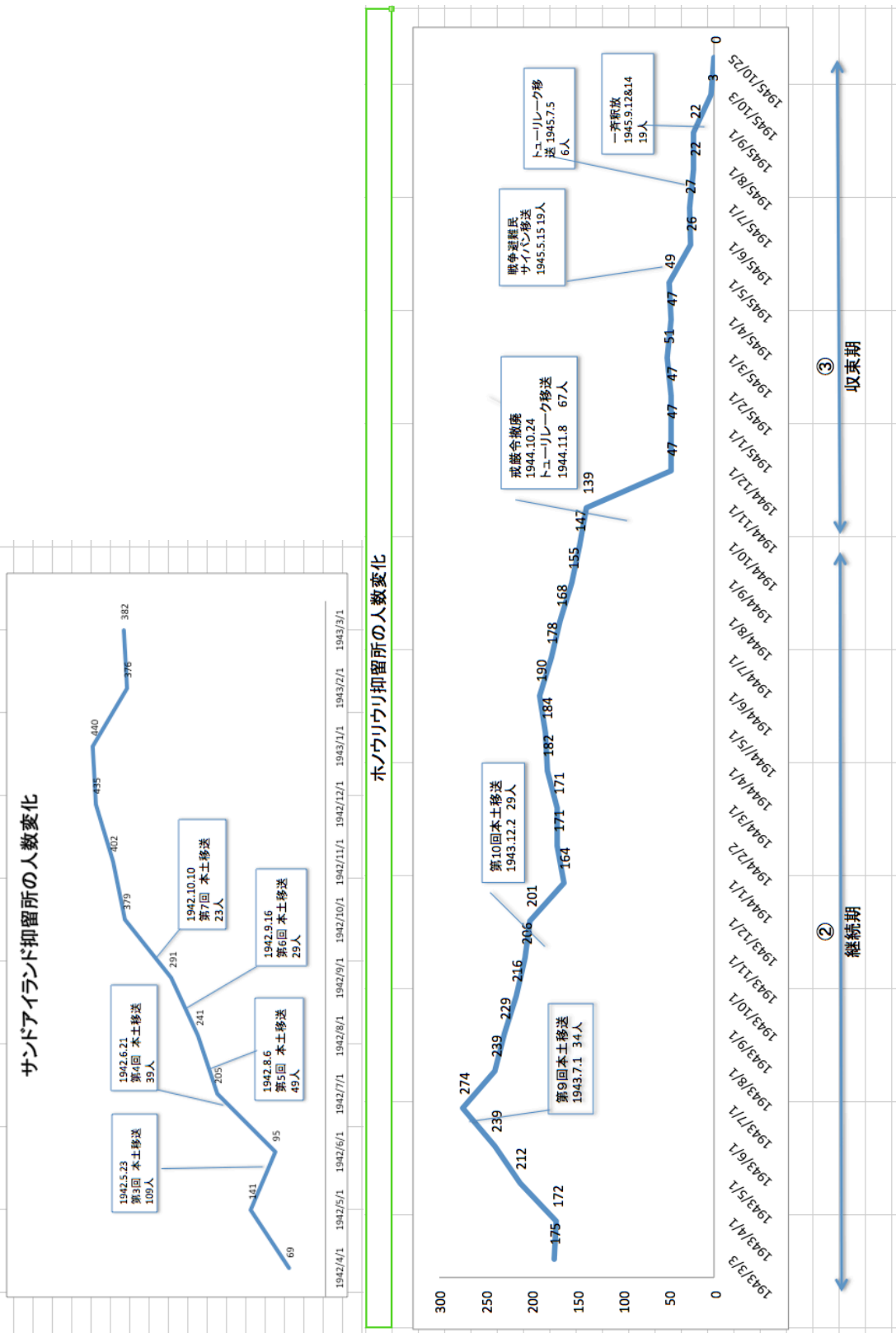
以上のように本論では、抑留所の機能の変遷にともないその役割が変化していく過程で、これに影響された抑留所管理に注目する。その上で、抑留者の言動や表現の変化を踏まえながら、強制収容の目的がいかになら変わっていったのかを検証する。

### (3) 抑留所の時期区分の設定

本論では、一貫した視点を用いて抑留所運営を分析するため、大まかな流れの上では、第一番目に開設した抑留所サンドアイランド(1941年12月8日から1942年3月2日まで)と、その後身として第二番目に開設した抑留所ホノウリウリ(1942年3月3日から1945年10月25日)、という二つの抑留所において議論を展開していく。そこで、抑留所の機能に注目した時期区分について説明する。

まず、サンドアイランド抑留所を一つの時期とみなす。続いて、ホノウリウリ抑留所は戒厳令下と戒厳令撤廃後の二つの時期に分けられる。これらをハワイ日系人強制収容の①サンドアイランド期「開始期」、②ホノウリウリ戒厳令下「継続期」、③ホノウリウリ戒厳令撤廃後「収束期」として「三段階に変化を遂げた日系人抑留所」というタイムラインを設ける。このタイムラインにそって議論を進めることで、より抑留所機能の変遷が明確に

[図表 0-2] サンドアイランド抑留所・ホノウリウリ抑留所人数変化



できるものと思われる。この三段階（時期）の抑留所の変遷とそれともなう抑留対象者の変化を可能な限りリンクさせて、それぞれの時期として特徴を見直す。

上記のグラフ (p.19) は、サンドアイランド・ホノウリウリ各抑留所の管理のために当局が記録していた抑留所の日誌から、1942年4月1日より1945年10月25日の抑留者総数の変化を示したものである<sup>71</sup>。サンドアイランドの開設（1941年12月8日）から上記日付までの資料はまだ確認できていないため、「開始期」については、部分的なものとなる。この「抑留所日誌」はアメリカ国立公文書館 Archives II（以下、NARA II）の「中部太平洋陸軍記録群, 1942-1946年」に所蔵された一次資料である。これは、日々の抑留者・戦争捕虜の入出所が中心に記載されている。おおよそ半年ごとにファイリングされたこの資料は、標題と様式に多少の変化があり、Daily Report, Physical Check, Morning Report などが見られるが、ここでは便宜的に一括して「抑留所日誌」とする。

この人数に関しては以下のような強制収容のシステムが反映されている。

抑留対象となった者は、いわゆる取り調べである予備審問 (pre-hearing) を受け、その後、審問会 (hearing) による審問を受けた後に抑留処分とされる。下図で示した通り、この過程で釈放される者もいる。そして抑留処分が決まり抑留生活が継続されるうちに、所内で定期的に行われた再審問 (case review) が行われ、仮釈放あるいは釈放される場合もあるが、抑留が継続される場合もあった。なお、釈放まではこれが繰り返された。本論では先行研

[図表 0-3] ハワイ諸島内における逮捕・抑留から仮釈放・釈放までのプロセス

**ハワイ諸島内において**

逮捕・拘留→予備審問（取り調べ）→ 抑留勧告→審問会→抑留

↓ ↓

一部釈放 仮釈放・釈放

(Kashima 2003; 山倉 2011 より作成)

**抑留所内において**

再審問会→仮釈放・釈放（ハワイ諸島内へ）

↑ ↓

抑留継続

※本土移送は含めない

(筆者作成)

究で注目されてきた逮捕から抑留までのプロセスと併行して、抑留されてからの釈放までのプロセスをも射程に入れて論じていく。

なお、このような分析方法は、それぞれの時期区分における抑留者の傾向を見出すための視点であり、政策上の詳細な変化とグラフの人数変化が常に一致しない場合（例えば、第2章で言及する二世抑留者の本土移送が中止されるなど）と、明らかに政策が人数変化に反映される場合がある。その反映される例を「継続期」の人数変化で示すと、[図表 0-2] (p.19)では、抑留者数の増加の波が二回あることがわかる（1943.6.1 から 1944.6.1）。また、抑留と釈放を繰り返していたのにもかかわらず、常に抑留者数が維持されているのは、軍政府が強制収容を継続する方策を取っていたことが反映されると考えられる（第2・3章で詳しく述べる）。

#### （4）本論で用いる資料とその検証方法・考察範囲

本論では陸軍資料を中心とした一次資料、回顧録、オーラルヒストリー、地図、写真等を用いながら、多角的に検証するアプローチを行う。各章でも述べるが、しばしば、一つの事象について抑留者の回顧録と一次資料の整合性がとれない場合がある。しかし、その事象はその整合性が取れないために排除するのではなく、多方向から検証することにより、より包括的な意味を持たせて提示することが可能となる。同様に、オーラルヒストリーにおいても、複数の語りから一つの事象を検討することは重要なアプローチだと思われる。したがって、本論では多種類の資料を組み合わせた方法を重視する。

また、複写資料であっても資料価値のあるものはそれを評価し参照する。事例を挙げると、1983年にオガワが調査チームを編成してアメリカ国立公文書館から持ち帰った資料は、ハワイ大学とJCCHに寄付された。その後、この資料を用いた研究が発展したのはすでに述べた通りである。陸軍資料はあまりにも膨大な数が現存しているため、その調査には十分ではないものの、本論では2015年、2016年に同公文書館から収集した資料、また同様にこれらがマイクロフィルム化したもの、オンラインで閲覧できるものなどを多数用いる。その理由は以下である。

ハワイの民間人を抑留した抑留所は陸軍の管轄であり、その運営関係の記録のみならず、抑留者に関する個人記録も陸軍管理となった。したがって、ハワイ軍政府、ハワイ軍管区などで作成した資料も陸軍資料に一括される。ところが、アメリカ国立公文書館を例に挙げると、その陸軍資料は膨大であるばかりでなく、戦時のたびに大量に発行される文書を

収蔵する国の機関として機能してきた歴史がある。陸軍資料の全体量から推測しうる、特定の資料探しの難しさは計り知れない。同館では、このような膨大に収蔵される資料へのアクセスの便宜を図るため、1950年代から資料のマイクロフィルム化が導入され、販売もされている。したがって、一次資料においても、複写、マイクロ化がきちんと行われている資料については一次資料として価値があると思われる。

また、本論では抑留者が書き残した回顧録を重視する。ハワイの強制収容の対象者について考えた時に、日本人（日系一世）と帰米二世が多くを占めたため、日本語資料でもその体験は書き残されてきた。しかしながら、これらの資料が十分に顧みられて来たとは評価し難い。例えば、日本語資料でも単著として出版された前掲の相賀、古屋は英訳され、また尾崎無音が残した日本語資料をゲイル・ホンダが英訳し編纂したものを含めた3冊は、21世紀になってから英語文献として出版されている。しかしながら、オーラルヒストリーや新聞への随筆などの相当数にのぼる抑留体験者による日本語資料はさほど顧みられてこなかった。世代が交代し、ハワイでも日本語を理解する人口が減少していくなかで、これまで抑留体験者の書き残したものを、翻訳して残すべき貴重な戦争体験であるとの認識が十分に育成されなかったことも否定できず、また日本語を解する研究者による越境的かつ架け橋的な研究としての取り組みが立ち遅れた分野と言わざるをえない。

さらに、日系人の強制収容に関わる体験について強制収容を中心にオーラルヒストリーから再検証を行う。本論で扱うオーラルヒストリーとは、過去に録音されたもの、音源から文字起こしされたもの（トランスクリプト）、またそれが書籍用に多少編集されたもの、そして筆者の聞き取りによる4種類のものがある。これらのものを、抑留体験を知りうる、あるいは当時の実情を考察する貴重な資料として用いる。

本論では、オーラルヒストリーからうかがえる抑留者の体験を解釈し分析しながら、抑留生活や政策の詳細などを推測する場合と、オーラルヒストリーを「証言」としてその内容に着目し、他の資料ではわかりえなかった当時の実情を判断する場合の両方のアプローチを取る。オーラルヒストリーの信ぴょう性については、議論が分かれるものの、可能な限り一つの命題に対して複数を参照すること、または他の資料と組み合わせて用いることとする。他方、本論で論証していく事象には、陸軍資料のなかの記述の誤りや不正確さを言及する場合がある。こうした間違いは、繁忙な戦時下に記録された報告の類と、太平洋戦争終結後に膨大な資料が残ったアメリカ側の「正史」の類にみる記述の齟齬は起きうるものだと言える。この点を踏まえると、一次資料のみが依拠できる資料とは言えず、した

がって、オーラルヒストリーの信ぴょう性だけを危惧することはできない。

ハワイの抑留者のオーラルヒストリー収集の状況についても述べておく。1980年に入り、アメリカ本土と連動してハワイでもリドレス運動が起きた時は、サイキ、あるいはオガワのプロジェクトなどが強制収容体験者に対してインタビューを試み、収集する動きがあった。しかし、ハワイでも先述のリドレス運動が一段落すると、いわば、ホノウリウリ抑留所体験者に対する細やかなまなざしは注がれなくなっていったようである。言い換えるならば、折角名乗り出た彼らに、より詳細な体験を聞き記録を残そうとする取り組みが遅れてしまった<sup>72</sup>。

ハワイの抑留体験者の世代交代が進み、JCCHでオーラルヒストリープロジェクトを立ち上げた時にはすでに2003年であり、限られた語り手にしか聞き取り調査ができない状況であった。つまり、1990年代から2003年まではいわば強制収容に対する関心が高まらなかった時期であり、この期間に当事者の世代交代が進んでしまったことが、ハワイ強制収容の研究の立ち後れの一つの原因であることがわかる<sup>73</sup>。したがって、本論では過去に収録されたオーラルヒストリーを貴重な資料として扱う。

さらに、本論では、考古学調査からジェフ・バートンにより作成された地図、陸軍で作成した地図、抑留者によるスケッチも合わせて用いる。以上の資料からより包括的かつ新たな視点を提示できるものとする。

この項では、本論の議論の範囲とその限界についても明記しておく。まず、本論で対象とする時期のハワイでは、第二次世界大戦における「敵性外国人」という規定にもとづき、日系人だけではないドイツ系、イタリア系住民あるいはそのように分類されたヨーロッパにルーツを持つ人びとが強制収容されている。つまり、ハワイで行われた強制収容は厳密に言えば「日系人強制収容」ではない。ただし、抑留者のほとんどを日系人が占めていたこと、本土へ移送されずハワイに残った抑留者に限れば、1943年6月までにはヨーロッパにルーツを持つ抑留者は釈放され、それ以降には日系人のみがホノウリウリ抑留所に残されたことなどを考慮すると、日系人に主眼を置く抑留政策であったことは明らかである。日系人以外の抑留者を研究することは重要でありながらも、それは他の研究に譲り、本論では、資料が多く残される日系人を対象に論じていく。

また本論では2015年現在、ハワイ諸島7島で17箇所が確認されている抑留所・一時拘禁所のうち、オアフ島に設立されたサンドアイランド抑留所、ホノウリウリ抑留所を中心に論じていく。それは第一に、抑留所管理の変遷をみるのには、対象とする抑留所を限る



必要があり、また第二に、これらの抑留所はハワイのなかで中央的な役割を担い、他島からの抑留者が移送されてきた場所であるからである。これに加えて第三には、研究史でも言及したようにローゼンフェルド (2011a) が研究したカウアイ島、ナカムラ (2017) が研究したハワイ島での強制収容は、それぞれに地域の特色や当時の施設管理者の方針が反映した状況となり、一概に論ずるのは困難だと思われる。オアフ島以外での抑留所の詳細は、今後の研究が期待される分野だと考える。

最後に本論の対象者がハワイ日系人のうち、ハワイに残された男性抑留者に特化される傾向について述べておく。ごく少数であった女性抑留者の研究に関しては、先述したニシムラ (2014) によるリュウト・ツダに関して、また筆者 (2015) によるウメノ・ハラダに関する論考があるものの、どちらも個人に特化したものであり、女性抑留者全体を捉えようとしたものではない。本論では、個人を描くことよりも、戦時下ハワイの抑留所という特殊な場所でいかに抑留者の生活が営まれたのかを考慮するため、抑留者のほとんどを占めていた男性に関する資料に頼らざるを得ない。ただし、男性抑留者と女性抑留者との関わりについては第1章で、抑留者と妻や娘を含む家族の関わりについては、第2章で言及する。

#### (5) 本論で使用する用語

本論で使用する用語には、以下のように適訳を選定するのが容易ではないもの、また日系人強制収容の認識において、議論が分かれるものがある。

本論で使用する「日本人」と「日系人」との違いは、基本的に国籍上の区別で使い分ける。それは、当時、日本国籍であった日系一世が「敵性外国人」として強制収容されたことを念頭に置いて論じるからである。つまり、原文でいうところの一世 (Issei) である。

1952年の移民国籍法<sup>74</sup>により帰化が可能になった日本人は、この場合、国籍上「日系アメリカ人」となる。ただし、本論では1941年から1946年を中心に論じるため、ここでは帰化した場合は考慮せず、本文中の「日本人」とは、日系一世に限定する。しかし、日本人と日系二世を併記する議論の場合は理解しやすいように、一世抑留者、二世抑留者などの表現を頻繁に用いる。その理由は、「日本人抑留者」という語句が「日系人抑留者」のなかの一世抑留者だけを表すことを確認しながら論じるのを避けるためである。

本文中の「日系二世」とは、アメリカ国籍を持つ移民二世である。この両者を合わせて「日系アメリカ人」とし、文脈により日系人と省略する。したがって、「日系人強制収容」

「日系人抑留所」「日系人抑留者」という場合は、これらの用語には、一世・二世を含む<sup>75</sup>。

続いて、本論では「抑留者」という訳語を *internee* あるいは *detainee* に使用する。*intern* (抑留する) と *detain* (監禁する) は厳密には異なる言葉であるが、*detainee* という言葉が文書に見られるのは、本論で扱う資料の限り、強制収容において身柄を拘束されている個人、つまり抑留者と同一の存在である。また、第4章で扱う *excludee* は基本的に「強制排除(者)」との訳語を鉤括弧で用いるが、その身柄を拘束された状況を説明する際には、便宜上「抑留者」と呼ぶこともある。

日系人強制収容研究におけるこの用語の問題は、「抑留」を婉曲表現と考える研究者や活動家、また当事者への配慮もあり議論の分かれるところであるが、本論文の汎用性を拡大するため、先行研究、近隣の研究でもっとも多く使用されている「抑留者」を使うことにした。

さらに「抑留所」と「収容所」の用語についても議論が分かれる。本論ではこれらを以下の理由により使い分ける。日系人戦時強制収容に関する研究史において、収容所 (*concentration camp*) と抑留所 (*internment camp*) という言葉は、使い分けられてきた。この「収容所」という言葉については、第二次世界大戦下のナチスドイツによるユダヤ人強制収容所とホロコーストを思わせるとして、アメリカ人のなかには使用を嫌う傾向がある。一方、あえてアメリカ連邦政府によって行われた強制収容について婉曲表現を用いず「収容所」と呼ぶという立場もある。

しかし、本論では、「敵性外国人」と「アメリカ市民」が収容された民間人抑留所と、戦闘区域で捉えられた戦争捕虜を収容する施設の明確な区別を意識しつつも、例えば、ホノウリウリ抑留所については、民間人抑留所兼戦争捕虜収容所」と表記する。それは原文で、*internment and POW camp* と表記されるからである。この時、“camp”の一文字が抑留所も収容所も示すが、これを和訳するとそれぞれ「抑留所」「収容所」と表記する必要が生じる。これは、抑留所機能を中心とする本論の視点には避けられないものである。

さらに、サンドアイランド抑留所の訳語が含む問題がある。*Sand Island Detention Camp* として開設されたため、「サンドアイランド一時監禁所」との名前が用いられる。例えば、アメリカ国立公園局でもこの名前を強制収容関連施設の認識に用いている。しかし、その敷地内に併設された審問を経て抑留処分となった抑留者を収容する施設があり、監禁所としてのみ使用されていたとは言い切れない。さらには、強制収容の開始から時間を経っていない時には、公文書においてサンドアイランドについての表記にゆらぎがみえる。例えば

それらは、*prison camp*, *internment camp* である。本論では、機能を重視してサンドアイランドに関してはホノウリウリと同様「抑留所」とし、適宜「一時監禁所」を併記する。

本論が研究とする範囲はハワイに限るため、司法省と陸軍省により様々に規定されるアメリカ本土の強制収容とは違い、太平洋地域ハワイ軍管区（ハワイ陸軍）の政策を扱う。本論の場合、ハワイ陸軍は民間人抑留所だけでなく、捕虜収容所も管轄したことが、従来の日系人戦時強制収容研究にそった用語にはそくさないことがある。そこで、法制史研究が明らかにしてきた身柄を拘束される過程、審問会の有無、を分岐点とし、これが行われた民間人の場合には「抑留所」、戦争捕虜の場合には「収容所」を使用する。

なお、本論で簡潔に移送先として言及する本土の *War Relocation Camp* についても「転住所」という政府の用語を使用する。これに関しても、*assembly center*（集合所と訳される）と同様に、本土で強制的に居住区から排除した人びとを収容した政策に「転住する」という用語を使い、強制収容政策を正当化するものだという批判はある。したがって、婉曲表現をめぐる議論を踏まえて鉤括弧の使用、あるいは「いわゆる」などを適宜使う。

最後に、「戦争捕虜」についてであるが、捕虜あるいは捕虜とされた人びとに関しては、アメリカ軍の用語を直訳し、戦闘員・非戦闘員の区別をせずに日本人捕虜、朝鮮人捕虜、沖縄人捕虜とする<sup>76</sup>。これは、アメリカ政府が戦闘員・非戦闘員の区別をせずにエスニック・グループごとの収容形態とした現れでもある。本論では、これらを全て「日本人捕虜」あるいは「日本軍非戦闘員」とは一括しない。したがって、「軍属」という用語は使わず、適宜「非戦闘員」に置き換えられる。

#### 第4節 本論の構成

第1章では、サンドアイランド抑留所が使用された「開始期」をめぐり、抑留所の管理・運営、ならびに抑留者の生活がどのように変化したのかを検討する。抑留所に関する一次資料と抑留者による回顧録を照合させながら変化の要因を検証し、サンドアイランドの抑留所を再検討する。

第2章では、「継続期」となり、サンドアイランド抑留所に代わって開設されたホノウリウリ抑留所の面会制度に着目し、これが抑留者とその家族にとってどのような意味を持ったのかを検証する。一部の日系人を逮捕・拘留することで継続された強制収容において軍が面会制度を利用しながら家族を含めて統制したことを論じる。

第3章では、引き続き「継続期」を中心に、ホノウリウリ抑留所に隣接して設置された

捕虜収容所に注目し、日系人抑留者と日本人捕虜が接触した事例を分析し、この時期の抑留者の多数を占めた帰米二世抑留者に与えた影響を踏まえて、抑留所／収容所運営に起きていた状況を再検討する。

第4章では、1944年10月24日の戒厳令撤廃後から、終戦直後の1945年10月25日までの期間をハワイ日系アメリカ人戦時強制収容の「収束期」として着目し、この間にホノウリウリ抑留所に継続的に抑留されていた日本人抑留者と、新たに抑留された帰米二世の抑留者、徴兵忌避者を合わせた抑留者像を捉える。

以上のように、本論は太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容をめぐる、抑留所が開設(1941年12月8日)から閉鎖(1945年10月25日)までを通じて、抑留対象者の変遷、ならびに抑留所機能ならびに抑留所設置目的の変容を明らかにしていく。

---

<sup>1</sup> 後に参照する先行研究では、長らく日系人全体の約1割の人びとが抑留されたと言われてきたが、現在のハワイ日本文化センター(JCCH)による各抑留所の名簿から算出する方法では2,000人を超えるという。この調査が一段落するのを待ちたい。

<sup>2</sup> 上記問題と合わせて、第2章で先行研究算出された数字を表す。

<sup>3</sup> Okihiro, Y. G., *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945* (Temple University Press, 1991); Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II* (University of Washington Press, 2003), pp.118-128.

<sup>4</sup> Kashima (2003) op. cit.; 山倉明弘『市民的自由: アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』(彩流社, 2011年)。陸軍情報部ハワイ支部により、日系人に関する複数の報告が作成された1920年代は、アメリカ全土においても反日感情が高まった時期でもあった。

<sup>5</sup> Ibid.

<sup>6</sup> Orange Nationals とは戦間期に想定された「オレンジ計画」に基づいた日本を仮想敵としたアメリカの戦争計画に由来する。

<sup>7</sup> Slackman, M. "The Orange race: George S. Patton, Jr.'s Japanese-American hostage Plan," *biography* (7), no.1, winter 1984. スラックマン (M. Slackman) により1983年に発見され、その存在が知られることとなった。スラックマンはこの文書の写真を資料紹介の体裁で出版しているため、内容がわかる。なお、前掲1922年のスメラル報告で日系人の危険人物が言及された。

<sup>8</sup> またこの計画書は、逮捕・抑留する対象は「人質 (hostage)」として定義されている特徴がある。

<sup>9</sup> Slackman (1984), p.6.

<sup>10</sup> Ibid., p.10.

<sup>11</sup> Ibid., p.18.

<sup>12</sup> Kashima (2003) op. cit., p.24; 山倉 (2011), 同前書, p.93.

<sup>13</sup> 山倉, 同前.

<sup>14</sup> これらの用語はアメリカ政府が強制収容において便宜的に使用したとの指摘もあり、用語の項で後述する。

<sup>15</sup> 1943年2月から、この全ての転住所・抑留所で忠誠登録と呼ばれるアメリカへの忠誠度の調査が行われ、それにより忠誠だとされる者、一方、不忠誠だとされて再隔離される

者などの選別がされながら、ほとんどの収容施設は1945年11月までに閉鎖した。例えば、司法省が日本へ送還する「不忠誠」とした抑留者を選別しようとしたことまで射程に入れた研究には以下がみられる。村川庸子『境界線上の市民権—日米戦争と日系アメリカ人』(御茶ノ水書房, 2007年)。

<sup>16</sup> ここではハワイの強制収容研究にみられないリドレス運動と文学について、国内の研究者による以下の二点を挙げるに留める。政策を含めたリドレス運動については、『日系アメリカ人のエスニシティ—強制収容と補償運動による変遷』竹沢泰子(東京大学出版, 1994年)。日系人の強制収容に関する文学については、『日系アメリカ人の文学活動の歴史の変—1880年代から1980年代にかけて』水野真理子(風間書房, 2013年)。

<sup>17</sup> 日系人問題についてはアメリカ政府からの脅威論だけではなく、ハワイの住民の視点からも文化的・経済的にその他のエスニック・グループを凌駕する可能性が議論されてきた。

<sup>18</sup> 白水繁彦『エスニック文化の社会学 コミュニティ・リーダー・メディア』(日本評論社, 1998年), pp.8-9.

<sup>19</sup> Lind W. A., *Hawaii's Japanese: An experiment in democracy*, (University of Hawaii, 1946), pp. 21-23.

<sup>20</sup> 1868年に江戸幕府から出稼ぎ人の渡航印章を交付されていた153人が、出港直前に明治政府がこれを没収したことにより、横浜港を無許可に出航し、ハワイへ入植したことを指す。後に彼らは、「元年者」と呼ばれた。この後、1885年から1924年までは明治政府とハワイ王朝政府の間で「官約移民」と呼ばれる出稼ぎ移民を前提にした斡旋が行われた。その後、1924年には帰化権のない移民の渡航を禁じた「移民法」により少数化した。本論ではこの時代について詳細は述べず、すでにこのように1924年以前に入植した日本人とその子孫が抑留対象になった背景を示す。

<sup>21</sup> Lind (1946), *op. cit.*, p.14.

別の数字も示しておく。1939年に日系一世は35,681人、日系二世以降の市民権を持つ人口は119,361人。『ハワイ日本人移民史』(ハワイ日本人史移民史刊行委員会編, 1964年), p.312.

<sup>22</sup> Lind, *Ibid.*

<sup>23</sup> *Ibid.*, p.258. 原文は以下の通りである。

Out of the travail of war, born of the heroic sacrifice of thousands of Hawaii's best youth on the battlefields of the world and the fearful pain of greater thousands of their parents and kin throughout Hawaii, there has emerged a devotion of spirit to American values and ideals such as the Islands have never before witnessed. Properly nurtured it can become the dominant spirit among Hawaii's 160,000 Japanese.

<sup>24</sup> 1946年7月にトルーマン大統領がホワイトハウス前で「諸君は敵だけでなく、偏見とも戦った。そして勝利したのである」という内容の演説をしたことが語られる。トルーマンの演説の訳文は以下を参照。佐藤けあき(2015)「忠誠と苦悩の語り—日系アメリカ人二世語学兵の従軍・進駐経験」, 日本オーラルヒストリー研究, (11), pp.105-124.

<sup>25</sup> 白水(1998), 前掲書。

<sup>26</sup> ダニエル井上。1945年4月第442戦闘連隊、イタリアの戦闘で右手をなくす。1959年、ハワイ初連邦議会下院議員。1962年、上院議員を歴任する。1973年にニクソン大統領の上院ウォーターゲート委員会調査をリードしたことなどから全国的に知られた。2010年、86歳で連邦上院・下院の最たるシニアメンバーになり、上院議長代行を務めるなど、アメリカの政界で日系人として最高の地位につく経歴を持ったとされる。「米国政界に輝く日系人 ダニエル井上」『ハワイ報知100周年記念 ハワイ日系パイオニアズ—100の物語—』(ハワイ報知社, 2012年), pp.41-42.

<sup>27</sup> ジョージ有吉。1944年に徴兵されて陸軍情報部隊の語学学校に送られた。1945年に進駐軍の通訳として東京に駐在した。1974-1986. 州知事を3期12年にわたり務めた。日本との姉妹都市の提携や観光業による経済交流に力を入れ、日本とハワイの距離を接近させたと言われる。「日系人最初の州知事 ジョージ有吉」同前, pp.31-33.

- <sup>28</sup> 例えば、ローランド・コタニ (R. Kotani) による *Japanese in Hawaii: Century in Struggle* の強制収容の記述が詳細であり、写真やオーラルヒストリーが複数使われている (University of Hawaii Press, 1985).
- <sup>29</sup> Translation by Kihei Hirai, (University of Hawaii Press, 2007). 英訳は 2001 年に行われた。
- <sup>30</sup> Burton, Jeffery & Farrell, Mary, *Jigoku-Dani: An Archaeological Reconnaissance of the Honouliuli Internment Camp, Oahu, Hawaii*. (Trans-Sierran Archaeological Research and Japanese Cultural Center of Hawai'i Resource Center, 2008).
- <sup>31</sup> 2008 年からハワイではホノウリウリ抑留所跡地の史跡化が期待されていたために現地だけでなくアメリカ国内でもニュースになった。例えば、以下の地元新聞の記事がある。Star-Advertiser, "Obama signs Honouliuli monument proclamation" (2015.2.24).
- <sup>32</sup> 秋山かおり「オーラルヒストリーからみた戦後の活動史の再整理—ハワイ日系人抑留者の戦時強制収容体験」『アメリカ・ハワイ日系社会の歴史と言語文化』朝日祥之・原山浩介編, (東京堂出版, 2015 年), pp.132-134.
- <sup>33</sup> 田坂養民 (ジャック・田坂) はハワイで出生して日本で過ごしてからハワイに戻った帰米二世である。田坂は戦後、ハワイの日本語ラジオ放送界で 1976 年までアナウンサー、ならびにディレクターとして活躍した。田坂は日布芸能交流史の研究で知られるが、邦字新聞に連載した記事は多岐にわたる。また、田坂から膨大な聞き取り調査をした記録が、田坂と親交の深かった二人の編者により刊行されている。『ハワイ日系社会ものがたり—ある帰米二世ジャーナリストの証言—』白水繁彦・鈴木啓 (編) (御茶の水書房, 2016 年)。なお、筆者による田坂への聞き取り調査は 2014 年に行われた。秋山 (2015b), 前掲論文。
- <sup>34</sup> 島田法子『戦争と移民の社会史—ハワイ日系アメリカ人の太平洋戦争』現代史料出版, 2004 年。また、戦後の一世が中心となった「勝った組」を取り上げ、アメリカに忠誠を示した二世との違いを示した。
- <sup>35</sup> Allen, Gwenfread, *Hawaii's War Years 1941-1945*, (Pacific Monograph, 1950). アレンは、スター・ブレティン新聞社で記事執筆と編集に携わっていた。この書庫の背景は、1943 年にハワイ大学歴史学部のラルフ・S・クイケンダール (R. S. Kuykendall) が当時の学長グレッグ・シンクレア (G. Sinclair) に、戦争が集結する前に戦時の情報を貯蔵するように提唱した。これにシンクレアが同意し委員会を立ち上げ、1943 年に準州議会から 1 万ドルの予算を獲得し、翌年 5 月に「ハワイ戦争記録書庫」として発足したものである。
- <sup>36</sup> Rosenfeld, A. "Neither Alien nor Enemies: The Hearing of "German" and "Italian" Internees in Wartime Hawaii," In *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i*, Social Process in Hawai'i, (45), Eds. Falgout, S. & Nishigaya, L., (University of Hawaii at Manoa, Honolulu, 2014) (hereafter *Social Process in Hawaii (45)*), p.82.
- <sup>37</sup> インタビュアーは、ケン・トガシであり『ハワイヘラルド (報知)』の主筆だった。(2014.07.16 Dennis Ogawa, Interview by author).
- <sup>38</sup> 本論では同センターに収蔵された "Patsy Saiki Collection" を主に参照する。
- <sup>39</sup> Slackman, M. "The Orange race: George S. Patton, Jr.'s Japanese-American hostage Plan," biography (7), no.1, winter 1984. スラックマン (M. Slackman) により 1983 年に発見され、その存在が知られることとなった。スラックマンはこの文書の写真を資料紹介の体裁で出版しているため、内容がわかる。
- <sup>40</sup> またこの計画書は、逮捕・抑留する対象は「人質 (hostage)」として定義されている特徴がある。
- <sup>41</sup> 「日米戦争のハワイ日系人社会：軍政府当局の封じ込め政策と日系社会」
- <sup>42</sup> 権藤千恵「ハワイ日系人の戦争体験—収容所拘留者とそのプロセス」『立命館言語文化研究』20 (1), pp. 103-114, 2008 年。
- <sup>43</sup> 小川真和子「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容—消された過去を追って—」『立命館言語文化研究』25 (1), pp.105-118, 2013 年。
- <sup>44</sup> Rosenfeld, A. "An Everlasting Scar: Civilian Internment on Wartime Kaua'i," *The Hawaiian Journal of History*, vol.45, (Hawaiian Historical Association, 2011), pp.123-145.

- 
- <sup>45</sup> Nakamura, Y. K. “Into the dark cold I go, the rain gently falling: Hawai‘i Island Incarceration,” *Pacific Historical Review*, vol. 86, Number 3, the Pacific Coast Branch, (American Historical Association, 2017), pp.407-442.
- <sup>46</sup> Nakamura, Y. Kelly, “Suspected criminals, spies, and ‘human sacred weapons’: The evolution of Japanese-American representations in political and cultural discourse from Hawai‘i to Japan,” 1880-1950s, University of Hawaii, 2008, (Dissertation), (<https://scholarspace.manoa.hawaii.edu>).
- <sup>47</sup> Scheiber, Harry N., and Jane L. “Bayonets in Paradise: A Half-Century Retrospect on Martial Law in Hawai‘i, 1941-46.” *University of Hawai‘i Law Review* 19 (1997), pp.476-647.
- <sup>48</sup> Schieber, Harry N., Scheiber, Jane L. & Jones, Benjamin, 2009. Hawaii’s Kibei Under Martial Law: A Hidden Chapter in the History of World War II. *Western Legal History* (22) Nov.1&2, pp.1-102.
- <sup>49</sup> 人身保護令状とは、アメリカ市民がこれを裁判所に請求すると、違法な身柄の拘束を受けているという疑いで裁判所が拘束の合法性を審査し、違法と判断されればその者を自由にする合衆国憲法。第2章で言及する。
- <sup>50</sup> Burton, F. Jeffery and Farrell, M. Mary, 2007. World War II Japanese American Internment Sites in Hawaii: Trans-Sierran Archaeological Research.
- <sup>51</sup> Kurahara, et.al, op. cit., pp.28-33.
- <sup>52</sup> “Day of Remembrance”とは、「追悼の日」という意味で、1970年代にアメリカ西海岸で起きた運動で太平洋戦争中、アメリカ本土で西海岸に居住していた日本人移民および日系アメリカ人対象への強制収容（1942-1945）のきっかけとなった、「強制立ち退き命令」が発令された1942年2月19日にちなみ、近年行事化した。例年2月19日頃、強制収容所跡地へ巡礼を含む傾向が強くなり、現在は“DOR”と呼ばれ全米の約20の地域で日系人社会を中心に行われている。
- <sup>53</sup> フォーラムも同時開催された。巡礼 (pilgrimage) には、抑留体験者を含めた関係者100人が現地を訪れた。
- <sup>54</sup> Education through Cultural & Historical Organization (ECHO) という助成金である。
- <sup>55</sup> “Japanese American Confinement Sites Program”助成金であるが、日系人強制収容の収容所跡地を保護するための目的である。
- <sup>56</sup> Adler, S.M., “The effect of Internment on Children and Families: Honouliuli and Manazar,” In *Social Process in Hawai‘i*, (45), (University of Hawaii Press, 2014). 副題の意味は：Breaking the Silence（沈黙を破る）。
- <sup>57</sup> National Park Service, 2015, *Honouliuli Gulch and Associated Sites: Final Special Resource Study and Environmental Assessment* (August 2015), the Pacific West Regional Office Park Planning and Environmental Compliance San Francisco, pp. xxii-xxviii.
- <sup>58</sup> このように書かれた文献は、枚挙にいとまがない。
- <sup>59</sup> (Kashima 2003; Shiber, Scheiber, & Jones 2009; 山倉 2011). また「コミュニティのリーダー」たちでなく、一般的な職業の抑留者の存在の多さへの指摘 (小川 2013) もみられる。
- <sup>60</sup> ただし、ハワイ以外から来た戦争避難民もこの時期に抑留所にはいるが、これは抑留対象に含めない。
- <sup>61</sup> 『ハワイ日本人移民史』(ハワイ日本人移民史刊行委員会, 1964年)。後に明治元年にちなむ「元年者」と呼ばれた人びと151人の無許可入植が1868年に行われた。
- <sup>62</sup> 同前, p.312.
- <sup>63</sup> 同前.
- <sup>64</sup> 鈴木啓「帰米二世と呼ばれた人たち」後藤明、松原好次、塩谷亨編『ハワイ研究への招待—フィールドワークから見える新しいハワイ像』(関西学院大学出版, 2004), pp.201-213; 前原絹子「To Okinawa and Back Again: ハワイの沖縄系帰米二世のライフストーリー」『移民研究』(2), (琉球大学移民研究センター, 2006年), pp.23-42; 金城宏幸「終わりなき同化と異化のはざまに—ウチナーンチュ・コミュニティと帰米二世の言語文化—」『移民研究年報』(12), (2006, 日本移民学会), pp. 89-107.
- <sup>65</sup> 鈴木 (同前) は、当時の日本が抱えた人口超過の問題、為替の暴落による円安、またアメリカ本土で徴兵の回避や一世が築いた日本社会の経済的地盤の存続を懸念して起きた

---

「帰米奨励」の影響が日本へ送られた日系二世帰国に影響したとみなしている (pp.202-205)。ただし、本論で扱う帰米二世抑留者は、日米関係の悪化などを感じて帰国したことも言及している。今後の研究の発展が期待させる分野である。

<sup>66</sup> 鈴木, 同前; 金城 (2006), 前掲論文; 前原 (2006), 前掲論文.

<sup>67</sup> 鈴木, 同前, p.206

<sup>68</sup> 鈴木, 同前; 前原 (2006), 前掲論文.

<sup>69</sup> Rosenfeld, A. “Honouliuli”.

<[<sup>70</sup> 秦 \(1998\) 前掲書, p.188. 例えば、先述の古屋は、マッコイ抑留所に抑留されていた時に、日本人捕虜と同じ英語学校に通ったことを書いている。古屋 \(1964\) 前掲書, pp.111-122.](http://encyclopedia.densho.org/Honouliuli%20(detention%20facility)/></a></p></div><div data-bbox=)

<sup>71</sup> このグラフは、毎月の始めに記録されたホノウリウリの日系人抑留者（入院者は除く）にわかる範囲で最初と最後の日を加えたものであり、人数の変化を表すものである。またそれぞれの日誌は一括されていない。

<sup>72</sup> ただし、ハワイ大学のセンター・フォー・オーラルヒストリー (Center for Oral History) で収集した戦争体験のオーラルヒストリー群に少数ではあるが、強制収容体験が含まれる場合がある。

<sup>73</sup> これからの研究は、すでに当事者世代が少ないため、その子供への聞き取り、または公文書からの分析に頼らざるをえないであろう。

<sup>74</sup> これ以前に帰化権が認められていたアジア出身者（インド人、中国人、フィリピン人）以外（日本人・朝鮮人）にも帰化権を認めたもの。

<sup>75</sup> 近年、グローバルな視点でこの日系人を **Japanese American** ではなく、**Nikkei** と表記するものが多くみられ、ディアスポラ研究の影響がみられる。

<sup>76</sup> ハワイでは現在も沖縄系に先祖を持つ人びとをオキナワン、日系アメリカ人（以下、日系人）をジャバニーズと呼び区別をしており、社会学でいうところのホスト社会が両者をそれぞれの存在として認知してきた歴史が現在に反映していると思われる。しかしながら、現代の人類学・社会学で対象とされる沖縄系（エスニシティを表す）アメリカ人（市民権を表す）と比べ、本論で扱う時期の対象は一世の市民権の問題を考慮するならば「沖縄系日本人」となりかねない。したがって、ここでは便宜上、一世・二世を含む「沖縄系人」とする。



## 第1章 ハワイ日系人戦時強制収容史におけるサンドアイランド抑留所の再検討

### 第1節 はじめに

最初となる本章では、太平洋戦争開戦翌日にサンドアイランド抑留所（一時監禁所）<sup>1</sup>が設立された時から、抑留所機能がホノウリウリに移る1943年3月2日までの1年3ヶ月間における抑留所管理ならびに抑留者の生活などにみられた変化を中心にサンドアイランド抑留所史の検討を行う。サンドアイランド抑留所の全期間の通史は捉えにくい傾向があることを踏まえ、この時期の強制収容の実態を可能な限り明らかにし、その上で本論での抑留所機能の変遷を論じる出発点とする。

サンドアイランド抑留所に関する先行研究では、開戦直後の緊迫した状況下での軍部による非人道的な管理、ならびに過酷な環境における抑留者たちの体験がクローズアップされ、なおかつ開設期間の前期に重点を置いて叙述される傾向がある<sup>2</sup>。

その一因には、これまでの先行研究者は、一斉逮捕による抑留対象者が、移民局とサンドアイランドで無情な扱いを受けた体験を綴った回顧録に依拠して論述してきたことが挙げられる。例えば、邦字新聞『日布時事』の主筆だった相賀安太郎（号・溪芳）が詳細に自身の抑留体験を綴った『鉄柵生活』（1948）は、1946年の新聞連載記事の書籍化であり、2008年に英訳が出版されたため、もっとも知られている<sup>34</sup>。また同様に、戦後の日本人商工会議所会頭などを務めた古屋熊二（号・翠溪）の回顧録『配所転々』（1964）も、新聞連載後に書籍化され、2017年に英訳が出版されている<sup>5</sup>。このほかに、2011年に日本語教師であった尾崎音吉（号・無音）の残した散文や書簡を英訳したものを、ゲイル・ホンダ（G. Honda）が編纂したものがある<sup>6</sup>。

日系コミュニティにおける知識人や有力者であった相賀や古屋を扱うことは、「日系人の指導者たちがサンドアイランドに抑留された」とのナラティブに合致させやすく、研究史上のバイアスを形成してきたとも言える。例えばオキヒロ（Okihiro, 1991）は、同所で日系人抑留者が受けた非人道的な扱いを中心に描写することで、「サンドアイランド」という場の持つ象徴的な意味を、ハワイ日系コミュニティの「有能な指導者層とみなされる人物たち」を隔離することで日系人全体を弱体化させたと論じる<sup>7</sup>。しかし、サンドアイランド抑留所に収容されていた日系人は、日系コミュニティにおける指導者とみなされた日本人（一世）だけでなく、帰米二世や開戦当日海にいた漁師たちも含まれていた。

また、フィクションではあるが、当事者へのインタビューに基づいて書かれたサイキ (Saiki, 1982) の著作のなかの「サンドアイランド」と題された章では、戦前には日系コミュニティの指導者として社会的な地位を築いてきた抑留者が非人道的な扱いをされる苦しみ<sup>8</sup>が強調されている。このサイキの描写は、カシマ (2003)<sup>9</sup> や小川 (2013)<sup>10</sup> の研究の中でも受け継がれて引用される。

他方、短い言及でありながらも、相賀の回顧録を手がかりにしてサンドアイランド抑留所の管理体制の変化があったことを示唆するものもある。1988年設立の日系人強制収容についての歴史教育を行う基金 Civil Liberties and Public Education Fund (以下、CLPEF)<sup>11</sup>による研究書 (2011) のなかのハワイに関する章<sup>12</sup>、ローゼンフェルド (Rosenfeld, 2016) による同所の概説である。これらは、相賀が「真珠湾事件以来暗黒の中に投げられた我々インターニー (抑留者) に対して、初めて一道の光明が射し初めた月」<sup>13</sup> [括弧内筆者] と描写した部分から、1942年5月頃に抑留所の規則が緩和したと指摘している。

この抑留者の「マスターナラティブ」のほかにも、サンドアイランドの全開設期間が研究対象として捉えられにくいという問題がある。その理由として、同所は逮捕された人びとをアメリカ本土へ送るまでの間拘留する「一時監禁所」(detention camp) であるという認識が強かったことが挙げられる。例えば、カシマ (2003) の研究において、移民局とサンドアイランドは、逮捕後の抑留対象者を過酷な扱いをした場所として、簡潔にそれぞれが描写される<sup>14</sup>。権藤 (2006) もまた、サンドアイランドをハワイ諸島各地から集められた抑留者の一部がアメリカ本土へ移送されるための監禁所として捉えている<sup>15</sup>。

その一方で、サンドアイランド抑留所の変化を捉えようとした研究はみられる。最も通史的な分析を行なっているのが、考古学者のバートンとファーレル (Burton & Farrell, 2007) であり、サンドアイランドにあった検疫病院を拠点に建造物が増築され、抑留施設の一部として利用されたことを実証している<sup>16</sup>。この調査報告は、地図、航空写真、抑留者の回顧録やスケッチを照合させ、当時の抑留所の風景などを再現している。そしてシャイバー (ズ) (Schieber & Schieber, 2016) の著作にあるハワイ諸島内の抑留所を述べた章<sup>17</sup>では、簡潔な言及であるものの、抑留所の所長の交代、面会制度の導入、施設の向上を段階的な変化として指摘し、1942年夏頃までにはサンドアイランド抑留所の状況はやや改善されていたと示唆した<sup>18</sup>。

こうした近年の研究では、サンドアイランド抑留所の管理体制の変化や設備向上について指摘がされるものの、抑留者の生活の叙述は断片的なものである。また、抑留者のマスター

ナラティブの再生、「一時監禁所」という機能を重視した分析により、これまでサンドアイランド抑留所の通史が照射されてこなかった。そのため、太平洋戦争開戦という非常事態で同所が設立され、そこから運営が継続されていく過程を検証する必要がある。そもそもサンドアイランドは、戦前から抑留所設立予定であったと先行研究ではみなされ、軍部がともすれば「計画的に悪環境」を「監禁所」にしたと考えられてきた。例えばオキヒロ (1991) は、真珠湾攻撃の翌日に、ハワイ陸軍が強硬な姿勢でサンドアイランドに設置されていた検疫病院を接收したことをその理由にしている。他方でローゼンフェルド (2016) は、1941年4月に同所がハワイ陸軍による抑留施設の候補地とされたことを根拠としている<sup>19</sup>。しかし本論では、スコーフイルド陸軍軍用地（オアフ島ワヒアワ）への抑留所の建設計画を示唆する陸軍資料から、サンドアイランドが抑留所の設立地に選ばれたとする先行研究とは異なる見解を提示していく。つまり、サンドアイランドは、急な太平洋戦争開戦による一斉逮捕者の緊急収容という事態に起因した、「整備がなされないまま使用された抑留所」だったことを明らかにする。これこそが、抑留者の体験をより過酷なものとした一因であったのだ。こうした見解を出発点とし、同所の開設から固定化までを通史的に分析を行っていきたい。

さらに本論では、先述した一世抑留者だけではなく、先行研究が注目してこなかった一斉逮捕の後に抑留された日系二世の体験も参照する。相賀の場合、1942年8月に本土へ移送されるまでの約9ヶ月間をサンドアイランドで抑留されたものの、これは同所の開設期間の約7割にしか該当しない。しかし、二世抑留者のなかには、サンドアイランド抑留所が閉鎖するまで過ごした者がいる。その資料として、新聞記者であり1942年5月から同年11月29日まで収容された平井隆三の自伝<sup>20</sup>、サンドアイランド抑留所閉鎖の1943年3月2日まで収容されていた、日本語学校教師であった児玉義春（号・剛名）<sup>21</sup>、また音楽家であった西川徹のそれぞれの回顧録などを取り上げる<sup>22</sup>。また、一世でありながらも同時期に抑留された新聞社に勤務した矢野茂<sup>23</sup>のものも参照する。これらの抑留体験から同所の変化を探ることで、「マスターナラティブ」とは別の視点から同所の歴史を捉えることが可能であろう。

以上を踏まえて本章が目指すのは、サンドアイランド抑留所の開設期間を、ハワイの強制収容が開始されてから定着するまでの黎明期と捉え、開設初期からその後の「変化」を追いながら、「一時監禁所」でもなく「マスターナラティブ」の体験によるものでもないサンドアイランドの歴史を明らかにすることである。とりわけ、この抑留所運営が固定化される過程を、開戦直後の混乱から抑留所の土壌を作る方向へ転換していく時期とみなして議論を進

める。そのため、アメリカ陸軍資料ならびに抑留者の回顧録、オーラルヒストリー、地図、写真を用いて複合的な視点から検討を行う。

次節に当たる第2節では、同所設立の経緯に注目し、陸軍資料からハワイの強制収容の開始における抑留所の開設過程を再定義する。そして第3節では、初期の同所の環境に関する資料を整理した上で、第4節において新資料であるアメリカ国立公文書館所蔵の“Sand Island Record Book, Vol.4”(『サンドアイランド抑留所記録簿 第四巻』)を中心に、1942年4月から8月末までの同所における管理体制の変化と抑留者の自主的活動をたどる<sup>24</sup>。その後、第5節では同年9月以降にあたる時期を1943年3月に閉鎖した同所の後半の開設期間と見据えて、視察報告と回顧録からその状態を分析する。

## 第2節 開戦とサンドアイランド抑留所の設立

### (1) 日系人強制収容の対象者の選定と一斉逮捕

1941年12月7日(現地時間)の太平洋戦争開戦により、戦前の計画に基づいて一斉逮捕が行われた。一方、抑留所の建設計画も存在し、それが実行されないまま強制収容が開始された。この相互関係から日系人強制収容の開始を検証したい。

まず、サンドアイランドが開戦の翌日に突如として使用されるまでを確認しておく。序章で述べた通りだが、開戦当日にオアフ島で抑留対象者として逮捕された人びとの多くは、ホノルル市内の移民局に拘留され、翌日にはホノルル港に隣接した埋立地サンドアイランドへ収容された。サンドアイランドには、外国船がハワイ準州に入国する際に検疫を行う施設があったからである<sup>25</sup>。

ハワイ軍管区と情報機関の活動にふれながら、一斉逮捕が行われた経緯を述べる。ハワイでは開戦前から二つの抑留対象者リストが用意され、それらをもとに強制収容が開始された経緯が、オキヒロ(1991)、カシマ(2003)、山倉(2011)、シャイバー(ズ)(2016)などの先行研究により明らかにされてきた<sup>26</sup>。戦前の連邦司法省の動きは、以下のものであった。同省の機構である連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation, 以下、FBI)ホノルル支部は、1934年に一旦閉局されていたが<sup>27</sup>、ローズベルト大統領の国内治安への示唆により、諜報・破壊活動の監視に務めるため1939年8月に再開された。そしてロバート・シバース(R.A. Shivers)がFBIハワイ支局長として着任し、抑留対象者のリスト作成に着手した<sup>28</sup>。1940年になり同支局は、海軍情報局(Office of the Naval Intelligence; ONI)ならびに陸軍情報局(Military Intelligent Division; MID)とも連携を始める。

他方、連邦陸軍省は1941年7月18日、当時の日米情勢を踏まえて開戦時の敵性外国人逮捕と抑留計画について、逮捕の実働部隊と抑留施設は同省が提供すること、また各軍管区の司令官の権限で敵性外国人を逮捕することを、司法省と合意したという<sup>29</sup>。さらに、その翌月の8月、シバース FBI 支局長と陸軍ハワイ軍管区司令官ウォルター・ショート中将 (W. Short) の間で、抑留対象者の選定は FBI が、実際の逮捕は陸軍が実施するとの取り決めがなされ、より具体的な計画が立てられた<sup>30</sup>。

とりわけ、抑留対象者の選定は、段階的に時間をかけて行われたとされる。シバースが FBI 支局長になった後に抑留対象者の再選定を行い、最終的には347人(日系一世338人、日系二世9人)のリスト(「FBI リスト」と呼ぶ)が作られた<sup>31</sup>。一方、陸軍情報局は多数の日系人、ドイツ系・イタリア系民間人を含んだ人物調査記録リスト(「陸軍リスト」と呼ぶ)を準備していた。ここからハワイ軍管区は、500人の「敵性外国人」と1,000人の「必要とされれば抑留する危険人物」を見積もっていた<sup>32</sup>。つまり、開戦の場合はまず最優先に逮捕する対象者と、必要に応じて逮捕する対象者の選定がされていた。

FBI リストが開戦と同時に使用された事実は、FBI ハワイ支局の文書「真珠湾攻撃と支局の活動に関するメモ」(Memorandum on Pearl Harbor Attack and Bureau's Activities) で確認できる<sup>33</sup>。これによれば、日本軍による第一次攻撃は、1941年12月7日午前7時50分頃から午前9時45分頃まで行われ、その後、同日の午後2時には、ハワイ準州知事ジョゼフ・ポインデクスター (G. Poindexter) が戒厳令を宣言している。戒厳令により軍政府が樹立し、先述のハワイ軍管区司令官ショート中将が軍政府長官を兼務した。そしてショートは、陸軍情報局司令長官ケンダル・フィルダー大佐 (Col. K. J. Fielder) に、「FBI リスト」にある全ての日系人の身柄を拘束するように命じたとされる<sup>34</sup>。

カシマ(2003)によれば、開戦当日には「FBI リスト」にあった347人が一斉逮捕され、翌日の12月8日より、ここに含まれていなかった人びとが「陸軍リスト」から選出され、逮捕・勾引された<sup>35</sup>。開戦から三日間の12月7日から9日までに日本人(一世)345人、日系アメリカ人(二世)22人、ドイツ人74人、ドイツ系アメリカ人19人、イタリア人11人、さらにイタリア系アメリカ人2人の合計473人が逮捕された<sup>36</sup>。なお、この時の実働した組織には、FBI、陸軍情報局、海軍情報局などの情報機関に、地元警察や情報警察隊 (Corps of Intelligent Police) が加わったなど、先行研究では多様な組織の協力が示唆されている<sup>37</sup>。

さらに、この一斉逮捕から抑留までの流れを先行研究より確認したい。オアフ島での逮

捕者は、まず移民局にて身柄を拘禁され、ホノルル港を挟んだサンドアイランドに設けられた「一時拘禁所」にボートで送られている<sup>38</sup>。ハワイの各諸島でも、逮捕者を一旦拘留する場所が設けられ、例えば、ハワイ島はキラウエア軍事基地、その他の島は地元の警察署などが確認されている<sup>39</sup>。

逮捕者のその後の手続きについても先行研究が明らかにしている。逮捕された者は、まず、予備審問委員会 (preliminary hearing board) といういわゆる「取り調べ」を受けた。予備審問委員会は、陸軍情報局、FBI、海軍情報局から各一人の代表で構成された。ここで拘留が適当とされた逮捕者は、3人の民間人 (civilian) から構成される審問委員会 (hearing board) を経て、ここでの審理をもとに拘留か釈放の勧告を受けた<sup>40</sup>。この3人のうち1人は、弁護士であることが望ましいとされた。さらに、弁護士や証人を連れてくる権利も保障されていた。しかし、開戦当初はこの通りではなく、審問委員が任命されるまでは、情報機関と地元警察は、事前に選定した拘留対象者を逮捕することを優先し、彼らの取り調べや審問は後回しにされていた<sup>41</sup>。

それを示す資料は、1943年6月に太平洋軍管区司令官に就任したリチャードソン准将による1945年の記録「戦時下のハワイにおける保安全管理」(Wartime Security Controls in Hawaii: 1941-1945, A General Historical Survey) である<sup>42</sup>。この資料には、「1941年12月15日に審問委員が任命されようやく取り調べが行われるようになった」と記されている<sup>43</sup>。またオキヒロ (1991) により、この日には、拘留対象者の審理や処分までの手続きを行う母体となる敵性外国人処理センター (Alien Processing Center) が移民局の構内に設立されたことが確認されている<sup>44</sup>。後述するが、このセンターは、戦時にわたり拘留者関連の総括をする事務局として動いていく。

以上より、開戦直後の頃は、逮捕された者は移民局に短期間拘留されてからサンドアイランドへと、とりあえずその身柄を移動させられ、1週間程度後に移民局で審問会を受けて処分を決められてから「正式に」拘留されていたことがわかる。このように、日本軍の真珠湾攻撃により太平洋戦争が開戦した時には、軍当局と情報機関は、リストに準じて拘留対象者の身柄を拘束することを重視した拘留計画を遂行していたことになる。

## (2) 拘留所建設計画

ここでは、1941年4月に作成された拘留所の建設計画を示す資料「外国商船乗組員 および敵性外国人に関する戦時作戦計画」(以下、「戦時作戦計画」)<sup>45</sup>を取り上げる。この計画は

同年12月の太平洋戦争開戦に間に合わず実行されなかったが、これを見ることにより、サンドアイランドには抑留施設の用意がなかったことを確認する。また、この資料については、オキヒロ (1991) とローゼンフェルド (2016)、ならびにカシマ (2003) の注釈でその一部がふれられるものの、詳細は検証されていない<sup>46</sup>。この資料と戦後に編纂された“History of the Provost Marshal Office, 1941-1945” (1946) (以下、「陸軍憲兵局史」) とを比較し、サンドアイランド抑留所の設立背景を検討する。

「陸軍憲兵局史」は、その全体像は確認できていないが、多数の巻により成り立つようである。そのうちの「第二次世界大戦略史」“World War II -A Brief History”の巻では、憲兵局長に宛てた序文があり、これらの編纂された記録は、陸軍憲兵局の「正史」(official history) であるとされている<sup>47</sup>。しかし、同局には歴史専門家は所属していないため、第二次世界大戦の戦時記録をもとに陸軍の高官が編纂したものだと断り書きがある。そのためか、資料は、1941年12月から1945年9月までの同局の業績がアメリカ陸軍の視点から記述されながらも、細部において他の陸軍文書との齟齬がみられる場合がある。しかし、ハワイにおける強制収容についての陸軍の関わりが端的に記述される資料でもある。本論では、こうした記述の不正確さを承知の上で参照せざるをえないが、他の資料との照合が可能な場合は記述内容を検討しながら引用する。

さて、「戦時作戦計画」に戻ると、このなかには、1941年7月3日付ハワイ軍管区司令官のショート中将が、抑留所建設のための見積書と設計図を添付し、連邦陸軍総司令官に提出した資料がある。これは、同年4月より陸軍省とハワイ軍管区の間で抑留施設を整備する計画が段階的に検討された結果が反映された具体案であり、移民局の敷地とスコーフールド陸軍軍用地の2箇所を予定したものである。このための予算は同年12月5日に陸軍省内で承認され、ハワイ軍管区は早急に建設に着手するよう指令を受けている。しかし、同月7日の真珠湾攻撃により計画は遂行されなかったようである<sup>48</sup>。

もう少し詳細に「戦時作戦計画」を追ってみたい。最初の1941年1月13日付の通信文からは、戦時の際の「外国商船乗組員および敵性外国人」の拘束・抑留準備が陸軍省から指示され、抑留施設のなかったハワイ軍管区はその設営を検討したことがわかる<sup>49</sup>。同年4月18日、ショートは、戦時の場合に移民局の建物と先述したサンドアイランドにある検疫病院を使用する許可を陸軍省に打診する。しかし、6月7日の陸軍省からの返信文には、「サンドアイランドについては許可せず」とある<sup>50</sup>。その5日後の6月12日、移民局施設については「陸軍省が許可を無効にした場合は従う」条件付きで使用を許可する旨の返信がシ

ョートに対してなされている<sup>51</sup>。

このためハワイ軍管区は、同年7月4日付の文書で、移民局の敷地に本格的な施設を増設し、かつスコーフイルドに抑留施設を建設する計画を提出している。移民局の拡大工事に関する図面の合計4棟の建物と2棟の食堂（メスホール）を含んだ増設部分に、「収容可能人数254人を2倍にできる」との説明が付されているため、約500人の収容が見込まれた計画であった<sup>52</sup>。これに加えて、1,500人用の施設をスコーフイルドに建設するために、もう一枚の図面も用意されていた〔図表1-1〕(p.41)。この図面には、「A, B, C区画にはそれぞれ500人収容可能」(Each of compounds...will accommodate 500 people)と記載され、具体案が用意されていたことがよくわかる<sup>53</sup>。以上の計画案に見積書が添付された企画書を1941年7月4日にショートは陸軍省に差し出し、3日後に受理されている。

ところが、この計画は陸軍参謀部内で重要とされながらも、司法省ならびに陸軍省も予算不足のため、即座には承認されなかった。約5ヶ月後にあたる同年12月5日付の陸軍憲兵局からの「緊急対応」(Immediate Action)と書かれた文書では、ハワイ軍管区が計上した409,882ドルは、陸軍主計総の監査を経て498,335ドル必要と再見積をされ、抑留所建設予算として陸軍参謀の特別基金から下りることがショートに伝えられている<sup>54</sup>。つまり、陸軍省は真珠湾攻撃の2日前、ハワイ軍管区に抑留所建設の予算約50万ドルを用意したことになる。

なお、開戦後も、ある時点までスコーフイルドへの抑留所建設は検討されていた。すでにサンドアイランドへの抑留者の収容が始まっていた1941年12月13日に、陸軍省副将へ宛てたショートの電報を確認したい<sup>55</sup>。ここでショートは、サンドアイランドの使用は「緊急処置」であり、検疫病院の建物に増設したことを伝えた上で、「これらは最小限のもので、一時しのぎでしかない。陸軍省で承認されたスコーフイルド軍用地ではより耐久性のある施設ができるだけ早く着工されるであろう」<sup>56</sup>〔筆者訳〕と断言している。つまり、開戦後に逮捕者の収容が始まっていながらも、ショートにとってサンドアイランドは、抑留所を建設する場所としては現実的ではなかったのであろう。ただし、ショートはこの電報の4日後にハワイ軍管区司令官の職を解任され<sup>57</sup>、デロス・エモンズ中将 (Lt. Gen. D. Emmons) と交代しているため、この後の交渉の行方は不明である。

ところで、これまでみてきた一連の陸軍省とハワイ軍管区のやり取りで準備されていた抑留所建設のための予算は、サンドアイランドの環境設備の向上に流用されたのではないかと推測できる。それは、「陸軍憲兵局史」に記述されるサンドアイランド抑留所の整備に



充てられた金額がちょうど 50 万ドルであり、上記の抑留所建設予算とほぼ同額だからである。

1941 年 12 月 8 日に サンドアイランドに一時監禁所が設けられた。サンドアイランドに最初の監禁所が設けられたのにはいくつもの合理的な理由がある。地理的にはホノルル市とホノルル港に隣接した島であり、また準州（所有）の検疫病院として使用された出来のよい建物、食堂、管理用施設が存在した（中略）。ハワイ準州検疫病院の建物と施設を利用した監禁所は素晴らしかった。住居と抑留者への食事供給は 12 月 8 日の開設時からとても良好だった。しかし、おおよそ 50 万ドルが 15 ヶ月間の抑留所使用の間に設備向上と修繕箇所の維持に使われた [筆者訳・括弧内加筆・下線]<sup>58</sup>。

この記述では、サンドアイランドはあたかも抑留所として適切な条件だったために選ばれ、「設備費」が投じられたことになっている。

さて、これまでみてきた 2 点の陸軍資料はその内容に齟齬がある。まず、着工が目前であった抑留所建設計画の存在は、開戦によって計画倒れになったようだ。そして、「陸軍憲兵局史」が戦後の記録資料をもとに書かれているため、後年の事実確認を述べている。したがって、おそらくその予算は「サンドアイランド一時監禁所」の設備向上と修繕（下線）にすり替わったものと思われる。

以上、抑留対象者の選定から逮捕までの経緯、ならびに予定されていなかったのにもかかわらず、サンドアイランド抑留所が緊急開設された背景を示した。次節では、このように一斉に逮捕した抑留対象者を押し込めるようなかたちで開設を迎えた同所が、いかに抑留者の体験を形成する場になっていったのかを追っていきたい。

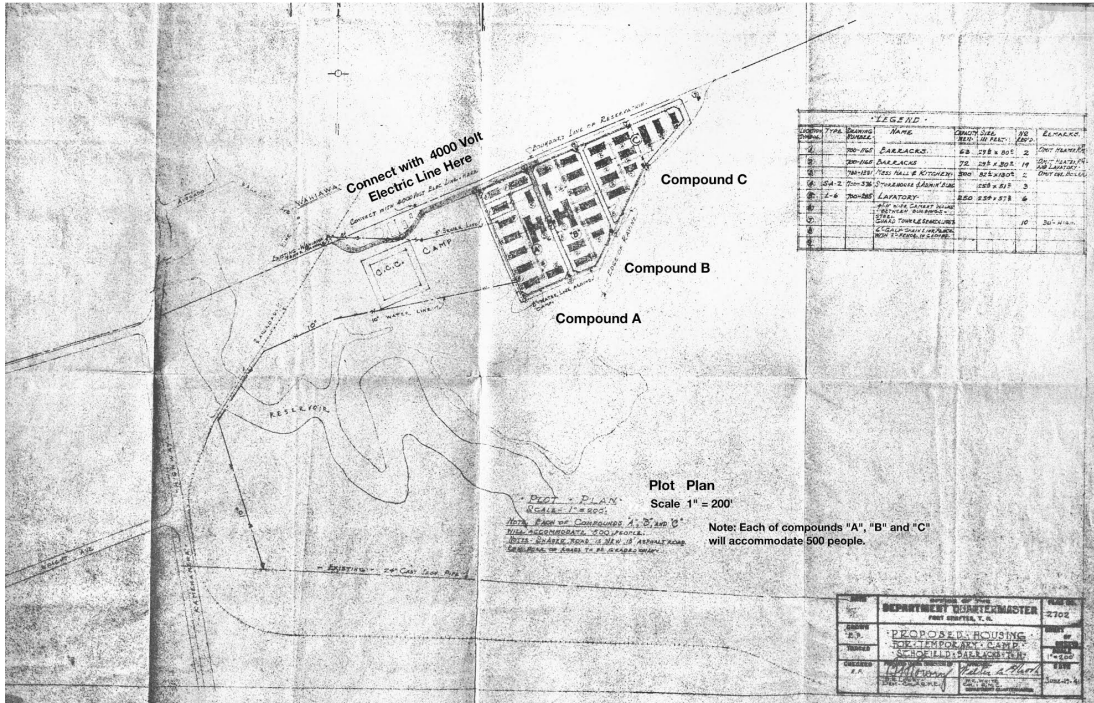
### 第 3 節 初期のサンドアイランドの環境

#### (1) 抑留者の居住空間

本節では、開戦直後から約半年間の初期のサンドアイランド抑留所における、日系人抑留者が置かれた状況について、居住空間と規則を軸に検証したい。

まずは、文献や資料をもとに居住空間の初期の状態からその変化を追ってみたい。開戦直後のサンドアイランドの環境については、開戦当日に逮捕されて移民局で一夜を過ごした翌日、1941 年 12 月 8 日に、サンドアイランドに移送された相賀と古屋の回顧録を手が

[図表 1-1] 一時抑留所建設計画案：スコーフールド軍用地



出典：“Proposed Housing for Temporary Camp: Schofield Barracks” (NARAI) を筆者加工

かりにするしかないであろう。両者によるサンドアイランドの描写から、居住空間の粗悪さが読み取れる。まず彼らは、サンドアイランドに着くと、自分たちの使う軍用テントを組み立てるのに夜までかかり、軍用簡易ベッド（コット）を一つのテントにつき8個搬入するところから抑留生活を始めていた<sup>59</sup>。当時のサンドアイランドは、砂地の平地で陽を遮る木もない吹きさらしの場所であり、雨が降ると、床板のないテントの中に雨水が侵入することもあったという<sup>60</sup>。このような抑留者のテントでの生活は約6ヶ月間続き、その後に新築された木造の収容棟に移動したとされる<sup>61</sup>。これこそが、前節で検証した予算が投じられて実現した設備向上であろう。

この抑留施設のその後の整備については、戦後に作られた資料から確認できる。バートンとファーレル (2007) は、1945年11月に陸軍が作成した2枚の施工計画図、また戦後に撮影された航空写真を使った検証を行なっている<sup>62</sup>。これによると、サンドアイランドでの建造物は、2重の鉄条網で囲まれた抑留者用、囲みのない陸軍兵士用、そして戦争捕虜

用などがあつた。さらに、バートンとファーレルは、その施工計画図には、当時の既存の建物として、監視塔、陸軍で使用される 30 x 80 フィート (約 9m x 24m) の木造棟が四つ描かれているとする。これを前掲「陸軍憲兵局史」ならびに相賀の記述にみられる抑留者用の施設だと特定している<sup>63</sup>。

たしかに「陸軍憲兵局史」では、抑留者を抑留した区画について書かれている。合計 4 区画から成り立ち、第一と第二区画が日系人男性用で各 250 人収容可能であり、第三区画は女性用で 40 人、また第四区画は、ドイツ系・イタリア系人男性用で 25 人と記述されている<sup>64</sup>。それぞれの区画には食堂、シャワー、便所が設備されたとも記されている<sup>65</sup> (食堂設備の向上の背景については後述する)。

さらにローゼンフェルド (2016) は、複数の体験者のオーラルヒストリーから、サッカーグラウンド約 3 枚分相当にあたる 5 エーカー (0.02 平方km) の広さに約 4.5 メートルの高さの塀が張り巡らされていたことを指摘している<sup>66</sup>。他方、島袋 (2014) が抑留体験者に行なった聞き取り調査では、抑留所を取り囲む柵には電流が流されていたとの証言も収集されている<sup>67</sup>。

以上のように、開設後に整備が進んだサンドアイランドでは、約半年後にテントから木造棟での生活に変わり、また区画ごとの細分化とともに、高い塀や脱走を防ぐ柵などの設営がなされた。それは、徐々に抑留所としての機能が固定化されていった過程だと言える。

## (2) 抑留所の規律

初期のテントで寝起きする抑留生活の後に、抑留施設が整備されていったことを確認したところで、陸軍資料「米領布哇サンドアイランド留置所の規則」を中心に、この時期の抑留者の生活状況を検証したい。先行研究では顧みられてこなかったこの資料は、ハワイ軍政府の法務総監を務めたトーマス・グリーン (T. Green) 准将が収集していたものである<sup>68</sup>。2回に渡り発布されているこの規則は、日本語で書かれており、英語の規則を日本語しか解さない一世抑留者のために和訳したものだと思う。ここでは第一回目の規則を扱う<sup>69</sup>。

第一回目の規則は「アイラ大尉」名で発布されている。前掲「陸軍憲兵局史」にみられるカール・アイフラー大尉 (Cap. C. F. Eifler) が抑留所所長として任務に当たったのは、開戦翌日の 1941 年 12 月 8 日から 1942 年 3 月 19 日までとされる<sup>70</sup>。しかし、サイキが 1980 年前後に行ったアイフラーへの聞き取り調査では、1941 年 12 月 12 日に着任したことになっている<sup>71</sup>。サイキのインタビュー記録では、関税局に所属していたアイフラーは、開戦当日にハワイ軍管区

本部へ連行され、サンドアイランド抑留所への転属を当局に命じられたため、自身で部下を選ばせてもらうことを条件に着任したとされる<sup>72</sup>。さらに、同所には何も規則がなかったの  
で彼自身が制定したとサイキに語っている<sup>73</sup>。

こうした背景を踏まえて、まずは第一回目の規則からみてみたい。

米領布哇サンドアイランド留置所の規則（抄）

（日付不明）

- 一、留置されたる者は留置所の規則に従ふ事 この規則は折によって改正され、また発表される。
- 一、留置されたる者は、実物、又は速製の物に拘はらず武器又は武器代物を有する事を堅く禁ず。①
- 一、留置されたる者は、団体を作り各団体に指揮官及び下士官を有する事とす。以上の指揮官及び下士官は各団体内の選挙によって決定する併し留置所指揮官の承諾を得べし②
- 一、留置されたる者は全部毎日起床喇叭と帰営喇叭との二回に点呼に従ふ（答へる）事とし、全部成立すべし。併し番兵の許しを受けたる者又は病床にある者或いは宿泊所に監禁されたる者は免除される。③
- 一、食事はカフテリア式（自給）に配給す。白人と日本人の留置されし者の食事時間は別々にす・皆にナイフ、フォーク、スプーン、皿、コップ等、各一箇づ記入して給ふ。食後にこれらを必ず返す事。④  
（略）
- 一、同所指揮官に預金して居る者は、酒保で販売されて居る各品、煙草等を（特志の給与品以外）購入する事を得。⑤  
（略）
- 一、火事の場合は警報が直ちに鳴らされる。団体集合の場合は笛を三度吹く。⑥
- 一、髭を剃りたき者に対しては剃刀を給ふ。然し剃刀は皆残らず返すべし。返す責任は借りたる者にあり。⑦
- 一、文具類を欲する者は其の旨番人に甲出すべし。發送郵便は全部同所指揮官に依って検閲さる。文具類使用者は供給せられたる全文具類を返す責任を負う⑧  
（略）
- 一、留置されたる者の友人又は親戚の人は着物や身の廻り品を返る事を得、然し是等の物品は一度指揮官の検閲を受け、当官の許しを得て当人に渡さる。⑨

三十五歩兵指揮官  
カール、エフ、アイラ大尉  
[筆者下線・文末の番号加筆]<sup>74</sup>

上記の規則からは、武器の所持はもちろん、食器類、カミソリ、文具の所持を堅く禁じ

(下線)、各抑留者の武器になりうる物の使用することを強く警戒し(①、④、⑦、⑧)、さらに所外からの物資の流入に関しても検閲が行われたことがわかる(⑨)。また、⑤の規則にある「預金」とは、抑留者が国際赤十字から配給されたクーポンで物資の購入を認められていたことを示すものであろう<sup>75</sup>。なお、③の規則にみられる軍隊式のラッパによる号令と点呼に従う規則のなかには、「宿泊所に監禁されたる者」(下線)とみえる。ここから、所内に重営倉があったと推測できる<sup>76</sup>。

次に、この第一回目の規則による管理の実状を回顧録で追ってみたい。まず、規則②のうち「団体を作り各団体に指揮官及び下士官を有する」(下線)をみってみる。相賀によれば、抑留者は軍隊式の組織編成のもとに統括され、大隊長以下、約160人が四つの中隊に分かれて各中隊長の下に10人ずつの分隊が置かれていた<sup>77</sup>。ただし、この160人という組織の状態は、相賀が抑留されていた1942年8月までの間のいつにあたるのかは不明である。他方、1942年5月に入所した二世抑留者西川徹(トオル・ニシカワ)の回顧録からは、すでに島別に編成された6中隊に増えていることがわかる<sup>78</sup>。また、この規則②に明示されている「各団体内の選挙」(下線)については、「役職にあたる隊長たちが選挙で選ばれ、人選結果には軍部の承認が必要とされた」ことが、相賀と西川によりそれぞれ記されている<sup>79</sup>。

次に、手紙にまつわる規則⑧に関しては、相賀と古屋によれば、紙と鉛筆の所有は許されなかったため、その日に手紙を書き終えない場合は一端文具を事務所に返すこと<sup>80</sup>、また検閲のために英文で書くことが決められていた<sup>81</sup>。

これまでみてきたように、第一回目の規則から読み取れるのは、抑留者に対する強い警戒体制である。

### (3) 管理側の抑留者への処遇

続いて、この時期の管理側の抑留者への処遇を検証する。上記の規則が適用された初期の抑留生活の厳しさは、抑留者を直接的に統括する所長や配属された憲兵の態度によって増したことに注目する。先行研究でも着目されているが、1941年12月中旬頃まで軍当局は、抑留者を戦争捕虜として扱っていた可能性がある<sup>82</sup>。これに関しても、相賀と古屋の回顧録を手がかりにするしかないが、入所直後に陸軍当局は、「抑留者を戦争捕虜(Prisoner of War)として扱うので軍律に従うように」と通達していたとされる<sup>83</sup>。その後、先述したように1941年12月17日にハワイ軍管区司令官となったエモンズが、サンドアイランドを

同月 22 日頃に訪れた際に、「君たちは戦争捕虜ではなく拘禁者 (detainee) である」と改めて確認し、「軍律には従う必要がない」と訂正したとされる<sup>84</sup>。ただし、なぜこのような「間違い」が起きたのは不明であり、他島の抑留施設などでは起きなかったことを後に古屋は確認している<sup>85</sup>。

しかし、これは抑留者の「身分」が再確認されただけであり、彼らの処遇が向上されたわけではなかったようである。それは、先行研究でもアイフラーによる非人道的な扱いが示唆されているからである<sup>86</sup>。そこで、アイフラーが所長を務めた時期を1941年12月上旬から1942年3月19日までとして<sup>87</sup>、この期間に該当する抑留者の体験を具体的に検証したい。

このアイフラーの無情さとしてもっとも言及されてきたのは、抑留者を全裸にする所持品検査を強行したことである。最初に回顧録で確認できるのは、後に「岡野事件」と呼ばれる検査である。締め金で作ったナイフを抑留者の一人が持っていたために突発的にこの検査が行われたようである<sup>88</sup>。12月14日の寒い夕方に起きたとされる「岡野事件」について相賀は、「E大尉はすぐに全員の非常召集を命じ、一同を野外の広場に整列せしめ、悉くこれを裸はだかにし、一糸をも纏はしめず何時までも其処に立たせ、ガードをして一人一人の衣類を検査せしめ（後略）」と描写する。「岡野事件」だけでなく、前項で取り上げた抑留所規則にみられるように、武器となりうる物の管理は厳重であり、スプーンが一本紛失すると同様の身体検査が行われたことを、複数の抑留者が書き残している<sup>89</sup>。なかには、その時の心境を短歌や川柳に詠んだ抑留者もいる。

すはだかに なして検べて靴底を 叩きて兵は 吾をにらめり 竹井蘇人<sup>90</sup>

はだかにされて並んでいる夕暮せまる 古屋翠溪<sup>91</sup>

さらには、1982年に収集されたカウアイ島出身のカエツ・フルヤ（古谷喜悦）のオーラルヒストリーでは、1942年2月に寒い雨が降るなかで下着だけで立たされたことが語られている<sup>92</sup>。フルヤは、この時に雨に当たったことが原因で風邪を引いた抑留者が、一週間後に心臓麻痺で死亡したとも語っている<sup>93</sup>。

このようにして、抑留者に屈辱的な、また過酷な体験をさせる身体検査が突発的に行われていた。そこからは、管理側の日系人抑留者に対する過剰な警戒心がうかがえる一方、抑留者に対して徹底した服従を要求することで、秩序を保つ統括方法であったとも読み取

れる。こうした抑留者を服従させる手段として、強制的な労働も課されていたようである。相賀によれば、強制的な労働は、草むしりやゴミ拾い、また日本軍の攻撃を想定した塹壕掘りも含まれた。訓練のサイレンが鳴れば、抑留者はたとえ塹壕を掘っていてもガスマスクをつけて砂地に作った壕の水たまりに飛び込む必要もあったという<sup>94</sup>。

前掲古屋の回顧録によれば、アイフラーがホイッスルを吹くと抑留者たちは整列しなければならず、それが1日に7、8回も起きることがあった<sup>95</sup>。古屋はある日、このホイッスルによる集合に10秒ほど遅れたために、軍隊式の罰として休み時間にキッチンの掃除や皿洗いを命じられたという<sup>96</sup>。ただし、1942年2月20日まで抑留されていた古屋は、この罰則としての作業が後に交代制になったことを述べていることから<sup>97</sup>、これはごく初期の懲罰の様子であると考えられる。

ごく初期の労働については、1942年3月3日にハワイ島からサンドアイランド抑留所へ移送された尾崎無音による経験が、戦後の1949年に自身のラジオ番組の原稿に記されている<sup>98</sup>。その内容は、尾崎が1942年3月3日にサンドアイランドに入所した時に、先に抑留されていたオアフ島出身者が、「我々の手はシャベル、鋤、熊手のように使われた」と無意味な労働を始終させられたことを吐露したというものである<sup>99</sup>。これに対し、尾崎を含む他島からサンドアイランドに来た抑留者が強制労働の実態に驚き、同情したとされる<sup>100</sup>。ここからもやはり、抑留者の強制的な労働は、開設から約3ヶ月間に行われていたことがわかる。

なお、その後サンドアイランド抑留所から本土の抑留所に移送された尾崎は、終戦までに5箇所抑留所での生活を経験したが、同所が一番粗悪であったと書き残した。このことについて尾崎は、開戦による興奮状態や誇張される戦時の雰囲気により、「憎まれるべき敵性外国人は出来る限りの苦難を与えてもよいと考えられていた」〔筆者訳〕と振り返る<sup>101</sup>。

古屋の回顧録に記された憲兵の行動には、この「敵性外国人」に対する怒りの感情が読み取れる。それらは、日系人に不慣れな様子アメリカ本土から配属された憲兵が、銃剣で抑留者を追い立てたり、真珠湾攻撃で兄を亡くしたハワイ大学予科練出身のポルトガル系の憲兵が、日系人に当たり散らしたりする事例である<sup>102</sup>。ちなみに相賀は、心身のバランスを乱し入院する抑留者が、1942年の正月頃から現れたとも述べている<sup>103</sup>。

このようにサンドアイランド抑留所の開設からおおよそ半年間にわたる時期は、管理体制が極めて厳しい劣悪な環境下で、全裸の検査や強制労働などの過酷な経験を強いられた。また、相賀、古屋、そして尾崎が書き残してきた「悲惨な」内容を分析すると、それはおおむ

ねごく初期にあたる戦時の混乱状態のなかで、そしてアイフラー所長による独善的管理が行われていた時期に該当するものと考えられる。

#### 第4節 管理体制の変化とその記録

##### (1) スプリンガー所長の着任と規則改定

本節では、初期のサンドアイランド抑留所の厳しい管理体制が緩和され、それに併行して抑留者が自主的に活動を行う様子を陸軍資料と回顧録から読み取りながら、その「変化」の示すものを考察したい。

それに先立ち、抑留所所長の交代を確認しておく。「陸軍憲兵局史」によれば、アイフラーの後任の所長としてルイス・スプリンガー中尉 (Lt. L. F. Springer) が、1942年3月から1943年5月まで就任している。その間には、サンドアイランドからホノウリウリへ抑留者ととともに抑留所所長として移動している<sup>104</sup>。

さて、スプリンガーは、抑留所所長に着任後、1942年5月23日付で第二回目「米領布哇サンドアイランド留置所の規則」を發布した。この第二回目の規則の内容は、先述の第一回目とほぼ同じであるが改定されている。その改定には、赤痢の蔓延を懸念した衛生対策、施設運営に必要な雑役の義務化、そして空襲の際の避難の方法が追加されている。以下に示す「雑役に関する規則」は、その傾向を強く示すものである。

##### 一. 留置されたるものはこのキャンプの維持保存の為に必要なる雑役をする事

- イ 慰安所また衛生に関する仕事すなわち当所廃棄物の始末、病院、施薬所、便所等に関する仕事。
- ロ 各団体内にて経済的に必要なる料理、その手伝い、服の仕立て、靴の修繕、散髪当の仕事。
- ハ キャンプの維持上必要なる宿舎、道路、歩道、衛生上の設備等に関する仕事<sup>105</sup>。

ここには「キャンプの維持保存」との目的のために、ゴミの始末、掃除、料理はもとより、特殊業務として服の仕立て、靴の修繕、散髪などの集団生活に欠かせない労働力の提供が義務付けられている。第一回目の規則では、抑留者が日常で使用する物品を管理し行動を抑制するための規則が目立つが、この二回目の改正規則では、少なくとも、抑留者の行動を抑制し監視することに主眼が置かれていない。スプリンガーが着任した頃の抑留所



規則からは、開戦からほぼ半年が経ち、多少の落ち着きが抑留所管理にも表れたのか、管理方針のわずかな路線変更がうかがえる。さらに序章で示した抑留者の出入所を記録したグラフから、1942年4月1日に69人だった抑留者数が、ひと月後の5月1日には、141人に急上昇していたことがわかるほど、入所者が増加している時期である。

こうした所内状況の変化によりスプリンガーは、アイフラーの抑留者たちへの支配的な管理方針ではなく、実務的な労働の必要性を示しながら抑留所を運営しようとしていたと考えられる。

## (2) 「サンドアイランド記録簿 第四巻」

ここでは、サンドアイランド抑留所の監視が駐留する管理室 (Warden Office) による記録簿 “Record Book Detention Camp Sand Island Vol. no. IV” (サンドアイランド一時監禁所記録簿第四巻、以下、「サンドアイランド記録簿」または「記録簿」) をたどりながら、サンドアイランドの環境と抑留者の生活を検証していく<sup>106</sup>。

まず、この資料の概要を述べたい。管見の限りではあるが、「サンドアイランド記録簿」はこれまでの研究では取り上げられていない。この記録簿は300ページの罫線入りのノートに手書きで書き込まれたものである。ただし、ここで扱うのは1942年4月から8月末までにあたる第四巻のみであり、そのほかの巻はまだ存在が確認できていない<sup>107</sup>。この第四巻によって、「はじめに」で提起した相賀が記述していた「1942年5月の変化」は、この資料で確認できるはずである [写真 1-1]。

「サンドアイランド記録簿」の特徴は、抑留所管理の一環として抑留者と物品に関する動きが、非常に細かく記録されていることが挙げられる。主な記載事項は、抑留者の動きについては、日々の抑留所の区画から出入りする人数、その理由、名前、抑留者認識番号、出発時刻・帰着時刻などである。また、物品の動きについては、タバコの配給、文具の貸し出し、台所用洗剤の補充などが含まれる。特に髭剃り用のカミソリの所内での持ち運びの記録は厳密であり、誰に何枚を貸し出し、戻したか、同じく注射針や裁縫用の針は、医者と裁縫をすすめる抑留者に貸し出した本数が毎回記載されている<sup>108</sup>。そして一日の終わりには、食堂のスプーン・フォーク・ナイフ類 (以降、カトラリーと表記) の本数を確認し、締めくくられている。

さて、「記録簿」にみられる抑留者の動きには新たな入所者や本土へ移送される出所者も含まれる。例えば、日々の入所者と出所者の名前、抑留者登録番号、出入時刻が書かれ

る。人数報告は、日系人抑留者 (Japanese Internees)、混成抑留者 (Mixed Internees)、戦争捕虜 (Prisoners of War) と記される。「混成」というのは、ドイツ系、イタリア系を含めたヨーロッパにルーツを持つ民間人抑留者の総称として、便宜的に日誌に使用されている言葉を直訳した<sup>109</sup>。

また、出所者の人数が多い時には、抑留者の本土移送が行われたことがわかる<sup>110</sup>。例えば、1942年5月23日に第三回目の本土移送が行われ、日系人抑留者109人、混成抑留者1人が移送されている。こうした本土移送の後には、中隊長などの役職に就く抑留者が新たに選出されており、組織編成の変更が行われたことが「記録簿」にみられる。その後、6月4日になり抑留者を統括する中隊が一つ新設されて四隊編成になっている。

ここで、日系人抑留者の本土移送について述べておくと、主に一世抑留者の移送は合計10回行われたとされる(第2章で後述する)<sup>111</sup>。日本国籍の一世抑留者が本土へ移送されたのは、戦争捕虜の人道的な取り扱い方を定めた国際法であるジュネーブ条約(1929年)の順守のためだからである。ジュネーブ条約では、戦争捕虜の身柄を「戦闘区域」に置くことを禁じているため、こうした措置がとられた<sup>112</sup>。1942年2月14日付『ハワイタイムス』(日布時事)は、「抑留された外国人は米国本土に避難 非戦闘区域に移して安全保護」と一世抑留者の本土移送を決定した軍政府の方針を伝えている。他方、これは前掲リチャードソン准将による「戦時下のハワイにおける保安管理」(1945)でも確認ができるが、1942年2月3日に陸軍省から電報で戦闘区域 (combat zone) から敵性外国人に当たる抑留者を移動させるよう指令を受けていたと記されている<sup>113</sup>。このような状況が、「サンドアイランド記録簿」にも反映される。

### (3) 娯楽と自主活動の記録

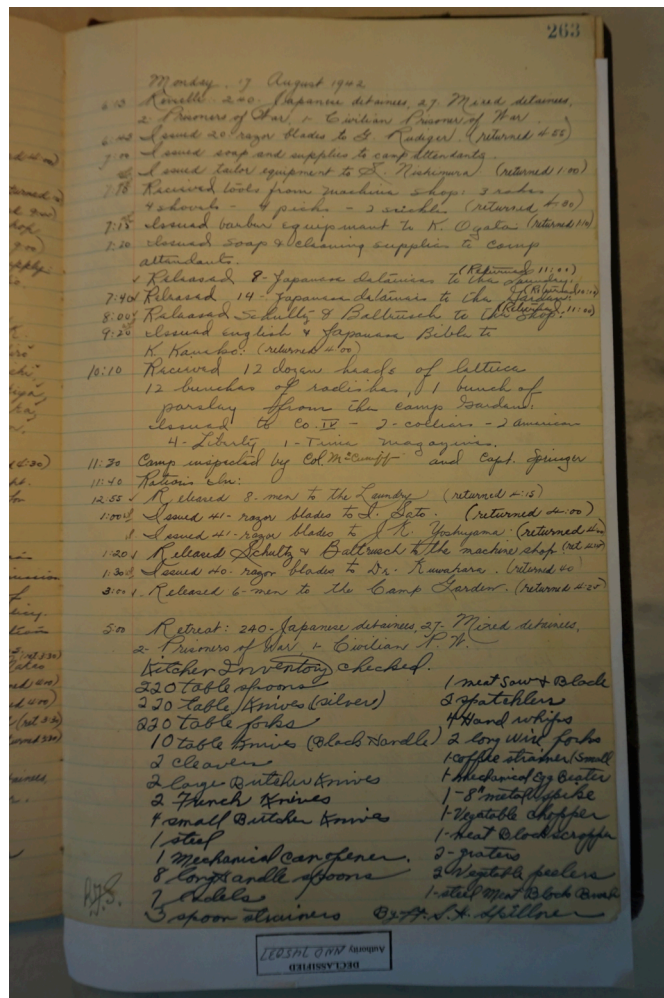
「サンドアイランド記録簿」には、日系人抑留者の厳しい生活を多少なりとも緩和させたと思われる数種類の娯楽や自主的な活動の記載もみられる。それらが抑留生活で持ちえた意味を考察してみたい。

サンドアイランド抑留所における娯楽と自主的活動は、「はじめに」でも述べたように、抑留体験者による悲惨な体験が注目されてきたせいに取り上げられにくい部分である。それでも先行研究では、小川(2013)が抑留された老漁師の回顧録にふれ、楽しみを見出そうと日々を過ごしたと紹介し<sup>114</sup>、またローゼンフェルド(2016)も、抑留者が退屈を紛らわす工夫を徐々に日常に取り入れていたと言及している<sup>115</sup>。古屋の回顧録にも「煩悶を和げた娯楽」

という一項があり、国際赤十字社で用意した手作りの基石、花札の差し入れがあったが、不人気だったと書かれている<sup>116</sup>。

これから娯楽と自主活動の様子を「サンドアイランド記録簿」で検証していくため、記録の中で日系人抑留者関連の重要だと思われる記述をひろい、時系列にした〔図表 1-2〕(章末)。

〔写真1-1〕 サンドアイランド記録簿 1942年8月19日



出典: Record Book Detention Camps Sand Island vol. No. IV, NARAII.

この日は珍しく食堂のカトラリーの記録がある(画面下部)。

以下では、「記録簿」にみられるスポーツ、図書・新聞購読、教会での礼拝、野菜作りに関する記述を追っていく。最初に目につくのは、野球とバレーボールの記述である。1942年4月4日に日系人抑留者はホームベースを野球場に置いて、翌日には日系人抑留者対混成抑留者の野球の試合が行われている。この後しばらくの間、バットとボール、またバレーボールのネットとボールを事務局から借り出す抑留者の記録が、連日にわたり続いている<sup>117</sup>。

他方で、所内図書館 (enclosure library) があり、雑誌や書物があったことがわかる。雑誌は日常的に貸し出されており、「リーダーズ・ダイジェスト」、「タイム・マガジン」、「コスモポリタン」が「記録簿」の最初の方に記載されていた。4月21日頃から「ルック」、「ハーパー」、「カントリー・ジェントルマン」などがこれらに加わった<sup>118</sup>。雑誌の種類増加は、同年5月から6月にかけて継続的に確認できる。また5月3日には、スピルナー所長が、抑留者に購読希望図書一覧を提出するようにうながしている<sup>119</sup>。

これに関する相賀の回顧録の1942年3月に当たる記述では、所内で用意されていた雑誌類には古い物が多く「たいしたものがない」と評されている<sup>120</sup>。また、1942年4月26日に入所したサム・ニシムラのオーラルヒストリーでも、所内の図書は少なく、いわゆる「物語」(talking story) ばかりだったと語られている<sup>121</sup>。しかしながら「記録簿」をみると、この状況に新聞購読が加わっていたことがわかる。同年5月より現地2社による英字新聞『スター・ブレティン』と『ホノルル・アドバタイザー』の配布が始まったことが記述されている<sup>122</sup>。こうして、抑留者を満足させるものではないにしても、明らかに雑誌の種類は増え、新聞も供給されるようになっていた。

さて、相賀が回顧録で記した「1942年5月の変化」については、1941年12月の開戦当初は新聞さえ所内では読むことが許されなかったが<sup>123</sup>、翌年5月15日から英字新聞の購読がようやく許され、ラジオも導入され、万年筆、鉛筆、紙類の所持が許可されたと書かれている<sup>124</sup>。抑留生活における情報源を得て、なおかつ記録する自由が与えられている。これは、日系人抑留者に情報を与えることに対する警戒や、万年筆などを武器にする懸念からうすれたことを表している。

「記録簿」に戻り、男性抑留者と女性抑留者の交流に関わる活動を取り上げる。サンドアイランド抑留所には、7-8人の少数の女性抑留者がいたことが古屋の回顧録にみられる<sup>125</sup>。全体の男女比は変動があるものの、陸軍資料である「抑留所日誌」(Sand Island Morning Report) によれば、閉鎖直前の1943年3月1日には男性抑留者370人、女性抑留者14人

の存在が確認できる<sup>126</sup>。これを踏まえて「サンドアイランド記録簿」をみると、ほぼ毎週日曜日に、少数であった女性抑留者の区域にある教会へ、自身の抑留されている区画から一時間ほど外出する男性抑留者の記録がある。前節で述べた通り、抑留者は日系人と混成、また男性と女性に別れてそれぞれの区画に収容されていたが、その間を移動が許可されていたことがわかる。この移動の記録は、4月から9月にかけて特例<sup>127</sup>を除いて毎週礼拝が行われていたことを示し、時には30人以上の動きがある（例8月23日、9月13日）<sup>128</sup> [図表1-2]。他方、回顧録にも日曜日の合同礼拝の記述がみられる。女性抑留者の収容区域にある教会でアメリカ人牧師による英語の説教を聞くことができるため、一部の男性抑留者にとって毎週末の大きな楽しみになっていたという<sup>129</sup>。この日には、身なりを整え、髭を綺麗に剃った男性抑留者が教会へ出かけたとされる。ただし、相賀は憲兵がいるので女性抑留者と会話などはできずに、英語で説教を聞かねばならなかったことを、「よほど運のいい時に知った婦人方と握手ができるくらいが関の山」と揶揄している<sup>130</sup>。

この活動は継続されていたらしく、1942年12月22日に抑留された矢野茂（シゲル・ヤノ）の回顧録のなかでは、この慣例の定着は驚きをもって描写されている。

日曜日の朝、食後よそ行きの洋服にネクタイ姿でいる者があるので、彼等は何処へ行くのか不審に思っていたらチョーチ（教会）に行くのだか、そこには女の人達も出席されるとのことで女の匂いをかぎに行っていたのだ [括弧内筆者]<sup>131</sup>。

女性抑留者との合同礼拝に参加するために装おう男性抑留者の姿からは、サンドアイランド開設から一年が経っても、礼拝が一部の抑留者の楽しみとなっていたことがわかる。

1981年前後に多数の抑留者にインタビューをしたサイキ（Saiki 1982）は、「サンドアイランドでの女性抑留者たちは男性抑留者が世間に残してきた妻や娘を想起させる存在であった」と分析している<sup>132</sup>。男性抑留者にとってこの時間は、束の間の社会生活に戻ったような気持ちを得るために重要であったとも考えられる<sup>133</sup>。

また、このような活動の延長線上の行動であったのか、「サンドアイランド記録簿」には、9月11日になり、男性抑留者が女性抑留者の区域に出向き、植樹をし、珊瑚を道に撒く作業をしている記述がある<sup>134</sup>。

さて、最後の事例として、野菜作りの活動の記録について概観する。7月14日から、菜園で働く抑留者リストが「記録簿」に添付され、この日以降、日曜日も含めて毎日菜園で

働く抑留者の出入りが継続的に記録されている。サンドアイランドにあった菜園の場所については、バートンが1942年1月29日付のサンドアイランドの増設計画書をもとに作成した地図を参照したい。以下の〔図表 1-4〕によると、菜園 (E) はテントのあった収容地 (F)の柵外に設けられている。

〔図表 1-4〕 サンドアイランド地図 1942 年 4 月



出典：1942 Sand Island Map, (Burton 2017) を筆者加工

また、1942年6月に入所した二世である平井隆三の日本語で書かれた自伝にも、この菜園は柵外にあると書かれている<sup>135</sup>。平井によると、古株の抑留者が編成していた野菜作りの班に入ることができたため、抑留者4-5人で毎朝約1時間をかけて、種まき、水かけ、収穫をした。この時は憲兵に付き添われたが、外に出ることができ、生の野菜を遠慮せずに食べられ、さらにその後1時間ほど貝殻掘りをするのができたという<sup>136</sup>。平井が語るように、抑留者にとって野菜作りは柵外に出られる手段としても重要であり、定着していた様子がわかる。

野菜作りの実態を把握するため、どのような野菜が栽培されていたのかを確認したい。「記録簿」には、収穫された野菜が「所内に持ち込まれた物」として詳細に記録されているため、別表にまとめた〔図表 1-3〕（章末）。これをみると、収穫量が多い日がある（例 7月 23 日、9月 1 日）。ただし、この野菜を食したかどうかは不明である。この野菜作りは抑留所の食事が野菜と果物が不足していたために始まったとの記述が複数の回顧録に散見できるものの<sup>137</sup>、そのうち西川は、「各抑留者が国際赤十字から配布されたクーポンを出資して、タネを買ってもらいガード付きで柵外に出てようやく収穫をするようになったが、我々の口には入らなかった」と書いている<sup>138</sup>。一方で、ニシムラのオーラルヒストリーでは、収穫した大根などは漬物にして、「月に一度ほど集団で茶粥<sup>ちやがい</sup><sup>139</sup>を食べた」と語られている<sup>140</sup>。いずれにせよ、野菜作りは続けられ、9月には菜園でチューリップも収穫されていたようである<sup>141</sup>。このような日々の抑留者の活動の記録からは、とりわけ、自らの収容区域外や抑留所の柵外に出られる礼拝や野菜作りが絶え間なく継続されていたことがわかる。また、「はじめに」で提起した管理体制の緩和の兆しがすでに 1942 年 4 月にみられていた。

#### （4）管理体制の緩和

本項では、引き続き「サンドアイランド記録簿」の分析を進めながら、上記規則でみたような管理体制の方針変更を念頭に、紛失管理が徹底されていた物品管理の緩和、ならびに面会制度の導入などを回顧録とも照らして確認していく。

まず、物品管理の緩和として、4月 26 日に「記録簿」の記録形式に明確な変化が現れる。それまで針類やハサミなどの道具の貸し出しは、道具名と個数が明記され、返却時も同様に記録されていたものが、「床屋の道具」「医療道具」と簡略化される。また、食堂のカトラリーも本数の記載はなく、実際は当日も数えられたであろうが、「確認済み」とだけ記載されるようになった。特に、前日までは、カトラリー以外にもハサミ、包丁、ノコギリなど、すべての武器になりうる物の数が詳細に記されていたが、カミソリの貸し出しと返却以外にはその慣例はなくなっている<sup>142</sup>。そして、1942 年 8 月 10 日には、カトラリーの数が久しぶりに記載されているが<sup>143</sup>、この日に菜園から野菜が数回にわたりキッチンに持ち込まれ、抑留者の出入りが通常より多かったためだと思われる〔図表 1-2〕（章末）。

次に、面会制度の導入を事例に取り上げたい。すでにシャイバー（ズ）(2016)により、1942 年夏頃からサンドアイランド抑留所において面会制度が導入され、週末には抑留者の

子供が抑留された両親を訪ねて宿泊することも可能になったと指摘されている<sup>144</sup>。しかし、「記録簿」にみる最初の面会は、すでに1942年5月31日に始まっている。この時は、混成抑留者が先行して家族などに面会を行っていたようであり、6月7日に日系人抑留者の面会の記録が初出する<sup>145</sup>。これを別の陸軍資料である「面会者リスト」(Internee Visitors)と照合すると、例えば8月16日と30日には、50人以上の日系人抑留者が家族と面会をするほどの規模となりながらその後も続いていく<sup>146</sup>。

先述のニシムラのオーラルヒストリーでは、面会が導入された時の様子とその時期についても語られている<sup>147</sup>。これによれば、まず1942年5月23日、一世抑留者の大多数が本土へ送られ50人程が残された。その抑留者数が少なくなった時に、その翌月からの面会が行われることを管理側から告げられ、家族に連絡状を送ったとする<sup>148</sup>。その後面会の日に、家族は港からボートに乗ってサンドアイランドへ着き、10分ほど歩いて同所を訪れた。面会時間は1時間ほどだったが、その後はひと月に2回面会があったとされる<sup>149</sup>。面会所ではガードが監視するなかで、妻と向き合って座った。しかし、徐々に面会のルールが設けられた。例えば、日本語での会話が禁止され、日系一世で日本語しか話せなかった者は、その妻と向き合っても会話ができなかった。そこで日系二世が1箇所にも固まって座り、ガードが離れたタイミングを見計らい、日系二世たちの英語で会話する声にまぎれるように彼らに日本語で会話をさせたという。

なお、ニシムラは、後に知ったことと前置きしながら、この面会が開始されたのは、ミッドウェイ海戦(1942年6月4日から7日)において、アメリカの戦局が有利になったからだと考えている<sup>150</sup>。

もう少し面会のルールに注目すると、相賀によれば、面会が導入された当初は2時間にわたり、日本語でも英語でも家族と会話が可能であった<sup>151</sup>。相賀は1942年8月6日でサンドアイランドから本土へ送られているが、その後の11月29日まで同所にいた平井の記述では、ニシムラと同様に面会での会話は英語のみであり、しかも20分間となっている。そのほかの規制についても平井は、抑留者が面会に来る子供に売店でキャンディーなどを買って与えようとしたため、買占めが多くなり、後に禁止となったと記している<sup>152</sup>。

先述した矢野茂の回顧録は、矢野が入所した12月22日以降について確認できるものであるが、面会に関して「土産物がないので悲しかった。2回目からはキャンテン(酒保)で買ったキャンディーなどを自分では食わずに保存した」[括弧内筆者]と記されている<sup>153</sup>。このように、1942年5月末に面会制度が許可されたものの、日本語での会話の禁止や、面



会時間の短縮、また売店での買い占めを禁じる規則も徐々に導入されていた。しかしながら、面会が許可されたのは、大きな管理の緩和と言える。この面会制度については、第2章で論じる<sup>154</sup>。

#### (5) スプリンガー所長の抑留所運営の模索

さらに「サンドアイランド記録簿」からは、管理側と抑留者との間の摩擦が継続的に起きていたことがうかがえる。それらの問題を解決するために、所内で話し合いを設けていた記述を追いながら、スプリンガーが抑留所管理の手法を検討していたことをみていく。

「記録簿」には、全部で4件の苦情申し立てが確認できる〔図表 1-2〕。これらは、全て日曜日であり、抑留者からの苦情をスプリンガーが聞く時間が設けられていたことがわかる。1件目のものは、所内の労働に関して4月19日に抑留者代表から出されている。この時、日系人抑留者たちは、雑務が多いとの苦情申し立てをし、太平洋戦争において日本が依頼した利益保護国であったスウェーデンの在ハワイ領事館に連絡を取りたいと権利を主張したようである。1942年3月より着任したハワイ駐在のグスタフ・オルソン (G. W. Olson) 副領事のことである<sup>155</sup>。つまり、日系人抑留者はすでにこの時に、オルソンの仕事で日系人抑留者と日本人捕虜の権利を守り、待遇を改善する交渉を担うと知りながら行動していたことがわかる。

しかし、「記録簿」では、この時の苦情について、スプリンガーはそれらの雑務は抑留所運営のためだと説明を行っている。その後、日系人抑留者が「オルソンを呼ぶ必要はないと答えた」と追記されていることから、両者の話し合いで解決をしたことがうかがえる。また、この翌月にあたる5月に抑留所運営のための労務が加筆された二回目の規則が発布されたのは、すでに述べた通りである。

2件目の苦情の申し立ては、1942年7月4日にみられる。キッチンの労働に関するものである。この詳細は不明だが、日系人抑留者が当時コックとその補助をしていた混成抑留者について、「不愉快な気分になる」と訴えたためである。これを受けて、混成抑留者代表が、「別のキッチンを設定する」ように提案しているので、両者の間に摩擦があったと思われる。この件に関しては、相賀の回顧録にもみられる。ジョージ・クリールマンという食堂のチーフを務めていた混成抑留者の一人と日系人抑留者との間に食事をめぐり「ゴタゴタ」が起きた時に、柔道の心得のある一世抑留者とクリールマンとが格闘しそうになったが、その後、「日本人のチーフ」と隔日交代になったとされている<sup>156</sup>。

つまり、第3節で確認した「陸軍憲兵局史」に記述される抑留者の各区画には、それぞれキッチンが設営されていたという記述は、これより後の状態を指すものである。

さらに「記録簿」をみると、3件目にあたる8月9日の苦情申し立ての時間に、再びキッチン環境の向上が混成抑留者から提案されている。スプリンガーは、調査の上で善処すると答えたようである。ただし、その後の8月16日に、同じく混成抑留者から提案された隔週の面会を毎週にすることは却下されている。おそらくは、日系人抑留者と交代で日曜日に面会所を使用させていたためかと思われる。これらの苦情として現れた記録からは、抑留者も生活面の不便さを表明し、抑留所における諸問題が、少なくとも管理側と抑留者の間では話し合いが持たれていたことがわかる。たしかに、「陸軍憲兵局史」には、それぞれの区画に管理当局と連絡・交渉にあたるスポークスマンがいたと記録されるため<sup>157</sup>、これらの代表を通じて話し合いが持たれたことが考えられる。

次に、「記録簿」にみられる話し合い以外のトラブルの解決方法も併記しておく。7月14日には、以下のような記述がみられる。「ヨシト・オオシタとトモジ・オオシタがストライキならびにクラサワ医師の眼鏡を壊したことを理由に1週間独房で過ごすように処分される。この処分は6人の中隊長・分隊長と大隊長アラカワによって決定した」。このトラブルの背景は不明なものの、この処分の方法は、相賀と古屋の回顧録では規則違反を犯した抑留者をほかの抑留者が陪審員になり裁判形式で処分を決めたとの記述と似通っている<sup>158</sup>。それは、まだアイフラーが所長でスプリンガーが事務局の主任であった頃、スプリンガーを裁判長と見立てて陪審員、弁護士の役を抑留者に当てて審理を行なったとされるものである。抑留者同士で処罰を行う方法を一つの選択肢としていたところに、スプリンガーによる管理方法の模索がみられる。

以上、1942年4月から9月までの抑留所に関する詳細な情報が含まれた「サンドアイランド記録簿」を、抑留所規則や回顧録と照らし合わせると、抑留所管理が厳しかった状態が徐々にかつ多角的に緩和されたことが確認できた。その内容は、武器となりうるカトラリー類の詳細な個数の記入がなくなり、また抑留者の楽しみとなった合同礼拝の保証、面会制度の導入、さらには野菜作りが継続されるというものだった。加えて、苦情を申し立てる時間も設けられており、スプリンガーは、抑留者の自主性を多少なりとも尊重しながら、抑留所運営を模索していたと言える。

## 第5節 サンドアイランドの設備向上と抑留者の生活

### (1) 視察報告書にみえる好評価

これまでみてきた管理体制の緩和を念頭に、サンドアイランド抑留所開設期間の後半にあたる1942年9月以降の状況について、3件の視察報告を中心に検討する。これらの視察報告に書かれた好評価を検証し、回顧録と比べることにより同所の設備が向上したなかでの抑留生活を捉えてみたい。

3件の視察報告とは、同年9月9日に赤十字国際委員会アメリカ代表団がハワイの抑留所を視察したもの<sup>159</sup>、ならびに先述の在ハワイ、スウェーデン副領事オルソンによる10月28日<sup>160</sup>、12月9日のものであり、抑留者の待遇が主に書かれている。なかでもオルソンは、遅くとも1942年3月には、時には国際赤十字からの派遣者をともないハワイ諸島内の抑留所へ定期的に視察に訪れ、その報告をワシントンDCにあった在米スウェーデン公使館を通じて日本政府へ電報で伝えていた<sup>161</sup>。したがってオルソンの視察報告は原本のものがアメリカ国立公文書館などに、また和訳されたものが外務省記録にみられる。なお、開戦後に職員が一斉逮捕されて不在となったホノルル市内の在ハワイ日本領事館に、在スウェーデン領事館が開設され、オルソンはアシスタントとして雇用した日系二世の女性、シメジ・リュウサキとともに業務にあたっていた<sup>162</sup>。この業務については、第2章でも言及する。

さて、最初に取り上げる9月9日付視察報告は、赤十字国際委員会から派遣されたジョン・ズルツァー (J. Sulzer) が、サンドアイランドと移民局にいた日系人抑留者と日本人捕虜の待遇に関して伝えたものである。ここには建物・食事・衣類・売店(酒保)・公衆衛生・衛生設備・娯楽と宗教・規則・給与・通信などの項目から評価が記載されている。注目すべき点は、サンドアイランド抑留所の設備は良好だという評価である。とりわけ、トイレと三つあるキッチンの完備がもっとも「素晴らしい」(excellent)と評された。また抑留者たちが自ら洗濯ができるランドリー設備も記述されている<sup>163</sup>。

またこの報告では、「記録簿」に書かれた所内の小さな図書館の存在が確認できる。また各木造棟にラジオがあり、蓄音機もあり、売店では雑誌・レコードを購入することができることも記述されている。そしてズルツァーは、日系人抑留者には日々の宗教的な集まりと朝の法要があつたが、白人(haole)<sup>164</sup>の抑留者はそれをあまり好まないとも付し、「野菜不足によりビタミン不足に陥っていたため、当局は畑作りの許可を与えた」と報告している<sup>165</sup>。

その後の10月24日付視察報告は、オルソンが在米スウェーデン領事エリック・デ・ラ

ベル大佐 (Col. E. de Lavel) に宛てたものであるが、この時も再びサンドアイランド抑留所の設備の良好さが強調されている。それは、検疫病院の一部であった建造物を使用したキッチン、ランドリー、水洗トイレなどを中心とした抑留所施設に加わった「新しい二階建ての寮スタイルの清潔で風通しの良い空間」である。さらにオルソンは「柵外の大きな野菜畑は山の溪流の底から運び込まれた土で覆われており、野菜作りに適した豊かな土となっている」とその目撃した光景を表現している<sup>166</sup>。

そのうえ、オルソンがサンドアイランドを訪ねたのは土曜日の午後であったらしく、若い日系人抑留者が対抗チームを作って野球を行い、その他の抑留者が観戦していた様子を「和やかさ」の象徴のように綴っている。そして、日系人抑留者からリュウサキの通訳で2時間にわたり食堂でヒアリングをしたオルソンは、彼らからは不満ではなく、むしろ抑留者が抑留生活を送るうえで付与される福利などについて質問が出たとしている。しかし、サンドアイランドという港に隣接した場所の特性については、家族などが面会に訪れやすいとの利便性を挙げながらも、「この抑留所の唯一の欠点は、むきだしの戦闘区域であることである。この理由により、敵性外国人はここに長く抑留されず本土に送られる」と、先述した一世の本土移送に関しての憂慮を示した。さらにオルソンは、「敵性外国人への不当な扱いに関する報告は、まったくのデマ (absolutely untruth)」であると見解を述べた上で、次のように報告を締めくくっている—「ハワイ準州における日本人 (Japanese alien) の扱いは極めて公平で寛大だというべきであろう」 [筆者訳]<sup>167</sup>。

次に、同年12月9日のオルソンによる視察報告のうち、「布哇『サンド』島抑留所視察報告書」<sup>168</sup>として和訳され、日本政府内の俘虜情報局・陸軍省・海軍省ほかに転送されたものを取り上げる。この報告は、抑留者とその家族をアメリカ本土の抑留所で合流して生活できるように、移送手続きが始まったことを日本政府に伝えることに主眼が置かれたものでありながらも(第2章にて後述)<sup>169</sup>、スプリンガーの抑留所運営についてオルソンの評価がみられる。以下に、スプリンガーの苦情を聞き入れる姿勢についての部分を引用する。

抑留所ハ極メテ可良ナ状態ニテ何人モ満足シ居レル模様ナリ「スプリンガー」所長ハ何人ト雖モ不<sup>い</sup>満ヲ有スルニ於イテハ之ヲ開陳スルコト自由ナルヘキ旨ヲ彼等ニ告知シ居ルモ何等ノ不<sup>い</sup>満モ開陳セラレタルコトナシ<sup>170</sup>。

ここでも「極めて可良な状態」と評されたサンドアイランドにおいて、抑留者たちは問題があればスプリンガー所長に「開陳する」ことができたという状況が示される（共に下線）。

しかしながら、これらの視察報告が一斉に伝える「不満のない抑留所」の状況は果たしてどのような実情であったのか、オルソンの報告書には疑問が残る。例えば、西川の回顧録には、オルソンと話が出来なかったことが書き残されている<sup>171</sup>。西川はオルソンが視察に来た時に、管理側の不当な扱いを嘆願しようと接したところ、「君達は米国人である為用事はないと拒否されたので直ちに一世の人を連れて行った時には彼はすでに帰<sup>マ</sup>った後であった」と振り返る<sup>172</sup>。それは、日本人（一世）の権利を保証することを優先しての視察だったことがうかがえる。そして、日本人である日系一世の状態を知るのがその目的であれば、面会にまつわる体験でもわかるように、英語が話せる一世抑留者は限られるであろう。つまり、二世抑留者の不満の声があったとしてもオルソンに届かなかったことが考えられる。つまり、上記の10月の視察報告にみる2時間にわたるヒアリングとは、特別な機会であった可能性が高い。

さらに、オルソンが垣間見た野球を行う「和やかな」雰囲気は常にあったものではない。それを示すのは、「サンドアイランド記録簿」にみられる同年9月7日付、「イナゾウ・ノダが攻撃的な態度についてスピルナーにより警告を受ける」との記述である。この2日後に行われた、前掲国際赤十字とスウェーデン副領事の視察報告では「素晴らしい環境」と同所を評していた。しかし、抑留所設備が向上されていても、憲兵に対して反抗的な態度を取るような者も少なくとも一人はおり、また不当な扱いを訴えたい二世抑留者もいた。

## （2）木造棟での生活の変化

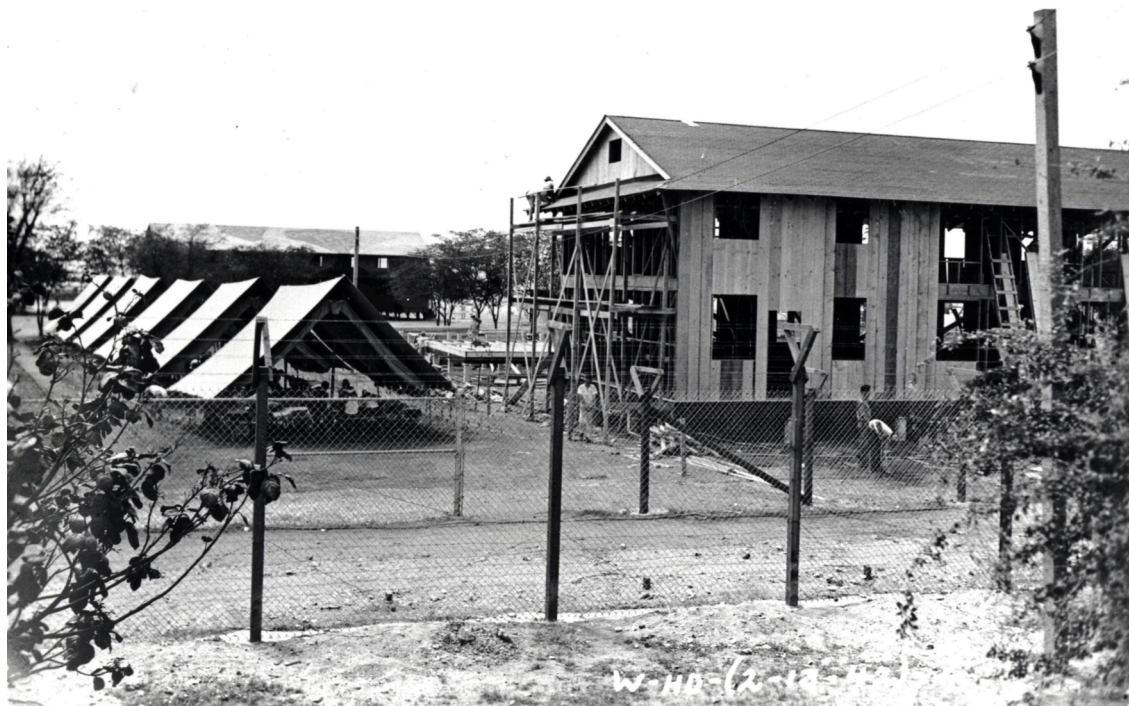
それでもなお、これらの視察報告に記された新たな木造棟での抑留生活が向上したという評価も検証する必要があるであろう。ここでは、サンドアイランド抑留所でこの木造棟に入所していたことを語る抑留者西川、平井、また矢野の回顧録を整理する。

この木造棟については、第3節でバートンとファーレル (2007) により1945年11月までの設置が実証的に確認されたことはすでに述べた通りである。また[写真 1-2] (p.61)は、木造棟の建設風景が撮影されたものである。写真の所収情報は、1942年2月とされている。

1942年5月に抑留された西川は、抑留者が生活する棟の中でも「未決」と呼ばれた抑留

処分が決定していない抑留者を一時監禁する棟があったことを記している。西川は、28

[写真 1-2] サンドアイランドで建設中の木造棟



出典：University of Hawai'i Archive.

日間をこの棟で過ごし、4回にわたり移民局に出頭して審問会を受けて抑留処分が決まり、その後、平井の所属する日系人抑留者の第二中隊に入ったとする<sup>173</sup>。この時、西川は、木造二階造りで3軒、ドミトリー式で一部屋44人まで収容できるように蚕棚式ベッドが22個搬入された建物であったと詳細に記録している<sup>174</sup>。他方、同年6月から11月まで抑留された平井は、ベッドと木造の5軒の収容棟について記述している<sup>175</sup>。平井と西川の記述は木造棟の数に違いがみられるものの、1942年5月以降は、すでに収容棟があったことが確認できる<sup>176</sup>。

こうして、収容棟での抑留生活を描写した回顧録には、テント暮らしの頃とは違う状況

が散見できる。例えば平井は、隊長を務めていた大井という抑留者が、ベッドの横にあたかも祭壇のように家族の写真を飾り果物などを供えていたため、自身も真似て家族の写真を取り寄せたことを書き残している<sup>177</sup>。また、「暗闇・慰安演芸会」と称して、浪曲や詩吟などが催されたと記述しているため<sup>178</sup>、比較的大きな声を出すことも問題がなかったようである。これは、相賀が書いたテント暮らしの頃に禁を犯して行った消灯後の「暗闇の座談会」が続いていたものと思われる<sup>179</sup>。

さらに、開戦から1年を経過した1942年12月に抑留された児玉と先述の矢野は、サンドアイランドの開鎖までを過ごしたが、彼らの回顧録からは、やや緊張感が緩和された抑留者の生活の様相が読み取れる。まず、同年12月7日に抑留された児玉は、サンドアイランドへ入居した夜に、「先輩」抑留者たちが児玉の歓迎会を開き、そこで一人の抑留者に続いて猥談をするように強要され、以前に読んだ小説を元に話をして場を盛り上げた経験を書いている<sup>180</sup>。これ以降に同様の強要が、新たな入所者に順に周っていたことについて児玉は、「新入生をシゴク」と表現した<sup>181</sup>。ここから、集団生活で上下関係が形成されていたこと、さらには抑留者同士がふざけて遊んでいた時間があったことがわかる。

このような体験は、これまでの酷い環境のサンドアイランド抑留所において耐え続けた抑留者という「マスターナラティブ」には相反するものである。続けて、別の「マスターナラティブ」ではない抑留者の事例を挙げる。以下の引用は、前掲矢野の回顧録の一部である。

時々米国の将校が二、三名の兵士を連れてバラックの検査にやってくる。歯磨きや石鹸などを並べ一行が入室するとベッドの傍に立って誰かの発声で日本兵が敬礼する様に、手を顔の横にあげるのだった。

その一行が最良と認めた寮に二フィート位の金色の星を入口に掲げてくれるのだった。余り馬鹿馬鹿しいので歯磨きなんか棚の上に置いてヤードで遊んでいた。なんで彼等を尊敬するのか上役に媚へつらう者を哀れに思った<sup>182</sup> [筆者下線]。

ここからは、すでに中隊単位で行動することが義務付けられ、その評価を気にすることが定着している抑留者の姿と、その一方で、「馬鹿馬鹿しい」（下線）とその義務に従わなくとも罰則がなかったことが読み取れる<sup>183</sup>。

こうした開戦後1年ほど経ってから抑留された一世の矢野と二世抑留者の平井、西川、

児玉の記述からは、初期のサンドアイランドとは明らかに違った様子がわかる。そこには、木造棟というある程度のプライバシーが確保される場所で新たな展開をみせていた抑留生活を過ごす方策、またある程度の個人的な行動の保証がみえる。あるいは、抑留者が抑留生活のなかの退屈しのぎに遊びめいた部分を発見していく多少の緊張感の緩和がみえる。サンドアイランド抑留所運営の後半には、所内での不満や摩擦はむしろあったようだが、抑留所の設備がかなり改善され、それにより抑留者に戦時をやり過ごすためのわずかな望みがみえ始めた状況が確認できるのである。

## 小括

本章では太平洋戦争開戦とともに開設されたサンドアイランド抑留所の1年3ヶ月にわたる運営状況とそれにとまなう抑留者の生活の変化を通史的に検証してみた。その結果、開戦からの時間の経過とともに管理の緩和と設備の向上が認められた同所は、先行研究における悪環境下の「一時監禁所」としてハワイの強制収容の初期を担った場所という定義を超えて、開戦時の応急的な設立から強制収容施設としての運営が継続されていく過程である。その過程には、第一に、管理体制の緩和、第二に、それにとまない抑留者の自主性を多少保証する、野菜作りや礼拝の活動の持続、管理側との交渉が認められたこと、さらには第三に抑留生活の基盤となる設備の向上があった。

また本章では、ハワイ戦時強制収容の開始について、急な日本軍の真珠湾攻撃により、計画された抑留所建設が実行されないまま、サンドアイランドに抑留者を緊急収容したとする再定義を試みた。戦前には、危険視された日系コミュニティの指導者を中心に選別した約1,500人の収容計画が用意されていたが、彼らを抑留する抑留所設立が開戦に間に合わなかった。それにもかかわらず、そのうちの約400人の一斉逮捕を優先させたため、テントに収容する強制収容が開始されていた。つまり、急な日本軍の攻撃は、強制収容の実行、アメリカ政府による差別的で粗悪な扱いにつながり、抑留者の被害を増大させていた。

さらにこの開戦の緊張状態のなかで、陸軍が税関局にいたアイフラーを抑留所所長に任命して管理に当たさせたことは、明らかに初期の環境の劣悪さの要因となった。1942年3月までのアイフラーが所長を務めた時期と、抑留者の書き残した特に過酷な体験が一致した。これまで、多くの先行研究のなかでは、この状態があたかもサンドアイランド抑留所における継続的な状況として捉えられやすく、その他の資料で検証されてこなかったと本論では指摘したい。



それを示すのが、同所運営のごく初期を過ぎればみられた管理体制の緩和である。当初は武器となりうる物資が厳重に管理され、スプーンが一本なくなっても強行に身体検査が行われた。本論で初めて検討された「サンドアイランド記録簿」では、1942年4月26日になると、カトラリーの数は確認されていても本数の厳密な記録はすでにされなくなっていたことがわかる。

また、「サンドアイランド記録簿」からは、スポーツをする抑留者、また新聞購読の始まりや雑誌の増加などが確認できる。この記録を回顧録と照合することでさらに、野菜作りや女性抑留者との交流を求めて合同礼拝に参加することが最も継続された活動であったことがわかった。消灯後に夜の演芸会が行われていたことから、抑留者は、わずかでも抑留区域の外に出る、あるいは抑留者間の交流を求めていることがうかがえる。また、管理側と交渉する抑留者の姿には、先行研究では見落とされていた抑留者の自主性や行動力がみられた。

他方で、管理体制の緩和には、苦情を聞き入れるなどの管理側の方針変更にいたる模索があった。所長がアイフラーからスプリンガーに交代したことにより、多少は人道的な処置がなされるようになったと言える。このスプリンガーが規則を改定し、苦情を聞き入れるなどの管理の手法を模索していたことも「変化」の要因である。これには、管理側と抑留者の緊張のみでなく、日系人と混成抑留者間の問題処理が含まれたことから、抑留者を抑圧するだけの手法では抑留所管理が難しい面があったのであろう。

本論ではまた、従来の研究で言及されていた抑留者の居住空間の変容に注目したが、開戦直前に抑留所建設に用意されていた費用が、サンドアイランドの抑留所の設備費に流用されたとの推測を加えた。これにより、同所における木造施設の増設が実現されるなど抑留所環境が次第に変わり、木造棟での抑留生活が定着した開設期間の後半にあたる部分は、ある程度の生活改善が重なったために抑留者の心境にわずかな望みを生んだことを示した。すなわち、同所における管理体制の緩和や設備の向上は、強制収容のための機能的な抑留所としての固定化がなされるまでのプロセスのなかで明確に現れたものと言える。それは、抑留所を円滑に運営するために、抑留者を徹底服従させるよりも効率的なはずであった。

つまり、相賀の回顧録にみられるサンドアイランド抑留所内が、1942年5月頃に「変化」したとの記述は、抑留者の側からみると、緊迫した状況下において従属していた状態から、娯楽的かつ自主的な活動の保証が少しずつ実現されていた状態への変化を意味していると言えよう。

以上の検証から、サンドアイランド抑留所の機能をハワイの強制収容史に位置付けるならば、管理側は、段階的に方針を変更し、抑留所運営を学びながら、これから続いていく太平洋戦争下の抑留所の基礎を築く模索を続けていた時期と言える。こうした点は、突然開始されたハワイの強制収容が定着し、ハワイ軍管区が同所の運営を固定するまでの黎明期の特徴であった。

---

<sup>1</sup> サンドアイランドは Sand Island Detention Camp が陸軍の名称であるため、「サンドアイランド一時監禁所（あるいは拘禁所）」が和訳としては正しいであろう。しかしながら、後に戦時史を執筆したリチャードソン陸軍准将によれば、開戦当時の抑留対象者たちは、まず拘留された後に、1941年12月15日から審問を受けて抑留処分が決まっていく。これが後に、まず逮捕されて移民局で拘留され、裁判を受けてサンドアイランドに移送される、という手順が変わる。この時期にはすでに、序章で定義した抑留所の機能が備わっているため、本論ではサンドアイランド抑留所と呼ぶこととする。

<sup>2</sup> Okihiro, Y. G., *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*, (Temple University Press, 1991); Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II*, (University of Washington Press, 2003).

<sup>3</sup> Kashima (2003), op. cit.; 権藤千恵「ハワイ日系人の戦争体験—収容所拘留者とそのプロセス」『立命館言語文化研究』20(1), pp. 103-114, 2008年; 小川真和子「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容—消された過去を追って—」『立命館言語文化研究』25(1), 2013, pp.105-118. 例えば、以上の研究史で確認できるが、ほかにも多数みられる。

<sup>4</sup> この傾向に関しては、当該期の抑留体験者による記録は少なく、さらに英訳されているものは限られている状況も見逃せない。

<sup>5</sup> 古屋翠溪『配所転々』(布哇タイムス社, 1964年). 英訳は JCCCH ボランティア林達巳により 2002年に開始されて以来ようやく出版された。参考資料が付け加えられ、翻訳者、編者の研究結果が見られる。 *An Internment Odyssey: Haisho Tenten*, S. Furuya, (trans. T. Hayashi), (Japanese Cultural Center of Hawai'i, 2017). 相賀と同時期に拘留された古屋の著書は、同じ出来事に関しても相賀の悲惨な状況を訴える筆致とは違い淡々とした描写があるが、引用は相賀の方が多くされてきた。

<sup>6</sup> G. Honda (Ed), *Family Torn Apart: Japanese* (Japanese Cultural Center of Hawai'i, 2011). さらに、1982年に収集された仏教関係者、小学校校長、漁師などのオーラルヒストリー5本に依拠する先行研究が多い。これらは、序章で述べた1982年に Japanese American Resource Center により収集されたオーラルヒストリーである。本論では適宜参照する。

<sup>7</sup> Ibid, Okihiro, p.223. そのように日系指導者たちを拘留したサンドアイランドは、「日系人の持つ精神性を打ち砕くため(was to break the spirit of the Japanese)」の場所となりえたと描写している。

<sup>8</sup> ただし、サイキ(Saiki)の *Ganbare! An Example of Japanese Spirit* (1982)はフィクションであるため、本論ではサイキの分析と調査記録を参照する。

<sup>9</sup> Kashima (2003), op. cit., pp. 78-79, p. 242.

<sup>10</sup> 小川真和子「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容—消された過去を追って—」『立命館言語文化研究』第25巻1号, (2013), pp.105-118. ただし、小川はサンドアイランドの状況の描写に多様な資料を使っている。

- <sup>11</sup> CLPEF(市民的自由と公的教育基金)はアメリカ本土で起きたリドレス運動の過程で設立された「戦時民間人転住・収容に関する委員会」の示唆により、アメリカ政府の強制収容に対する補償に含まれた歴史教育を行う基金として1988年に設立された。Civil Liberties and Public Education Fund, *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, (University of Washington Press, 2011), pp. x-xi. 「戦時民間人転住・収容に関する委員会」の訳語については、竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ—強制収容と補償運動による変遷』(東京大学出版会, 1994年), p.55, を参照した。
- <sup>12</sup> Ibid, CLPEF, pp.261-282.
- <sup>13</sup> 相賀(1948), 前掲書, p.74. ただし、英訳を参照していると思われる。
- <sup>14</sup> Kashima(2003), op. cit.
- <sup>15</sup> 権藤千恵(2008), 前掲論文. ただし、戦争捕虜なども収容された殺伐とした状況を指摘している点は新しいものである。
- <sup>16</sup> Burton, F. J. and Farrell, M. M., *World War II Japanese American Internment Sites in Hawaii* (Trans-Sierran Archaeological Research, 2007).
- <sup>17</sup> Scheiber, Harry N., and Jane L., *Bayonets in Paradise: Martial Law and Civil Liberties in Hawaii, 1941-46*. (University of Hawai'i Press, 2016).  
特に、ローゼンフェルド(2016)は、シャイバー(ズ)(2016)と同じく1942年9月に行われた国際赤十字の視察報告で環境設備の向上を指摘しているが、概説という短いものである Alan Rosenfeld, 2016, Sand Island (Detention Facility), In *Densho Encyclopedia*, [http://encyclopedia.densho.org/Sand\\_Island\\_\(detention\\_facility\)](http://encyclopedia.densho.org/Sand_Island_(detention_facility))/. なお、Denshoはオンラインで閲覧できる日系人戦時強制収容に関するアーカイブズであり、各抑留所・転住所などの概説だけでなく、写真、一次資料、録画されたオーラルヒストリーなどが収録されている。
- <sup>18</sup> Shieber & Shieber(2016), p. 57.
- <sup>19</sup> Okihiro(1991), op. cit.ここでは、その当時検疫病院に住んでいた医師が家族共々強制的に立ち退きをさせられた体験を語る資料を引用している。Rosenfeld(2016), op. cit. は後に第2節で言及する同一資料の一部のみを引用しているため、本論の見解と異なる。
- <sup>20</sup> 平井隆三『駆け出し記者五十年—足で書いたハワイ日系人史』(平井隆三出版実行委員会, 1990年). ただし、先行研究において平井の著書について日本人研究者は参照している。権藤(2008), 前掲論文; 小川(2013), 前掲論文.
- <sup>21</sup> 児玉剛明「監禁所生活の思い出」『ハワイ報知』1981年6月30日[7]. (1981a).
- <sup>22</sup> 抑留者の滞在期間については、参考までにそれぞれの出入所日を以下に示す。

	(入所日)	(出所日)	(行き先)
相賀	1941年12月7日—	1942年8月6日	→ 本土
古屋	1941年12月7日—	1942年2月20日	→ 本土
平井	1942年5月?日—	1942年11月29日	→ 本土
西川	1942年5月?日—	1943年3月2日	→ ホノウリウリ抑留所
児玉	1942年12月7日—	1943年3月2日	→ ホノウリウリ抑留所
矢野	1942年12月22日—	1943年3月2日	→ 本土

上記一覧の出典は以下である(相賀前掲書; 古屋前掲書; 平井前掲書; 西川前掲書; 児玉前掲書)。また、本土移送日は古屋作成の「抑留者名簿」を参照した。

- <sup>23</sup> 矢野茂『『砂島』の『本館』「抑留時代の思い出」『ハワイ報知』1982年2月5日. 以下の児玉とともに先行研究では参照されていない。
- <sup>24</sup> ただし、一次資料は1942年4月から9月までに集中した限定的なものとなる。
- <sup>25</sup> この施設は1868年、カモクアクリクリと呼ばれていたこの島に上陸したアイダホ号が

---

麻疹を持ち込み、ハワイ王国が検疫場を定めていた。その後、徐々に島の面積が埋め立てられて拡大し、1901年にアメリカ合衆国公衆衛生局により海軍検疫病院が建設され、灯台や監視塔も設備された。サンドアイランドと呼ばれる前は「検疫島」(Quarantine Island)と呼ばれた時期もあったという。“A History of Sand Island, O‘ahu, Hawai‘i (1825-1966),” G. Renard, (ca.1970), pp. A3-A4. (a draft for report to State of Hawaii Department of Land and Natural Resources Division of State Parks), Folder “Sand Island,” JCCH.

<sup>26</sup> Kashima (2003), op. cit

<sup>27</sup> Okihiro (1991), op. cit., pp.174-177.

<sup>28</sup> Ibid.; Kashima (2003), op. cit.; Schieber & Schieber (2016), op. cit.

<sup>29</sup> 山倉 (2011), 前掲書, p.93.

<sup>30</sup> 同前書, p.94.

<sup>31</sup> Kashima (2003), pp.78-79.

この抑留対象者リスト縮小の背景は、コフマン(Coffman 2003)によればシバースだけでなく、警察署長バーンズ (J. Burns)、ハワイ陸軍の副情報局長ビクネル大佐 (G. Bicknell) が再選定したものである。バーンズに戦後聞き取り調査を行なったコフマンによれば、当時のFBI ハワイ支局には「危険人物」全員の個人カードが用意されていたが、3人はこのカードを一枚ずつ検討し、抑留する必要がないと判断した人物はリストから削除したという。またこの作業は、1941年11月には完了していたことも明らかにしている。

Coffman, T. *The Island Edge of America*, (University of Hawai‘i Press, 2003), pp. 60-61.

他方、山倉(1998)が明示している資料は、1941年11月22日にFBIと陸軍情報部ビクネル中佐が作成した覚書で「日本人逮捕・拘留計画」(Memorandum: Seizure and Detention Plan (Japanese), 21 November 1941) である。これは、日米戦争を十分想定した計画案であったという。そのうちの計画では、217人の取次人とよばれた日本総領事館に出入りして日本人・日系人に依頼された書類手続きをした者を含む、仏教・神道関係者、日本語学校教師、日本語教師、ビジネスマンなど全部で約400人が挙げられていたという。山倉明広「パールハーバー攻撃と『敵性』外国人」『史学』Vol. 67, No.2, (三田史学会, 1998年), pp. 32-35.

いずれにせよ、戦前の逮捕・勾引の第一段階、第二段階が設定されていたようである。

<sup>32</sup> Ibid.

<sup>33</sup> Memorandum on Pearl Harbor Attack and Bureau’s Activities Before and After (Vol.1) 1945, December 6, AR19 Box10 Folder 9, JCCH (hereafter, Memorandum of Bureau’s Activities). 資料名はJCCHで付けたものであり、実資料は真珠湾攻撃当日の時系列的なFBIの活動記録である。山倉 (1998) には、「FBIメモ」として引用される同一資料である。

<sup>34</sup> Memorandum of Bureau’s Activities (1945), op. cit. JCCH.

<sup>35</sup> Kashima (2003), pp.68-70.

<sup>36</sup> Ibid.

<sup>37</sup> 例えば山倉 (2011),前掲書, p. 99.では地元警察の協力が明記されている。ナカムラの博士論文では、情報警察隊 (Corps of Intelligence Police) の出動が示唆されている。

Y. K. Nakamura, “Suspected criminals, spies, and "human sacred weapons": The evolution of Japanese-American representations in political and cultural discourse from Hawai‘i to Japan, 1880-1950s (Dissertation), University of Hawai‘i, 2008, p.313.

<sup>38</sup> Okihiro (1998), op. cit., p.214.

<sup>39</sup> 序章で述べた通り、この一時監禁所は現在17箇所の上ることがわかっている。

オアフ島では、逮捕者が移民局に移送される前に一時収監された場所は他にも報告され始めた。アメリカ国立公園省作成のホノウリウリ抑留所跡地の環境と資源調査の報告書によれば、ホノルル警察署と市内の横浜正金銀行の地下牢が開戦当日に使用されたと示

---

峻される。Honouliuli Gulch and Associated Sites: Final Special Resource Study and Environmental Assessment, (National Park Service U.S. Department of the Interior, 2015 August), p.17.

<sup>40</sup> Kashima (2003), pp. 68-70; 山倉 (2011), 同前。

<sup>41</sup> このように逮捕者の取り調べが後回しになったのは、開戦直後だけではない。後述するが1942年5月に抑留された西川徹の回顧録には、まずサンドアイランドに連れて行かれ、処分が未定の者が一時的に「未決」と呼ばれた棟の一部に拘留され、ボートでまた移民局へ移動し、審問会を受けて抑留処分が決定してから、またサンドアイランドへ戻ってから各班に入れられた、との記述がみられる (Nishikawa D.T “hand written papers in Japanese” AR 18, Box 2, Folder 9 JCCH)。

<sup>42</sup> Richardson, R.C. (Commanding General), “Wartime Security Controls in Hawaii: 1941-1945, A General Historical Survey,” Part Four III, Hoover Institution, Stanford University.

<sup>43</sup> Ibid.

<sup>44</sup> Okihiro (1991), op. cit., p.244.

<sup>45</sup> アメリカ国立公文書館に所蔵される連邦陸軍省とハワイ軍管区司令官ショートのやり取りを中心とした資料である。この一部のコピーがJCCHに所蔵されるものの、上記通信の全てを網羅していない。ローゼンフェルド(2016)はこの一部のみをJCCHで閲覧したためか、先述したサンドアイランドが当初からの抑留所建設予定地だったと結論づけてしまっている。オキヒロ(1991)もこの一部を引用しているが、移民局とサンドアイランドを抑留所候補としてショートが交渉していたが、結局戒厳令が敷かれたことで軍部がサンドアイランドを接收することが可能であったと結論づけている (Okihiro, op. cit, pp.205-206)。

<sup>46</sup> Kashima (2003), p.241. なお、カシマの示した資料群は本論で出典する資料群と違うが、筆者が調査した時は2015年であり、アメリカ国立公文書館内での資料の移動にともなう差異であり同一資料と考える。

<sup>47</sup> Office of the Provost Marshal General, World War II, a brief history, United States, Office of the Provost Marshal General, C. Warren D, (ed.), 1946. Retrieved from <http://archive.org>. (2017.5.1).

<sup>48</sup> Short. W to Adjutant General, 1941 April 18, in 254 “Hawaii (Detention and Internment Camp)” RG 389, Entry 452, Box 1407, NARAII.

<sup>49</sup> Short to Adjutant General, 1941 January 13, *ibid*.

<sup>50</sup> ただし、サンドアイランド使用不許可の理由は文書では不明である。Short to Adjutant General, 1941 June 7, *Ibid*.

<sup>51</sup> Short to Adjutant General, 1941 June 12, *ibid*.

<sup>52</sup> この時の計画書の説明では、移民局は司法省の管轄であるが、陸軍による安全設備を加える必要性が強調されている。これを踏まえてか、鉄条網と監視塔に囲まれた設計になっている。

<sup>53</sup> 軍用地であったスコーフールドが選ばれたのは、インフラがすでに完備していながらも、一般人の住居より1マイル(約1.4km)以上離れているからだと説明されている。ちなみに、序章で取り上げた1935年から1937年にパットン中佐により計画された危険分子の逮捕・抑留計画においてもスコーフールドが選定されている。

<sup>54</sup> Short to Adjutant General, 1941 December 5, op. cit.

<sup>55</sup> From Shafter TH to the Adjutant General, no.1154 Dec 12 (radiogram), AR19, Box5, Folder43, JIRE, JCCH.

<sup>56</sup> *Ibid*.

<sup>57</sup> 一般には真珠湾攻撃の責任と取らされたと言われているが、未確認である。

<sup>58</sup> History of the Provost Marshal Office, Chapter 9, pp.188-189, JCCH.ただし、この予算50万ドルを使った部署は (Engineer Construction Service) となっているため、ここに陸軍省より

---

予算が下りたと推測する。

- <sup>59</sup> 相賀 (1948), p.18. 古屋(1964), 前掲書, p.8. ただし古屋は相賀よりも早い 1942 年 2 月 20 日に本土へ移送されたため、開設から約 3 ヶ月間のサンドアイランドの状況しか見ていない。
- <sup>60</sup> 相賀 (1948), 同前書.
- <sup>61</sup> 同前書.
- <sup>62</sup> Burton and Farrell (2007), op. cit., pp.48-49.
- <sup>63</sup> Ibid.
- <sup>64</sup> Office of the Chief of Military History, Historical manuscript file, v.24 pt.2, Chapter 9. Office of the Military Governor, Iolani Palace, Honolulu, Japanese Internment and Relocation Files: The Hawaii Experience(hereafter JIRHE) [bulk:1942-1945], Box 2, 224, JCCH.
- <sup>65</sup> Ibid. 「便所」の原文は latrine であり、下水道のないものを定義する。
- <sup>66</sup> Rosenfeld (2016), op. cit.
- <sup>67</sup> 島袋貞治『奔流の彼方へ—戦後 70 年沖繩史』(琉球新報社, 2016 年), pp.32-34. 金城秀夫の証言として紹介されている。
- <sup>68</sup> グリーン准将はハワイ軍政府の法務総監 (Judge Advocate General) に就任し戒厳令下の政策の顧問をしていた。「トマス・グリーン文書 (T. Green Papers)」はグリーンがハワイ滞在中に個人で収集した文書を中心とした資料群であり、開戦前に収集された戒厳令研究の資料も含む。マイクロフィルム化されたものが国会図書館憲政資料室で閲覧できる。
- <sup>69</sup> Headquarters Hawaiian Department, “Inter-Staff Routing slip,” Rules of Detention Camp, Sand Island, T.H. 1942 May 23/米領布哇サンドアイランド留置所の規則, “T. Green papers, Reel-1, 同前書.
- <sup>70</sup> History of the Provost Marshal Office, Chap 9, op. cit., p. 189. また、抑留体験者である尾崎音吉の残した文書を書籍化したホンダ (2012) は、陸軍将校の年鑑からアイフラーは、戦略諜報局の極東へ配属されるためサンドアイランドを離れたことを確認した。G. Honda (Ed), (2012), op. cit., p.21. 古屋によれば、アイフラーは、サンドアイランドを管轄していた第 35 連隊の隊長の後任として所長となった。前掲書, p.38.
- <sup>71</sup> P. Saiki, interview memorandum, AR 18, Box 1, Folder 6 “Col. Carl F. Eifler (1980.c.a)” JCCH.
- <sup>72</sup> Ibid. 規則を制定する際には、陸海ともわからず再び起こりうる日本の攻撃に備えて日課と規則は厳しくしたとも語られている。
- <sup>73</sup> Ibid.
- <sup>74</sup> 前掲, “T. Green papers, Reel-1, 国会図書館憲政資料室. なお、括弧内は筆者の加筆によるものではなく規則の和訳通り翻刻した。日本語記述の間違いがわずかにみられるため、陸軍情報部の日系二世兵士が訳したものではないであろうか。
- <sup>75</sup> Office of the Chief of Military History, Historical manuscript file, v.24 pt.2, Chapter 9, op. cit, p. 121.
- <sup>76</sup> これを裏付けるのは、中山周 (ちかし) という抑留者が戦後数年して書き残したと言われるサンドアイランドの地図である。詳細は不明であるものの、この地図には「L. 逃亡兵監禁所」との一角が記される。JCCH 所蔵。
- <sup>77</sup> 相賀 (1948), 前掲書, pp.13-14 ; 児玉 (1981), 前掲書; 矢野 (1982), 前掲書.
- <sup>78</sup> Nishikawa D.T “hand written papers in Japanese” (1981). AR 18, Box 2, Folder 9, JCCH. 西川徹と署名がある。
- <sup>79</sup> 同前書.
- <sup>80</sup> 古屋 (1964), 前掲書, p.13.
- <sup>81</sup> 相賀 (1948), 前掲書, pp.22-23. 他方、抑留者宛の手紙や差し入れを渡す時には、全員を集合させて受取人に渡していた。
- <sup>82</sup> Okihiro (1991), op. cit.; 小川 (2013), 前掲論文.

- 
- <sup>83</sup> 相賀 (1948) 前掲書, p.17; 古屋 (1964), p.8.
- <sup>84</sup> 同前書. 抑留者たちは多少なりとも心境が落ち着いたようだ。
- <sup>85</sup> 古屋, 同前書.
- <sup>86</sup> Okihiro (1991) op. cit; Scheiber & Scheiber (2016) op. cit; Rosenfeld (2011b) op. cit; 山倉 (1998) 前掲論文.
- <sup>87</sup> ここでは一応「陸軍憲兵局史」にある日付を適用するが、上記で示したようにアイフラーの記憶では 1941 年 12 月 12 日着任とされる。
- <sup>88</sup> 相賀(1948),前掲書, pp.14-17; 古屋 (1964), 前掲書, pp.18-20.
- <sup>89</sup> 相賀, 同前書, p.27; 古屋, 同前書, pp.18-20. このような時は、テントに戻ると、所持品が乱雑に搜索されたままであった。
- <sup>90</sup> 竹井蘇人『監禁歌集 荒野』私家版, 1946 年. 和歌山市立図書館移民資料室.
- <sup>91</sup> 古屋 (1964), 前掲書, p.78.その他のサンドアイランドで詠んだ俳句とともに紹介されている。古屋も相賀も俳句を詠んだ。翠溪は号。
- <sup>92</sup> Kaetsu Furuya Interview, 1981, Nov.11, Honolulu, Japanese-American Research Center, JIREC, JCCH. なお、序章で述べたがインタビュアーは『日布時事』の編集者だったケン・トガシである。デニス・オガワが JIREC コレクションの資料として集めたもの。
- <sup>93</sup> Ibid. 亡くなったのは小久保久彦と言われる。相賀 (1948), pp.70-71. また、この時フルヤは、「あそこのボスは私たちを、私たち男は、本当に泣かされた」と当時を振り返っている。
- <sup>94</sup> 相賀, 同前書, p.18.
- <sup>95</sup> 同前書, p.22. サイキが戦後の 1981 年頃に抑留者にインタビューを試みた抑留者たちは一様に、アイフラーにより「ストリップ・サーチ」をされたこと「嫌な思い出」として語っている。一方、アイフラーにもインタビューを行っている。アイフラーは日系人抑留者による暴動や反撃を恐れたのではなく、自殺者などの防止を目的に武器となりえる物の取り締りを徹底させたと語ったようである Saiki, Interview card, AR 18, Box1, 6 “Col. Carl F. Eifler,” JCCH.
- <sup>96</sup> 古屋 (1964), 前掲書, p.10.
- <sup>97</sup> 同前書.
- <sup>98</sup> これはホンダ (2012) により編集されてまとめられたものである。Honda (2012), op. cit, pp.43-44; p.269.
- <sup>99</sup> Ibid.
- <sup>100</sup> Ibid, p.43.
- <sup>101</sup> Ibid, p.21. 尾崎は、1929年に国際法として戦争捕虜の人道的な取り扱いを取り決めた「ブ条約」の存在にふれ、急に選出された抑留所指揮官にはこの国際法を知っていることなど期待できなかつたとも批判する。
- <sup>102</sup> 古屋 (1964), op. cit, p.39.
- <sup>103</sup> 相賀 (1948), 前掲書, p.49.
- <sup>104</sup> Office of the Chief of Military History, Historical manuscript file, v.24 pt. 2, Chapter 9. op. cit., p. 212.
- <sup>105</sup> Ibid.
- <sup>106</sup> Record Book Detention Camps Sand Island vol. No. IV, RG 494, Entry 24, Box 345, NARAII (hereafter SI Record Book).
- <sup>107</sup> 2016 年 2 月、アメリカ国立公文書館にて調査を行なったが、この資料が収蔵されていた近隣の資料箱には前後する巻を見ることはできなかった。しかし、この巻には本論で着目する 1942 年 5 月が含まれているため、有用な資料と判断した。
- <sup>108</sup> 開戦当日に逮捕され抑留された毛利元一医師は、抑留されていながらも医師として働い

---

ていたようである。日誌にはほぼ毎日毛利が医療道具の貸し出しと返却をしている記録がある。

- <sup>109</sup> ローゼンフェルド (2014) では、枢軸国以外のヨーロッパ諸国にルーツがある民間人も「人種的偏見」のもとに抑留されていたことが明らかにされている。これにはオーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、リトアニア、ノルウェイ、スウェーデン各国にルーツがあるハワイの民間人が含まれた。Rosenfeld, A. “Neither Aliens nor Enemies: The Hearings of ‘German’ and ‘Italian’ Internees in Wartime Hawai‘I”, In *Social Process in Hawai‘i* (45), (2014), p.101.
- <sup>110</sup> 抑留者の入所や出所は時期により連日のように記載があるものの、ここでは省略する。表の合計人数を参照されたい。
- <sup>111</sup> このような本土移送は本土の「転住所」・抑留所を転々とする事となり、多くの抑留者は戦後になりようやくハワイへ戻る事となる。
- <sup>112</sup> 「俘虜の待遇に関する条約」(ジュネーブ条約) 1929年7月27日ジュネーブにて署名には捕虜の扱いが以下のように定められている。  
第三編拘束 第一款俘虜後送 第七条「俘虜は危険圏外に置かるる為捕獲後成るべく速に戦闘区域より充分遠ざかりたる地域に在る収容所に後送せらるべし」とある。秦郁彦の仮訳を参照。『日本人捕虜 白村江からシベリア抑留まで下』(原書房,1998年), p.538.
- <sup>113</sup> Richardson (1945), op. cit, Hoover Institution.
- <sup>114</sup> 小川 (2013), p.22.
- <sup>115</sup> Rosenfeld (2016), op. cit.
- <sup>116</sup> 古屋 (1964), 前掲書, p.40.
- <sup>117</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>118</sup> ルックとカントリー・ジェントルマン以外は2016年現在も刊行している。
- <sup>119</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>120</sup> 相賀 (1948),前掲書, p.83.
- <sup>121</sup> Oral history interview with Sam Nishimura, July 22, 1976, Haleiwa, Hawaii, by Perry Nakayama, tape No.1-25-2-76, Center of Oral History, p.377, (hereafter Nishimura1976).
- <sup>122</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>123</sup> 相賀 (1948), 前掲書, pp.22-23.
- <sup>124</sup> 同前書, p.77.ただし、ラジオは所内で通信がわりに使われて迷惑だったと書いている。
- <sup>125</sup> 古屋 (1964), 前掲書, p.38.
- <sup>126</sup> “Sand Island Morning Report1943.3.1,” RG 494, Entry 25, Box 334, NARA II.
- <sup>127</sup> 特例と見えるのは、日曜日の礼拝が1942年5月4日について一切記載されていないが、そのかわり「2人のドイツ系抑留者たちが管理側に彼らの拘束理由が不当であると訴えハンガーストライキも辞さない意を示した」とある。
- <sup>128</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>129</sup> 相賀(1948), 前掲書, p.47; 古屋(1964), 同前書, p.40.
- <sup>130</sup> 相賀, 同前書.
- <sup>131</sup> 矢野 (1982), 前掲書.
- <sup>132</sup> Saiki (1982), op. cit, p.53.
- <sup>133</sup> そのほかにも、女性に関する記述は、抑留されていた日本軍のスパイ容疑者オットー・キューンの家族のうち娘が、バレーボールをする時の膝上スカート姿に若い抑留者たちは熱狂的に喚声を上げ、またある時には、集団でその娘と母親の散歩姿を歓喜して観察した、などの記述がある(矢野, 同前)。
- <sup>134</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>135</sup> 平井 (1990), 前掲書, p.79.
- <sup>136</sup> 同前書. 平井は一平方フィート位(約9.3平方km)の小さなものであったというが、



- 不明である。また、平井は野菜づくりに参加する利益として、往復の途中で女性抑留者の姿を眺められるのも一つの「役得」と記している。
- <sup>137</sup> 相賀 (1946), p.46; Nishikawa, op. cit.
- <sup>138</sup> ただし、明らかにキッチンに野菜は届いていた。この体験の差異に気づいたオキヒロは、抑留生活の後半には野菜を食べられるようになったとの見解を示す (Okihiro, 1991, p.310).
- <sup>139</sup> 茶漬けの意であろうが、「ちゃがい」と文字起こしがされている。
- <sup>140</sup> Nishimura (1976), op. cit.
- <sup>141</sup> SI Record Book, op. cit.
- <sup>142</sup> Ibid,
- <sup>143</sup> 日本人捕虜にも9月1日に針などが貸し出されているが、この頃は日系人・混成抑留者にはすでに行なわなくなった針数の確認がされており、日本人捕虜には警戒をしていたことがわかる。したがって、警戒する必要があるれば臨機応変にカトラリーや針などの数の確認を行っていたと思われる。
- <sup>144</sup> Scheiber & Scheiber (2016), op. cit. p.186.
- <sup>145</sup> Internee Visitors, RG 494, Entry 21, Box, 144, NARA II.
- <sup>146</sup> Ibid.
- <sup>147</sup> Nishimura (1976), op. cit, p.377.
- <sup>148</sup> Ibid.
- <sup>149</sup> Ibid.
- <sup>150</sup> Ibid. これについては相賀も抑留所の複数の規制の緩和と戦況が関係していると感じたことを記している。相賀 (1948), 前掲書, p.73.
- <sup>151</sup> 同前書, pp.73-75. 上記「面会者リスト」で確認したように実際の面会が始まったのは6月である。
- <sup>152</sup> 平井 (1990), p.76.
- <sup>153</sup> 矢野 (1982), 前掲書.
- <sup>154</sup> なお、両親をサンドアイランドへ訪ねていた子供の視点からのオーラルヒストリーもある。ドイツ系アメリカ人で当時11歳の少女だったドリス・ナイ (Doris Nye) のオーラルヒストリー、毛利医師の息子ラムゼイ・モウリ (Ramzey Y. Mori 2012) のオーラルヒストリーなどが挙げられる。(Nye, Doris H. Oral History Interview, 03/04/2009, Japanese Cultural Center of Hawai'i; Mori, Y. Ramsey, en-denshovh-mramsay-01-0016-1. (2012, July 2). Densho Encyclopedia. Retrieved September 27, 2014 from <http://encyclopedia.densho.org/sources/en-denshovh-mramsay-01-0016-1/>)  
ナイの場合は、ドイツ系民間人は夫婦が同時に抑留された傾向があるため、両親ともサンドアイランドにいた。また、毛利の場合は、日系人抑留者のうち唯一夫婦で抑留されている(毛利元一・石子)。
- <sup>155</sup> オルソンは、ホノルル市クイーン病院院長に就任していたが、戦時下の日系人の援助を行う目的でスウェーデン副領事に着任したと戦後に語っている。「苦難に喘ぐ戦時中に・・・在留同胞の灯明台オルソン名誉副領事」『ハワイ報知』1949年1月1日。
- <sup>156</sup> 相賀(1948), p.52. クリールマンはドイツ系かイタリア系かは不明。
- <sup>157</sup> “History of Provost Marshal’s Office,” op. cit. Box 2, 224, JIRHE, JCCH.
- <sup>158</sup> 同前書, p.27.
- <sup>159</sup> Visited on 9 September 1942 by M.J. Sulzer, Total Civilian Prisoners and Civilian Internees at Sand Island and the Immigration Station, Honolulu, The Thomas Green Collection. 国会図書館憲政資料室.
- <sup>160</sup> 1943, November 28, “Letter from Swedish Vice-console in Hawaii, Subject: report of Inspection of Japanese Alien Internment Camp, “History of Provost Marshal’s Office,” op. cit., Chapter 9, Appendix 9-A, JIRHE, JCCH.
- <sup>161</sup> これらのハワイからワシントン DC に送信された電報のなかにはストックホルムを介

---

して外務省に届いているものがみられる。このため視察報告書には、和訳したものと英語の原本との2種類がみられる。

- <sup>162</sup> Oral History Interview with Shimeji Kanazawa by Florence Sugimoto, April 28, 2008, JCCH, (interview transcript), p.7. Kanazawa は Ryusaki の結婚後の姓である。
- <sup>163</sup> この視察報告は第2節で参照した「陸軍憲兵局史」の同所の設備を評価した記述とも照合できる。
- <sup>164</sup> haole はハワイ語に由来する言葉で、ハワイの先住民ではない白人系、もしくは先住民系以外のエスニック・グループ全てを指す。この場合は白人と訳した。
- <sup>165</sup> M.J. Sulzer (9 September 1942), op. cit. 憲政資料室。「日本人は魚を好むが、漁は中止されているので仕方がない」とも記されている。
- <sup>166</sup> “History of Provost Marshal’s Office,” Appendix 9-A, Chapter 9, op. cit.
- <sup>167</sup> Ibid.
- <sup>168</sup> 同前書。
- <sup>169</sup> 「布哇抑留所俘虜視察報告（在「ホノルル」瑞典副領事提出）『大東亜戦争関係一件交戦国敵国人及俘虜取扱振関係一般及諸問題 在敵国本法人収容所視察報告在米之部』第一巻、(2) ハワイ抑留所視察報告 視察日 自昭十八.十五. Reel No.A-1108, 外務省記録。アジア歴史資料センター。
- <sup>170</sup> 同前書。
- <sup>171</sup> Nishikawa (1981), op. cit. 「スイス領事」と話ができなかったことを述べているが、オルソンのことであろう。
- <sup>172</sup> Ibid.
- <sup>173</sup> Ibid.
- <sup>174</sup> Ibid.
- <sup>175</sup> 平井 (1990), 前掲書, p.76.
- <sup>176</sup> なお、「サンドアイランド記録簿」には1942年7月4日にマットレスが250枚搬入された記述があることから、ベッドがあったことが確認できる。SI Record Book, op. cit., RG 494, Entry 24, Box 345, NARAII.
- <sup>177</sup> 平井 (1990), 前掲書, p.75.
- <sup>178</sup> 同前書, p.73. 相賀はこそこそと毛利医師のテントに集まった抑留者同士が互いの顔が見えないながらも個々に講話を行ったという。一方平井は、30分間の抑留者の浪曲に聞き入るなど盛況だった様子を描いている。
- <sup>179</sup> 相賀 (1948), p.35.
- <sup>180</sup> 児玉, 前掲書『ハワイ報知』1981年6月6日。
- <sup>181</sup> 同前書。
- <sup>182</sup> 矢野 (1982), 前掲書。
- <sup>183</sup> さらに矢野は、一部の者がこげ飯の余りを食堂から持ち帰り、密造酒を木造棟の階段の下で作った行動についても記している。それを矢野は、他の抑留者に飲むように言われて飲んだが「酸っぱい香り」がしたため吐き出したが、その翌朝、腹痛を訴えた若者が数名いたとしている。

【図表1-2】

## サンドアイランド記録簿 Record Book Detention Camp Sand Island Vol.No. IV

日系人抑留者関連を中心とした抑留所内での出来事			日系人 抑留者	混成抑 留者	戦争 捕虜
1942	4.2	18人に手紙が配布される。 コウイチ・オガタはスピルナー少尉に戦争捕虜に手でサインを送って交信していたとの報告について問われた。オガタは否定し運動を行っていただけだと答えた。この行動が繰り返されれば、捕虜と会話をしたことにより罰せられるとオガタは警告を受けた。	69	22	3
	4.4	Sat 8:00 a.m. 38人が手紙を出す 1:45 p.m. 野球場(3つの塁とホームベース)を作る	98	23	3
	4.5	Sun 10:45 a.m. 男性抑留者が女性用区域で復活祭の礼拝に参加した 11:45 a.m. 8人(うち日系人2人)が女性区域に昼のために出向く 2:30 a.m. 野球の試合 日系人抑留者 対 混成抑留者	98	23	3
	4.7	Tue. ニシ・マサキ 抑留所規則に従わず当局にも従順ではなく独房入り処分を受ける 9:30 a.m. 日系人13人・混成抑留者3人に手紙が配布される	101	20	3
	4.8	wed 1:00 p.m. 81人が手紙を出す			
	4.9	thurs 10:10 a.m. S. J.ヨネムラに野球ボール1, バット1, カミソリ2を貸し出す	101	20	3
	4.12	Sun 9:10 a.m. 12人の抑留者が教会の礼拝のために女性区域に出向く 10:10 a.m. 日系人52人・混成抑留者10人に手紙が配布される 2:20 p.m. S.ヤマグチに野球ボール1, バット1, を貸し出す	101	20	4
	4.12	Wed 1:15p.m. Y.クワタに野球ボール1, バット1, を貸し出す	108	19	4
	4.13	Thurs 9:15 a.m. モウリ医師に野球ボール1, バット1, を貸し出す 9:30 a.m. 8人に手紙が配布される(以降、7月10日まで記録)	111	19	4
	4.19	Sun 8:00 a.m. 損傷した本を3冊を所内図書館より削除した 9:00 a.m. 12人の抑留者が教会の礼拝のために女性区域に出向く 日系人抑留者からの苦情「抑留所内での労働を範囲を明確にしてほしい。在ハワイスウェーデン顧問に会い所内の規則などについて聞きたい。健全で衛生的な環境保全のために仕事であることを所長から説明し、全員への協力を求めたため、抑留者たちは満足した	107	19	4
	4.21	Tue. a.m. 報告書による この頃より新しい種類の雑誌・本が貸し出される 10:00 a.m. 所内の畑からビートが収穫されキッチンに運ばれる	117	19	4
	4.23	Fri 11:00a.m. E.イゲにバレーボール1, ネット1, 野球ボール1, バット1, を貸出(4:05p.m.返却)	126	20	4
	4.25	Sat 9:00 a.m. E.イゲに 野球ボール1, バット1, を貸出(4:15p.m.返却) 1:40 p.m. イガワにバレーボール1, ネット1を貸出(4:15p.m.返却)			
	4.26	Sun 8:30 a.m. 27人の抑留者が教会の礼拝のために女性区域に出向く 11:50 a.m. 7人の抑留者が女性区域に昼のために出向く(以降毎日記録される) この日より、床屋の道具、仕立屋の道具、医療道具と記述が簡便になる。また、スプーン、フォーク、ナイフの数も明記されていない。また貸し出しと返却が一緒に書かれている。「雑誌」としか記入されていないために雑誌名がわからなくなった			
		8:30 a.m. Capt. Thornton 報告 救急用の小屋近くの地面に、円状のマークが描かれていた。モウリ医師によればそれはマツジロウ・モリが運動用に作ったもので1日に何度もその円状を歩くのだという	130	20	4
	5.3	Sun 10:20a.m. スピルナー少佐が技術的で専門的かつ教養高い本に限り購読希望のリストを提出するように抑留者に通達する	144	28	8
	5.4	Mon a.m. 誰にカミソリを貸出したのか名前が記入されていない			
	5.10	Sun 毎週日曜に行われていた教会での礼拝の記録がない。おそらくは、2人のドイツ系抑留者が無罪主張しハンガーストライキも辞さないと言ったためであろう	149	28	8
	5.18	Mon 8:30 a.m. 新聞『ホノルル・アドバタイザー』が20部の所内で配布された(以降たびたび配布される) 5:15 p.m. 新聞『ホノルル・スター・プレティン』が23部の所内で配布された(同上)	175	17	8
	5.22	Fri 7:00 p.m. 明日出航する全抑留者の荷物検査に遂行			
	5.23	Sat 8:00 a.m. 日系人109人、混成抑留者1人が本土へ転送される【第3回本土移送】 新しい役職者が決まる—F.アラカワ大隊長、E.クワハラ第1中隊長、T.オオイ第2中隊長、シロサト第3中隊長(日系人6人が入所)	75	26	8
	5.31	Sun 8:00 a.m. 22人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く 1:30 p.m. 8人の混成抑留者が日系人に先行して家族と面会	90	26	9
	6.4	Tue. 1:00 p.m. 8人が歯医者に行くために港に外出3:50 p.m.戻る 3:50 p.m. ユンジ・ヒラヤマが第3分隊長に選出される。I.サトウが新しくできた第4中隊長になる	110	26	9
	6.7	Sun 34人の抑留者が教会の礼拝のために女性区域に出向く(うち日系人28人) 1:00 p.m. 36人の日系人抑留者が家族と面会(日誌には初出だが二回目)3:00 p.m.まで	126	27	9
	6.11	Thurs 3:00 p.m. 抑留所の視察に来たクレイグ大佐の発言「ウイスコンシン州マッコイ抑留所に入所している13人が送り返され、戦争終結まで抑留されるが、彼らに関しては今後陸軍長官の関心事となるであろう」	157	27	9
	6.14	Sun 9:00 a.m. 24人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く	157	27	9
	6.15	Mon 8:30 a.m. ハワイ準州外国人検査局(Alien Processing Center)より戦争終結まで身柄を拘束するとの通達状が60人に渡される(以降、たびたび発行される) 8:30 a.m. 戦争捕虜が労働のために収容所を出入りする(初出)(11:45 a.m. まで) ランドリーでの労働希望者の署名入り申請書を添付	157	27	9
	6.16	Tue 11:00a.m. 混成抑留者3人(うち1人は本土の抑留所から戻る)、日系人28人が入所			
	6.21	Sun 8:00 a.m. 日系人39人、日本人捕虜9人が本土へ転送【第4回本土移送】	149	30	0
	6.28	Sun 9:00 a.m. 14人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く 混成抑留者11人に面会がある	191	27	0
	7.4	Sun 9:00 a.m. 19人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く 苦情申し立ての時間が設けられ、日系人からはキッチンでのコックと補助役の態度が不愉快だと苦情があり、日系人と混成が交代を頻繁にすれば良いという案がでた。混成抑留者代表でM.バルダステイはキッチンを別に設置する案がでた。 11:00 a.m. マットレス250、マットレスカバー500、シーツ1200、枕カバー600が搬入される	209	27	0
	7.12	Sun 9:00 a.m. 19人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く	218	27	0
	7.13	Mon 1:00 p.m. 5人の抑留者がトリブラー陸軍病院に目の検査に行く	218	27	0
	7.14	Tue 7:30 a.m. 14人が抑留所菜園に出かける(午後1:30に再び10人出かける)(これ以降、毎日記録される) 菜園での作業者名簿16人(うち4人は削除の印)が添付されている(名簿は日本人4人・日系二世12人)3ケースのふだん草(Swiss Chard)を収穫 10:45 a.m. 6人の抑留者が歯医者に行く(以降、月に一度ほど記述がある) 12:30 p.m. ヨシト・オオシタとトモジ・オオシタがストライキならびにクラサワ医師の眼鏡を壊したことを理由に1週間独房で過ごすように処分される。この処分は6人の中隊長・分隊長と大隊長アラカワによって決定した	221	27	0
		4:00 p.m.	221	27	0

7.19	Sun	9:00 a.m.	22人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く			
		1:00 p.m.	50人の日系人抑留者が面会を行う(2:30 p.m.まで)			
7.23	Thurs	5:15 p.m.	上記ヨシト・オオシタとトモジ・オオシタが独房より戻る	227	27	0
7.24	Sun	9:00 a.m.	20人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く	227	27	1
7.25	Mon		【冒頭で】ヤイチ・カギモトが午前3時から4時の間に死亡	226	27	1
8.6	Thurs		出所の記述はないが出港表が添付されている。朝の点呼では日系人248人がいた(49人本土へ移送)【第5回本土移送】	198	27	2
8.9	Sun	11:00 a.m.	苦情申し立ての時間が設けられ、食堂環境の向上がヴァルダストリ(Valdastori)から提議され、キャプテン・スピルナーが調査し善処すると答えた	199	27	3
8.10	Mon		この日、久しぶりにキッチンのフォークやナイフ類の数が記載されている(菜園からの収穫が多かったためか)	202	27	3
8.12	Wed	8:30 a.m.	キッチンのテーブルナイフが14個加わり数が再確認されている	202	27	3
8.15	Sat	6:00 p.m.	19人の日系二世抑留者がアメリカ本土より送還されて再入所する(うち1人入院)	240	27	3
8.16	Sun	9:00 a.m.	29人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く			
		11:00 a.m.	苦情申し立ての時間に混成抑留者代表でヴァルダストリが隔週ではなく毎週の面会にしてほしいと述べたが運営の都合上却下された			
		1:00 p.m.	53人の日系人抑留者が食堂で面会を行った	240	27	3
8.17	Mon	10:10 a.m.	この日はキッチンのフォークやナイフ類の数が記載されている	240	27	3
8.23	Sun	9:00 a.m.	37人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く			
		1:15 p.m.	12人の混成抑留者が面会のために隣の仕切りに行く	228	27	3
8.27	Thurs	3:30 p.m.	30人の日本人捕虜が入所	233	27	33
8.30	Sun	8:00 a.m.	122の枕カバーと244のシーツを交換			
			22人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く			
			54人の日系人抑留者が面会を行った			
		1:00 p.m.	将棋、碁、花札が日本人捕虜へ貸し出される			
			混成抑留者の区域での紛失した剃刀の捜索を行ったところ、1本が棚に、もう1本はミンクスが持っていた	243	26	37
9.1	Tues	1:30 p.m.	10人の抑留者が女性用区域で緑を植える作業	250	26	37
9.6	Sun	1:00 p.m.	10人の混成抑留者が面会をする(教会での礼拝は記載なし)	264	26	37
9.7	Mon	1:30 p.m.	イナゾウ・ノダが攻撃的な態度についてスピルナーにより警告を受ける			
9.8	Tue	3:30 p.m.	14人の日系人抑留者が入所(この頃から日系二世の入所が多くなる)	276	26	37
9.9	Wed	10:15 a.m.	スイスのZuler が国際赤十字とともに抑留者区域・戦争捕虜の区域を視察した(4:45p.m.まで)	276	26	37
9.11	Fri	10:35a.m.	10人の日系人抑留者が女性用区域でサンゴを道に撒く作業			
9.13	Sun	9:00 a.m.	9人の日系人抑留者が女性区域でサンゴを撒く作業をした。同様に31人の抑留者が教会の礼拝に行く。			
		1:00 p.m.	54人の日系人抑留者が面会を行った	282	26	37
9.16	Wed	8:25 a.m.	28人の日系人抑留者、1人のドイツ人抑留者、海軍捕虜36人、市民捕虜1人を本土へ移送した【第4回本土移送】	278	25	0
9.20	Sun	9:00 a.m.	25人の抑留者が教会の礼拝に女性用区域に行く			
		1:00 p.m.	9人の混成抑留者が面会した	286	25	0

【図表1-3】

日系人抑留者の野菜作りの活動

日系人抑留者 混成抑留者 戦争捕虜

				日系人抑留者	混成抑留者	戦争捕虜
7.14	Tue	7:30 a.m.	14人が抑留所菜園に出かける(午後1:30 に再び10人出かける)(これ以降、毎日記録される)			
		10:45 a.m.	3ケースのふだん草(Swiss Chard)の収穫			
			菜園での作業者名簿16人(うち4人は削除の印)が添付されている(名簿は日本人4人・日系二世12人)	221	27	0
7.16	Thurs	11:00 a.m.	1カゴの人参、1/2ケースのナスの収穫	221	27	0
7.23	Thurs	11:00 a.m.	3ケースのふだん草(Swiss Chard)の収穫	227	27	0
8.10	Mon	10:30 a.m.	最近、以下の収穫量の野菜を受領した—8.4-ヘッド・レタス(5 1/2ダース); 8.6-ヘッド・レタス(2ダース)、ラディッシュ(約4.5キロ)、パセリ(1束); 8.7と8.8-パセリ(1束); 8.9-パセリ(1束)、ラディッシュ1箱(約300個)	202	27	3
8.11	Tue	9:30 a.m.	10ダースのヘッドレタスの収穫	202	27	3
8.12	Wed	a.m.	パセリの収穫(数の記載なし)、6ダースのヘッドレタス、たまねぎ1束、ラディッシュ10ダースの収穫	202	27	3
8.17	Mon	10:10 a.m.	12ダースのヘッドレタス、パセリ1束、ラディッシュ12束の収穫	240	27	3
8.19	Wed	9:35 a.m.	ラディッシュ1束の収穫			
8.20	Thurs	7:40 a.m.	抑留所菜園に12人が作業に行き、3ダースのナスの収穫	227	27	3
8.28	Fri	9:55 a.m.	ラディッシュ20束の収穫	243	27	37
8.31	Mon	10:10 a.m.	ラディッシュ10束の収穫	243	26	37
9.1	Tue	9:45 a.m.	15ダースのレタス、ラディッシュ11束の収穫、約4.5キロのブロッコリ、パセリ1束			
9.2	We	9:45 a.m.	からし菜10束、1と1/2ダースのなす、パセリ2束の収穫	250	26	37
9.3	Thurs	11:00 a.m.	からし菜3束、玉ねぎ2束の収穫	250	26	37
9.4	Frid	10:00 a.m.	15ダースのレタス、ラディッシュ5束の収穫	264	26	37
9.6	Sun	10:00 a.m.	玉ねぎ2束、パセリ2束の収穫			
9.7	Mon	10:00 a.m.	からし菜10束、1と1/2ダースのなす、ラディッシュ5束の収穫			
9.8	Tue	9:45 a.m.	パセリ1束の収穫			
9.12	Sat	10:00 a.m.	からし菜20束、2と1/2ダースのなす、パセリ1束を受け取る	282	26	37
9.14	Mon		ラディッシュ20束を受け取る			
9.18	Fri	9:40 a.m.	玉ねぎ1束、セロリ1束、キャベツ10?, ラディッシュ5束	278	25	0
9.22	Tue	10:20 a.m.	ラディッシュ20束	329	25	1
9.25	Wed	10:00 a.m.	10束のチューリップ	324	25	1

## 第2章 面会制度にみる戦時強制収容「継続期」

### —ホノウリウリ抑留所の機能と日系人抑留者の生活

#### 第1節 はじめに

本章では、1943年3月より1944年10月24日までの戦時強制収容の「継続期」に焦点を当て、抑留者の生活を示すとともに、ホノウリウリ抑留所における面会制度が、抑留者とその家族にとってどのような意味を持ちえたのか、また管理側がこの面会制度を利用して日系人抑留者を牽制しながら抑留所管理を行う過程を検証する。さらにハワイの日系人にとって戒厳令下の社会で強制収容がどのように影響を与え、恐れられていたのかも合わせてみていくこととする。

太平洋戦争開戦当日に敷かれたハワイの戒厳令が、ハワイの全住民、とりわけ「敵性外国人」となった日系人の生活を強く支配したことについては、先行研究の指摘がある<sup>1</sup>。他方、この戒厳令下で行われたハワイの戦時強制収容は、本土との対比において抑留者とその家族が別々に暮らした特徴などが注目されてきた。また山倉 (1999; 2011) の研究は、アメリカ政府に「自主的抑留者 (Voluntary Internees)」と呼ばれた抑留者の家族が、本土で夫や父親とともに暮らすためにハワイからアメリカ本土の抑留所や「転住所」(War Relocation Center; 以下 WRA)<sup>2</sup> などへ赴いた仕組み、また移動経路を含めた全体像を示した<sup>3</sup>。このうち、1999年の論文では、ハワイ軍政府が一部の日系人を継続的に抑留しながら全ての日系人を「封じ込める」政策を用いた結果、日系コミュニティに生じた分裂のなかで抑留者と家族が抱えた苦悩を指摘している<sup>4</sup>。山倉のように抑留者の家族が日系コミュニティで受けた差別などに注目するアプローチは、ローゼンフェルド (Rosenfeld, 2011b)<sup>5</sup>や、小川 (2013)<sup>6</sup>の研究においてもみられる。このような研究動向は、それまでの、戦時下において日系人全体が他のエスニック・グループに敵対視された現象を捉えるよりも、日系コミュニティの内実に迫ったミクロな視点を示すものである。

こうしたハワイ日系人強制収容における抑留者と家族の問題が認識される一方で、ハワイに残った抑留者と家族の別離状態を支えた面会制度については、研究は少ないと言わざるをえない。日系人強制収容を広範囲に研究したカシマ (2003) は、アメリカ本土、アラスカ、南米などの状況とハワイを比較し、面会制度はハワイにみられた特徴だと言及した<sup>7</sup>。また、アメリカ本土とハワイでの抑留者とその家族を比較したアドラー (Adler, 2014)の研究のなかでは、ホノウリウリ抑留所での面会は家族の心の支えとなった事例が報告されている<sup>8</sup>。ただし、以上の先行研究のなかでは、面会制度が軍政府により運営された状況、またこれに大きく影響される抑留者の生活は検証されていない。むしろ、アカデミックな動きではないが、サイキ (Saiki, 1982) が抑留者・軍関係

当事者などへのインタビューをまとめたフィクションのなかで、抑留者が面会を通じて家族に会うことの重要性が強調されている<sup>9</sup>。

このような研究状況を踏まえた本章の目的は、まず、軍政府が戒厳令下において強制収容を継続していくのと併行して、面会制度そのものが日系人抑留者の行動を抑制する手段として利用されていくのを検証することである。つまり、ハワイの戦時強制収容における日系人への抑圧と統制は、面会制度を介して支配される抑留者と家族をみることでより明らかになると思われる。その際に、面会制度が、サンドアイランドに代わりホノウリウリというオアフ島の山の中に新たに設営された抑留所で行われたことに注目する。そこで、面会制度で家族が会うことが重要であった日系人を対象化するために、戒厳令下の日系コミュニティについてもふれる必要があるであろう。さらに、抑留所とハワイの社会の両方に視点を置きながら、抑留所の内外に分断された家族の問題にも注目する。

最初に第2節では、抑留所を主体にサンドアイランド抑留所からホノウリウリ抑留所までの「移転」とそれにとまなう抑留者の扱いについて概観し、ホノウリウリ抑留所の見取り図を示す目的でその物理的な形態についても言及する。第3節では、ハワイの社会を中心に軍政府による戒厳令下の抑圧と統制が強制収容と絡み合いながら、日系コミュニティ内に分裂を生じさせた支配的戦時体制を中心に検証する。その「分裂」の事例として、日系人同士の密告に怯える家族を取り上げる。さらに、第4節では、面会制度が抑留所運営に導入され継続していく過程を追いながら、軍部が面会制度を通じて抑留者の行動を規制したことを検証する。第5節では、面会による物資の流入を中心に、家族との面会が抑留者の文化的な行動やささやかな抵抗を支えたことを考察する。

以上を論じる資料として、面会の規則や記録に関する陸軍資料、オーラルヒストリー、また抑留体験者による回顧録、短歌、詩、聞き取り調査の記録<sup>10</sup>などを精査しながら参照する。このうち、多様なオーラルヒストリーは、過去に収集されたものに加え、筆者自らがハワイにおけるフィールドワークを通じて収集したものをを用いる。

## 第2節 サンドアイランドの閉鎖とホノウリウリの開設

### (1) 抑留者の本土移送

これより強制収容の「継続期」を検討していく前提として、抑留所がサンドアイランドからホノウリウリに移転した経緯をおさえておきたい。

1943年3月2日にサンドアイランド抑留所が一時的に閉鎖され<sup>11</sup>、翌日にホノウリウリ抑留所が開設された。サンドアイランド抑留所にいた抑留者は、アメリカ本土へ移送される者と、ハワイに残される者（「本土移送組」と「ハワイ残留組」とも表記する）とに二分された。このうち「ハ

[図表 2-1] 抑留者本土移送の日時と人数

	日時	人数	出発
第1回船	1942年2月20日	172	サンドアイランド
第2回船	1942年3月20日	166	〃
第3回船	1942年5月23日	109	〃
第4回船	1942年6月21日	39	〃
第5回船	1942年8月6日	49	〃
第6回船	1942年9月16日	29	〃
第7回船	1942年10月10日	23	〃
第8回船	1943年3月2日	43	〃
	(小計)	<b>630</b>	
第9回船	1943年7月1日	34	ホノウリウリ
第10回船	1943年12月2日	29	〃
	(小計)	<b>63</b>	

出典：「全抑留者人名録」，古屋熊次『配所転々』(1964)

ワイ残留組」の多くは、ホノウリウリ抑留所に移動させられた。

第1章でも述べたように、ハワイからアメリカ本土への抑留者の移送は、10 回行われたとされる。それを示すのは、1964 年頃に抑留体験者によって、本土に移送された一世抑留者を中心に作成された名簿である。これは古屋翠溪（熊次）による日本語で書かれた回顧録『配所転々』(1964)の巻末に「全抑留者人名録」として付されているため、研究者の間では比較的広く知られてきた<sup>12</sup>。もっとも、この人名録に記載された人数は正確ではなく、古屋自身も、「はじめ一世とともに大陸（本土）に送られ、後にまたハワイへ送り返された十九名の二世氏名も含まれて居るが、その後になって大陸の転住所へ行った他の大多数の二世や、家族の氏名は含まれていない」[括弧内筆者]と断っている<sup>13</sup>。

しかしながら、この名簿は、一世抑留者の本土移送が重点的に行われた時期がわかるために重要である。この名簿に記された本土移送の人数を示したのが [図表 2-1] である。これをみると、サンドアイランド抑留所開設期、すなわち 1942 年 2 月 20 日から 1943 年 3 月 2 日までの間に、8 回にわたり、合計 630 人がアメリカ本土へ移送されていることがわかる。一方で、その後、ホノウリウリ抑留所から本土への移送は 2 回行われたに過ぎず、その人数も合計 63 人と、10 分の 1 に減少している。なお、この 10 回の移送人数なかには、第 1 章で述べた、開戦直後から抑留された

日系一世のコミュニティの指導者層の多くが含まれている。

ハワイから本土へ移送された抑留者のより正確な人数については、一次資料をもとにした試算が二つある。[図表 2-2a] (p.81) は、山倉 (2011) が戦時転住局 (WRA) の資料を中心に算出した「ハワイ日系人戦時強制収容に伴う人の流れ」から本土移送者数を抜粋したものである。ここには、逮捕後にアメリカ本土の抑留所へ移送された一世が 757 人いたとされている<sup>14</sup>。また、その下 [図表 2-2b] (p.81) は、シャイバー (ズ) (2016) が 1945 年 10 月 9 日付の陸軍憲兵局の資料をもとに示したハワイ出身の本土移送者の人数である。戦争終結後のこの時点で、アメリカ本土の抑留所に残っていたハワイの一世は 712 人とされている。相互の数字に若干の差異はあるものの<sup>15</sup>、少なくとも 700 人以上の一世抑留者が、ハワイから本土へ移送されたことは確認できた。

次に、二世抑留者の本土移送についてみていく。二世抑留者の本土移送は、一世抑留者のような移送回数当事者によりまとめられておらず、[図表 2-2a,b] のように本土での抑留人数がおおむね示されている。むしろ研究者が目にしたのは、ハワイから二世抑留者を本土に送る場合は、「人身保護令状」(writ of habeas corpus) をめぐって、連邦政府とハワイ軍政府の間で調整が行われたことである。人身保護令状とは、「人身保護法」<sup>16</sup>に基づくものであり、アメリカ市民が不当な身柄の拘束を受けているという疑いからこの令状を裁判所に請求すると、裁判所が拘束の合法性を審査し、違法と判断されればその者を自由にするというものである<sup>17</sup>。つまり、日系二世が「強制的に収容される」事態を不当だとして訴訟を起こせば、その収容施設から釈放される可能性があった。ハワイでは、戒厳令下につき裁判所への人身保護令状の提出が差し止められていたため、二世抑留者がこうした訴訟を起こすことはできなかったが、アメリカ本土では訴訟を起こせばハワイ出身の二世抑留者が釈放される可能性があった<sup>18</sup>。

では、連邦政府とハワイ陸軍の間で二世抑留者はどのように扱われたのだろうか。カシマ (2003) によれば、1942 年 2 月にハワイから移送された抑留者の本土受け入れに際して、連邦司法省が人身保護令状適用への警戒を示した<sup>19</sup>。同年 2 月 21 日 (上記 [図表 2-1] では 20 日) にサンドアイランド抑留所から本土へ移送された抑留者 199 人のなかに、日系二世 16 人、ドイツ系二世 14 人、イタリア系二世 2 人が含まれていたためである。そのため、これらの二世抑留者の中には、司法省の懸念を受けた陸軍省によってハワイ軍政府へ送り還された者がいた。その際、ハワイ軍政府は日系二世をハワイで抑留するように通達を受けたとされている<sup>20</sup>。

他方、シャイバー (ズ) (2016) によると、1942 年には連邦政府とハワイ軍政府の間で、ハワイの抑留者を本土へ移送する問題をめぐって交渉が行われていた<sup>21</sup>。そして同年 10 月にハワイ軍政府長官エモンズが連邦政府に伝えた本土移送の方針は、以下の通りである。①危険な「アメリカ市民」はハワイで抑留、②危険な「敵性外国人」は本土で抑留、また③危険である可能性の高い「アメリカ市民」は家族とともに本土の「転住所」で収容する<sup>22</sup>。つまり、軍政府は二世抑留者を



本土へ移送する場合は、家族ごと収容できる転住所に入所させることを決定し、連邦政府に受け入れてもらう方式を取った。

もう少し詳しく述べると、二世抑留者を本土へ送る際には、いわば「身分変更」が施された。山倉 (2011) は、アメリカ市民である二世を「抑留する」(internment) ことは、先述の人身保護令状の請求が懸念されたため合法性をまとう手段として、陸軍省と海軍省は二世の本土移送を「再定住」(resettlement) と規定したと指摘する<sup>23</sup>。また、一緒に、あるいは後に抑留者を追いかける形で本土へ移送された抑留者の家族がいる。彼らは先述したように「自主的抑留者」と呼ばれ、本土へ行く決断の背景には、経済的な理由や社会からの孤立があったとされる<sup>24</sup>。家族の本土移送は1942年2月という比較的早い時期に開始された<sup>25</sup>。[図表 2-2a] をみると、1943年3月までに1,045人の家族が本土へ「自主的に」移動し、その多くは司法省管轄の「転住所」のうち、家族向けの収容施設に落ち着いている<sup>26</sup>。彼らには、収容された先で終戦までを過ごしてハワイへ帰るのか、本土で釈放されるか、あるいは戦時交換船で日本に帰国するという選択肢があった<sup>27</sup> (これについては、第4章で後述する)。

以上、サンドアイランドから抑留者を本土へ移送し続けた状況を整理すると、開戦からさほど時間が経たないうちに一世の本土移送が重点的に行われていたことが明らかである。また、二世抑留者が本土へ移送されるのは、家族が同伴する条件が生じた。そこで、二世抑留者を中心に次なる収容先として設営されたホノウリウリ抑留所への「移転」をみてみたい。

## (2) サンドアイランドからホノウリウリへの移転まで

サンドアイランドからホノウリウリへの抑留所の移転が行われた経緯は、これまであまり詳細に言及されていないため、その背景、日時、人数などについて陸軍資料と回顧録などで可能な限り探してみたい。ただし、人数についてはいくつかの仮説・記録・オーラルヒストリーがあり、相互に異なったものとなっている。これらの数字のうちどれが最も的確なのかを示すことは現段階では困難である。したがって、具体的な数字の検証はせずに、ここでは、移転時の状況をみていくこととする。

まずは、サンドアイランド抑留所が閉鎖される時に、抑留者が「本土移送組」と「ハワイ残留組」とに分けられた状況をみていきたい。抑留者の出入所が記録された「抑留所日誌」から1942年3月2日を中心に人数変化をまとめたものを [図表 2-3a] ならびに [図表 2-3b] (p.82) に示した。この日誌は、当日の人数の増減が翌日の人数に反映される記述方式を取っていることを踏まえると<sup>28</sup>、これらの図表から、まず、1943年3月1日には22人の日系二世対象の別の移送者リストが「抑留所日誌」に添付されている。その翌日、3月2日に188人が本土へ移送されているため

**[図表 2-2a] ハワイからの本土移送者**

本土移送者総数 1,875 人内訳

A. 抑留所入所者 897 人

- 1) 本土移送の「危険な敵性外国人」(一世) 757 人※
- 2) 「転住所」からの抑留処分 140 人 (主に二世の市民権放棄者)

B. 「転住所」入所者 1,217 人

- 1) 「転住所」移送者 1,118 人
  - ・ 自主的抑留者 1,045 人
  - ・ 強制排除処分者 73 人 (二世)
- 2) 抑留所からの仮釈放・釈放処分 99 人

※ ハワイでの逮捕者 1,446 人のうち

※※ A-2)と B-2)は、「転住所」と抑留所を往復しているため二重に数えられた人数であり、この合計を差し引いた数が 1,875 人である

出典：転住局資料と G・アレンの書簡より山倉作成「ハワイ日系人戦時強制収容に伴う人の流れ」(部分)  
(2011, p.102)を筆者加工

**[図表 2-2b] ハワイからアメリカ本土への移送者数(1945 年 10 月 9 日)**

1. 抑留所に収容されている一世 712 人
2. ハワイより仮釈放されて「転住所」に移送された二世 (主に帰米) 306 人
3. 主に上記 1.と 2.の家族 (約 9 割が女性か子供) ならびに「経済的困窮者」の一世、二世、三世で、陸軍抑留所と「転住所」に移送された 783 人
4. ハワイより強制排除処分としてチューリレーク隔離収容所に送られた二世 (主に帰米) 73 人

※ 2.と 3.の移送時期は主に 1942 年 11 月から 1943 年 3 月とされる

出典：陸軍憲兵局資料によるシャイバー (ズ) 作成 Table 3 (2016, p.185) を筆者加工

[図表 2-3a] サンドアイランドからホノウリウリへの「移転」時の人数変化

日時	人数	増減	増減内訳
1943 年 3 月 1 日	382 人		
3 月 2 日	360 人	(-22)	本土移送 22 人
3 月 3 日	175 人	(-185)	本土移送 188 人 + 入所者 3 人
3 月 4 日	149 人	(-26)	移民局へ移送

[図表 2-3b] 本土移送の抑留者人数と内訳

1943 年 3 月 2 日 188 人 (日系一世 47 人 : 日系二世 140 人 : ドイツ系二世 1 人)

出典: Detainees released: Internees released, L.F. Springer, Sand Island Physical Check, NARA II<sup>1</sup>.

210 人が確認できた<sup>29</sup>。これらの移送の記述は、二日間に渡り本土へ移送がされたことを示す。

続いて、3 月 4 日に記された 149 人とは、ホノウリウリ抑留所開設の際の人数だと考えられる。これは、前日の「ハワイ残留組」175 人から移民局へ移送した 26 人を引いた人数とされるが、この 26 人が釈放されたのかどうかはこの資料では確認できない。

いずれにせよ、3 月 2 日に 360 人が記録されていたが、おおよそ半分的人数がそれぞれ「本土移送組」と「ハワイ残留組」に振り分けられている。それでは、いかに抑留者が二分されたのかを探りたい。トオル・ニシカワ（西川徹）の 1981 年の回顧録から、当時、ニシカワを含む抑留者の中隊長を務める者たちが本土の「転住所」へ移動する希望者を選出するように申し渡された部分を参照する。

間もなく私たち中隊長がオピスに呼ばれ、( ) 此の度二世は米大陸行きの希望者が有れば此のキャンプを出ると同時に釈放 ( ) 家族同伴にてマティソン汽船マロロ又はローリン号で一等船客として大陸 ( 本土 ) 行きが出来るから募集する様申し渡され、やつとの事百十五人位出来て大陸に彼らは行きました [括弧内筆者]<sup>30</sup>。

「本土移送組」は、希望を募る形式が取られていた。そして、先述のように二世抑留者は「家

族と転住所で収容する」こと、その際に抑留所から「釈放」という手続き（下線）が通達されていたことが確認できる。日系二世を本土へ移送する場合は、「抑留者」から「再定住者」へと処分が変更されて「転住所」で受け入れてもらう手続きはすでに述べた通りである。このように、サンドアイランド抑留所閉鎖に向けて管理側が二世を本土へ送る準備をしていたことがわかる。

さて、まず「本土移送組」が見送りを受けていたことがシゲル・ヤノ（矢野茂）の回顧録に記される。見送られた側の一人であったヤノは、「渡米者は本館前に ABC 順に並び勢い強い歩調で行進を始め、残留者の万才やそのほかの激励の声に送られて波止場さして行進した」<sup>31</sup>と描写している。ヤノの記述と [図表 2-3a] が示す移送の記録と照らし合わせると、1943 年 3 月 1 日か 2 日に、「本土移送組」が「ハワイ残留組」より先行してサンドアイランドを離れたことがわかる。

以上では、サンドアイランド閉鎖時に抑留者たちのおおよそ半数が本土へ移送された経緯を整理した。続いて、抑留所の移転が完了した状況をみていきたい。

### (3) ホノウリウリ抑留所の設営環境

サンドアイランドの後身として設営されたホノウリウリ抑留所について、まず建設の過程を概観し、次に、どのように抑留者たちがここに移動したのかを探ってみたい。

ここでは陸軍技師であったハリー・ロッジ (H. R. Lodge) のオーラルヒストリー、ならびに 1943 年 5 月にスプリンガーと交代して所長となったジークフリード・スピルナー中尉 (Lt. S. Spillner) の書簡（共に 1981 年）を取り上げる。

最初に、戦時下において陸軍技師としてホノウリウリに出入りしていたロッジのオーラルヒストリーを抜粋する。ロッジは、軍当局が抑留所建設の準備のため、植物が生息していない岩石が多かった土地を中心に、ブルドーザーで整地したことを語る<sup>32</sup>。ここでロッジは、最初に建てられたのは抑留者の区域であり、それから捕虜収容所区域を徐々に設営していったと語っている<sup>33</sup>。

次に取り上げるスピルナーの書簡とは、マイケル・ゴードン (M. Gordon) がアイオワ州立大学で修士論文のための調査においてオハイオ州ウェストチャスターに在住していたスピルナーと交わしたものである。以下にスピルナーがゴードンへ送った返信文の一部をやや長めに引用する<sup>34</sup>。

ハワイ湾岸部隊が設置され<sup>35</sup>、中部太平洋の戦闘を支えるために戦時物資がますますハワイに送られるようになってくると、サンドアイランドが軍事的にも湾岸当局にもますます重要な場所になった。ホノウリウリは抑留所兼戦争捕虜収容所の候補地として選ばれた。軍事行動から離れた場所であり、抑留者には安全な場所であった（多分日本の攻撃からも）。（中略）戦略的な視点に立てば、ホノウリウリに抑留所を移したのは、正解であった。

ホノウリウリはハワイ陸軍土木施設部が建設した。

彼らは我々がサンドアイランドから実際に引っ越すまでに、小屋、キッチン、シャワー施設、フェンス、投光照明、水路ならびに下水路を作った。(中略)。ホノウリウリを最善の場所にしようと、兵士も一緒に植樹をして、野菜畑を作り、運動場などを造った。予算は足りていたのだ。(中略)。1943年は戦争捕虜のホノウリウリへの受け入れが多くなった年でもあったため、抑留者の区域から数百ヤード<sup>36</sup>離れた場所に捕虜収容区域を設営した。もし、ホノウリウリとサンドアイランドを比べるならば、どちらが良いかは断定できない。私はあえて同点だったと評価する。

確かに、ホノウリウリは隔離された場所であったが、憲兵、抑留者ともども、戦争捕虜が隣にいるのは落ち着かないものであった [筆者訳]<sup>37</sup>。

まず、ホノルル港に隣接されたサンドアイランドが太平洋戦争の継続により、軍港として重要になっていったのは、第1章で取り上げた「陸軍憲兵局史」にも確認できる。これによれば、もともと埋立地であったサンドアイランドのさらなる埋め立てが行われたとする<sup>38</sup>。

さらにスピルナーの書簡からは、ホノウリウリ抑留所の開設にあたり、最低限の設備が造られ、そこに抑留者と管理側が入所し、その後に居住環境の向上に努めたことが少なくとも確認できる。また、時間とともに捕虜収容区域が拡大したようであるが、これについては後述する。

同所に移送された二人の抑留者の回顧録からこの状況を確認してみたい。まず、前掲ニシカワの記述を引用する。

其の翌日(3月3日)残った我々六十四名三台のトラックに乗せられ(、)前後左右機関銃を措置したジープに守られホノウリウリの谷間に着きました。先ず憲兵キャンプを過ぎ我々のキャンプ(、)小さい10×14(フィート、3.04 m x 4.27 m)位の荒造り小屋が沢山並んで建てられて居ました。もともとキビ畠で雑草延びコワの木は床の割れ目を突き抜け天井につかへ昼でも蚊がうようよして(、)とうとう我々は漸くは寝ることさへ出来なかった。それより皆一生懸命にキャンプクリーニングに取り掛かり十日計りの間に見ちがへる様なキャンプになったのである [筆者下線・括弧内筆者]<sup>39</sup>。

抑留者は警護された車両でホノウリウリまで向かったことがわかる。また、ホノウリウリの谷間に建てられた抑留者用の小屋の描写からは、粗い作りの小屋が設営された後に放置され、抑留者は整備をしなければ快適に暮らせない状態であったことがわかる。これは、サンドアイランドでの木造棟から、谷底の小屋へ転居させられた抑留者には、思いがけない「キャンプクリーニング」(下線)という労働から始まる生活となった。これは、サンドアイランドから同時に移送され

たヨシハル・コダマ（児玉義春）の記述にも「このホノウリウリ監禁所は砂島のバラックとは違った掘っ立て小屋式の粗末なもので、一寸見ると、上等な鶏舎かと思われるようなものでした」<sup>40</sup>と確認できる。サンドアイランドにいた時よりも、粗末な住居で生活を始めることへのコダマの戸惑いと驚きがわかる。このようにして、1943年3月3日に抑留所の移転が完了していた。

なお、こうして始まった日系人抑留者の生活は、ニシカワの1985年のインタビューでは、一部の日系人抑留者たちはこの環境を「地獄谷」と呼んでいたと語られる<sup>41</sup>。他方、2001年に収集されたジャック・タサカのオーラルヒストリーでは、この小屋には、6人から8人が暮らし、そのなかには二段ベッドが四つ備わっていた。小屋に同居している者たちが班を構成し、4中隊からなる全体を一つの大隊とする軍隊式の組織編成による抑留生活であったと語られる<sup>42</sup>。

#### （4）ホノウリウリ抑留所の拡大とその設備

ここではわかりうる範囲で、ホノウリウリ抑留所がハワイにおける新たな陸軍管轄の抑留所として建設され、拡大が進んだことを陸軍文書と考古学調査から述べておきたい。

前掲「陸軍憲兵局史」には、同所の短い沿革がみられる。それによれば、同所は1943年の初頭にホノウリウリ溪谷の内側に3,000人が収容可能である陸軍抑留所兼捕虜収容所として建設された<sup>43</sup>。その後、1944年11月には、ハワイへの移送を含めた戦争捕虜関係を統括する新しい部局が中部太平洋軍管区（the Central Pacific Area）に設けられ、10箇所の捕虜収容所がオアフ島に、2箇所がハワイ島に設置された。この10箇所のうち一つは、ホノウリウリの敷地内に設置され、第九捕虜収容所と呼ばれたとされる<sup>44</sup>。

これに加えて、ファウルガウト（2014）が論考のなかで示した陸軍資料「ハワイ軍管区史」の一部では、ホノウリウリの敷地内に設営されていた第六捕虜収容所と呼ばれた場所に第八捕虜収容所も増設されていたことが確認できる<sup>45</sup>。つまり、陸軍文書が示す「ホノウリウリ」は、捕虜収容のために第六、八、九捕虜収容所を内设するかたちで増設したことになる。なお、後述する近年の考古学調査では、ホノウリウリの敷地内では、増設が繰り返されたことが裏付けられている<sup>46</sup>。

ホノウリウリ抑留所がハワイ諸島での捕虜収容所の設置と併行して拡大していったことを確認したところで、同所の物理的な形態を概観する。これについては、1942年3月19日から1943年5月19日までサンドアイランドとホノウリウリで抑留所所長を務めたスプリンガー陸軍中尉（Lt. G. Springer）による1943年（月日不明）の報告書で確認できる<sup>47</sup>。スプリンガーは、太平洋軍管区アメリカ陸軍憲兵局の管轄下である「民間人用の抑留所」は、指名された抑留所所長の責任において運営管理されたと書いている。この報告書によると、同所では約0.648平方キロメートル<sup>48</sup>の面積に、民間人抑留者と戦争捕虜、またエスニック・グループごとに区切られていたと記される<sup>49</sup>。また、日系人は男性抑留者と女性抑留者がフェンスで区切られ、1,000人までが一緒に食事できる

食堂（後述）があったとも記される<sup>50</sup>。

一方で、白人系の抑留者 (any white internee)<sup>51</sup>には独立した食堂が設けられていたようである。各区域に設けられた便所は、最新の配管設備で温水も使えるシャワーが併設されていたこと、またタバコなどの雑貨が購入できる売店 (PX)、仕立屋、歯科診療所、医療室、フェンスで囲われた運動場が設備されていたようである<sup>52</sup>。

さて、2006年から2014年までにホノウリウリ抑留所跡地の考古学調査がバートンとファレル (Burton & Farrell) を中心に行われ、陸軍資料の記述の一部について再検証がされている<sup>53</sup>。まず、同所の面積は、前掲「陸軍憲兵局史」に記載された数字よりもやや小さく、約0.496平方キロメートル（サッカー場約70枚分）であり、横幅は152から213メートルと測量されている。またオアフ島東部クニア区域の谷底に設営されたため、海拔約58.5から85メートルの高低がある場所であった<sup>54</sup>。つまり、谷底の抑留所は四方からは見えなくなっていたことが、ホノウリウリ抑留所の大きな特徴と言える。

続いて、日系人抑留者のホノウリウリ抑留所での生活空間を中心に、写真と地図で確認する。次に見る地図〔図表 2-4〕(p.88)は、先述のバートンが作成したものである。バートンは、陸軍作成のホノウリウリ抑留所の下水設備を示す設計図（1944年頃）をもとに区画を割り出し、そこに考古学調査結果と写真から読み取れるデータを重ねている<sup>55</sup>。さらに、2004年に収集された抑留体験者であるジャック・タサカ<sup>56</sup>のオーラルヒストリーから得た情報を加えた<sup>57</sup>。タサカから語られた区画の様子や、抑留所内にあった施設などの位置については、聞き取り調査が行われた時に作成されたスケッチとともに巻末に示した〔巻末参考資料 2-1〕(app.1)。

さて、〔図表 2-4〕は、多くの情報が読み取れる地図ではあるが、8区画（IからVIIIで表示）のうち、区画V（抑留者用）と区画VI（憲兵用）以外の6区画は全て戦争捕虜用に設営されたことが判別できる。また、谷間の水路・溝に沿って小屋などの建物が設立されている。注目すべきは、中央を分断する水道管（aqueduct）の上に架けられた橋を分岐点として、上部が捕虜収容区域、下部が抑留者収容区域と分離されていたことである。

この分離を〔写真 2-1〕(p.87)でさらに確認したい。これは、先述のロジックが陸軍技師であった1945年頃に撮影したホノウリウリ抑留所の写真である。前掲タサカのオーラルヒストリーにより、これに写る多数のテント群は戦争捕虜用であり、また写真手前の小屋の集まった場所は日系人男性の区域であり、なおかつ日系人男性の区域にオフィス、憲兵駐在所、診療所、床屋などが設備されていたことがわかっている。また、便所は仕切りがなく使用者が一行に座る形式のものであった。また、バートンほか(2014)が、ランドリーの設備がなかったことを指摘し、抑留者は手洗いで洗濯をしていたことをオーラルヒストリーから確認している<sup>58</sup>。

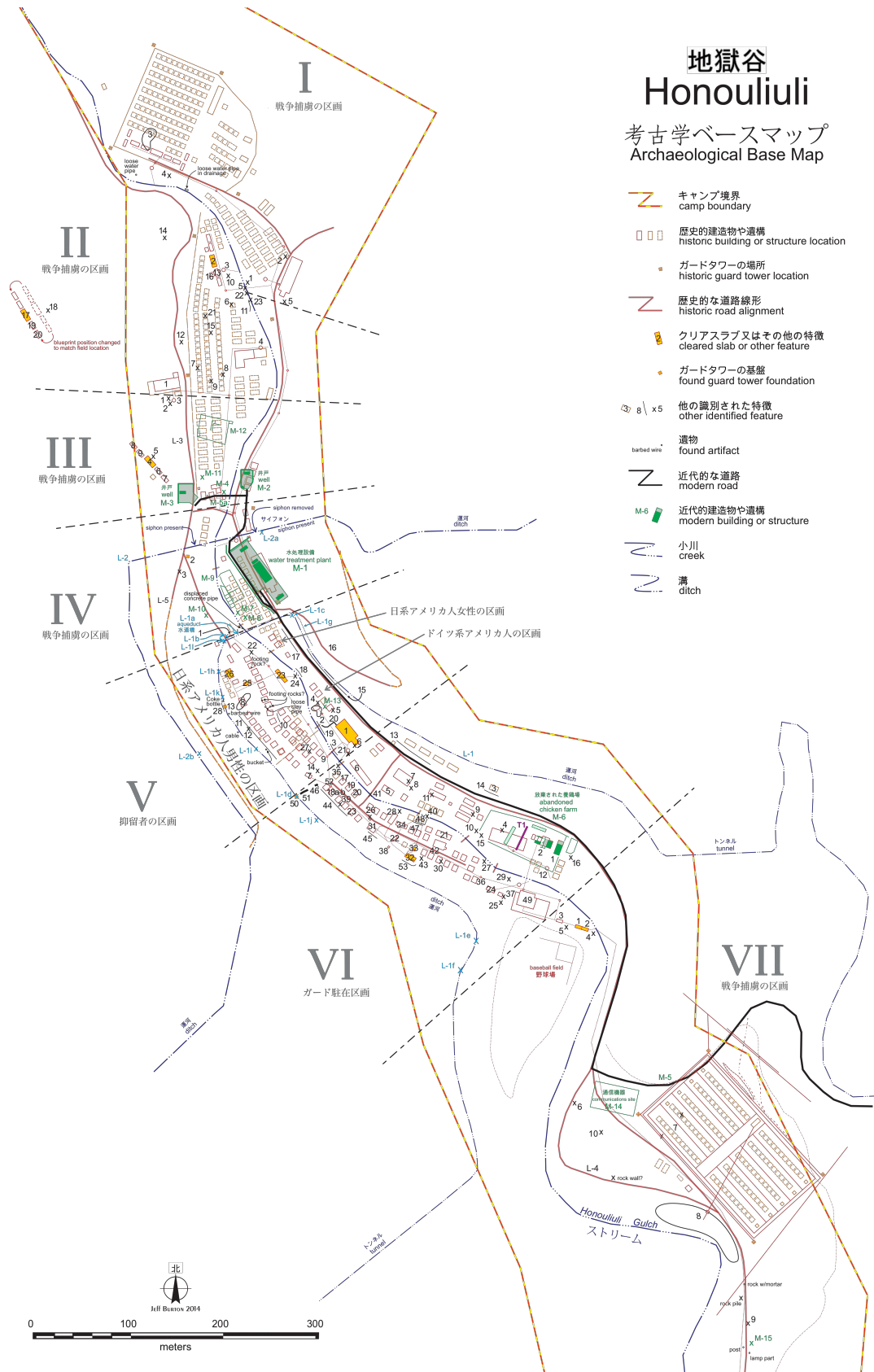
[写真 2-1] ホノウリウリ抑留所全景 1945 年頃



出典 : Honouliuli Internment Camp Overview (ca.1945) by R. H. Lodge, JCCH



[図表 2-4] ホノウリウリ抑留所「地獄谷」地図



出典：Burton (2014) を筆者加工

さらに、[写真 2-1] の中央やや上に写っている大きな建物は食堂と特定された。これは、前掲のスプリンガーによる報告書に「1,000 人が一緒に食事がとれる食堂」と記されたものである。このような複数の資料から、ホノウリウリでの抑留者たちの居住環境については断片的に解明されてきていると言える。

以上のように、ホノウリウリ抑留所は捕虜収容も兼ねた大きな収容施設として山間部の谷底に設営され、これが戦時強制収容「継続期」における抑留者が生活する基盤となる。次節では、継続される戦時強制収容を支えた軍政府の政策と、それにより翻弄される日系コミュニティの動きをみていきたい。

### 第 3 節 戒厳令下の強制収容と日系コミュニティ

#### (1) 軍政府の政策

本節では、ハワイの社会に視点を移して、戒厳令下において日系人がいかに支配されたのかを確認する。その後、この支配体制と連動した強制収容の形態が作られる過程、ならびにこれが日系コミュニティに与えた影響を中心にみていく。

すでに述べた通りだが、太平洋戦争開戦当日に樹立したハワイ軍政府は戒厳令を敷いて民間人の日常生活を統括した。まずは、この約 2 年 11 ヶ月間にわたる戒厳令の期間における日系人の状況を概観したい。先行研究によれば、戒厳令下で発行された命令の数のうち、一般命令 (General Orders) が 249 に上った<sup>59</sup>。ただし、この中には緩和されるものもあり、例えば、1944 年 5 月 4 日付の邦字新聞『ハワイヘラルド』は、灯火管制が廃止されたことを報じている<sup>60</sup>。

これらの命令や規制は、市民生活の隅々に及んだ。1941 年 12 月 7 日付の邦字新聞『日布時事』をみると、この開戦当日にハワイ軍政府長官となったウォルター・ショート中将 (Lt. Gen. W. Short) が予告的に発表した取り締まりの対象は、刊行物出版、武器、弾薬および爆薬の所有、アルコール飲料の販売であり灯火管制や集会の検閲も行われた<sup>61</sup>。その後、ショートの代わり、同年 12 月 17 日に軍政府長官に就任したデロス・エモンズ中将 (Lt. Gen. D. Emmons) に軍政が引き継がれた。戒厳令の取り締まりの対象は、郵便の検閲、交通、夜間外出禁止、貨幣の引き出しならびに所持額制限、ハワイへの輸入規制など多岐にわたり、ハワイ全住民の登録と指紋押捺<sup>62</sup>なども行われた。そのなかでも大きな規制と言えるのは、開戦当日に軍事委員会が召集され、民間人の裁判は全て軍事裁判所 (military court) で行われるようになったことである。つまり、上記のような戒厳令下の規制に民間人が違反した場合は、軍事裁判所での裁判が行われた<sup>63</sup>。

戒厳令下では、日系人を含む「敵性外国人」に対してより厳しい規制が加えられていたことを先行研究から確認しておく。シャイバー (ズ) (2016) は、戒厳令の大きな目標はハワイ全住民を軍の支配下に置くことでありながらも、その宣告と実際の行政は、特にハワイの日系人に法令の

厳しさを重く課していたものだったと指摘する<sup>64</sup>。例えば、戒厳令により、一時的に全ての新聞発行・ラジオ放送の停止が行われ、公立学校や娯楽場も閉鎖された。そのうち、英語のメディアは許可を得ればすぐに発行や放送が再開できたが、日本語のものには規制が継続された。エモンズが邦字新聞のうち2社の発行停止を1942年1月6日に解いたが、検閲済みの英文ニュースの翻訳を掲載する条件であった。これらの邦字新聞が解禁された背景には、日本語しか解さない一世に対して軍の重要命令を伝えるという役割があったからと考えられる<sup>65</sup>。

そのほかの敵性外国人対象の厳しい規制事項については、リンド(1942)や足立(1977)がまとめている<sup>66</sup>。それらは、連邦外国人管理財産局による日系人経営の会社・不動産没収に始まり、日本人経営の銀行閉鎖、日系人の金融取引の凍結、住居変更の禁止、一部の職業からの解雇、銃器・花火・写真機・短波放送受信機、双眼鏡などの所有の禁止、3人以上の敵性外国人による集会の禁止などがある<sup>67</sup>。

さて、こうした戒厳令下において、日系人のなかから戦争協力という活動が芽生えていった<sup>68</sup>。先行研究では、真珠湾攻撃後に日系人に対してその他のエスニック・グループが敵意を抱くことへの懸念が戦争協力への動機の一つとなったことが示唆されている<sup>69</sup>。例えば白水(2004)は、日系人の戦争協力を牽引した日系団体のなかでも、1942年2月に発足した非常時奉仕委員会に注目した。同委員会は、上部機関の士気高揚部会のもとで日系コミュニティと軍当局を結ぶ役割を担った。それにより、ハワイの社会での風当たりの変化で意気消沈した日系人を、軍部との連携活動などによって戦争に立ち向かわせたとされる。その諸活動には、戦時債権の購入、献血の推奨、「英語を話そうキャンペーン」(Speak American Campaign)などが挙げられる<sup>70</sup>。他方、島田(2004)によれば、真珠湾攻撃後に陸軍、国防義勇兵、予備役将校訓練隊などの国防組織から兵役解除された日系人がいたが、軍政府長官エモンズが彼らの希望にそって従軍を再開する手助けをしている<sup>71</sup>。

以上のように、戒厳令下のハワイでは、日系人がより厳しく統制され、他のエスニック・グループからの敵意を感じながら、多くの日系人が戦争協力をする形で戦時体制に組み込まれていった。戒厳令下の日系人は、ハワイ住民全体のなかでいわば戒厳令と敵性外国人という「二重に課された統制下」に置かれたと言えるであろう。

## (2) 強制収容の継続

戒厳令により重層的な統制下に置かれた日系人に対して、強制収容政策はより厳しい戦時下の生活を要求した。そのことを念頭に、この時期の日系コミュニティの状況を先行研究からみていきたい。

すでに述べた通りだが、開戦直後の一斉逮捕により、事前選別された抑留対象者はすでに強制

収容され、そのほとんどが本土へ移送されていた。しかし、ハワイ軍政府と情報機関は約 15 万 7 千人と言われた膨大な数の日系人に対する警戒体制を継続した。それをオキヒロ(1991)は「継続的抑圧」(constant pressure)と言及し、陸軍対敵諜報部の下部組織である対敵諜報部隊 (Counter Intelligence Corps; CIC) のハワイでの活動が活発化したことによって指摘している。オキヒロによれば、対敵諜報部隊のハワイ支部は、1942 年 1 月 1 日に陸軍情報部のオフィス内に設立された<sup>72</sup>。同部隊は、スパイ活動と破壊行動の防御、また反逆罪や反政府的な煽動行為の捜査を主眼とし、海軍情報局や FBI との協力体制の下に活動していたとしている<sup>73</sup>。注目すべきは、この諜報部隊員が戦時下において増員されていったことである。オキヒロは「陸軍情報局史」の資料から、1942 年 2 月には 33 人だった部隊員が、1943 年には 81 人に増え、そのピークである 1944 年には 97 人になっていたと指摘している<sup>74</sup>。この増加分は日系人の継続的な捜査に投入された人数であろうと推察できる。

他方、山倉 (1999: 2011) は、この時期に軍政府が執った方針を「危険分子を封じ込める政策」と言い表し、日系人に対する抑圧・統制が嚴重になっていったとの認識を示している<sup>75</sup>。この山倉による「危険分子を封じ込める政策」との見解は、この時期の軍政府の政策を多角的に述べているので、少し立ち入って検討したい。その前提として「危険分子を封じ込める政策」の仕組みを説明すると、エモンズが軍政府長官に就任して以降、日系人の利敵行為に関して警告する一方で、アメリカに忠誠心のある日系人には平穏な生活を保証して協力を仰ぐとともに、一部の日系人の逮捕・抑留を継続することで潜在的に「親日的」な日系人への牽制を果たしたというものである<sup>76</sup>。

さらに山倉は、エモンズは、継続的に一部の日系人を抑留する政策を使い、連邦政府、とりわけ陸軍省からのハワイの約 15.8 万人もの日系人を全員強制収容するという要求に対して「上手くかわしていた」との見解も示している<sup>77</sup>。カシマ (2003) ならびにシャイバー (ズ) (2016) も、エモンズは連邦政府に対して真っ向から全日系人の強制収容に反対しないながらも、「日系人に危険な行為は見られない」、「危険な日本人を見分けるのは難しい」と返答するなどの「交渉術」で抵抗したと指摘している<sup>78</sup>。

なお、本論では詳しく述べないが、ハワイの日系人の大規模収容が実行されなかった理由については、約 15.8 万人もの日系人を収容する場所やそのためのコストの問題、また当時、日系人がハワイ総人口の約 34.3 パーセント<sup>79</sup>を占めており、労働力のうちでも技術職やサービス業での就労率が高かったことなどが、先行研究により示唆されている<sup>80</sup>。

ただし、ハワイでは、日系人全員を強制収容してしまわなくとも、日系人同士が監視し合う社会が徐々に形成されていったため、それは戒厳令とともに軍政府下での統制機能を果たしていったと考えることもできる。もう一つの山倉 (2011) が論じる「危険分子を封じ込める政策」の重要な点は、「緊密な人間関係を誇っていた日系社会で隣人の密告におびえる状況が生まれた」との指

摘である<sup>81</sup>。例えば、多くの先行研究において、抑留された者の家庭は日本のスパイだと噂され、それゆえ取り締まりを恐れるその他の日系人に避けられた、などの事例が報告されている<sup>82</sup>。戦時下の日系人を調査したリンド (Lind 1946) は、日系人が抑留者の家族と親しくすれば、自分たちも疑われると自覚していたと分析している<sup>83</sup>。つまり、コミュニティのなかの小さな分裂が様々なレベルで起きていた。

以上のように、ハワイの強制収容は一斉逮捕の後、継続的に一部の日系人を逮捕・抑留するという方針に変更されながら、戒厳令下における日系人への抑圧体制を成熟させていった。ここで検討した「危険分子を封じ込める」政策は、連邦政府に対しても、日系コミュニティに対しても功を奏したと言える。次項では、強制収容がいかに日系人の間で恐れられていたのかを、もう少し詳しくみていきたい。

### (3) 密告への恐怖

軍政府による統制から生じた日系コミュニティ内の分断と恐怖について、「密告」を一例としながら、この恐怖に抑留所の存在が関与していたことを確認したい。

日系人同士の「密告」を詳しく述べた研究は管見の限りみあたらないものの、強制収容の体験を扱った先行研究では、「イヌ」と呼ばれた密告者の存在が言及されている<sup>84</sup>。これについて『ハワイ日本人移民史』(1964)には、戒厳令下では「なにかにつけて、小さな動揺が日本人社会に起こった。(中略)。軽い恐怖感や、自己防衛に似た感情にかられて、少数ながら米国官憲に対する密告者が出てきた」との記述が確認できる<sup>85</sup>。他方、前掲リンド (1946) は、日系人の中には、FBIや地元警察などに雇われる者がいたため、多くの日系人は彼らに通報されるのを避けて閉鎖的になる傾向があったと分析する<sup>86</sup>。このような行動に出る日系人の存在は、二次的な意味で軍政府が日系コミュニティを抑圧し、恐怖を与えて支配する力の一部になったと思われる。

ここでは、開戦直後の状況に立ち返り、オアフ島の一部の地域から強制的に退去をさせられ、避難先で密告者に対して怯えたことのある日系人の家族についての事例をみていく。この避難 (evacuation) として行われた「強制立ち退き」に関しても、詳しい研究は見当たらないが、アレン (Allen 1950) ならびにシャイバー (ズ) (2016) がその概要を紹介している。これらによれば、最初の強制立ち退きは、開戦の2週間後に行われ、オアフ島の軍用地ならびに飛行場の近くには敵性外国人の立ち入りが禁止となった。そのため、該当する場所に居住していた日系人の野菜栽培農家が土地を捨てねばならず、損害を被ったとされる<sup>87</sup>。その1週間後には、ホノルル港と列車のターミナル付近に住んでいた約1,500人の日系人が強制的に立ち退かされている<sup>88</sup>。

2015年に筆者が聞き取り調査を行なったヘレン・ミネヒラ (Helen Minehira) は、16歳の高校生

を強いられたという<sup>89</sup>。ミネヒラの家族は、オアフ島プウロア海岸で暮らしていたが、この付近は軍用地であった<sup>90</sup>。ミネヒラによれば、彼女と母親は、立ち退かされるその日に、海軍のトラックが定時に通るのを利用して指定避難場所まで移動させられた。父親は街に仕事に出ていたが、なんとか家族を探し当てて合流したという<sup>91</sup>。

しばらくして、ミネヒラ一家はオアフ島東部クニア区ホノウリウリ街にあったホノウリウリ日本語学校 (Honouliuli Language School) に移動して落ち着き、そこで避難生活を送ることになった<sup>92</sup>。

「ホノウリウリ」とは、この地区一帯の名前である。同日本語学校では、相当数の避難者が大きな講堂に寝泊まりしていた。各個人に布団は提供されたが、トイレに行く時には灯火管制につき電灯は使えず、誰かが行く時には数珠つながりに一度に行かねばならなかった。

さて、多くの先行研究でも言及されるように、情報が統制されていたハワイの社会に様々な噂(日系人がサトウキビ畑に矢印の刈り込みをして真珠湾攻撃のパイロットを誘導した、など)が蔓延していた<sup>93</sup>。ミネヒラは、避難所にも噂が飛び交うなかで、避難者はオアフ島の「どこかに」抑留所があることを知っていたと語る<sup>94</sup>。しかし、筆者が聞き取り調査を行った2015年から当時を振り返り、ミネヒラは、「その抑留所」が自分たちの避難していたホノウリウリと呼ばれる一帯の山の中にあっただとは知らなかったと語った<sup>95</sup>。つまり、同じ地区内に避難していた日系人にさえ、抑留所の場所はわからなかったのである。

また、ミネヒラが浄土宗の僧侶が逮捕されるのを目撃しているため、避難先にいる日系人も強制収容の対象となったことがわかる。ミネヒラは、その僧侶は連行される時に別れを惜しもうと幼い息子を抱き上げようとしたが、FBIが制止した。それは「これまで見た出来事のなかで最悪のことだった」と語るほど、無慈悲さが印象に残る出来事であった<sup>96</sup>。ミネヒラの父親は避難生活中、子供たちに「何を話しているか気をつけなさい。どこに『イヌ』がいるかわからないから」と常に言い聞かせていたという<sup>97</sup>。

ミネヒラの語りからは、日系人同士が強制収容をめぐる戦々恐々としていた状況がうかがえる。おそらくは、「どこかにある抑留所」の存在が人びとの行動を抑制し、恐れを生むいわば「装置」として、時にはFBIなどの官憲の存在と同様に機能していたのであろう。

このようにみると、戒厳令下で厳しく取り締まりを受けた敵性外国人であることに加えて、強制収容されるのではないかという恐怖、日系人同士の疑心暗鬼という、いわば三重とも言える日系人への抑圧の仕組みが、他人の言動を恐れさせるような戦時体制を作っていたと考えられる。次節では、このような状況で抑留された者とその家族に焦点をあてて、面会制度を考察する。

## 第4節 面会制度の利用

### (1) 面会の概要

ここでは、抑留者と家族が互いに会う事のできる唯一の機会だった面会制度が、抑留所運営に導入され継続されていく過程を追うことにより、この制度がどのように抑留者の行動を規制する方法として軍当局に利用されていたのかを明らかにしたい。

それに先立ち、新資料であるハワイ陸軍本部作成の“Visitors List”（以下、「面会者リスト」）をもとに、面会制度の実施について概略を示す<sup>98</sup>。「面会者リスト」は、1942年5月31日から1945年9月4日までの約3年3ヶ月にわたり記録された資料であり、面会予定日ごとに面会を希望した抑留者名、ならびに面会者の氏名、住所、抑留者との関係が記載されている。なかには、抑留者名に「面会を申請したが不可」と記述が付される場合や記述事項が修正される場合が見られるため、当日の面会者チェックにも使われたと思われる。

「面会者リスト」の日付と人数を追っていくと、ホノウリウリ抑留所が開設して3ヶ月後の1943年6月からは、定期的に1週間に1度の面会が記録される。サンドアイランドでの面会は不定期な日時が記録されているが、ホノウリウリ抑留所に移って以降の1943年3月から1944年10月まで、ほぼ同数の日系人抑留者が毎週日曜日に面会を行い、その人数が2週間ごとに変化する。ここから、その時々の日系人抑留者の総数を半分に分け、二つのグループが交代で面会を行っていたと考える<sup>99</sup>。

ちなみに、第1章で「混成抑留者」と呼んだヨーロッパにルーツのある抑留者の面会は、1943年9月12日が最後の記録となっており、これ以降の抑留者は、日系人のみであったことになる。

## （2）「家族収容所」の検討と見送り

面会制度はホノウリウリ抑留所で定期的に行われ、日系人抑留者を対象に定着していったが、それではなぜ、このように3年以上にわたり面会制度が実施されたのであろうか。それには抑留者とその家族が抑留所で同居するという形態が取られなかったことが関係している。そのことを検証するため、ハワイでは家族用収容施設である「家族収容所」(family camp)<sup>100</sup> の設立は検討されても、それが実現しなかったことを示す資料を取り上げる。この資料は、スプリンガー少佐（当時）による1943年11月作成の通信文であり、サンドアイランド、ホノウリウリで抑留所所長を務めた後に、同年5月から移民局の建物に併設された敵性外国人処理センター (Alien Processing Center) に配属されていた時のものである。この通信文には、宛先は明記されていないが、添付資料に連邦司法省のエドワード・エニス (E. Ennis) 敵性外国人管理局長<sup>101</sup>の手紙を含むため、司法省あるいはその関連機関とのやり取りの一環だと思われる。その内容は、本土の抑留所や転住所と呼ばれる家族向けの収容施設のような「家族収容所」のホノウリウリにおける設置の可能性についてである。

ここでスプリンガーは、「家族収容所」の設立は実現性が乏しいと説明している。第一の理由は、「家族収容所」と成人だけのいわば「単身収容所」は、それぞれ懸案事項が異なるため、ハワイで「家

族収容」を実施するのであれば、別途に収容施設を設営するべきだと述べている。以下に引用するのは、スプリンガーの通信文の一部である。

安全面からも、抑留所運営の問題からも考慮したが、ホノウリウリ抑留所はどの部分も家族収容区域に転換するのは得策ではない。移送されてくる戦争捕虜の増加を見込んでいるので、学校や遊び場を含んだ家族収容区域を内设する十分な面積は確保できず、ここに家族収容のための施設を造ることで相互にとっての利益を見込むのは難しい〔筆者訳・下線〕<sup>102</sup>。

「家族収容所」設立不可の理由としては具体性が欠けるものの、その時期に戦争捕虜の受け入れのための用地をホノウリウリの敷地内に確保しておく必要性（下線）を主張している。

そこで、前掲「抑留所日誌」をみると、同所の開設期間における最大の日系人抑留者数は、1943年7月の274人に過ぎない<sup>103</sup>。ホノウリウリ抑留所は3,000人を収容できる施設として建設されたことは、すでに述べた通りである<sup>104</sup>。スプリンガーが、この収容可能な面積を「捕虜収容所」として確保することに言及したのは、連合軍有利の戦局により多数、捕虜が移送されてくると予測していたからと考えられる（ホノウリウリ抑留所が捕虜収容所の機能を帯びていく過程については第3章において後述する）。

さらに通信文では、「家族収容所」を設立しない第二の理由として、「自主的抑留者」という制度での対応が可能だったとされる。そこには、「国際赤十字の報告では、家族収容を申請できる困窮水準に達したのは10家族未満なので、本土の転住所への移送を勧める（中略）。この少数の家族のために家族収容区域を設備することは実務的ではない」〔筆者訳・下線〕と書かれている<sup>105</sup>。

しかし、アレン（1950）では、「自主的抑留者」の大規模な本土移送は1943年3月以降に行われず、希望者には国際赤十字を通じて個々に手続きが行われていたとされている。「自主的抑留者」への救済措置は、国際赤十字と協力するかたちで、第1章でも述べた日本の利益代表国スウェーデン副領事オルソンとアシスタントの日系二世リュウサキが業務に当たっていた<sup>106</sup>。1997年のリュウサキのオーラルヒストリーによれば、1942年2月2日、在ハワイ・スウェーデン領事館（日本利益関連）は、開戦直後に職員が強制収容されて事実上閉鎖していた日本領事館内に設置された<sup>107</sup>。そして、2012年に収集されたリュウサキのオーラルヒストリーでは、当時の仕事は抑留者の家族が本土に向かうための準備を国際赤十字社とともに援助したと語っている<sup>108</sup>。また前掲スプリンガーの返信文には、困窮水準（下線）が審査されたとあることから、「自主的抑留」を申請した全ての家族が本土へ移送されるわけではなかったことがわかる。



以上のようにハワイでは、少なくとも「家族収容所」案は検討されたが実施にはいたらず、また「自主的抑留」をするために本土へ向かうのも次第に困難になっていた。この事情を踏まえると、抑留者とその家族から要望のある限り面会制度を維持する必要性があったと考えられる。

### (3) ハワイで抑留された人びととその家族

ここでは、抑留者家族が面会へ向かう動機や背景をみておきたい。その一例として、2011年に収集されたフローレンス・ワカモト=デビットソン (Florance Wakamoto Davidson) (以下、ワカモト) のオーラルヒストリーを取り上げる<sup>109</sup>。

ワカモトによれば、父親 (若本儀一) は、1943年9月8日から10月28日、ならびに1943年12月18日から1944年11月1日の2期間にわたり抑留された。一度は仮釈放されたが、後に陸軍対敵諜報部隊が捜索に来た時に、自宅から小さな絹製の日本国旗が見つかり、再度抑留、仮釈放というプロセスを繰り返したという。この2回目の逮捕は、戒厳令下で違法とされた敵国国旗の保持が理由とされたが、この国旗は家族の誰もが見覚えのないものであったという<sup>110</sup>。以下に引用するのは、ワカモトが語る父親が抑留されて以降の状況である。

母は生き残るためにお金の必要な女性たちを助けた。ほとんどは小さな子供がいる主婦か抑留者の妻たちだった。父の留守中に彼女が信頼出来る女性の友人は抑留者の妻たちだけと感じていた。息子が従軍していた頃の古い友人とはかけ離れてしまい、また父の抑留が理由で彼女たちに避けられていたとも感じていた。彼女の唯一の慰め (only consolidation) は、ホノウリウリでの面会日だった。毎回彼女は様々なものを持って、父に会いに行った  
[筆者訳・下線]<sup>111</sup>。

母親が抑留者の妻たちを雇い、家業のクリーニング店を代わりに営んでいたとされるこの事例によれば、抑留者の家族は、戦時下の生活において関わるべき人の輪を再編成していたことがうかがわれる。そうした抑留者の家族は、社会における孤立から「唯一の慰め」(下線)として、夫や父親に会える面会に出かけようとする気持ちに駆り立てられることもあったと考えられる。次項では、このような家族を対象に、いかに面会制度が実施されたのかをみてみたい。

### (4) 面会の方法

ここでは、ホノウリウリ抑留所で行われた面会の方法とそれを執り行う軍当局の方策を、抑留者や家族が残した回顧録やオーラルヒストリーから探りたい。

ホノウリウリ抑留所のあったオアフ島クニアは、ホノルル市のダウンタウンから車で30分程の内陸地であり、市街地からもそう遠くない場所である。これを念頭に、前掲タサカ『ホノウリウリ秘話』のなかの一節「家族面会日」から面会の様子が書かれた部分をやや長くなるが引用する。

（前略）事務所からインタニー（抑留者の意）に渡される面会パスを会いたい家族や知人に郵送し、面会人たちはそのパスを持って指定の場所に集まって、貸切バスでキャンプ（ホノウリウリ）に運ばれて来る。大抵日曜日の午後にだったが、中には家族と会うと却って未練が出ていけないと殊更面会を避ける者もあり、また折角親族や知人が面会に来て呉れたのは良いがそれが因で御本人が芋蔓式に抑留されるようなことになったら気の毒だから、という配慮から我慢する者もあったし、一家の長を抑留されて生活に支障を来たした妻君が働きに出て面会に来られない者まで、色々とあった〔筆者下線・括弧内筆者〕<sup>112</sup>。

面会をめぐる抑留者と家族の様々な事情、実際に面会を行う時に必要となった「面会パス」、また、陸軍が運行した「貸切バス」、そして「日曜日の面会」（共に下線）などが説明されている。

これらの事項を他の資料で照合していきたい。まず、所内で抑留者宛に告知された文書を見ていくと、「面会パス」には申請が必要であったことがわかる。1943年4月23日付告知では、当時ホノウリウリの所長を務めていたスプリンガーにより「親戚以外の者に面会を希望する場合はその名前と住所をもって申請することができる。友人か家族のどちらかが面会できるが両方ではない」とされた。しかし、この規制は、約1年後に変更される。1944年4月14日付告知には、「面会は月に2回、両親、兄弟、叔父叔母、祖父母、妻、子供が許可される」〔共に筆者訳〕<sup>113</sup>となり、ここにおいて、友人・知人の面会は禁じられることになった。面会には申請が必要であったことだけでなく、面会者には条件が付けられるようになる。タサカの言う「知人」に面会パスを送ることができたのは、1944年初頭までということになる。

次に、軍当局による「貸切バス」の運行については、父親や叔父を訪ねた体験者のオーラルヒストリーをみてみたい。例えば、アドラー (Adler 2014) が2010年にエレーン・フカダ (Elaine Fukada) に行った聞き取り調査では、抑留された父親に会いに同所に母と弟とともに軍用のバスで訪ねたことが語られている<sup>114</sup>。この当時14歳であったフカダは、軍用バスは旧郵便局と連邦ビルディングのあるカメハメハ王の銅像前から出発したこと、また家族のなかでは何人でも一緒に面会に行くのが可能であったと証言している<sup>115</sup>。しかし、フカダの語りのなかで注目すべきは、面会者を乗せた軍用バスは、抑留所に着くまでにいくつもの検問を通過する必要があったことである。フカダはまた、検問でバスが止まると、憲兵がバスに乗り込み個々の面会者が名前とともに確認されことを「軍用地に行くのは恐ろしいことだった」<sup>116</sup>と語っている。

こうした軍当局の主導で行われる面会の方法について、別の証言もみてみたい。2013年6月に、ハワイ日本文化センター (JCCH) が行ったホノウリウリ抑留所跡地の見学に参加したリリアン・イシイ (Lillian Ishii) が現地で述べたものである。JCCHのボランティア、ベッツィ・ヤング (Betsy Young)<sup>117</sup>が、同年8月13日に行われた見学会で筆者を含めた参加者に紹介した間接的な証言である。その内容は、イシイが6歳の時に抑留されていた叔父を訪ねようと、家族と軍用バスでホノウリウリ抑留所に向かった時に、同所手前の軍用地でバスが止められ、そして、「憲兵がバスに乗車していた面会者全員に目隠しをした」という重要なものである<sup>118</sup>。また、同所を訪ねた帰りにバスが坂を上る時には、もう一度目隠しをされて戻されたという。

ここからも、軍当局が軍用地に関連する情報が日系人に漏洩することを危惧していたことがうかがえる。つまり、陸軍管理下の同所に家族や親戚を訪ねる面会は、サンドアイランドでの面会のように、ボートで港を渡り、すぐに抑留所を訪ねるのは全く違った条件となっていた<sup>119</sup>。許可証の発行や軍用バスによる送迎は、抑留者と同様にそこに入出入りする日系人への警戒も含んだシステムであったと考えられる。

#### (5) 「面会禁止」という方策

この軍当局の制限下でありながらも定期的な面会が行われたことは、家族のみならず抑留者にとってもいわば「心の拠り所」となっていた。それゆえ管理側が「面会禁止」とする条件を頻繁に設けて、日系人の統制に面会制度を利用していた実態を複数の資料から検証したい。

それに先立ち、面会に対して抑留者がどう向き合っていたのかをみておくこととする。前掲タサカ『ホノウリウリ秘話』には、一部の抑留者は面会を希望しなかったと書かれていたことはすでに述べた通りである。しかし、タサカ自身は、2003年に収集されたオーラルヒストリーにおいて、面会は抑留生活における「一番の楽しみ」であったと語っている<sup>120</sup>。なかでも、子供を持つ抑留者にとっての面会の重要さは、抑留者同士で認識していたようであり、「面会が終わる頃になると、子供のない者は、サーと先に引き揚げて、もう、子供連れは、最後まで、残してやってね (中略)、男泣きするとこ見たくないの、僕ら。可哀想だからね」と語られる<sup>121</sup>。

抑留者にとって非常に重要な意味を持っていた面会をめぐって、管理側が「面会禁止」という罰則を設定した事例をみていきたい。最初に、サイキの著作 *Ganbare! An Example of Japanese Spirit* (1982) のために収集されたインタビュー記録を取り上げる。これは、サイキ自身が行ったインタビューの要約を英文タイプしたものである<sup>122</sup>。そのうちのトオル・ニシカワへのインタビュー記録に「ホノウリウリの面会」と題されたものがある。そこには、「喧嘩を起すと抑留者全体が罰として面会中止となったので、新しく入って来た抑留者には、他の者に迷惑をかけないようにできるだけ早くその規則を

教えなければならなかった」〔筆者訳〕<sup>123</sup>と記されていた。つまり、抑留者が日常的に喧嘩などのトラブルを自主規制する、有効な治安維持の方策として「面会禁止」が設定されていたことを示す。

次に、管理側は所外での抑留者の行動を規制するのにも「面会禁止」を罰則として利用していた事例をみてみたい。1944年1月21日付のものには、「抑留所外の歯科医、医者には行ってもよいがその費用を自己負担するように」と書かれる<sup>124</sup>。これに続く、同年2月4日付のものには、「注意(Notice)」と題して、「医者に行つてそこで親戚や友人に会う者は、その後30日間の面会あるいは手紙の送付を禁止する」と条件が付されている。

これらの告知は、所外での医療行為に関して実際に何を禁じようとしていたのかを、二人の抑留者のオーラルヒストリーと回顧録から探つてみたい。次の引用は、2008年の抑留体験者への聞き取り調査をもとにした鈴木啓の新聞記事にある、ハリー・ウラタ（浦田実）の語りである<sup>125</sup>。

収容所の医療設備はたいしたものがなく、治療目的だと外へでることができました。私は歯がわるかったので、その治療のため、毎週二回軍用ジープに乗り監視付きで歯医者に通いました。日本人の歯医者だったので、私が行くと密かに家族に電話して、呼んでもらったりしました。

家族は酒やご馳走を持ってきてくれるわけです。監視の憲兵にもご馳走しますし、見て見ぬ振りのようなところがありました<sup>126</sup>。

ここで注目すべきは、この「逸脱行為」に際しては、憲兵には「口止め料」を与えていたことであり、医者も家族も協力体制にあることである。

これと共通する描写は、前掲タサカ『ホノウリウリ秘話』にもみられる。その内容は、抑留中にホノウリウリの医療設備で治療を行っていた歯科医が釈放されたため、続きと称して所外の歯科医を訪ねる。そこで、タサカとあらかじめ作っておいた暗号を使い、その日の監視役の憲兵が寛容かどうかを見極めてから、治療と称して飲食を行うというものである<sup>127</sup>。以下の引用は、患者（タサカ）の歯を抜いた後に歯科医が酒を飲ませる部分である<sup>128</sup>。

「この男は少し貧血しているから、気付け薬を飲ませる」と言つてジョニウオーカーを飲ませてくれる、といった具合で憲兵も御相伴に預かる（中略）。するとそのうちに、歯の治療に行けば一杯飲めるという噂が拡つて俄か患者が続出した<sup>129</sup>。

抑留者が所外の歯科医に行く理由は、家族に会い、酒や食事を楽しむのが目的であると『ホノウリウリ秘話』には明言されている。またここでも、抑留体験者が歯科医と家族の協力体制に支えられ、

憲兵もそれを見逃すことがわかる。先述の告知における「面会禁止」は、管理側がこのような「逸脱行為」を牽制するために定めたものと考えられる。

以上のように本節では、面会制度の導入時期から面会制度の定着までを追いながら、管理側が「面会禁止の可能性」を警告することが抑留者の行動を抑制する手段となっていたことを示した。これは軍用地に出入りする規制と絡み合っ、面会制度が抑留者とその周囲の者を抑えつける機能を帯びていった過程でもあった。それは、「家族に会う楽しみ」という家族同士の感情を利用した巧みな牽制の方法であった。

## 第5節 抑留者と家族の物資の交換と抑留生活

### (1) 物資持ち込みの諸条件

最後となる本節では、ホノウリウリ抑留所で行われた面会を通じた物資の交換を、抑留者とその家族の視点から改めて検証する。これまで面会制度は、抑留者の行動を規制するために管理側に利用されたことをみてきたが、家族から面会を通じて渡された物資が抑留者の生活を向上させ、また抑留者のささやかな抵抗を支えたという側面もあった。

まずは、同所でも郵便や面会を通じた物資の流入の規制があったことを示すスピルナー所長からの告知を以下に引用する。全ての抑留者に理解をさせるためか日本語に訳されている資料である。

#### ○郵便に関して

- 一. 規則に違して面会日に物品を持参する様、家族の者に要請する者あり。当館府（キャンプの意）に、友人又は家族が物品を事、又 請求書（リクエスト・スリップ）なしにて物品を送付する事、出来ず
  - 二. 手紙にて物品送付を依頼する場合、必ず館府指揮官及び係官の署名せる請求書を同封すべし。同封せざる場合、其の手紙は発送者へ返送され、其の為、徒に遅るる事となる。
  - 三. 面会日に物品を持来ることを禁ず
  - 四. 物品送付依頼状に同封さるべき正式請求書なしにて監禁者当て品物を送付すべからず。併して発送者は同請求書を送付物品に同封すべし。さなき場合、其の品物は検閲官によって返送さるべし
- （後略）。

一九四三年十月二二日 行政官

憲兵大尉 S.H. スピルナー [筆者下線・括弧内筆者]<sup>130</sup>

この規則一.と三.の面会日の物資持参 [共に下線] についての項目をみる限り、面会日の当日に物資を持ち込むことは規則違反とされていることがわかる。しかし、規則二.に書かれている通り、事前に抑留者が請求書を管理事務所から発行してもらい、「公式に」物品の送付を誰かに依頼することは認められている。おそらくは、手続きを踏めば抑留者は比較的自由に要求した物資を得ることができたと考えられる。こうした許可と不許可に分けられた物資が、それぞれ抑留者の生活に変化をもたらした様子を以下にみていきたい。

## (2) 下駄作りと抑留生活

家族が面会により持ち込んだ物資が、抑留者の生活をいかに活性化させたのかを検証する。抑留者と面会者の物資の交換によって抑留所内での生活が支えられていたことをオーラルヒストリーや回顧録からみてみたい。

ここではまず、日系人抑留者の間で人気があった下駄作りを事例として取り上げる。下駄作りが盛んになった背景には、日系人抑留者のほとんどが男性で構成され、抑留生活で持て余す時間があり、またオアフ島の谷底の気候に合うような生活を見出す必要があったことなどが考えられる。前掲タサカのオーラルヒストリーによれば、同所の気候は暑くなることが多く、抑留者は着の身着のままで寝ていた。彼らには軍使用のカーキ色のパンツが配布されたが、それを膝丈に裁断し、靴の代わりに下駄を履いていたという<sup>131</sup>。

こうした状況を踏まえて、正式な面会ではないが、抑留中の父親に下駄作りの材料や道具を乞われて届けた事例を取り上げる。2012年に収集されたユタカ・イノクチ (Yutaka Inokuchi) のオーラルヒストリーによれば、1944年5月に起きたオアフ島ウエスト・ロジ海軍基地での爆破事件を、いわば口実に、FBIがサトウキビ・プランテーションの資産管理の仕事をしていた父親 (井口確二) を逮捕し、終戦直後まで抑留した<sup>132</sup>。

イノクチは、徴兵検査の身体検査で不合格になった後に、防衛隊の仕事に応募したものの、父親が「敵性外国人」という理由のために不採用とされていた。しかし、弟が徴兵されたため、イノクチだけを不採用にした軍に異議申し立てをすると、オアフ島西部のリーワード区域担当の電気技師のもとへ配属されたという。この区域にはホノウリウリ抑留所も含まれた。そして、同所に仕事で通ううちに、監視の憲兵に抑留所内に父親がいると話したところ、彼の許可のもとにフェンス越しに父親と会えたという<sup>133</sup>。

イノクチと父親は様々な物資を交換したようであり、例えば、抑留所で余っていたバターを持たせてくれたという。バターは当時、巷では配給制で市民が入手しにくかったので貴重であった。一方、イノクチは、母親が余分に持たせたおむすびとぼろ布などを父親に届けた。その当時、抑留者たちは下

駄作りを行っていたため、鼻緒の材料としてぼろ布が必要であった。また、ハンマーやノミなどの道具も父親に持って行ったが、それを見ても憲兵はとがめなかったという<sup>134</sup>。

下駄は面会に来た家族への「土産物」となるほど多く生産されていたとされる。前掲タサカの2003年のオーラルヒストリーによると、抑留者のなかには下駄を作るのが上手な人がいて、そのほかの抑留者は国際赤十字から配給されたクーポンでその下駄を購入していたという。いわゆる「土産物」のなかでは、下駄は人気があり、女性向けや子供向けを作ってもらったという。このように、家族が材料を持ち込み、所内で加工された下駄が給付金のクーポンで「売買」され、面会を通じてその下駄が抑留所から外に持ち出されていた。また、土地から掘り当てた貝で作ったペンダントや、セルロイドやプラスチックでできた歯ブラシの柄を加熱して丸めて作った指輪などが「土産物」としてよく手渡されていたという。さらには、抑留者が「野菜部隊」と呼ばれる野菜作りの班を編成して作った野菜を面会者に渡すこともあった。

さて、下駄に関しては、「土産物」にもなったが、彼らの生活を支える重要なものでもあったことを1988年に書かれたウラタの回顧録から確認する<sup>135</sup>。

服装といえば手製の下駄をはき、アンダーシャツとショート（パンツ）を着ていた。

インタニーの住んでいる構内ならメスホール（食堂）に行くには長い板橋が架けてあり、この上を下駄ばきで二百人位のインタニーがキャンティーン（食器）を片手に歩くその音は実に賑やかであり、騒々しかった [括弧内筆者]<sup>136</sup>。

下駄が生活の必需品だったのは、湿地帯で気温が高かったホノウリウリ抑留所での気候に合っていたことのほかに、下駄を履いて集団で音を立てて歩く行為は、彼らの抑留生活に一種の爽快感をもたらしていたことがうかがえる。つまり、谷底に設置された同所では、1日に3回、約200人が一斉に橋の上で下駄を鳴らす音が響きわたり、食器や板橋が揺れる音とともに賑やかになったのである。

戦時下のハワイの日系人は、表立って日本文化を楽しむことを自粛していたと言われるが、このような小規模ながらも日系人の「下駄文化」を維持する生活には、家族の支え、そして抑留者の志向がみえる。また、抑留者と家族の食品などの交換には、不自由な抑留生活や、配給制の戦時下の生活を抑留者と家族が助け合う姿をみることができる。

### （3） 禁止物資の持ち込みと密造酒

面会による禁止物資の持ち込みが一部の抑留者の生活を豊かにしながら、抑留者の「抵抗と反発」とも取れる行動を支えていたこと、またそれによる所内の抑留者同士の関わりを考察したい。

その前提として、ホノウリウリ抑留所が開設してからの管理方法を確認する。抑留者たちは隔離された抑留所での不自由かつ軍隊式の生活を強いられた上に、「面会禁止」を含む様々な規則のもとに統制されていたことはすでに述べた通りである。その一方で、回顧録には抑留者の日中の活動には、マッサージなど技術を提供するものや、碁、漢詩、俳句、気功、バイオリンなどのいわゆるカルチャー・クラスが盛んに行われたことが散見できる<sup>137</sup>。加えて、夜の点呼終了後にそれぞれの小屋で行われた演芸会や宴会についての回想からは、この時間は俳句や詩作に興じ、替歌などもうたわれていたことがわかる<sup>138</sup>。さらに、生活物資と交換できるクーポン券を賭けたマージャンなどのギャンブルに身を投じる者もいたという<sup>139</sup>。

こうした活動に加えて、抑留者たちは密造酒作りも行っていた。これについて、まず、前掲タサカ『ホノウリウリ秘話』と2003年に行われたタサカへの聞き取り調査とを交えて、総合的に密造酒作りについて整理をする。次にみるのは、密造酒の材料となる、ジュース、砂糖、パンを焼く時に使うキューブ状のイーストの入手方法に工夫がみられる部分である。

ジュースは、週一回売店にてオレンジとグレープが販売された時に競って買い上げた。砂糖は、毎食出されたコーヒーに付くので、ハンカチを持って行って貯めた。週一回開かれる売店で全員グレイプ・ジュースを買い込んでおき、食事時に出されるコーヒーには砂糖を入れずにブラックで飲んで、その砂糖をハンカチにくるんで持って帰って貯めておく。そして月一回の面会日には家族の者がイーストをブラジャの中に潜ませて持ち込み、MPに見つからないようにこっそりと我々に手渡してくれる。ジュースと砂糖とイーストが揃えばもう大丈夫<sup>140</sup>。

さらにタサカは、男性の訪問者は嚴重な身体検査があったが、女性の訪問者、つまり妻たちには、身体検査が及ばない下着の中を利用してキューブ状のイーストを持って来たと言語。そして、彼女たちは面会所として使われた食堂でまずトイレに入り、イーストを手のひらに移し、次に夫たちの手を握って渡していたという<sup>141</sup>。また、酒を仕込むガラスのジャーも面会で調達したという。最初の頃は、小屋に備えてあったバケツで酒を仕込んだが、トタンから発した緑青で体調を崩す者もいた。そこで管理事務所に掛け合い、抑留生活で気分が殺伐としていることを理由にして、家族に花を持って来てもらった<sup>142</sup>。目当ては花ではなく、その花瓶として指定されたのは味噌の容器であるガラス製の蓋付きのジャーだった。床板を外して穴を掘り、酒を仕込んだジャーを土中に隠し、当番を決めて攪拌しながら熟成するまで待ったと言語している<sup>143</sup>。

この密造酒については、一世抑留者が本土へ移送される前に送別会を催して飲んだことが語られる。「男芸者」と呼ばれた三味線の上手な人を頼み、花代と称して各自が配付されたクーポンから1時間10



セントを払ったという。これは、国際赤十字の規則で定められていた1日あたりに抑留者に支払われる額と同じだった。

こうして、面会で調達できる物資により、宴会を楽しむこともしていた抑留者であるが、一方で密造酒は、管理側のコントロールが抑留所の隅々に行き渡っていたことを示す事例ともなっている。というのは、タサカのオーラルヒストリーのなかで、時折、密造酒の所有をしている小屋を管理側に密告をする抑留者がいたために、作り貯めた酒が没収される事態が起きたと語られるからである。所内の「密告」があると、抑留者が全員食堂に集められて、その間に小屋が憲兵たちによって搜索されたという。タサカのいた小屋の密造酒は床下の土中に隠されていたために没収を免れたが、単に床下に密造酒を隠していた小屋では、それは没収されていたようである<sup>144</sup>。

タサカはこのような抑留者の「密告」は、釈放されるための行為だったとした上で、「それほど悪い奴がおるんですよ。出たいがために。誰がやったか僕らはわかってるんですよ」としている。こうした楽しみを見出そうとする抑留者とそれを密告する他の抑留者の存在は、軍当局に反発と抵抗を感じながら過ごす者と、それになびく者との所内の分裂を示す。

このように面会制度は多義的な意味を含んでいるが、その中には抑留者が日系人であることを肯定的に自覚し、またささやかな反抗を支えるという側面もあった。

## 小括

本章ではハワイの戦時強制収容の「継続期」に注目し、ホノウリウリ抑留所の建設過程、面会制度の必然性や抑留生活における重要性を検証した。また抑留所の存在が、戒厳令下のハワイに暮らす日系人や抑留者の家族に与えた影響も合わせて検証した。

軍当局が必要とした面会制度が維持された背景として、ホノウリウリ抑留所が捕虜収容所としても機能していたために同所内に「家族収容所」が併設できなかった状況、また本土へ「自主的抑留」をする手続きをしていない抑留者の家族は、面会制度を利用する以外に抑留者と共に過ごす時間がなかった実情を確認した。また、ハワイの社会に残されて周縁化された抑留者の家族が面会に赴く必然性や抑留者に必要な物資を届けて援助するためなどの動機を明確にした。

さらに、先行研究ではほとんど言及されていなかった、サンドアイランドからホノウリウリへの抑留所の「移転」について、前者の閉鎖の際に抑留者が二分されたこと、また後者の開設の際には抑留者を収容する小屋と最低限の設備が設営されただけであったという状況を確認した。このオアフ島の谷底に設営されて不可視な状態であったホノウリウリ抑留所は、捕虜収容所の機能を備えた収容施設であることから、一般的には機密扱いされ、日系人に強制収容の恐れを与えたことを示した。他方、日系人は、戒厳令と強制収容、コミュニティ内での密告者の存在により、二重、三重の統制を受けて

いた。このことを考え合わせると、一部の日系人を逮捕・抑留する方針で継続された強制収容は日系人コミュニティ内の恐怖と分裂を誘発していたと言える。

すなわち、ハワイ軍政府は一部の人びとを徐々に抑留しながら、日系人のコミュニティに打撃を与え、抑留対象者を周縁化する構造を生み、強制収容されなかった日系人にも抑留者の抱えた状況を十分に認知させられることが可能であったと考える。このことは、結果的に抑留されなかった日系人も強制収容された日系人を疎外することに間接的に加担することになった。言い換えれば、抑留対象者となった人びとの存在を通じて日系人社会全体が支配されていた。

その上で、ホノウリウリ抑留所の特徴を、周囲から見えず、巨大で、細かく区切られた環境として示し、抑留者にとっての面会の多様な意義を検証した。抑留者には、社会から隔絶された山中で軍隊式に準じた抑留生活が強いられたが、そのなかで家族と会える面会は重要であった。また、彼らは野菜や工作した物を家族に土産として持たせ、一方で必需品であった下駄の材料や工具を得ていた。とりわけ、下駄作りは抑留者同志のクーポン券による購入行為や「土産物」にする注文などの活動を支え、抑留所内に活気をもたらした。集団で音を立てて下駄を履く行為は、日系人であることを肯定しながら抑留所で生活を送る表明でもあった。また家族が密造酒作りの材料を持ち込むことは、抑留者のささやかな抵抗を支えた。

以上のような検証から指摘できるのは、まず、面会制度が導入され、それが定着するにしたがって諸条件が付され、さらに管理側が「面会禁止」を設定することでその抑圧的な効力を帯びていったことである。軍部は「一番の楽しみ」や「唯一の慰め」という言葉にみられる抑留者とその家族が最重要とした面会を、戒厳令下の日系人への統制と連結することで、間接的に抑留者を牽制することを可能にしたと言える。

以上のように、ホノウリウリ抑留所で定着した面会制度を軸に、管理側による抑留者への牽制、抑留生活とそこでの逸脱行為や抵抗、そして抑留者の家族が置かれた状況をみると、同所の「継続期」は管理側の視点に立てば、運営が安定した時期となっていた証左である。しかしながら、その生活のなかでも抑留者は逸脱行為や日本文化の表明という穏当な反抗行為を行ない、また管理側は抑留者の生活に多少の楽しみを許容しながら、家族との面会を手段に抑留者を牽制する管理の手法が取られていたとみなすことができる。

しかしそれでも、開戦直後のサンドアイランドでの状況と比較すると、ホノウリウリ抑留所において、抑留者は文化的な活動を楽しみ、面会制度により物資の授受が得られる生活にいたった。

- <sup>1</sup> 戦時強制収容に関する先行研究だけでなく、ハワイの日系人をとりまく社会状況を述べた研究を含めると枚挙にいとまがないため、後に参照するものを挙げる。足立聿宏『ハワイ日系人史—日本とアメリカの間にありて—』（葦の葉出版会, 1977）；島田法子『戦争と移民の社会史—ハワイ日系アメリカ人の太平洋戦争』現代史料出版, 2004年; Hazama O. D. & Komeji O. J., *Okage sama de: The Japanese in Hawai'i 1885-1985* (Bess Press, 1986).
- <sup>2</sup> 同前. War Relocation Center については政府用語であり婉曲表現だとの批判もあるが序章で述べた通りあえて直訳とする。
- <sup>3</sup> 山倉明弘『市民的自由：アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル 2-3 ヒストリー』（彩流社, 2011年）, p.90.
- <sup>4</sup> 山倉明弘「日米戦時中のハワイ日系人社会：軍政府当局の封じ込め政策と日系社会の反応」『史学』, Vol.69, No.1, (1999.8), 三田史学会, pp.58-59.
- <sup>5</sup> Rosenfeld, A. “An Everlasting Scar”: Civilian Internment on Wartime Kaua'i. *The Hawaiian Journal of History*, vol.45, (2011a), pp.123-145. この論文では、カウアイ島の事例から、オアフ島へ移送される時点で一度家族から引き離される抑留者の体験とその経緯を詳細に追っている。
- <sup>6</sup> 小川真和子「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容—消された過去を追って—」『立命館言語文化研究』第25巻1号, (2013), pp.105-118.
- <sup>7</sup> Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II*, (University of Washington Press, 2003).
- <sup>8</sup> Adler, M. S., “The effect of Internment on Children and Families: Honouliuli and Manazar,” In *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II, Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i, Social Process in Hawai'i*, (45), Eds. S. Falgout & L. Nishigaya, (University of Hawaii Press, 2014), (hereafter *Social Process in Hawaii* (45)), pp. 217-236. アドラーは、これまで抑留者の子どもは「ホノウリウリ」には居住していなかったという見解に対して、ドイツ系アメリカ人の子どもとマイクロネシアから移送された数名の子どもが一時的に居住していた例外的なケースも紹介している。前者は本人のオーラルヒストリーから両親の元へ定期的に通った少女であることが明らかになった (Nye, 2009)。後者は本研究からマリアナ、マーシャル各諸島からの避難民であるとみなす (第3章参照)。
- <sup>9</sup> Saiki, S. P., *Ganbare! : An Example of Japanese Spirit*, (Mutual Publishing, 1982), p.189.
- <sup>10</sup> 同前のサイキが行なったインタビューの記録が JCCCH に寄贈されているため参照する。これらはタイプ打ちされたインデックスカードがその中心であり、登場人物 (実名) ごとに整理されている。
- <sup>11</sup> 抑留所としてのサンドアイランドは、一旦 1943 年 3 月に閉鎖したとみなすことができるが、ファウルガウト (2014) によるハワイの捕虜収容所の調査では、1944 年に新たな捕虜収容所がサンドアイランドに開設されている資料を紹介している (第3章にて後述)。このような戦時下・戦後を通じて利用された軍用地サンドアイランドについては、今後の研究課題と言える。
- <sup>12</sup> 古屋翠溪『配所転々』(布哇タイムス社, 1964年), pp.437-454.
- <sup>13</sup> Kashima (2003), op. cit., p. 438. この時期の抑留者はアメリカ本土のことを「大陸」と呼ぶことが多い。
- <sup>14</sup> 山倉 (2011), 前掲書, p.30; p.102.
- <sup>15</sup> 抑留所と転住所間の移動や、日本へ帰還した数字が反映されていると思われる。
- <sup>16</sup> 『広辞苑』によれば「法律上政党の手続きによらないで現に身体を拘束されている者がある場合に、司法裁判により迅速・容易に自由を回復させる制度を定めた法律。1679年、イギリス議会がチャールズ二世の専横に対抗して立法したのに始まる。日本では1948年制定。
- <sup>17</sup> 同前, p.57.
- <sup>18</sup> 例えば以下に説明される。山倉 (1999), p.58.
- <sup>19</sup> Kashima (2003). pp.78-79; p.242. なお、この人数はオキヒロ (1991) によれば 175 人である (Okihiro, p.253)。これらの日系二世抑留者がハワイへ送り返されたのは、第1章で参照した「サンドアイランド記録簿」にも確認できる。Record Book Detention Camps Sand Island vol., No. IV, RG 494, Entry 24, Box 345, NARA II.
- <sup>20</sup> Kashima, ibid.
- <sup>21</sup> Shieber & Shieber (2016), pp. 145-146.
- <sup>22</sup> Ibid.ただし、シャイバー (ズ) (2016) が示した上記のハワイ軍政府の方針は、必ずしもその通りにハワイ出身者の本土における収容形態を説明しているわけではない。例えば、一世抑留者のなかにも家族とともに転住所に収容された人びともいた。
- <sup>23</sup> 山倉 (2011), 前掲書, pp.98-100. さらにこの取り決めは、陸軍省と海軍省の合意により行われ、

---

ローゼンバート大統領により承認を得たという。

<sup>24</sup> 同前, p. 67.

<sup>25</sup> すでに同年2月から本土の抑留所へ移送されていた夫たちを追うかたちで申請した家族もこれに加わった。

<sup>26</sup> 山倉 (2011), 前掲書, p.101.

<sup>27</sup> 同前.

<sup>28</sup> また、抑留者の本土移送が行われた時には、移送者リストが日誌に添付されることがある。

<sup>29</sup> ただし、一世抑留者は47人と記されるため、[図表 2-1] の43人とは異なる。

<sup>30</sup> Nishikawa D.T “hand written papers in Japanese” AR 18, Box 2, Folder 9, JCCH. これはニシカワがサイキに寄贈した草稿である。文面からは、サイキが当時推し進めていたリドレスの補償請求のためのシアトルでの公聴会に協力するために体験を書いたようである、日付は「九月十七日」とあるので公聴会が開かれた1981年とした。その後、一部が新聞に掲載された(西川徹『ハワイ報知』1982年6月7日)。しかし、本論では編集作業がされていない草稿を用いる。

この時、「米大陸行きの希望者が有れば此のキャンプを出ると同時(に)釈放家族同伴にて「マトソン汽船のマトと又はローリン号で一等船客として大陸(行)き」との条件が出された。

<sup>31</sup> 矢野茂『『砂島』の『本館』「抑留時代の思い出」『ハワイ報知』1982年2月5日。

<sup>32</sup> ただし、山手にはサトウキビが植生していたとする。また、その土地は、「戦争協力」として所有者キャンベル財団が提供したのではないかと語っているが、これについては確認する必要がある。

<sup>33</sup> R.H. Lodge oral history interview, interview by Mike Gordon, (March 2, 1981), “December 7, 1941, Waipahu Oahu Sugar Company, Honouliuli Internment Camp), pp.12-14, JCCH.

<sup>34</sup> From Col. S.H. Spillner to Mr. Mike Gordon, University of Iowa, 1981, November, 1<sup>st</sup>.

AR 19, Box 21, Folder 25, JCCH. JCCHにはゴードンが調査のため収集した資料が寄贈されている。ゴードンの修士論文は汎用性が低いので本論では参考文献としないが、その草稿は同じくJCCHに収蔵されている。

<sup>35</sup> 文中の新たな部隊の名前は Hawaiian Port Command.

<sup>36</sup> 100ヤードは約91m.したがって、仮に500m離れて捕虜収容区域を設営しても、すぐに密集した収容状況になったと推測する。

<sup>37</sup> Ibid.文中の建設を行った陸軍内の部局名は Hawaii Civil Engineering Department.

<sup>38</sup> History of Provost Martial : Office of the Chief of Military History, Special Staff . U.S. Army, United States Army Forces Middle Pacific and Predecessor Commands During World War II, 7 December 1941-2 September 1945, History of Provost Marshal Office, v.24, pt.2. Chapter 4, JCCH.

<sup>39</sup> Nishikawa (1981), op. cit.

<sup>40</sup> 児玉義春(号・剛明)『ハワイ報知』1981年6月20日。また以下のように記される。「1943年3月3日?吾々の乗った軍用バスは砂島を後に一路西方のホノウリウリ・キャンプに向かって走り続け、遂に捕虜収容所兼監禁所に到着しました」。

<sup>41</sup> 『イースト・ウェスト・ジャーナル』1985年2月15日。西川徹。ほかの日系人の米袋から作られた化粧回しのように大きいエプロンに「地獄谷」と墨書したのが最初に地獄谷と名付けたきっかけだという。

<sup>42</sup> 田坂養民インタビュー (2001). 鈴木啓による。また、彼らの日常は、朝7時のラップで全員整列の上で点呼が行われ、人数の報告が済むとアメリカ国旗を掲揚し、流れる音楽(国歌と思われる)を聴きながら敬礼をし、夕方5時に再度点呼が行われるというものだったという。

<sup>43</sup> ホノウリウリ抑留所 (Honouliuli Internment Camp) として知られ、のちに外国人収容所 (Alien Internment Camp), さらにその後、第六捕虜収容所 (POW Compound Number 6) と呼ばれたと記載される。History of Provost Martial : Office of the Chief of Military Ministry Special Staff, Ch4, op. cit.

<sup>44</sup> Ibid., p.11. JCCH.

<sup>45</sup> Vital Statistics -POW Compound, Prisoners of War, and Internees in Hawaii (All Data Approximate) History of Hawaiian Department, USAFCPA, USAPOA-Provost Marshal Section (Period 7 December 41 to 2 September 1945).ここでは、「ハワイ軍管区史」と呼ぶ。この資料は、AR 19からのコピーが再編成されている以下のファイルで閲覧可能である。Folder: Korean POW's, JCCH Resource Center, ファウルガウトが引用した部分は、以下である。

S. Falgout, Honouliuli's POWs: Making Connections, Generating Changes, In *Social Process in Hawaii*(45), (2014), pp.109-147. ただしなぜ同じ区域に二つの捕虜収容所が管轄されていたのかは不明である。

- 46 Burton J., M., Farrell, L., Kaneko, L., Maldoanto & K. Altenhofen, "Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise," In *Social Process in Hawai'i* (45), p.44.  
この計画書はスコーフイルド軍用地にあるアーカイブズに収蔵されていたのをアーキビスト (David Cox) が見つけたとされる。
- 47 この当時のスプリンガーは大尉 (Major) から少佐 (Lt. Colonel) に昇進していたらしい。
- 48 同前。原資料には 160 エーカーと記されている。
- 49 Lt. Louis F. Springer, "Control of Civilian Internees and Prisoners of War in the Central Pacific Area" (Territory of Hawaii, Office of the Military Governor, Iolani Palace, Honolulu, 1943), JCCH.  
同報告書でもホノウリウリは 3,000 人収容可能に設計されたことが書かれる。
- 50 Ibid.
- 51 第 1 章で「混成抑留者」と呼ばれたヨーロッパにルーツを持つ人びとであるが、原文にそくした訳語とした。
- 52 この記述には、映画も週に 2 回上映され、野菜畑があったことが併記されている。野菜畑については後述する。
- 53 Burton et al. (2014), op. cit., pp.50-58.
- 54 同所に関するアメリカ国立公園省の国定史跡認定への申請書を参照 (National Register of Historic Places Registration Form, OBM No. 1024-0018, National Park Service) .
- 55 Burton et al. (2014) op. cit., pp.50-58.
- 56 ジャック田坂あるいは田坂養民は、戦後のハワイでの日本語ラジオ放送の仕事に関わり、引退後に新聞連載でハワイの日系人史、日本とハワイの芸能史などについて執筆活動を続けていたジャーナリストでもあり在野の歴史家である。ハワイの強制収容についても執筆だけでなく多くの証言を残したため、本論はタサカを多数引用する。
- 57 これに関しては、オーラルヒストリーのトランスクリプトの代わりに「記憶の地図」が描かれたので巻末参照資料をみられたい。
- 58 Burton et al. (2014), op. cit., pp.56-57.
- 59 Anthony, J. G. *Hawaii under Army Rule*, (Stanford University Press, 1955), p.10. また、戒厳令撤廃後も 12 の安全命令と 12 の特別命令が發布されたとする。Allen (1946), op. cit., p.188.
- 60 『ハワイヘラルド』(布哇報知) 1944 年 5 月 4 日。戦時下では英語の新聞名を用いた。
- 61 ショートの通達はアメリカ陸軍の布告として出された。この戒厳令の予告的内容の翻訳については新聞記者であった田丸忠雄の以下の著作を参照した。「付録 布告と全般命令」『ハワイに報道の自由はなかった』(毎日新聞社, 1978 年), p.190. また、酒類の販売は後に許可される。
- 62 1942 年 1 月 8 日付『ハワイタイムス』(日布時事)。
- 63 これが文民統制をうばい市民の自由をいかに脅かしたかについては、法制史の視点から問題を提起してきた研究史があるので参照されたい。Anthony (1955) op. cit.; 山倉 (2011), op. cit.; Schieber & Schieber (2016) op. cit.
- 64 Ibid., pp.41-42.
- 65 同前, pp.13-17.田丸はこの翻訳記事に携わることとなった事情を描写しながら、これは軍当局が『日布時事』と『布哇報知』を“御用新聞”と化して利用したとの見解を示す。
- 66 Lind, A. *The Japanese in Hawaii Under War Conditions*, American council paper, (5), (America Council Institute of Pacific Relations, 1942), pp.15-16.
- 67 足立の研究は出典が明確ではない部分がある。しかし、既存の研究において戒厳令について言及はありながらも、敵性外国人への規制についてまとめられている研究があまり見当たらないために引用する。
- 68 白水繁彦『エスニック文化の社会学 コミュニティ・リーダー・メディア』(日本評論社, 1998), p.29; 島田 (2004), pp.36-37. 真珠湾攻撃後のハワイの社会では、さらなる日本軍の攻撃をハワイの住民が恐れていたことも指摘されている。ただし、大きな被害につながるような日系人に対する暴力は起きなかったとされる。
- 69 日系人の戦争協力に関しては、太平洋戦争下のハワイ日系人史を語る上で重要な側面であり、例えば以下の研究に詳しい。白水 (1998), 同前書; F. Odo, *No Sword to Bury: Japanese Americans in Hawai'i During World War II* (Temple University Press, 2004); 島田 (2004), 同前書. しかし本論では、これを戦時下の日系人がいかに分裂していったのかを示す行動として紹介するにとどめる。
- 70 白水 (1998), 同前書, pp.35-39.
- 71 島田 (2004), 前掲書, pp.79-82.
- 72 Okihiro (1991) op. cit, p.244.
- 73 Ibid.

- <sup>74</sup> Ibid., “Office of the Chief of Military History, G-2 Section” を「陸軍情報局史」と訳した。ただし、1942年と1943年の時点でCICの増員が確認できた月日は記されていない。
- <sup>75</sup> 山倉 (1999), pp. 58-60; (2011), p.115.
- <sup>76</sup> 同前 (2011).
- <sup>77</sup> 同前.
- <sup>78</sup> Kashima (2003), Ibid., pp.76-77; Scheiber&Scheiber (2016), op. cit, p.146
- <sup>79</sup> 1940年のハワイの推定人口を参照 (Lind, W. A. *Hawaii’s Japanese: An experiment in democracy*, (Princeton University Press, 1946), p.14.
- <sup>80</sup> 足立 (1977); Kashima (2003); Scheiber&Scheiber (2016)などでも取り上げられているが、特に全日系人の強制収容が行われなかった理由の分析には、オカムラの研究がある。Okamura J.Y., “Race relations in Hawaii During World War II: The Non-internment of Japanese Americans” in *The Japanese American Historical Experiences in Hawaii*, (ed. J.Y Okamura), (Kendall/Hunt Publishing Company, 2001), pp.75-76. オカムラの主張で重要な点は、上記リンダの算出した日系人労働者が占めた1940年の職業別割合に自身の1950年代までの追加調査を踏まえて、日系人が労働者層に多く白人層が管理職に多いという構図が続いたという指摘である。つまり、戦時を通じてその体制は維持された。
- <sup>81</sup> 同前.
- <sup>82</sup> Lind W. A. *Hawaii’s Japanese: An experiment in democracy*, (University of Hawaii, 1946), p.103-104; Hazama O. D. & Komeji O. J., (1986), op. cit, p.134 ; 山倉 (1999), p.61, ほかに多くにみられる。
- <sup>83</sup> Lind (1946), op. cit, p.103.
- <sup>84</sup> 秋山かおり「オーラルヒストリーからみた戦後の活動史の再整理—ハワイ日系人抑留者の戦時強制収容体験」『アメリカ・ハワイ日系社会の歴史と言語文化』、朝日祥之・原山浩介編、(東京堂出版、2015年), pp.140-141. 白水 (1998) 前掲書 p.29; p.46, 山倉 (1999), 前掲論文, p.63. ただし、日系人がその他の日系人を密告して強制収容にいたる事例とは限らず、多様な状況や日系人のなかの対立感情により密告が起きた可能性を含めた言及も含める。こういった現象は、アメリカ本土の抑留所研究でも報告されている。例えば、野崎京子『強制収容とアイデンティティ・シフト—二系二世・三世の「日本」と「アメリカ」』(世界思想社、2007年), p.117.
- <sup>85</sup> 『ハワイ日本人移民史』(ハワイ日本人移民史刊行委員会、1964年), p.192.
- <sup>86</sup> Lind (1946), op. cit, p.103.
- <sup>87</sup> Allen (1950), op. cit, pp.121-122; Schieber & Schieber (2016), op. cit, p.119.
- <sup>88</sup> Ibid.
- <sup>89</sup> Helen, J. Minehira, Interview by author, Honolulu (2015.2.16). なお、ミネヒラはインタビュー当時90歳であったが、タクシーで待ち合わせ場所に出向いてきてくれた。また当時ハワイ大学で聴講生をしていたほど、向学心にあふれていた。
- <sup>90</sup> Ibid.
- <sup>91</sup> Minehira (2015), op. cit. しかし、ミネヒラは当時携帯電話もない時代に鉄道会社に勤務して居た父親がどうして自分の家族を探し当てたのかはわからないとする。その話を戦後に父親にしようとする、不機嫌になり決して話さなかったと語った。この避難で、ミネヒラ他の避難命令を受けた日系人は住んでいた土地を失うことになった。その後、1990年以降のリドレス補償運動の際に補償を勝ち取っている。このようなハワイでの強制退去処分にあった人びとについては詳細な研究がみあたらず、今後の研究課題といえる。
- <sup>92</sup> ミネヒラは2011年のDenshoのインタビューにも答えている。これによれば、最初は陸軍のトラックから下車した場所の近くに偶然、母親の友人宅があったので2-3日身を寄せたと語られている。Helene J. Minehira, Interview by T. Ikeda and K. Nakamura, Honolulu, Hawaii, March 2, 2011, denshovh-mhelene-01-0016, Densho encyclopedia (Retrieved 2015.12.16).
- <sup>93</sup> 例えば、以下である。Okamura (2001), op. cit, p.83; Hazama O. D. & Komeji O. J., *Okage sama de: The Japanese in Hawai’i 1885-1985*, Bess Press, (1986), p.134; Kimura.Y, Issei: Japanese Immigrants in Hawaii, (University of Hawaii Press, 1988), pp.220-221.
- <sup>94</sup> Minehira (2015), op. cit.
- <sup>95</sup> この戦後になってから知った皮肉とも言える事実に対して彼女は、「それが噂というものでしょう？(That’s rumors, right?)」と付け加えた。
- <sup>96</sup> Ibid.
- <sup>97</sup> Minehira (2015), op. cit.
- <sup>98</sup> Internee Visitors, RG 494, Entry 21, Box, 144, NARA II.
- <sup>99</sup> 抑留者の証言のなかで、面会の頻度が月に1回、2週間に1回などとばらつきがある。田坂 (1981)

- 前同書によると月に1回、また前同論文ツル (Tsuru 2014)の調査したSEは2週間に1回であったとの証言がある。
- <sup>100</sup> アメリカ本土のテキサス州クリスタルシティ抑留所のように、正確には司法省抑留所であるが、ここでは、その形態を示す意味で「家族収容所」という言葉を使う。
- <sup>101</sup> エドワード・エニス は司法省内で戦時強制収容の準備から関わった人物といわれる。
- <sup>102</sup> Ibid.
- <sup>103</sup> RG 494, Entry 22, Box 11, NARA II.
- <sup>104</sup> History of Provost Martial : Office of the Chief of Military History, Special Staff (OCMH). U.S. Army, United States Army Forces Middle Pacific and Predecessor Commands During World War II, 7 December 1941-2 September 1945, op. cit.
- <sup>105</sup> Springer (1943), op. cit.
- <sup>106</sup> Allen, op. cit, p.148; Coffman, T. *The Island Edge of America*, (University of Hawai'i Press, 2003), p.63.
- <sup>107</sup> Shimeji Kanazawa [Ryusaki] Oral History Interview, May 15 1997, interviewed by T. Tsukiyama, Rev. Y. Fujiyama, K. Izon, and T. Koura, JCCCH, pp.9-14. なお、リュウサキについて島田 (2004) は、日本語の話せないオルソンの代わりに、事実上、6人のパートタイムのスタッフとともにスウェーデン副領事館の指揮を取っていたと評価している。またその活躍は、戦時下の日系女性の社会進出を見ると指摘する。外交官と同等の地位を与えられていたリュウサキは、戒厳令下でも車や飛行機に自由に乗ることが可能であったために仕事に従事できた。島田(2004), op. cit, pp.67-68.
- <sup>108</sup> Ibid.
- <sup>109</sup> Wakamoto F.D., Trusted, but Not Trusted, in Chapter 5, GISEI (sacrifice): Internees and repatriates, *Japanese Eyes American Heart, volume II: Voices from the home front in World War II, in Hawaii*, Hawaii Nikkei History Editorial Board (Ed.), (2012, Watermark Publishing), pp.109-110.
- <sup>110</sup> Ibid.
- <sup>111</sup> Ibid., pp.109-110.
- <sup>112</sup> 田坂 (1980), 前掲書.
- <sup>113</sup> Memorandum, 14, April, 1944, ibid.
- <sup>114</sup> Adler (2014), op. cit., pp. 226-227.このオーラルヒストリーでは日本軍による真珠湾攻撃ならびに攻撃したパイロットを間近で目撃した戦争体験が語られている。しかし、その後の父親が抑留される過程はインタビューの内容が省略され不明である。
- <sup>115</sup> Ibid., p.226
- <sup>116</sup> Ibid.さらに、フカダは、軍用地に行くのは恐ろしいことだったと語っている。
- <sup>117</sup> ベッツィ・ヤングはこの教育普及活動において草分け的な存在である。考古学調査が始まる以前の1999年頃にあたるホノウリウリ抑留所跡地の場所の特定を他のボランティアとともにはじめた。
- <sup>118</sup> Ibid.
- <sup>119</sup> 一方、ホノウリウリ抑留所に他の家族と車で乗り合わせて父親に会いに行ったという家族もおり、面会の交通手段は必ずしも限定されていなかったようだ。
- <sup>120</sup> Tasaka (2003), op. cit.
- <sup>121</sup> Ibid.
- <sup>122</sup> Saiki (1982), op. cit. フィクションと銘を打たれたサイキの著書は、抑留者を中心とする登場人物が全て実名であり、巻末にサイキのインタビューに応じた人物一覧が付されている。この名前に対応する資料群が残されている。本論では、これらのインタビュー記録は依拠できる資料だとみなす。また、この著作は“Honouliuli-Camp for Citizens”という章を含む。この「ホノウリウリ—Citizen (アメリカ市民) のための抑留所」というタイトルは、サイキは1982年の時点で同所は二世のための抑留所だとの認識をいち早く持っていたことを示す。サイキはニシカワに複数回のインタビューを試みたらしく、比較的多くのカードが残る。
- <sup>123</sup> Ibid.
- <sup>124</sup> Memorandum, Spillner, G., 21, January 1944, “Camp Rules,” in Record Group 494, Entry 22, Box 163, NARA II.
- <sup>125</sup> 鈴木啓「ホノウリウリ収容所を語る—ジャック田坂氏、ハリー浦田氏」『ハワイ・パシフィック・プレス』2008年6月1日。
- <sup>126</sup> 同前.
- <sup>127</sup> 同前. 暗号は、以下のようであった—

---

「ホノウリウリのお天気、今日はどうだ？」  
「いいお天気ですよ」と言えばお人好しのガードだということで、ダクターが我々の好みの料理を注文して呉れる。そして治療にかかる前  
「この男は今日歯を抜くので当分固い物が食ないから歯を抜く前に食わしてやるんだ」とMP（ミリタリー・ポリス）に説明する。

- <sup>128</sup> 同前.文中では、「金城ダクター」と書かれる。金城正明だと思われる。
- <sup>129</sup> 田坂 (1980), 前掲書.
- <sup>130</sup> Notice in “Old Internee Orders,” RG 494, Entry 22, Box 156, NARA II.
- <sup>131</sup> Tasaka (2003), *op. cit.*
- <sup>132</sup> Inokuchi Yutaka, en-denshovh-iyutaka-01-0014-1, (2012, October 13). Densho Encyclopedia. Retrieved June 18, 2014 from <http://encyclopedia.densho.org/sources/en-denshovh-iyutaka-01-0014-1/>
- <sup>133</sup> Ibid.
- <sup>134</sup> Ibid. イノクチは父親には仕事で会えたので、遠慮をしたのか、日曜の通常面会には、母と妹が行った。イノクチ家が面会に行く方法については、抑留所で働く知人がいたらしく連れていってくれたという。
- <sup>135</sup> 浦田ハリー 「デモクラシーを勉強中に逮捕 米に敵意など持った覚えはない」『ハワイ報知』1988年10月25日.
- <sup>136</sup> 同前.
- <sup>137</sup> 鈴木 (1981), 前掲書; 田坂 (1980), 前掲書. ならびに、児玉剛明「抑留所の思い出—ホノウリウリ時代」『ハワイ報知』1981年6月20日, 7月25日.
- <sup>138</sup> 田坂 (1980), 前掲書; Tasaka (2003), *op. cit.* これは戒厳令につき灯火管制が敷かれたハワイの巷と違い、溪谷の奥で攻撃される心配のない「ホノウリウリ」では、明かりをつけての夜の集會が行われていたことともなる。また、そのほかにも迷い込んできた犬を皆で飼い、死んだ時に墓を作ったとの描写もみられる。(浦田, 前掲書, 1988年) この彼らの生活様式については、オーラルヒストリーや回顧録に多様に語られるが、稿を改めたい。
- <sup>139</sup> Tasaka (2003), *op. cit.*
- <sup>140</sup> 田坂 (1980), 前掲書.
- <sup>141</sup> Tasaka (2003), *op. cit.*
- <sup>142</sup> Ibid. この申請理由は、殺伐とした気分になるから喧嘩が起きるといけないから花を持って来させてほしいという、巧妙なものであったらしい。
- <sup>143</sup> Ibid. タサカの小屋に共に抑留されていた富士酒造の支配人が造り方も心得ていたという。
- <sup>144</sup> Ibid.



### 第3章 ホノウリウリ抑留所／捕虜収容所史の再考

#### ―日系人抑留者のみせた「抵抗」の軌跡から

##### 第1節 はじめに

本章では、ホノウリウリ抑留所が捕虜収容所としての機能を有していたからこそ起きた、日系人抑留者と日本人捕虜との接触に注目し、捕虜収容に影響を受ける日系人抑留所の実態を明らかにしようとする。この強制収容の「継続期」のホノウリウリ抑留所は、帰米二世を主眼として抑留するために運営されていた。それは、第2章でみたように、一世抑留者は本土へ移送され、その一方で、この時期にはすでに帰米二世抑留者が抑留対象となっていたからである。しかし同所は、多数の捕虜を管理する捕虜収容所としても利用され、状況に応じて捕虜の世話のために帰米二世を使役する場合があった。この抑留所機能が変わりつつあった状況を踏まえて、日系人抑留者の生活、ならびにそのなかで彼らのみせた葛藤や抵抗表現を通じてホノウリウリ抑留所史の再検討をするものである。

ここで扱う時期は、基本的に第2章と同じく本論でハワイ戦時強制収容の「継続期」とみなした、1943年3月のホノウリウリ抑留所の開設から1944年10月24日の戒厳令撤廃まで、とする。ただし、一部の日系二世抑留者をアメリカ本土へ移送した同年11月8日までを補足的に加える。この戒厳令撤廃の直前には、一旦、アメリカ市民権を持つ二世抑留者が全て釈放あるいはアメリカ本土に移送されてハワイでの抑留状態から解かれた。これまでこうした「継続期」から「収束期」にまさに移行しようとしていた事情は、先行研究においてあまり注目されてこなかった。

また、この時期については第2章で論じたように、抑留者数の増加がみられるいわば強制収容における「継続期」でありながら、1944年以降には、同所が捕虜収容所としての役目も強く帯びていくこととなる。ローゼンフェルド (2011a) はこの時期を「捕虜収容所への転期」(Transition into POW Camp) と表現したが<sup>1</sup>、その背景には、太平洋戦線の各地から戦争捕虜をアメリカ本土へ移送するための連合軍の中継地点として、同所を含むハワイに建設された複数の捕虜収容所が利用されたことがある<sup>2</sup>。また、1944年3月以降にマーシャル、マリアナ各諸島で戦争避難民としてアメリカ軍に拘束・救助された少数の在外日本人の一時受け入れが同所で行われたことから、その多面的な機能が観察できる時期でもある。

さて、同所における日系人抑留者の生活そのものや集団行為に着眼した研究はさほど多くはない<sup>3</sup>。ただし、日系人抑留者の生活については、社会から隔離された山中での生活の厳しさとともに、サンドアイランド抑留所での緊張状態と比べてより人道的な管理がされたとの両面が指摘されてきた。しかし、オキヒロ (1991) は、1943年5月の在ハワイスウェーデン副領事グスタフ・オルソン (G. W. Olson) による視察報告 (以下、「オルソン視察報告」) に認められるように、環境が整備され、また管理側の人道的な扱いを評価する一方、日系人抑留者が受けた白人系の抑留者に劣る扱い、また精神的バランスを失う者についても言及することで、抑留生活の不自由さを強調した<sup>4</sup>。さらには、抑留者が「親日的」か「反日的」のいずれかに分類された傾向を指摘しているが<sup>5</sup>、抑留者が不安定な状態の下で抱いた「日本」や「アメリカ」に対する感情は、もっと複雑なものであったと思われる。カシマ (2003) も、抑留者と憲兵との良好な関係があったとする人道的な面をホノウリウリ抑留所の特徴の一つとして挙げているものの、釈放の際にアメリカ政府に対して訴訟を起こさないことを抑留者が約束させられた事例から、当時の彼らがいかに無力な存在であったかを指摘した<sup>6</sup>。

また、これとは別に、抑留者の特徴として注目されてきたのは帰米二世が抑留対象者であったことである。軍当局がこの帰米二世と呼ばれた人びとを「標的化」していくのは、カシマ (2003) により 1942年10月から FBI がまだ逮捕をされていない帰米二世の調査を徹底した頃だと確認されている<sup>7</sup>。また、ハワイ軍政府が帰米二世を「危険分子」として扱い、継続的に抑留対象とした経緯は、シャイバー (ズ) とジョーンズ (Schieber, Schieber, & Jones, 2009) (以下、シャイバーほか) の研究で詳しく述べられている<sup>8</sup>。シャイバーほかの説によれば、日本軍の攻撃の可能性がなくなった後にも帰米二世を主眼に強制収容が続いたのは、1943年6月から第3代目の太平洋軍管区兼ハワイ陸軍司令官となったリチャードソン准将 (R. Richardson, Jr.) の越権行為であった<sup>9</sup>。これは第2章で参照した山倉 (1999; 2011) の研究による軍当局の継続的な日系人に対する捜査活動と抑留について<sup>10</sup>、別の視点から示唆するものである。しかしながら、シャイバーほかの詳細な研究においても、ホノウリウリ抑留所の帰米二世抑留者が、帰米二世であるがゆえに翻弄された抑留体験については、見過ごされてきたと言えよう。

他方で、抑留者は含まれていないものの、ハワイの帰米二世については移民研究の分野からの注目がある。帰米二世の多様性と相克するアイデンティティについては鈴木 (2004)<sup>11</sup>が、日本語が得意である特性と日系コミュニティにおいてマイノリティになりやすい傾

向については前田 (2006)<sup>12</sup>が、さらに陸軍情報局の語学兵としての従軍体験については金城 (2006)<sup>13</sup>が論じてきた<sup>14</sup>。これらの研究が指摘するハワイの帰米二世の「特異性」を念頭に、帰米二世抑留者について考察することは、この時期の戦時強制収容の状況を理解するのに重要である。それは、当時の日系コミュニティでマイノリティとされた帰米二世が、詳細は後述するが、ホノウリウリ抑留所の抑留者のなかではもっともマジョリティと言える存在であったからである。

また、戦争捕虜がハワイに移送されてきた背景についての研究もなされている。日本人捕虜を研究したクラマー (Krammer, 1965) は、アメリカ陸軍省が日本人捕虜をオーストラリアまたはニュージーランドにも移送していたが、ハワイなどに移送された捕虜は、情報源としての価値があるため、その他の連合国よりもアメリカに近い場所に置く必要があったからだと指摘する<sup>15</sup>。他方で、日本人捕虜の多岐にわたる移送経路の一例として、秦 (1998) により、オアフ島イロコア・ポイントに設立された捕虜収容所から一部の日本人捕虜が「ホノウリウリ」に移送されていたことが言及されている<sup>16</sup>。さらに「ホノウリウリ」に移送された戦争捕虜に関しては、ファウルガウト (Falgout, 2014) により捕虜の国籍や人数、また収容されてからのエスニックグループごとの動向などが明らかにされた<sup>17</sup>。しかし、ファウルガウトは、日本人捕虜が他の捕虜と違い、戦時下では所外の労働をさせられなかったことを挙げ<sup>18</sup>、この当時、ホノウリウリにいた日本人捕虜は他者と接触していないものとみなしている<sup>19</sup>。捕虜収容所として機能していた「ホノウリウリ」を考慮した際に、例えば、管理側が捕虜と抑留者を統括した運営方法などはまだ明らかにされておらず、またここでの捕虜収容の状況が日系人抑留者の生活に与えた影響についても検討されていない。

本章では、以上のような研究史を踏まえて、抑留所でもあり収容所でもあったホノウリウリ（以下、ホノウリウリ抑留所／収容所）において日系人抑留者と日本人捕虜が対峙した事例を分析し、捕虜収容に影響を受ける日系人抑留所の実態を明らかにする。帰米二世抑留者の軍部に対する様々な抵抗表現が徐々に表面化しながら、戒厳令の撤廃に際しては釈放を拒否するまでに至ることに着目する。

第2節では、日系人抑留者のうち帰米二世がほとんどを占めていた状況を確認しつつ、管理側が警戒した彼らの抑留にともなう日本とアメリカとの間の帰属意識の「ゆらぎ」についてふれる。第3節では、ハワイに戦争捕虜が移送された当時の状況を多方面から概観し、ホノウリウリのなかの日本人捕虜の収容区域の様子を確認する。さらに第4節では、

管理側による帰米二世抑留者の使役により日本人捕虜との「接触」がおきる事例を中心に、徐々に軍部に対する反感・抵抗を表現していく抑留者の行動をたどる。こうした行動が、最終的に集団による釈放拒否というかたちで結実し、ハワイ戦時強制収容の変わり目に何が起き、いかに抑留者が振り分けられていくのかを第5節で検証する。資料としては、陸軍資料、オーラルヒストリー、回顧録、地図などを参照していく。

## 第2節 「継続期」の日系人抑留者

### (1) 日系二世・帰米二世抑留者の割合

本節では、ホノウリウリ抑留所において帰米二世が多数を占めていた状況が、軍当局と情報機関が帰米二世を抑留対象として「標的化」した方針によって生まれたこと、また帰米二世の抑留期間は長くなる傾向があったことを確認する。その上で、帰米二世抑留者が抱いた日本、アメリカに対する心情的な「ゆらぎ」をみていく。

最初に、ホノウリウリ抑留所での日系人抑留者全体の構成を示しておく。先行研究においては、軍政府の政策のもとにホノウリウリ抑留所に多数の帰米二世が抑留されていたことへの言及はあるものの、その具体的な割合は示されていない。そこで、断片的ではあるが、1944年2月1日付のハワイ軍管区司令官ロバート・リチャードソン准将からジョン・マクロイ (J.J. McCloy) 陸軍省次官補に宛てた電報、ならびに同所で抑留者の出入所を記録した「抑留所日誌」から帰米二世抑留者の数を算出したい。この電報でリチャードソンは、同所にいる135人のアメリカ市民権を持つ抑留者（日系二世）のうち、そのほとんどが二重国籍者であり、日本で平均8年間の教育などを受けた帰米だとしている<sup>20</sup>。他方で、上記電報の翌日、2月2日付「抑留所日誌」にも合計で157人の日系人抑留者が記録されているため<sup>21</sup>、この時点での帰米二世の割合は非常に高い。

さて、二重国籍者とは、1924年11月以前、日系二世・三世は出生すると日本の国籍法により自動的に、またそれ以降は、その親が日本の官公庁に出生届けをすることで日本国籍を得た人びとである。ハワイでも日本人の親が日本総領事館に出生を届け出て二重国籍者となった日系二世がいた<sup>22</sup>。リチャードソンの電報にみられるように、こうした二重国籍者は、帰米二世と同様に軍部に危険視されていたようである<sup>23</sup>。

次に、同所における日系一世と日系二世の約半年間の人数比を補足的に示す。以下に示した〔図表 3-1a, 3-1b〕のグラフは、ルイス・スプリンガー少佐<sup>24</sup>による報告書1943年6月から1944年2月までの毎月の再審問結果の数字と処分の比較を示したものである<sup>25</sup>。ス

プリンガーは、サンドアイランドおよびホノウリウリ各抑留所の所長を務めた後、敵性外国人処理センターに配属されていたことは、第2章でも述べた通りである。その業務には、こうした定期的な抑留者の人数報告を中部太平洋軍管区ハワイ陸軍法務長官モリソン准将宛に行なうことも含まれていたようである。この資料からは、毎月抑留者に再審問を行い、仮釈放、釈放、抑留継続、あるいはさらなる再審問と判定を下していたことがわかる<sup>26</sup>。[図表 3-1a] (p.111) における「抑留継続」は、その時点の抑留人数を示すものであるが、1943年6月から1944年にかけて、釈放されずに「抑留継続」と判断された二世抑留者が増加していったことが明らかである。他方、一世抑留者と二世抑留者の受けた処分の比較を同じ資料から表したものが[図表 3-1b] である。再審問を受けても「抑留継続」の処分とされるのは、一世抑留者(39%)よりも二世抑留者 (67%) にかなり多いことがわかる。

以上、これらの陸軍資料からは、いずれも二世抑留者がより継続的に抑留されていた傾向がわかる<sup>27</sup>。

## (2) 「帰米の危険視」の定着

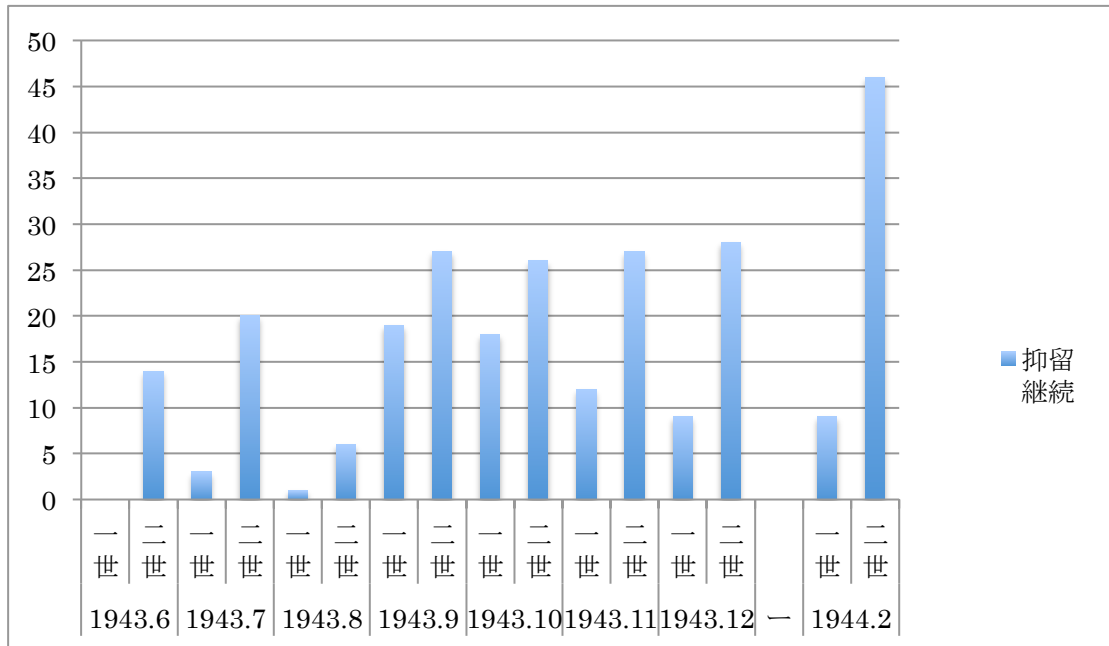
帰米二世が抑留後においても軍当局から危険視され、ステレオタイプ化されていった過程を概観し、とりわけ二世を拘束する方針を固めていったことを確認したい。

1946年に陸軍高官により編纂された「陸軍憲兵局史」には、開戦以前からハワイ陸軍、陸軍情報局、FBI が注視していた抑留対象の類別の一つに帰米二世を挙げている。ここには、ハワイの日系人のなかで数千人いる帰米は最も危険な存在であり、日本で幼少期に教育を受けただけでなく、軍事教練を受けた者が多いと明記されている<sup>28</sup>。この記述から、戦時下において陸軍のなかに帰米二世を警戒する方針が存在していたことがわかる。

さて、シャイバーほか(2009)は、開戦時にはおおよそ3,000から5,000人の帰米二世がハワイにいたとし、軍政府が行なった帰米二世向けの抑留政策について詳細な検証を行なっている<sup>29</sup>。この研究の重要な点は、情報機関のハワイ準州支部がアメリカ本土の帰米対策を踏襲していたという指摘である。例えば、1943年2月に海軍情報局が作成したガイドラインは、帰米二世が不忠誠であると分析する方法を示唆したものであり、これがハワイでの「危険人物」の捜査に影響を与えた。その4ヶ月後には、海軍情報局ハワイ準州支部でこれにならった「尋問ガイド」を作成したとされる。シャイバーほかは、この海軍情報局のガイドラインには、帰米二世に尋問する項目として、家族関係、日本で過ごした時間、

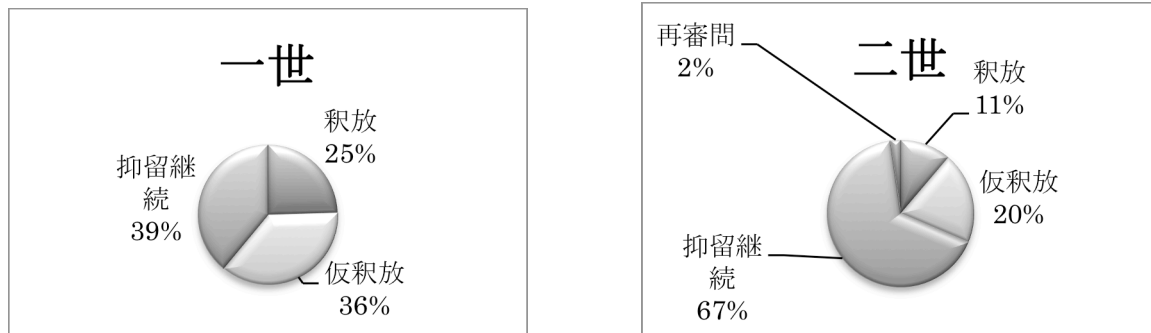
[図表 3-1ab] 再審問結果報告(抜粋) 1943. 6～1944. 2

[図表 3-1a]



※1944.2 は(1943.12-1944.2)集計

[図表 3-1b]



1944. 1. 22 (1943. 6-12) 6ヶ月分集計

出典 : Detailed Report of Civilians and Ordered Interned, Paroled, or Released by the Commanding General, United States Army Forces, Pacific Areas, L. F. Springer Major Inf., JCCH.

教育、市民権、二重国籍者かどうか、また宗教や、文化、スポーツ、その他の団体や協会への所属、財産、天皇への忠誠度などが含まれていたとする<sup>30</sup>。さらに、このガイドラインには「帰米二世はそのほかの日系二世よりも親日的な感情を見せる。興味深いことには、日系コミュニティそのものが帰米を危険だとみなしていることだ」と、帰米二世のステレオタイプ化がみられる記述も確認されている<sup>31</sup>。

この「尋問ガイド」から適用されたであろう尋問項目は、ホノウリウリ抑留所にいた帰米二世抑留者の再審問記録に確認できる。先述のスプリンガーにより、1943年12月7日と31日に行われた帰米二世抑留者の再審問の一部が132頁にわたる調査報告書「帰米審問の報告」(Reports: Kibeis Cases)としてモリソンに提出された<sup>32</sup>。これは帰米二世の心理とその考え方の傾向を軍当局が把握するための資料だと推測できるものの、ここにみる抑留者の答弁には、抑留されることによって生じた彼らの心情が読み取れる。

報告書の第一部(12月7日分)は、91人の帰米二世に対する分析結果がそれぞれ①「不忠誠と審問会で確認された28人」、②「アメリカへの忠誠を示し、日本を好むという個人的な見解を述べなかった63人」と分けられた二部構成となっている。続く12月31日分は、これに25人分の審問の分析をまとめたものが追加提出されているが、本論ではより明確な峻別が行われた12月7日分を参照してみたい。

スプリンガーは、①の「不忠誠」としたグループを「審問会でアメリカニズムを印象づければ良いのにそれができず、心ではそう思っているにも反対の言動を見せてしまう興味深いケース」と分析している。一方、②の「アメリカへの忠誠を示した」グループについては、以下のように見解を述べている<sup>33</sup>。

このグループは仮釈放してもよい帰米に見えるが、抑留されて感情を害した帰米を社会に仮釈放するのはアメリカにとって危険である。いわゆる親米派(pro-American)の帰米が1年間抑留所で過ごし、他の抑留者と交流した場合、1年前とは審問での証言が変わっているであろう。

アメリカに忠誠を示した帰米が安全だということではなく、平均年齢が28歳でそのうち約12年間の日本滞在中に8年間の学校教育と軍事訓練を受けながら過ごした彼らは、完全にアメリカには忠誠を誓えない。事実、1932年から1940年に日本の軍国主義がイギリス・アメリカに対抗した時期に日本で過ごした帰米は、日本に忠誠を示し

ている [筆者訳・下線]<sup>34</sup>。

スプリンガーは、帰米二世が抑留生活を経て「日本寄り」になっていくとの予測から釈放への懸念を示している。これが前項で確認した「抑留継続」処分の増加と連動していたのであろう。

それでは、①の「不忠誠」グループに分類された帰米二世抑留者は、なぜ当局が考える「感情を害した帰米」(下線)とみなされたのであろうか。そのうちの一人を事例として取り上げたい。抑留者の氏名はタダシ・フジモト、当時30歳であり、1916年から1930年まで日本で過ごしてハワイに戻った後に、再び1940年に日本を訪れている。彼は抑留当時、邦字新聞『ハワイトゥイムス』の製版部に勤務していたと記載されている。

Q: もし日本へ安全に帰る機会を告げられ1-2ヶ月以内で、全ての持ち物と金を持ってアメリカと縁を切って帰れるとしたら、そうしたいか?

A: はい、ここに収容されているので日本に帰った方がマシだと思う。ここに収容されているということは、私はアメリカ人ではないということだ。

Q: (記録者による) 日本が戦争に負けるのを見たいか?

A: ここに連れてこられ、収容されたのでわからない。日本が戦争に勝つ方がいいだろう。もしあなたが「君はアメリカ人だ」と言うのなら、「アメリカが勝ってもいいだろう」と言うだろう。私はアメリカが戦争に勝ってほしいが、あなた方が私は日本人だというのなら、私は日本が勝ってほしい。

Q: あなたが他の抑留者と話す時に、彼らは収容されているから、みんなそんな風に、日本がアメリカを負かすのが見たいと思うのか?

A: 彼らは人間であるから、みんな同じような感覚を持っている。

[筆者訳・下線]<sup>35</sup>。

この記録には、フジモトの当局に対する強い問いかけがみられる。それは彼ら帰米二世を「日本人なのかアメリカ人なのか一体どちらだとみなしているのか」、という怒りの現れでもある(下線)。アメリカ人として認めてくれるのならば同じ立場に立とう、という主張は、当時の多くの帰米二世抑留者が抱いていた軍部に対する想いであった可能性がある。一方、審問において、他の帰米が何を考えているのかを探ろうとしていた当局の意図もう



かがえる。このことから、スプリンガーが分析したように、フジモト同様の考えを抱く抑留者と帰米二世抑留者全体の動向が連動することこそ、管理側の最も恐れる事態であったものと考えられる。

ホノウリウリ抑留所では1944年2月を一つのピークとして、帰米二世が中心的な抑留者であった状況が確認できた。それには、先行研究で言及されていた帰米二世の「ターゲット化」だけでなく、軍当局が一旦抑留した帰米を釈放しない方がよいとの方針を持っていたことも影響している。他方で、帰米二世抑留者は、抑留された怒りや困惑を、例えば、「アメリカ人として扱われていない」と表明していたが、こうした彼らの態度を軍当局は「帰米二世の危険性」と結び付けてさらに警戒する方針を強固にしたようである。

このように不満を募らせながら抑留されていた帰米二世抑留者が、日本人捕虜と「接触」していく状況をみる前に、ホノウリウリ抑留所が捕虜収容所としても機能していたことをみておきたい。

### 第3節 太平洋の中に位置するホノウリウリ捕虜収容所

#### (1) 中継地点としてのハワイ

本節では、ホノウリウリ抑留所／収容所に連合軍の捕虜の受け入れ先として戦争捕虜、また時には戦争避難民が移送された状況をもとに、同所が帯びていった役割について整理を行う。また、それにより変化した同所の環境も併せて検証したい。その際、太平洋戦線から日本軍の非戦闘員として、日本人捕虜と同時期にハワイへ移送された朝鮮人の非戦闘員に関する記述も参照する。ただし、序章で述べた通り、アメリカ軍の捕虜登録上の区別に従い「朝鮮人捕虜」(Korean POW) とする。また、「沖縄人捕虜」(Okinawan POW) に関しても、アメリカ軍では日本人捕虜と区別している。沖縄人捕虜がハワイへ移送されたのは沖縄戦の終盤に当たる1945年6月頃からと言われており、戒厳令撤廃以降であるため本論では対象としない<sup>36</sup>。しかし、1945年末までを指す資料には含まれる場合がある。

さて、ハワイへの戦争捕虜の移送については、ファウルガウト(2014)が中部太平洋陸軍の資料をもとに、1943年11月から1944年7月までの間に、戦場となったギルバート諸島のタラワ、マキンなど当時の日本の占領地から多数の捕虜移送が始まったと指摘している<sup>37</sup>。その後の1945年までに、ハワイで収容された捕虜をファウルガウトが「ハワイ軍管区史」から整理した内訳、ならびに人数を〔図表3-2〕に示した。なお、この人数には日本軍の非戦闘員と数名の民間人も含まれている<sup>38</sup>。

この統計によると日本人捕虜は4,766人とされ、ハワイへ移送された捕虜のうち、第2番目に多かったことがわかる。また全体の捕虜総数は、1940年のハワイ全人口約46万人の3パーセントを占めている。そこで、このような多数の戦争捕虜の移送にともないハワイの捕虜収容所をめぐる状況に起きた変化を概観しておきたい。第2章でも述べた通りだが、1944年11月に捕虜関係を統括する新しい部局が太平洋中央軍管区に設けられ、この時にホノウリウリの敷地内を含む10箇所の捕虜収容所がオアフ島に増設された<sup>39</sup>。これと併行して、複数の収容所間にて捕虜の移動も行われるようになった。このような捕虜の移

[図表 3-2] ハワイで収容された戦争捕虜数（エスニック・グループ別）<sup>40</sup>

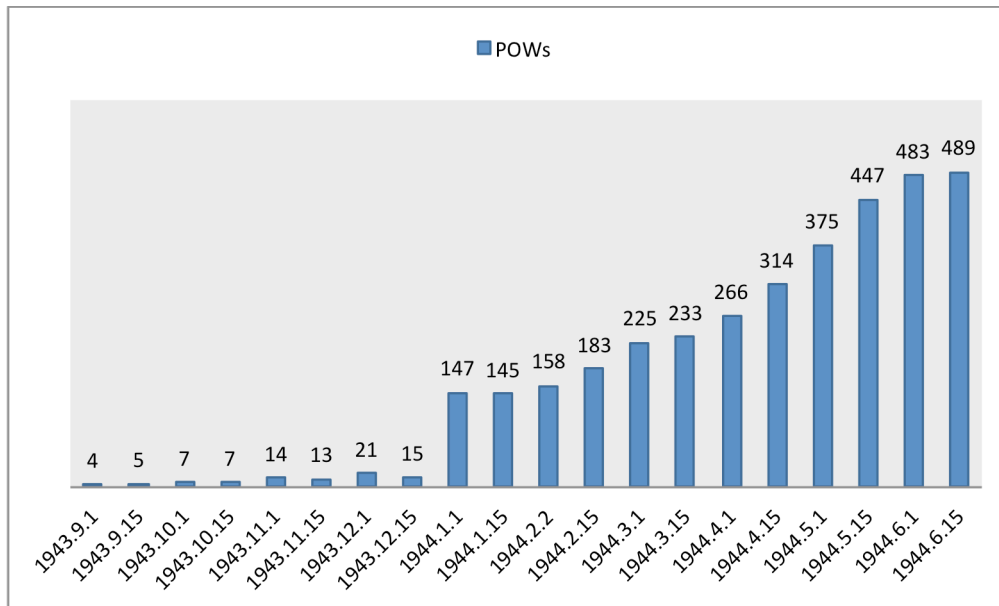
イタリア人	5,000（約全体の1/3）
日本人	4,766
沖縄人	3,723
朝鮮人	2,692
その他 （台湾人・南アジア系民族・中国人・フィリピン人など）	36
総数	16,217

出典：History of Hawaiian Department (1945)からファウルガウト(2014) 作成・筆者加工<sup>41</sup>

動経路については、サイパン島の戦い（1944年6月15日から7月9日）以降の状況ではあるが、秦（1998）が示している。中部太平洋でアメリカ軍に捕らえられた日本軍の捕虜は、まず、真珠湾近郊のイロコア・ポイント捕虜収容所へ移送されて仕分けされた。その一部がホノウリウリ抑留所／収容所へ移動させられるが一時的なものであり、そこからさらにアメリカ本土へ移送されている<sup>42</sup>。

ホノウリウリに移送する捕虜の受け皿となったイロコア・ポイント捕虜収容所の状況を、アメリカ海軍将校であり同所の副所長を務めたオーティス・ケーリ（O. Cary）の回顧録からみてみたい。ケーリによれば、サイパン島の戦いが1944年7月に終結した際、アメリカ軍が想定していた以上の戦争捕虜が生じたため、それをハワイへ移送する目的でイロコア・ポイント捕虜収容所が急造された<sup>43</sup>。またその後、1945年の春にマーシャル群島のミレー、マロエラップ、ウォッチェなどから十数名が同所へ移送されたが、硫黄島の戦い（1945

[図表 3-3] ホノウリウリ捕虜収容所における戦争捕虜の推移



出典：Daily Honouliuli Physical Check, NARA II

年 2 月 19 日から 3 月 26 日まで) を最後に、例外を除きハワイへの日本軍の捕虜<sup>44</sup>の移送は一旦中止されたとする。やがて、終戦直後から同年 9 月頃までの間、その他の捕虜収容所と同様にイロコア・ポイントが閉鎖される時にも、ホノウリウリに一部の日本人捕虜が移送された<sup>45</sup>。つまり、1944 年から 1945 年をピークに多数の捕虜となった日本軍の戦闘員・非戦闘員が各地からハワイへ移送され、その一部は、ホノウリウリにも転送されていたこととなる。

[図表 3-3] は、「抑留所日誌」から作成したホノウリウリの一区域の捕虜収容数の変化を示したグラフである<sup>46</sup>。この戦争捕虜のなかには日本軍の非戦闘員であった朝鮮人・日本人も含まれている。このグラフから特に明らかになるのは、先述のファウルガウトが指摘するように、1944 年に入ってから急激に捕虜の数が増えていったことである。

なお、この資料が 1943 年 9 月から 1944 年 6 月の期間に限られているのは、この時期に日誌の記入方法の変更があり、1944 年 6 月以降の捕虜の数が得られなかったためである。この直後にサイパン島の戦いも起きているため、おそらく捕虜の数が増加し、それまでの日系人抑留者と同じ区域で点呼して記入していた単一の日誌では対応しきれなくなったも

のと推測される。このように、1944年以降から戦争捕虜受け入れの需要がハワイで大きく高まり、ホノウリウリでの捕虜収容が増加していたことがわかる。

## (2) 戦争避難民の受け入れ

ホノウリウリ抑留所／収容所へ戦地から移送された民間人についてもみておくことにする。戦争捕虜だけでなく、ごく少数の被災した在外日本人がマーシャル諸島と、マリアナ諸島サイパン島から移送され、同所に一時滞在した後にサイパン島に一括送還された事例である。このような在外日本人を便宜的に「戦争避難民」と呼び、同所での一時受け入れについて概略を述べる。

1944年3月から7月までにハワイ軍政府が作成した陸軍省宛での通信文書には、日本軍とともに戦地で拘束された、あるいは戦闘に巻き込まれたところをアメリカ軍に救助された在外日本人をハワイに移送していた事実が確認できる<sup>47</sup>。ここにみる戦争避難民の内訳は、①1944年3月頃にマーシャル諸島の戦闘において拘束された家族連れを含む日本人<sup>48</sup>と、②同年6月にマリアナ諸島サイパン島で救助あるいは拘束された日本人とに分かれる。彼らはホノウリウリで戦争捕虜と区別するために「便宜的に」抑留者登録を施されて滞在していたようである<sup>49</sup>。他方、前掲「抑留所日誌」からわかる彼らの人数は合計19人であり、ホノウリウリに約10ヶ月間滞在し、1945年5月8日に1人、続く16日に残り18人がサイパン・ススペ収容所に一括移送されている<sup>50</sup>。

彼らについては、第1章・2章でも述べたハワイ駐在のスウェーデン副領事オルソンが、サイパン島の戦いで被災した3家族約20人をホノウリウリ抑留所で受け入れたと1949年に新聞記事のインタビューで証言をしている<sup>51</sup>。オルソンは、戦争避難民は全てサイパン出身であったかのように語り、実際とは異なるものの、国際赤十字の協力による子供用衣料の調達など、救済行為を行なったことを述べている<sup>52</sup>。

そのほかにも、サイパン島戦で戦争孤児となり、ハワイで一時的に保護された日本人への聞き取り調査をもとに、浜垣(1998)によるノンフィクションが書かれている。そのなかでは、ホノウリウリ抑留所で10ヶ月を過ごし、サイパンに戻った3人の少女の存在が確認できる<sup>53</sup>。この少女の語りからは、彼ら避難民はホノウリウリで独立した区画に収容され、日系人抑留者とは隔てられたが、食堂で彼らに食事の世話をしてもらったり、鉄条網をネット代わりに隣にいた抑留者とバレーボールを楽しんだりしていたことがわかる<sup>54</sup>。

このように、1944年に入ってからホノウリウリ抑留所／収容所については、この戦争

避難民の受け入れをみても、同所が陸軍の抑留所だけではなく、中部太平洋軍管区内の収容所として多面的な機能を有していたことがみうけられる。

### (3) ホノウリウリ捕虜収容所の日本人捕虜

では、戦争捕虜の増加、また時には戦争避難民の受け入れなどにより、その役割に変化を迎えたホノウリウリ抑留所／収容所の管理当局は、いかに同所の運営を規定していったのであろうか。また、具体的な日本人捕虜の収容状況はどのようなものであったのだろうか。

まずは、戒厳令撤廃から2ヶ月ほど経った1944年12月29日に書かれたホノウリウリの運営方針ならびに規定などが示された資料を参照する。それはサンドアイランドとホノウリウリで続けて抑留所所長を務めたスプリンガー少佐が、モリソン准将に提出した報告書「抑留所兼捕虜収容所の組織と運営」(Organization and Operation of Internment and Prisoners of War Camp) (以下、「組織と運営」)である<sup>55</sup>。この報告書は、61頁のタイプ打ちした本文と20点の参考資料から構成され、小冊子の形態を取っている。本文は項目別に章立てされており、それらは、境界・区域の設定、警備の設定、運営方法、収容所本部の役割、収容所の運営、捕虜の受け入れの順で構成されている。参考資料として添付されたものには、捕虜の個人記録、日誌、所持品一覧表などの書式サンプルがある。

スプリンガーは「組織と運営」の冒頭で、その作成の意図について、「いずれかの地域で抑留計画を策定する任務を与えられる可能性のある将校や軍人向け」だと断った上で、「民間人と戦争捕虜の拘禁は通常は陸軍憲兵局の職務であるが、全体的な問題とその関連事項は民事部の将校が責任を負うものである」と述べている<sup>56</sup>。つまり、スプリンガーは自身のように収容所運営を任される軍人のため、あるいは捕虜収容所の管理責任者のためのマニュアルとしてこの報告書を用意したものと思われる。

ここで注目すべきは、スプリンガーが民間人抑留者と戦争捕虜の収容区域の区別を安全政策の第一に挙げていることである。さらに、必要な区画の設定方法などの詳細な説明がともなう。民間人抑留者の区別は、独身男性と独身女性が例として挙げられるが、戦争捕虜については、将校と士官、朝鮮人と日本人、と区別し、それぞれの運営本部を設立するように記している。さらに一つの収容区画の周囲には高さ9フィート(約2.7m)の柵をめぐらせることを推奨している<sup>57</sup>。すなわち、スプリンガーにとって1944年以降に増加した戦争捕虜を含め、全ての収容者を区別して拘禁することが「安全に」抑留所／収容所運

営を行うための基本であったことがわかる。

最初に、先述のハワイ駐在スウェーデン副領事オルソンによる報告書（以下、「オルソン視察報告」）を手がかりとして日本人捕虜を中心とした収容状況をみていきたい。1942年3月からオアフ島の抑留所を定期的に視察した時の報告を、日本政府が電報で受信して和訳されたものを参照する<sup>58</sup>。

1943年の「オルソン視察報告」を時系列にみていくと、ホノウリウリ抑留所／収容所が開設されてから約3ヶ月後の、同年6月19日には6人、そして8月28日には2人の日本軍捕虜の人数が記されている。その後の12月9日には日本軍捕虜の人数が増加し、その内訳は、84人のうち、士官4人（少尉2人、中尉1人、候補生1人）、日本人非戦闘員7人、フィリピン人非戦闘員3人とされている。なお、「右 非戦闘員ハ日本軍々属タル労働者及漁夫ナリトノ事ナリ」と書かれている<sup>59</sup>。

なお、「オルソン視察報告」は、12月2日、これらの「捕虜全員」がアメリカ本土へホノルル港より移送されたと記述している。この日に最後となった一世抑留者のアメリカ本土への集団移送（第10回目）が行われたことを踏まえると、日系人抑留者と捕虜は同時に移送されたようである。

また、同視察報告には捕虜の居住空間に関する描写が多々含まれる。1943年8月28日付報告書では、ホノウリウリ抑留所／収容所にいた2人の日本人捕虜（少尉）が「快適ナル家具及近代式衛生設備ヲ施セル居舎ニ抑留者ト別個ニ居住セリ」<sup>60</sup>とその様子が記述されている。続く同年12月9日付の報告では、先述した4人の士官について「士官ハ専用特別小舎居住セリ」とあるため、この頃、将校には比較的良好な宿舎が提供されていたことがわかる（後述）。

さらに日本人捕虜が階級によって居住環境に格差を設けられていただけでなく、日本人捕虜と朝鮮人捕虜の間にもその格差が設定されていたことがわかる。約4ヶ月後の1944年3月21日付の「オルソン視察報告」に認められる<sup>61</sup>。同報告書には「日本人捕虜二十八名朝鮮人軍属労働者二百〇名各アルガ皆近ク米本土ニ移サルベシト言ウ」とあり、この時点で比較的多くの日本人捕虜と朝鮮人非戦闘員が日本軍捕虜として同所に収容されていたことを示している。彼らは、アメリカ陸軍が支給するキャンパス地の天幕に8から9人単位で住んでいたとされながらも、「日本人ノ天幕ハ木製ノ床ニシテ朝鮮人ノ分ハ砂床ナリ」と居住条件の違いが記されている<sup>62</sup>。このように、同所の捕虜収容区域では、日本軍の士官・下士官・軍属という階級、そして出自による格差を設けながら、戦争捕虜が収容されてい

た。

次に、日本人捕虜のごく一部が日系人抑留者の居留区画のすぐ近くにいたことを、時期の特定は難しいものの、いくつかの資料を用いて確認する。[写真 3-1] (p.121) は、1945年頃に陸軍技師をしていたハリー・ロッジ (H. Lodge) が撮影したものであり、第 2 章で参照した別の角度からのホノウリウリ抑留所／収容所の写真と一連のものである<sup>63</sup>。

繰り返しになるが、写真中央に見えるのは抑留所を横切っている送水管の上に渡された橋であり、中央右手に見える大きな建物は食堂である。橋から上は戦争捕虜の区画であり、下は抑留者の区画である。続いて、この写真に対応する地図を比べて、区画の様子をみてみたい。[図表 3-1]「地獄谷考古学ベースマップ」・拡大図 (p.121) では、戦争捕虜の区画 IV と抑留者の区画 V の隣接を明らかに示している<sup>64</sup>。この区画 IV と V の間を横切るのが上記の写真で確認した橋である。

なお、この橋は、次節で述べる日本人捕虜と日系人抑留者の接触のポイントとしての役割を果たしていたとする証言がある。抑留体験者であるジャック・タサカは、2008 年の日本文化センター (JCCH) による聞き取り調査のなかで、日本人捕虜とその橋を挟んで手紙のやり取りをしている日系人抑留者もいたと話している。日系人抑留者が橋を渡る時に日本人捕虜の収容区画に手紙を落とし、先方も日系人抑留者が橋を渡っているタイミングを見計らって手紙を投げて来たという<sup>65</sup>。

以上のように本節では、ホノウリウリ抑留所／収容所に多方面から日本軍の捕虜、そして時には戦争避難民が送られてきたことをみてきた。とりわけ、1944 年以降に同所が捕虜収容所として多くの捕虜を受け入れた状況下において、捕虜や抑留者が区切られて収容されながらも、日系人抑留者と日本人捕虜の区画が隣接していたことを確認した。こうした日本人捕虜の存在がいかに日系人抑留者の生活へ作用したのかについては、次節で検証していく。

#### 第 4 節 帰米二世と捕虜の接触

##### (1) 日系人抑留者の労働

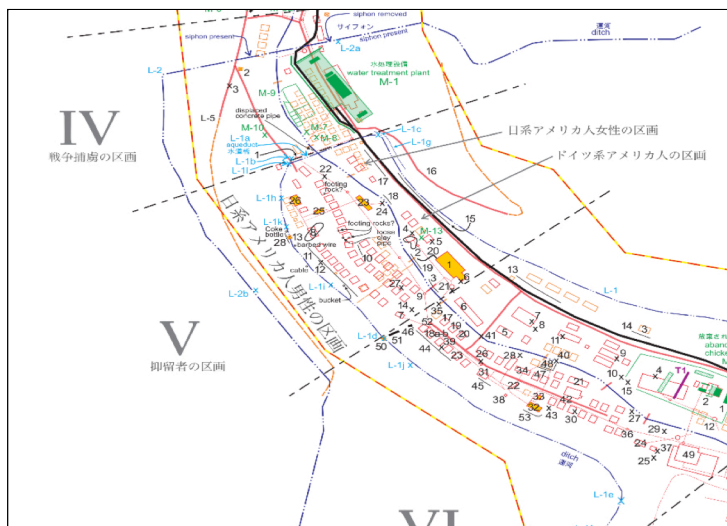
ホノウリウリ抑留所／収容所では、日本人捕虜の収容が帰米二世抑留者にどのような影

[写真 3-1] ホノウリウリ抑留所概観



出典： R. H. Lodge, (1945 c.a.), JCCH.

[図表 3-4] 「ホノウリウリ考古学ベースマップ」・拡大図



出典： Honouliuli Archaeological Map, J. Burton(2014) を筆者加工



響を与えたのであろうか。ここでは、管理側が日系人抑留者を日本人捕虜の世話に使役していたことを陸軍資料と回顧録から具体的に検証したい。なお本節では、帰米二世抑留者の体験に焦点を当てるため、これまですでに参照しているニシカワ、コダマ、タサカ、ウラタら帰米二世抑留者の背景についても改めてふれることとする。

まずは、抑留者の使役を検証する前提として、所内の労働の規定についてふれ、労働には支払いがあるものとなないものが混在していたことを示しておく。前節で取り上げたスプリンガーによる「組織と運営」をみると、「抑留者は彼らの居住区域を維持管理する以外は、労働者として働く必要はない。ただし、給与を得るために申請書を提出して、自分の意志により労働したいとの旨を明確にすると、労働を許可される場合がある」〔筆者訳〕と記されている<sup>66</sup>。つまり、サンドアイランド抑留所の運営から引き続き、希望者がキッチンなどの必要な仕事に就く以外は、基本的には労働を強制させられていなかったと確認できる。

通常、希望者が抑留所の運営に必要な軍の仕事を引き受けると、1時間に10セントが支払われた<sup>67</sup>。さらに、2003年に収集されたタサカのオーラルヒストリーによれば、所内の仕事は「働きたい人は、大工とコックと散髪屋と洋服屋<sup>68</sup>、ドクター、この五つの仕事だけは、やりたい者を、向こうの方でチェックして、1ヶ月16ドルの月給を払うの」と語られている<sup>69</sup>。また、ここから抑留所運営のための仕事の賃金は、職種にかかわらず、一律であったことがうかがえる<sup>70</sup>。

この一方で、抑留者が無給、あるいは給与の支払いがあいまいなまま、日本人捕虜への食事の世話、通訳、そして朝鮮人捕虜の尋問や調書を取る手伝いをさせられた事例をこれから検証していきたい<sup>71</sup>。そのため、前掲「組織と運営」をさらに詳細にみながら、抑留者と捕虜の食事に関するそれぞれのガイドラインがいかに設定されていたのかを確認したい。「組織と運営」によると、抑留者の場合は、軍人の食堂係将校 (Mess Officer) のもとに、抑留者の中で選出された食堂長 (Mess Sergeant)<sup>72</sup>が配置された<sup>73</sup>。この食堂長とキッチンで働く抑留者が共同で作業していたと思われる。対して捕虜の場合は、まず備品の配給長 (Supply Sergeant) が決められ、その関連業務として食堂管理をすることになっている。また、ホノウリウリの敷地内に多数設置されていた捕虜用の食堂については、食堂係将校を中心に全て捕虜自身により運営されるべきだとしている。その上で、報告書を作成したスプリンガーは以下のような例外を特記している。

(受け入れたばかりの) 捕虜が初期の集団生活を形成する段階では、その隊が組織として機能するまで、配属されている陸軍士官が一時的に捕虜と共同で(食堂管理を行う必要がある。しかし、抑留所所長が常勤の(捕虜) 食堂長を任命する必要はない(中略)。ただし、交渉などにあたる代表者 (spokesman)、捕虜隊長は必要である[筆者訳・括弧内筆者]<sup>74</sup>。

スプリンガーは、本来捕虜がそれぞれの食事を用意すべきであるが、まだ入所したばかりで組織的に行動するのが無理な状態であるならば、管理側の軍人が捕虜の食堂管理を助けるべきだと示唆している。また、ここでは捕虜食堂長は常に必要がないと書かれることから、捕虜の配給係が食堂に出入りして食料を分配することを想定しているかのよう考えられる。おそらく彼は所長を務めた経験から、太平洋戦線の戦場から移送されてきた捕虜が良好とは言えない健康状態であり、まずは食事をさせて彼らの生命の維持をすることが最優先と考えていた。そして、捕虜隊長と代表者を選出することがより重要であると示唆している。

この捕虜の代表の選出はまた、捕虜の人道的な取り扱いを定めたジュネーブ条約(1929年)に掲げられる規定でもある。同条約「第二章 俘虜の代表者」には、信任者の選定が義務付けられ、「軍事官憲及び保護国に対して自己を代表する任務を有する信任者を指定することを許さるべしなり」とある<sup>75</sup>。すなわち、交渉係を捕虜が選び管理側と協議を行うのは、彼らの権利ともされていた。

しかしながら、先述したように、捕虜の収容人数が急激に増加していくなかで、捕虜の食事を手伝う陸軍士官は十分に配属されていたのかは疑問である。また、交渉係が英語を話したとは限らない。日本軍の捕虜の食事の世話には日本語を解する日系人抑留者が動員されたのではないであろうか。

そこで以下に、日系人抑留者が日本人ならびに朝鮮人捕虜への食事を作る仕事に従事した事例を検証したい。

## (2) 捕虜の食事の世話

最初の事例として、前掲のニシカワの回顧録にある、食堂長として捕虜の世話を行った記述をみながら、これを陸軍資料で補足したい。

ラジオ番組「ハワイ物語」(2004)で紹介された略歴によると、ニシカワは17年間日本で過ごしたとされる。1906年にハワイで生まれた後の1909年、両親とともに日本に渡った。その後、山口県立岩国中学校を卒業して青山学院大学に入学したが、1924年の移民法の改正<sup>76</sup>によりハワイへの帰国が不可能になるかもしれないと聞いて1926年にハワイに戻ったとされる<sup>77</sup>。ホノルルでは、商業を行う実家で働いていたが、不景気により実家が倒産し、邦字新聞『ハワイタイムス』(日布時事)の外交員をしていた時に強制収容されたという<sup>78</sup>。

さて、すでに述べたように、サンドアイランド抑留所にいる時から中隊長をしていたニシカワは、ホノウリウリ抑留所でも抑留者の食事関連の責任者である食堂長であった。1981年に書かれたニシカワの回顧録では、捕虜の食事について「これまたキャプテンの依頼に依って我々がまかなう事になったのである」と描写されている<sup>79</sup>。「キャプテン(大尉)」とは、先述のスピルナー大尉のことである。

ニシカワの回顧録には、捕虜の食事に関わる記述がいくつかある。このうち3件をみていく。一つ目は、1943年10月にホノウリウリに来た海軍将校の豊田と沖縄人の医師についてのものである<sup>80</sup>。この二人が収容された小屋には電気がなかったため、食事を運ばせても彼らは朝になってから冷めたものを取っていた。ニシカワはスピルナーに許可を取り、彼ら二人を抑留者と同じ食堂の一角で食事をさせた<sup>81</sup>。一方、豊田はこの体験を1983年の著作のあとがきで「谷川の岸に建てられたこの収容所では、毎日日本食が食べられた。抑留された日本人はここを地獄谷と呼んでいた」と回顧している<sup>82</sup>。つまり、この事例からは、日系人抑留者たちが自ら少数の日本人捕虜に対して良い環境を与えられるように働きかけ、また、食事を共にすることが可能であり、これについて管理側もそれを許可していたことがわかる。

さらにニシカワの回顧録には、ハンガーストライキをする日本人捕虜や朝鮮人捕虜を世話した経験もみられる<sup>83</sup>。二つ目の事例は、11人の陸軍の日本人捕虜についてである<sup>84</sup>。彼らは「愛国行進曲」を歌いながら金網付のトラックで運ばれてきてから、豊田と軍医がいた小屋へ収容された<sup>85</sup>。ニシカワは彼らの食事の世話をスピルナーに頼まれたが、その捕虜たちは断食していた。彼らに日本語でその理由を聞いたところ、「敵国の食品は絶対に食べない」という答えであった。その時に、ニシカワが彼らを説得した内容をやや長い引用したい。

私たちも米国二世であるが日本で教育を受けたというので捕虜同然監禁されて居る事を告げ遠慮なく話して呉れる様つたへ、今ここに持って来て居る品は全部終戦と同時に日本政府が支掃ふもので特にお茶は先頃皇后陛下より慰問品として国際赤十字を通じて送られたもの（、）又この赤出し味層汁は宮内省選定の八丁味層と一緒に来たものである。（中略）君達も遠からず交換船が有り次第、日本へ帰る事になると思ふが今の内沢山食べて体を造り帰国の末再び御奉公する気にはなれないかと伝えたところ頭だった一人が、わかりました、では戴きますと云うと一同食べ始めて一件落着した事もあった〔筆者下線・括弧内筆者〕<sup>86</sup>。

日本人捕虜を救おうとしたニシカワは、日系アメリカ人である自分たちの状況を「捕虜同然監禁されて居る」（下線）と説明をし、同胞であることを意識させた<sup>87</sup>。これは、日本とアメリカの間に置かれた自身の葛藤を日本語で吐露しているとも言える。注目すべきは、ニシカワが日本への帰国を前提に捕虜たちに「御奉公」（下線）という言葉投げかけることで、当時の日本の教育思想の根幹を語りながら、皇室からの茶と味噌の慰問品を口にするようにさせたことである。この報国と皇室への忠義の観念は、1910年代から20年代の日本の教育を受けた、帰米二世であるニシカワならではの言葉であり、それゆえ日本人捕虜にとっては説得力を持っていた<sup>88</sup>。

三つ目の事例は、ホノウリウリに朝鮮人捕虜約200人が移送されたことをめぐる記述である。これは前掲1944年3月21日付「オルソン視察報告」に記載された「日本人捕虜二十八名朝鮮人軍属労働者二百」だと思われる。この時もニシカワは、彼らの食事の世話をスピルナーに依頼されたことを、「可成りな重労働」だったと回顧する。その一方で、キッチンで働く日系人抑留者と、不平も言わずに食べた朝鮮人捕虜のことを「皆よく協力してくれた」と書いている<sup>89</sup>。しかし、朝鮮人捕虜たちのなかには共に死ぬことを約束した同僚が戦闘中に死亡したと思ひ込み、絶食を始めて憔悴していた者たちもいたという。しかし、ニシカワが通訳になって管理側と朝鮮人捕虜たちの間でやり取りをさせたところ、彼らの同僚は陸軍病院に入院していたことが判明し、この捕虜たちは食事を再開した。このような捕虜たちの抱いた誤解や思ひ込みから起きる危機的な事態を、日本語で通訳して回避することは4回ほどあったとされる<sup>90</sup>。

以上のニシカワの記述からは、一部の役職に就いていた抑留者がスピルナー所長からの指示により、収容所の安全管理を含めた捕虜の食事の世話にあたり、時には捕虜の生死に

関わるような事態に対処したことがわかる。

他方でこの約 200 人の朝鮮人捕虜が収容されていた時期には、捕虜の食事の世話が抑留者にとってかなりの負担になっていたことを物語る資料がある。1944 年 3 月 29 日付のスプリンガーによる視察報告は、ワシントン DC から訪れたスイス公使館参事官のデ・ラベル大佐とオルソン副領事が、スプリンガーとともに 3 人でホノウリウリ抑留所／収容所を視察した際のものである<sup>91</sup>。ここでは、彼ら視察者が、朝鮮人・日本人捕虜それぞれの居住区域を訪問して捕虜たちと食事を共にし、また日系人抑留者の代表と話した内容が取りまとめられている。繰り返しになるが、軍政府内の部署である敵性外国人処理センターに異動したスプリンガーは、抑留者関係の総括責任者として、時折、同所に利益代表国の視察者とともに訪れていた<sup>92</sup>。

このスプリンガーの報告書には、日本人捕虜と日系人抑留者のそれぞれの不満が記述されている。最初に、①日本人捕虜が朝鮮人捕虜と共に同じ内容の食事をしたくない。次に、②日系人抑留者が捕虜のために食事を作りたくない、が挙げられている<sup>93</sup>。これに対してスプリンガーは、「今後も日系人抑留者が日本人捕虜の食事を用意する方が好ましいだろう」と私見を述べている<sup>94</sup>。一方、オルソンは、「日系人抑留者が作業する義務はない」としながらも、日本人捕虜に食事をさせる目的で「試験的に」日系人抑留者に調理させているようだと言った旨を報告している<sup>95</sup>。

その約 2 ヶ月後、1944 年 5 月 31 日付「オルソン視察報告」には、ホノウリウリで捕虜の管理責任者（氏名不明）と話した内容が含まれている<sup>96</sup>。それによると、日本人捕虜たちは待遇に関して総体的に苦情はないが、些細な希望があり、オルソンはその要望をホノウリウリ抑留所長であるスピルナーに提出したと伝えられている。その要望の第一には以下の内容が掲げられた。

食事ハ日本人抑留者ト共ニ食事スルカ又ハ朝鮮人ノ代ワリニ日本人厨人ニテ調理スルコトノ許可（實際上ノ問題トシテ許サレザルナリ）<sup>97</sup> [筆者下線]。

ここでは、日本人捕虜の食事は朝鮮人捕虜が作っていたと思われる状況が読める。その上で、文中の「日本人厨人」（下線）はキッチンで働く日系人抑留者のことだと考えられることから、日本人捕虜は「日本人厨人」の調理した日本食を求めていたことがわかる。これは、日本人捕虜にとっては懐かしい日本食を、日系人抑留者が食していることのわかる

環境だったからこそ生じた要望であり、また軍属であった朝鮮人非戦闘員に対する差別意識もうかがえるものである。しかしながら、すでにみてきたように、日系人抑留者にとってこの仕事は半強制的な負担の大きい作業であり、オルソンに待遇改善の交渉を申し出た。さらに、詳細は後述するが、抑留者が日本送還の希望を伝えていることから、不満を訴える動きがあったようである。

以上、日系人抑留者が日本人ならびに朝鮮人捕虜への食事を作る仕事に使役され、どのように対応して来たのかを可能な限り時系列に沿って整理した。ここからは、当初、捕虜に近づき好意的に世話をした日系人抑留者が、食事の世話をする捕虜の増加にともなってその負担が大きくなり、なかには不満を表明する者もいたことがわかる。また、ニシカワのような役職に就いていた者の場合は、日本語を解する日本人・朝鮮人捕虜が起こしたハンガーストライキなどのトラブル回避にも利用された。規定外の労働は、所内の安全管理において捕虜と管理側をつなぐ重要なものだった。日系人抑留者による捕虜の食事作りという労働は、その時々で管理側の要請が発生し、抑留者の負担はその都度増えていた。それは、前掲スプリンガー「抑留所と捕虜収容所の統括と運営」で指南されるような捕虜の食事の暫定的な対応からもみることができる。

### (3) 「同胞意識」という反感

さらにここでは、日本人捕虜の世話を通じて帰米二世抑留者が抱いた彼らへの同情、ならびにより強い「同胞意識」が軍当局に対する感情と絡み合っていく事例をみていきたい。

ニシカワに続く二人目の食堂長の事例として、ヨシハル・コダマ（児玉義春）が『ハワイ報知』に連載した記事（1981）のなかから、「捕虜と語る」と小見出しのついたものを参照する。コダマについては第1章で参照したが、ニシカワと同様にサンドアイランド抑留所からホノウリウリ抑留所へと移動させられていた<sup>98</sup>。コダマの場合は帰米二世でもあるが、ハワイへ戻った後に再度日本へ渡り、留学目的で滞在している。コダマの回顧録によると、3歳の時に広島県木野村（現大竹市）へ両親の帰国とともに渡り、工業学校の電気科を卒業後、電気技師免許を携えハワイへ戻るが、英語が不得意のため日本語学校に勤務して生計を立てていた。その後、1933年から2年間、日本語教師協会から広島へ派遣されて師範学校に留学をしている<sup>99</sup>。

さて、コダマは1943年の中頃に抑留者の間で食堂長に選出された時に、「思いがけないチャンス」と歓喜したことを記している。その理由は、「捕虜と直接話ができるのは食堂長

だけで、食事のことにかこつけて僅かな時間だったが戦況について聞くことができ、それを全インターニーに伝えることが出来ました」と書いている<sup>100</sup>。しかしコダマは、日本人捕虜から壮絶な戦闘体験を聞くにつれ、「敵を眼の前に見ながら撃つ弾丸が無く、食糧も十分に与えられない、という全く聞くに耐えない惨めな状態で（中略）残酷極まる米軍の仕打ちに涙した」と同情的な心境に陥ったことも記している<sup>101</sup>。これに加えて、別の日本人捕虜である関東軍に属していたとされる衰弱した一兵士の看病に奔走し、コダマ自身が体調を大幅に崩した結果、陸軍病院に入院して生死をさまよう事態も経験したとまで叙述されている<sup>102</sup>。

他方で、コダマもニシカワのように自分たちを捕虜同様だと自覚していたことを表す描写もある。前掲コダマ「捕虜と語る」では、別の日本人捕虜が憲兵に反撃したのを目撃したことが記されている。事件の発端は、トイレに連れて行ってほしいとフェンス越しに頼んだ捕虜を憲兵が無視したところ、捕虜がフェンスへ向かい立ち小便を始めた。憲兵は怒り、フェンス越しに棍棒を差し込んだが、捕虜はそれをつかんで逆に憲兵の腕を捻り上げた。これを見ていたコダマは、「ガードは悲鳴こそ上げなかったが震え上がった寸劇を目前にして胸のすく思いがしました」と記している<sup>103</sup>。

このような戦争捕虜と日系人抑留者の心理的な同調は、管理側の特に恐れるところであったと考えられる。そこで、抑留者と捕虜が収容されている者同士として、共通認識を持つに到った様子を見てみたい。

#### （４）日本人捕虜への日系人抑留者の同調

1944年4月5日付のスピルナー所長による中部太平洋陸軍憲兵局本部への報告書から、日系人抑留者が日本人捕虜に同調した行動の記録を取り上げる。「捕虜の騒動」(Prisoners of War Disorder) と題された報告書の内容は、日本人捕虜3人が終礼の国旗降納の際にアメリカ国旗に向かって不敬な態度を取ったため、罰されたことが契機となって起きた小さな騒動の経緯である。ここで注目すべきは、騒動に乗じた日本人捕虜に憲兵が石を投げたところ、日系人抑留者たちが憲兵に対して騒ぎ立てたという部分である。

スピルナーの報告内容を簡単に追うと、それは、1944年4月3日午後5時、終礼の際に3人の日本人捕虜がアメリカ国旗に向かって石を投げる行動を取ったことに始まる。報告書によれば、それ以前にスピルナーは、通訳を通じて捕虜隊長に一日の終了時には整列して臨むことを要求する旨伝えていた。その指示に反したとして、騒動を起こしたこの3人

は他の捕虜から離されて重営倉に入るように促された。しかし、ほかの 25 人の日本人捕虜がこの 3 人に続いて重営倉に向かいそうになったため、スピルナーたちはこれを制止して説明をしようとしたが、一時は暴動が起きそうな雰囲気 (rioting mood) となる混乱の様子が描写されている。その後、捕虜たちはそれぞれ充てがわれた場所に戻ったが、一度は沈静化したかのようにみえた混乱の続きが報告内容に記されている。

そして報告者 (スピルナー) と (移民局から来ていた) スプリングー少佐がその場を去った後に、一人の捕虜アズマ・マサシが、公然と見張りの憲兵の前で立ち小便を始めた。サントーリ憲兵はやめるようにその捕虜に命令したが、その捕虜は見張りの兵に対して何の関心も払わなかった。そこで (別の) 憲兵がその捕虜の注意を引くために小石を拾って投げつけると、二世抑留者たちが憲兵に向かってやじったり、がやがやと騒ぎ立てたりした。報告者は、ほかの憲兵から捕虜収容区域で問題が起きそうな (不穏な) 気配があるので調査したいと聞いていた (中略)。

その後、二世抑留者に騒いだことについて説明を求めたが、きちんと説明できずに、憲兵が石を日本人捕虜に当てようとしていたと思った、とだけようやく答えた。

報告者 S. H. スピルナー大尉 [筆者訳・括弧内筆者]<sup>104</sup>。

この資料からは、言葉が通じず、またアメリカに対して敵愾心を持った日本人捕虜の扱いに対して抑留所所長であるスピルナーが困惑していた様子がうかがえる。しかし、それ以上に注目すべきは、一日の終礼は捕虜と抑留者が合同で行うことがあり、人数は不明なもの、その場に居合わせた二世抑留者が捕虜の身の安全を危惧して騒いだことが事件の一部とみなされていたことである。ここから、管理側が恐れたのは捕虜の暴動だけでなく、それに乗じる可能性のある日系人抑留者だったことがわかる。また、こうした事件は陸軍憲兵局本部への報告となる重要なものでもあった。

以上、戦争捕虜収容を兼ねた抑留所管理の状況を整理してみた。そこからは、管理側による抑留者への捕虜の世話の要請が頻繁にあり、抑留者が大人数の捕虜の食事を作る仕事に取り込まれながら、大きな負担を感じていく過程などがみてとれた。また、帰米二世抑留者がこのような使役を受けて、所内の円滑な運営を維持しようとする立場と軍部に反感を抱く立場の間を行き来する存在であったことがうかがわれる。つまり、日系人抑留者の



感じた負担と日本人捕虜による影響は同時進行で進んでいたとも言え、それはともすると、不満として捕虜と同調する反米的な行動に出ると管理側は恐れていた。次節では、こうした状況を踏まえて、ホノウリウリ抑留所における「継続期」がいかに終わりを告げたのかみていくこととする。

## 第5節 日系人抑留者の抵抗のかたち

### (1) 戒厳令撤廃とホノウリウリの変化

最後となるこの節では、これまでみてきた日系人抑留者が抱いた軍当局への不信感や不満などがより強い「抵抗」として表明されていく過程を追いながら、軍政府が戒厳令撤廃を迎え、一旦全ての二世抑留者をホノウリウリ抑留所から出所させた背景に迫ってみたい。この出所は、釈放される者とカリフォルニア州チューリレーク隔離収容所に送られる者の二組にわけて処理したという意味である。この時の二世抑留者のチューリレーク隔離収容所への移送については、オキヒロ (1991) やシャイバーほか (2009) の研究で言及されてきたものの<sup>105</sup>、彼らの釈放を含めた詳細は明らかにされていない。では、なぜハワイ軍政府が、戒厳令撤廃前に二世抑留者をホノウリウリ抑留所から釈放しようとしたのであろうか。その理由は、戒厳令によりアメリカ市民にも適用された「国家の安全を脅かす危険人物」を拘束する権限がなくなるからである<sup>106</sup>。

実際に軍政府が二世抑留者の釈放と本土移送を行なったことは、抑留人数の減少で確認できる。序章で示したグラフ [図表 0-2] (p. 19) をみると、1944 年 11 月に急下降している。この詳細は、ホノウリウリ抑留所の出入者が記録された「累積月報」には、1944 年 10 月の釈放者数 (仮釈放 25 人、釈放 12 人) とみられる。その一方で、釈放されなかった二世抑留者 67 人は、戒厳令撤廃後の 11 月 8 日にチューリレーク隔離収容所に「強制排除処分」(evacuation)として移送されたことも記録されている (第 1 回目)<sup>107</sup>。

なお、1945 年 7 月 5 日にも、同様に 6 人が同所に移送されているが (第 2 回目)、本論ではこの第 1 回目と 2 回目のそれぞれのチューリレーク隔離収容所への移送を区別する。この 2 回目の強制排除処分については、第 4 章で詳しく述べることとし、ここではこの第 1 回目の移送までの過程に注目したい。

ここでまず、チューリレーク隔離収容所について述べておく。アメリカ本土の戦時強制収容の研究においては、その他の抑留所から「不忠誠」とされた日系人抑留者 (しばしば「ノーノー」と呼ばれる) を再隔離した収容所として知られている。1943 年 2 月に陸軍省

と戦時転住局（WRA）は本土の日系人収容施設で忠誠登録と呼ばれる選別を行なった。そのうちの第 27 の従軍の意志を問う質問と、と第 28 のアメリカ大統領に忠誠を誓う質問に対する抑留者たちの「イエス」か「ノー」との回答により選別した。村川(2007)の研究によれば、同年 8 月から 9 月にかけてこれらの質問に「ノーノー」と答えた抑留者たちを、司法省が「自主的」な隔離政策としてチューリレークに移動させた<sup>108</sup>。さらに村川 (2007) は、同省が市民権放棄法を 1944 年 7 月に成立させた後に、この収容所からは日本送還を射程に多くの市民権放棄希望者が申請を行ったと指摘している<sup>109</sup>。

さて、このホノウリウリからチューリレークに移送された 67 人の二世抑留者について注目すると、67 という人数は、移送前日の 1944 年 11 月 7 日付「抑留所日誌」にみる抑留者数が 139 人であることから<sup>110</sup>、当時の抑留者全体の約半数（48%）になる。さらに、67 人のうちの 32 人は、第 4 節で述べた 1944 年 3 月 21 日に視察で訪れたオルソン副領事へ日本送還の希望を伝えていた抑留者である。この日本送還希望者と本土移送者については、別の資料から補足的に参照するしかない。そこで、「ハワイの内部保安管理」(Wartime Security Controls in Hawaii, 1941-1945: General History Survey)と題された文書を取り上げた。これは軍政府長官局の後身となった内部保安局（OIS, 第 4 章にて後述）が、戦時下の政策を振り返る「内部保安局史」として残したものである。この資料は詳細さに欠けるものの、上記の視察時、オルソン副領事たちに日系人抑留者より日本送還希望の嘆願書が提出され、これ以降、日本送還を見据えた本土移送が検討され始めたと記されている<sup>111</sup>。その後、同年 9 月以降に、34 人に達していた日本送還申請書を提出したこれらの抑留者は、チューリレークに移送されることになったと書かれている<sup>112</sup>。少なくともハワイ軍政府内ではこの時に日本送還を前提とした本土移送の人選が始まっていたようである。

このようにみえてくると、戒厳令撤廃により、日系人抑留者の収容形態に変化が訪れ、二世抑留者は釈放と本土移送とに振り分けられた様子がわかる。この 34 人の日本送還希望以外の二世抑留者の選択を含めて、以降では、この時期の帰米二世抑留者の行動をみてみたい。

## （2）語学兵へのリクルートと釈放の境界線

ここでは、戒厳令撤廃に向けて日系二世抑留者をホノウリウリ抑留所から従軍させるといふ形の釈放が検討されたことにも注目する。一人目に取り上げるべき事例は、再びジャック・タサカである。彼は 1914 年 8 月 14 日にハワイに生まれ、4 歳の時に両親とともに

広島市へ赴き、大学予科に入学したが卒業はせずに1937年、ハワイへ戻った背景を持つ。タサカもホノルル市で英語を学びながら日本語教師として生計を立てていたが、開戦後、1943年4月3日から1944年9月3日まで抑留された<sup>113</sup>。

すでに一部を引用したタサカの2003年のインタビューでは、抑留中に陸軍情報部語学兵(Military Intelligent Service)に勧誘されたことも語られている。タサカによれば、普段、所内では捕虜との会話を一切禁じられていたにも関わらず、彼を含む日系人抑留者7から8人が軍当局に呼ばれて、日本軍の非戦闘員であった朝鮮人捕虜の尋問をホノウリウリに来た語学兵の後に行ったという。その後しばらくして、サイパンから来た捕虜の尋問と調書取りも手伝わされたと言われる<sup>114</sup>。さらにその後、所内の憲兵のオフィスに呼ばれたタサカたちは、陸軍情報部に語学兵として従軍することと引き換えに釈放する旨を申し渡された。しかし、タサカたちは従軍の条件として少佐(Major)の階級を要求して交渉を続け、結局、情報部はそれを受け入れず、タサカたちも全員が抑留所に留まった。この陸軍との交渉についてタサカは、1942年4月にミネソタ州サヴェージ基地にあった語学兵を養成する情報部語学学校が拡大されたため、ホノウリウリにいたような帰米二世抑留者、特に日本語教師であった者の語学力が求められていたと分析した上で、当時の心境を語っている<sup>115</sup>。

1年間ああいうところに、入れられて、苦しめられてね、もう、出ようと思わないよ。クソでも食らえ、、、思っ、(中略)なに、いまさらね ask (頼む) するか。なぜ、初めからね、兵隊にとって、draft (徴兵) して training (訓練) してね、ちゃんと、(して) くれりゃ、、、(中略)。もう、intern (抑留) しておいて、anti-American, anti... pro-Japanese (反米の、日本支持の) 入れといて、いまさらね、、、ちょっと、虫がよすぎる。[筆者下線・括弧内加筆]<sup>116</sup>。

抑留者でありながらも、戦争捕虜の調書を取ることができるとわかれば従軍を勧める軍部に対して、「虫がよすぎる」(下線)と感じたタサカの不愉快さが伝わる。また、「いまさら」(下線)という表現については、タサカが1980年の回顧録で自身について、1940年10月に徴兵検査を受けたものの、体格が理由で不合格となった経緯を「私は体格が貧弱なのでホノウリウリ部隊に入れられた」と自嘲気味に書いている心情とも関係しているものと思われる<sup>117</sup>。

このように軍部は帰米二世抑留者を都合よく利用し、さらに利用価値があるとすれば、従軍するという形の釈放も選択できるようにさせた<sup>118</sup>。しかしながら、軍部への強い不信感を抱いたタサカたち数名の帰米二世抑留者は、将校クラスの待遇でなければ従軍しないという抵抗表現を示していたようである。

また、先述の通りタサカは1944年9月に仮釈放となっているが、他の日系人抑留者が従軍という形の釈放を拒んだことについて彼なりの見解を述べている。タサカは、抑留者たちにとって徴兵されるということは「ダブルパンチ」であっただろうと表現した<sup>119</sup>。つまり、2年以上も抑留された挙句に、21ドルで語学兵として陸軍に雇われるのは彼らにとっては二重の意味で嫌だったはずだと分析した。

二人目の事例は、第2章で参照したウラタである。1988年のウラタの回顧録によれば、彼が抑留されたのは、1943年4月頃の大学入学直前に、ホノルル市内の太平洋学院で授業を受けていた時のことであった<sup>120</sup>。ウラタは戒厳令撤廃まで釈放を拒みチューリレーク隔離収容所へ移送された67人の一人である。2008年のインタビューで釈放拒否した理由について、家族がいる抑留者はその選択をしにくかった、と断りながら、その心境を日本語で語っている<sup>121</sup>。

釈放されると陸軍情報部に語学兵として徴兵され、戦場に送られる恐怖がありました。また実際にそのような人もいました。(中略)日本で教育を受けたというだけで犯罪人扱いされて無理矢理入れられ、今度は(ホノウリウリを)閉めるから出る、というのはあまりに勝手だとも思いました [筆者下線・括弧内筆者]<sup>122</sup>。

まず、ウラタの釈放拒否には徴兵を逃れるためという明白な理由のあったことが語られている。また「あまりに勝手」(下線)という言葉には、先述したタサカの「いまさら、、、虫がよすぎる」に共通する、軍部の都合で扱いが変更されることに対する怒りが表れている<sup>123</sup>。

他方、ウラタの釈放拒否については、先述した1944年3月21日の視察団に日本送還申請をしていた一人のため、別の視点からも探ることができる。移民局のスプリングー宛てに申請された複数の嘆願書のうち、ウラタの希望理由は、「日本とアメリカの二重国籍者であるが裁判もされず、“忠誠なアメリカ市民ではない”と軍当局に強制収容された後には、アメリカに住むつもりなどは全くない」[筆者訳]という強い主張がある<sup>124</sup>。ここでウラタ

は、「アメリカ人として否定されたこと」を問題としているのであり、日本へ行こうとするほどアメリカという国家に失望していたことになる。

以上のタサカとウラタの証言から、おそらく当時の戦局からして捕虜を尋問するための通訳兵が必要であり、彼らは抑留中でありながらも語学兵に登用されるような身分に置かれていたことがわかる。しかし、それぞれ表現は違うものの、抑留所から従軍することは二人とも避けたかったようである。それは、徴兵検査に不合格となり、あるいは抑留され、「アメリカ市民」として扱われていないと自覚しつつ過ごした抑留生活の後に、都合よく軍部に使われることに対する拒否、また戦場に行くのを避けたかった気持ちもみられる。これらは、彼らが翻弄された果ての抵抗表現であり自己表明だったとも言える<sup>125</sup>。

### (3) 戒厳令撤廃と釈放拒否による強制排除処分

最後となるこの項では、ホノウリウリ抑留所からチューリレーク隔離収容所へ強制排除処分として移送された67人の抑留者の選定過程と、釈放拒否との関係を可能な限り明らかにしたい。

それには、予定されていた本土移送が直前で取りやめになったコダマを事例として、陸軍資料と回顧録からその経緯をみてみたい。まず、1944年10月のホノウリウリ抑留所の「累積月報」に含まれるチューリレーク隔離収容所への「移送予定者名簿」を確認すると、この時点では70人が予定されていたことがわかる<sup>126</sup>。一方、これまでも述べたように、同年11月8日の「抑留所日誌」における実際の移送人数は67人であり<sup>127</sup>、また別に「本土移送者名簿」も添付されている。これらを比べると、コダマを含めた3人が予定者から除外されていることがわかる。

コダマの回顧録ではこれについて、戒厳令を撤廃する予定が抑留者にも知らされ、コダマも2回にわたり審問会を受けたことを「最後の篩<sup>ふるい</sup>にかける聴問<sup>ま</sup>会が始まりました。そのヒアリングを受けた後どんどん出所する人が多くなりました」と述べている<sup>128</sup>。その審問会では、釈放のための書類にサインをするように指示したFBIに対し、コダマは「私を監禁した時、戦争が終わるまで監禁する、ということになっているから終戦までここに居ます」と釈放を拒否したという<sup>129</sup>。さらにその後、彼らを本土移送することが告知され、その翌日には本土移送が実行される予定であったが延期された。その間には、移民局、抑留者、また抑留者の家族の間で交渉が行なわれたが、移民局へ抗議に出向いた家族のなかにはコダマの妻も含まれ、民間防衛隊に所属する妻の義兄を保証人とすると申し出た後に、

コダマは仮釈放された。一方、他の者は本土へ移送されたという<sup>130</sup>。なお、「移民局」と書かれているのは、敵性外国人処理センターを指すと思われる。

一方で、この頃、同センターのスプリングー宛に抑留者から出された嘆願書が資料として残っている。そのうち、コダマの手紙は本土移送の中止を嘆願する内容である。1944年10月24日付の手紙には、「できればもう一度、審問を受けさせてください。その時は、市民 (citizen) としてできる限りの協力をします」〔筆者訳〕と書かれている<sup>131</sup>。この時、同様の嘆願書を出した13人の抑留者は、弁護士に相談する、あるいは妻や家族とともに移送を希望する旨を述べている<sup>132</sup>。この嘆願書の差出人を見ながら、先述の「本土移送者名簿」と「移送予定者名簿」とを照らし合わせると、嘆願書の差出人のなかにはコダマを含めて本土移送の取りやめとなった者が3人いるため<sup>133</sup>、嘆願が認められていたことがわかる。こうして、ホノウリウリ抑留所からの釈放を拒否しつつも、本土移送が決まったことで、釈放を受け入れた抑留者もいたようである。

以上、帰米二世抑留者たちが戒厳令撤廃により大きな影響を受け、また翻弄された経緯を概観してきた。彼らの釈放拒否という抵抗の形には、ハワイで抑留生活を継続する、でなければ、ハワイから強制排除されても釈放拒否を貫くという選択肢しかなかったとはいえ、複数の意味が読み取れる。一つは、アメリカ市民であるのに強制収容されたことを不当であると考えていたことである。それは、都合よく言い渡された釈放を受け入れてしまえば、国家による「理不尽さ」を認めてしまうという主張にみることができる。さらには、陸軍情報部に都合よく使われることを見越し、また戦場に行く恐怖も後押しして、語学兵にはなりたくないとする帰米二世もいた。対して軍当局は、戒厳令撤廃に向けて二世抑留者を所内に留めず、従軍させてしまおうという方策を用意していた様子もみられる。このように強制収容の「継続期」終了に向かい、帰米二世抑留者をめぐり従軍か抑留継続か、あるいは日本送還を想定とした本土移送かハワイでの釈放か、などの複数の境界線があったことが見出せる。それほどこの戒厳令撤廃による二世抑留者の「整理」は、軍当局にとって簡単なものではなかったことが確認できた。

## 小括

本章では、ホノウリウリ抑留所／収容所が中部太平洋軍管区における連合軍の捕虜移送の中継地点としての役割を強く帯びて行く1943年後半から1944年を中心に、時には日系人抑留者の大多数を帰米二世抑留者が占めていたことを踏まえて、日本人捕虜と「接触」

した事例からうかがえる帰米二世の抑留状況中心にハワイ戦時強制収容の「継続期」を検証した。さらに、これまで言及されていなかった戒厳令撤廃前後の同所の状況を整理するため、軍当局の進めた釈放を帰米二世抑留者が拒否をした状況とそれに関連する彼らの処遇を探った。

その結果、日系人抑留者が抑留されて以来抱いていた軍部への不満や怒りが戒厳令撤廃時には集団による釈放拒否という抵抗表現へと繋がったことと、同所が捕虜収容所としての役割をより強く帯びていく過程との間には明らかな連動がみられた。特に、日本軍の捕虜の世話や尋問を手伝わされた帰米二世抑留者の反応や態度にみられるこれらの抵抗表現は、連合軍有利の戦局にともない同所に移送された捕虜の増加と関係していた。具体的な事例として、まだ捕虜が少数だった1943年10月頃は、食事の世話をする日系人抑留者の方から近づいていたものが、1944年3月には多数となった捕虜の世話に対する不満を表明している。

先行研究では、軍当局の帰米二世に対する偏見が指摘されてきたが、本論ではこれに加えて、彼らの取り扱いは捕虜収容所の円滑な運営に利用されるなど、その時々状況に左右されていたことにも注目したい。つまり、抑留して自由を奪うことにより帰米二世を抑圧するだけでなく、軍部は彼らを、時には非公式でありながらも積極的に利用することを怠らなかった。帰米二世抑留者たちの抵抗の形が現れたのは、このような管理側の扱いにも関連していたと考えられる。

さらに本論では、この釈放拒否の背景を明らかにしようと分析を試みた。その要因には、長期的な抑留生活による不満が増殖したこと、また捕虜同然のように抑留され、「アメリカ人」として正當に扱われないことに対する国家への反発、また陸軍情報部の語学兵として従軍させられる警戒心、そして実際の日本送還希望者などがみられた。さらには、この釈放拒否によりチューリレーク隔離収容所へ強制排除された二世抑留者がこの時の収容人数の約半数にも上ったことを明らかにした。これが、戒厳令撤廃を控えた同所の縮小化に際してみられた動きである。

こうした、帰米二世抑留者の表明にみられるアメリカ国家に対する失望は、軍部からすればアメリカに不忠誠であるように見え、このような処分を行うに到ったと思われる。この一連の動きは、「継続期」の当初は帰米二世を「危険」だとして釈放を躊躇していたものが、戒厳令撤廃に向けて彼らを釈放しようとしたにもかかわらず、結局は抑留者の約半数をチューリレーク隔離収容所に移送せざるを得なかったという、強制収容の方針の一貫

性のなさを露呈させたと言える。

さらに、ホノウリウリ抑留所／収容所には、1944年から戦争捕虜のみならず、戦争避難民も移送されて来ていたことを示した。こうした管理側が常に捕虜などの一時収容への対応を模索せざるを得なかった状況に注目すると、抑留者と捕虜を区別して隔てながらも、両者が隣接した環境を形成してしまっていたこと、また普段は両者の「接触」を禁じていても、食堂長などの役職にある抑留者に捕虜の世話役にさせ、双方が管理される手法が取られていたことが読み取れた。

それは、管理側が戦闘で疲弊した捕虜、とりわけ日本軍の捕虜の受け入れに対し、ハンガーストライキなどの取り扱いで難儀を要し、時には言語の壁と敵愾心から暴動が起きてもおかしくない混乱がみられたことから確認できる。このように、一部の日系人抑留者が所内の秩序を維持する立場に立たされたことは、管理する側とされる側という「二極対立」の構造では捉えられないホノウリウリ抑留所／収容所の運営状態をうかがわせるものである。

以上のように日系人抑留者の強制収容に対する不満や怒りなどの感情が様々に表明され、なおかつ彼らが抑留所／収容所運営に組み込まれていたことに注目すると、先行研究で示されてきた陸軍の抑圧下であり、不自由な抑留生活を送るだけの抑留者とは異なる姿がみえてくる。またそれは、反米的、あるいは親日的、忠誠や不忠誠などという単純な分類には収まりきらない、アメリカという国家に対して怒りを抱きながらも、やむなく抑留所運営に動員されて行く日系人抑留者の姿であり、時には抗議や交渉をとまなう自己表現の方法を持った姿でもある。

ハワイ戦時強制収容における「継続期」の日系人抑留者の集団生活は、戒厳令撤廃により釈放される者と、釈放を拒み強制排除される者との分離により終焉を迎えたものの、軍部が規定した抑留者を拘束する抑留所機能が崩れかけていく兆しがみえる。こうした視点に立つ時、ホノウリウリ抑留所／収容所が帰米二世の抑留と捕虜収容をめぐり、双方の均衡を保ちながら運営されていたという側面は決して小さくはない。つまり、この「継続期」は、軍政府が帰米二世を拘束してしまうことで表面的には安定していたものの、捕虜との接触の影響もあり、抑留者の内面的な矛盾を拡大させていきながら、戒厳令撤廃とともに終結したことになる。



- 
- <sup>1</sup> Rosenfeld, A. “Honouliuli (detention facility), Densho, Encyclopedia, 2011b, <<http://encyclopedia.densho.org/Honouliuli>> (Retrieved 20 September 2016).
- <sup>2</sup> 「陸軍憲兵史」にもとづき 1944 年 11 月に戦争捕虜関係を統括する部局がハワイを含む太平洋中央軍管区 (the Central Pacific Area) に新設されたことは第 2 章で述べたが、この部局は捕虜の移送を担った。History of Provost Martial : Office of the Chief of Military Ministry Special Staff, Ch. 4, p.11, JCCH.
- <sup>3</sup> ハワイ大学ウエストオアフ校の研究者が 2014 年に出版したホノウリウリ抑留所／収容所の研究成果は、近年における急速な研究の発展といえる。しかし、日系人女性、沖縄系アメリカ人、ドイツ系アメリカ人、宗教関係者などのグループ別に抑留者を研究した傾向が強く、「マジョリティ」であった日系人男性抑留者は新たな研究対象にされていない。
- <sup>4</sup> Okihiro, Y. G., *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*, (Temple University Press, 1991), pp.246-248.
- <sup>5</sup> Ibid. またオキヒロはこのような思想の対立が暴力事件に及んだことを簡潔に言及しているが、この事例は戒厳令撤廃以降のことであるため第 4 章で改めて議論する。
- <sup>6</sup> Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II* (University of Washington Press, 2003), p.85.
- <sup>7</sup> Ibid.
- <sup>8</sup> Scheiber, N. H, J. L. Scheiber & Benjamin Jones (hereafter Shieber et al.) 2009, Hawaii’s Kibei Under Martial Law: A Hidden Chapter in the History of World War II, *Western Legal History* (22) Nov.1 & 2, pp. 1-102.
- <sup>9</sup> Ibid., p. 100. 原文は “sole prerogative of commanders.”
- <sup>10</sup> 山倉明弘「日米戦時中のハワイ日系人社会：軍政府当局の封じ込め政策と日系社会の反応」『史学』, Vol. 69, No.1, (1999.8), pp.51-78, 三田史学会; 山倉明弘『市民的自由：アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』(彩流社, 2011 年), pp.91-95.
- <sup>11</sup> 鈴木啓「帰米二世と呼ばれた人たち」後藤明、松原好次、塩谷亨編『ハワイ研究への招待—フィールドワークから見える新しいハワイ像』(関西学院大学出版, 2004 年), pp. 201-213.
- <sup>12</sup> 前原絹子「To Okinawa and Back Again: ハワイの沖縄系帰米二世のライフストーリー」『移民研究』(2), 2006, pp. 23-42, 琉球大学移民研究センター.
- <sup>13</sup> 金城宏幸「終わりなき同化と異化のはざまに—ウチナーンチュ・コミュニティと帰米二世の言語文化—」『移民研究年報』(12), 2006-03, pp.89-107, 日本移民学会.
- <sup>14</sup> なお、帰米二世に関してはこれまで本土の強制収容をめぐる研究においてかなりの蓄積がある。特に、文学や美術にその内面を発露してきた帰米二世の研究が多数みられる。また後述するが、アメリカ本土の収容施設で行われた忠誠登録においてアメリカに忠誠を誓わなかった「ノーノー・ボーイ」の核をなすものとしても帰米二世が取り上げられてきた。本章の目的は、アメリカ本土とハワイの帰米二世抑留者を比べるものではないが、両者の比較的分析は、今後の研究課題とも言える。
- <sup>15</sup> Krammer, A., “Japanese Prisoners of War in America,” *Pacific Historical Review* (52), No. 1, (Feb. 1983), pp.69-70.
- <sup>16</sup> 秦郁彦『日本人捕虜—白村江からシベリア抑留まで—上・下』原書房, 1998 年. 日本人捕虜のハワイでの収容体験は、イロコア・ポイント捕虜収容所内における当事者の回顧録などが多く見られる。例えば、オーティス・ケーリの回顧録『日本開眼』(法政大学出版局, 1952 年) を参照されたい。
- <sup>17</sup> Falgout, S., “Honouliuli’s POWs: Making Connections, Generating Changes”, In *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II, Honouliuli Internment and POW Camp in Hawaii, Social Process in Hawaii, volume 45*, (eds.) Suzanne Falgout &

---

Linda Nishigaya, (University of Hawaii Press, 2014) (hereafter *Social Process in Hawaii (45)*), pp.109-147.

- <sup>18</sup> Ibid.ただし、ファウルガウトは日系人が戦後に日本人捕虜の市街地での労働を監督させられた事例は紹介している。
- <sup>19</sup> なお、太平洋戦争集結前後におけるホノウリウリでの捕虜収容に関しては、チネン(2014)による沖縄戦で捕虜となった人びとの収容(1945年6月から9月頃まで)の研究がみられるが、本論では1944年11月までの状況に注目するものであるため参照しない。Chinen, J. N., “Transnational Identities, Communities, and the Experiences of Okinawan Internees and Prisoners of War,” In *Social Process in Hawaii (45)*, (2014), pp.148-172.
- <sup>20</sup> Office of the Internal Security “Wartime Security Controls in Hawaii: 1941-1945, A General Historical Survey,” (1945), Part Four III, In Robert Charlwood Richardson papers, [Box no.25], Hoover Institution Archives (hereafter, Office of the Internal Security (1945)).  
リチャードソンに関連した資料の一環としてフーバー・インスティテューションに収められている。なお、「アメリカ市民権を持つ」は、原文から直訳。
- <sup>21</sup> “Honouliuli Morning Report,” RG 494, Entry 22, Box 157, NARA II. 序章で示したものと同じ資料である。
- <sup>22</sup> 『ハワイ日本人移民史』(ハワイ日本人移民史刊行実行委員会編, 1964年), pp. 339-341.
- <sup>23</sup> 厳密に言えば、帰米二世と二重国籍は必ずしも同じ人物に当てはまらないことがある。親の意向により二重国籍であっても日本に行かずにハワイで成人した二世も存在したはずである。ところが、陸軍資料には二重国籍者 (Dual Citizen) という代名詞が帰米二世を指す言葉として多用されている。
- <sup>24</sup> この当時は少佐である。
- <sup>25</sup> 原資料では一世は alien, 二世は citizen と分類されている。
- <sup>26</sup> またこれを取りまとめたものを、リチャードソンから陸軍省次官補ジョン・マクロイに報告していた資料もみられる。1943年11月10日では、217人の抑留者のうち160人が二世抑留者だとされる。R.C. Richardson. Jr. Lit. Gen. U.S. Army, Commanding to J. McCloy, Assistant Secretary of War, War Department, 10 November 1943, JIRE, Folder 417, JCCH.
- <sup>27</sup> オーラルヒストリーにおいても、自身も帰米二世であり、同所で約一年半を過ごしたジャック・タサカ(田坂養民)は、彼が知る範囲のホノルルの帰米二世は大抵が抑留され、特に沖縄系の10代から20代が多かったと証言している(田坂養民.インタビュー, (2011.8.11), 鈴木啓による, ホノルル, [オーディオ]) .
- <sup>28</sup> Office of the Chief of Military History, Special Staff, U.S. Army, United States Army Forces Middle Pacific and Predecessor Commands During World War II, 7 December 1941-2 September 1945, History of Provost Marshal Office, v.24, pt.2. Chapter 9, p.20. JIRHE [bulk], p.181, JCCH.
- <sup>29</sup> Schieber, et. al (2009), op. cit., pp. 41-45.
- <sup>30</sup> Ibid.
- <sup>31</sup> Ibid. シャイバーほかは、これは今日使われる犯罪者のプロファイリングをする手法のように、帰米二世を危険だと肯定する内容だと見解を述べる。
- <sup>32</sup> Major Inf., L. Springer OMG to Colonel Morrison, Executive, “Analysis of Ninety-one (91) Kibei Cases,” 7 December 1943, “Interned American Citizens of Japanese Ancestry” 31 December 1943, “Kibei Reports,” RG 494, Entry 11, Box 38, NARA II.
- <sup>33</sup> Ibid.
- <sup>34</sup> Ibid.
- <sup>35</sup> Ibid.
- <sup>36</sup> ただし、陸軍資料のなかにサイパンなどで捕虜となった人びとのなかには、日本兵の一員として従軍し、沖縄出身者に多い苗字 (Higa など) は確認できる。沖縄戦で捕虜となりハワイへ移送された人びとに関してはまだ研究の浅い分野であるが、国内では以下の

---

研究がある。仲程昌徳「ハワイに送られた捕虜たち—新聞二紙に見られる捕虜関係記事紹介—」『躍動する沖縄系移民—ブラジル、ハワイを中心に 琉球大学 人の移動と 21 世紀のグローバル社会』(彩流社, 2013 年); 島袋貞治『奔流の彼方へ—戦後 70 年沖縄秘史』新報新書[7], (琉球新報社, 2016 年).

- <sup>37</sup> Falgout (2014), op. cit., p. 117. アメリカ中部太平洋陸軍は (US Army Forces in Central Pacific Area, USAFICPA) 1943 年 8 月に中部太平洋地域に設置された。
- <sup>38</sup> Office of the Chief of Military Ministry Special Staff, Chapter 6, op. cit., p. 181. 「陸軍憲兵局史」に最初にみられるハワイへの日本人捕虜移送の記述は、1942 年 6 月にミッドウェイ海戦で空母赤城より引き上げられた 37 人の捕虜に関するものである。
- <sup>39</sup> Office of the Chief of Military Ministry Special Staff, Chapter 4, op. cit., p. 11, JCCH.
- <sup>40</sup> イタリア人捕虜に関しては、太平洋戦線外の北アフリカ・ジブラルタル海峡周辺から移送されてきている。また、当時のアメリカ軍捕虜の登録では、沖縄人と日本人が分けられている。
- <sup>41</sup> Falgout, op. cit., p. 117. 一方で秦 (1998) は、陸軍憲兵局の資料から、ハワイへ送られた日本人捕虜は推計 3,800 人としているために人数の一致はみない。秦 (1998), 前掲書, p.53.
- <sup>42</sup> 秦, 同前, p.530.
- <sup>43</sup> ケーリ (1952), 前掲書, p. 62. ケーリは小樽出身の語学将校だった。ハワイ着任後、占領軍に加わり東京へも滞在した。後に同志社大学教授となる。なお、ケーリの回顧録はウィットに満ちた堪能な日本語で書かれている。
- <sup>44</sup> ケーリはこの後にハワイへ移送される沖縄人捕虜については言及せず、この時点での日本人捕虜の移送の一旦終了を述べている。
- <sup>45</sup> 同前書, pp.161-163. この回顧録には原子爆弾投下による戦争終結を知った日本人捕虜の気持ちが荒廃し、その空気のなかでイロコア・ポイント収容所が閉鎖されたこと、また終戦からちょうど一月後に山の収容所 (ホノウリウリの意) に移動した二人の捕虜を訪ねた経緯が書かれる。したがって、1945 年 9 月 15 日までにイロコア・ポイント収容所が閉鎖されていたのであろう。
- <sup>46</sup> “Daily Honouliuli Physical Check,” RG 494, Entry 25, Box 335 & Entry 22, Box 157, NARA II.
- <sup>47</sup> Herbert Wechsler Assistant Attorney General to John McCloy Assistant Secretary of War, Washington D.C., 14 October 1944, RG 494, Entry 22, Box 153, NARA II.
- <sup>48</sup> 拘束場所は、マーシャル諸島ナム環礁、エボン環礁、ウォッチェ島とされている。
- <sup>49</sup> Herbert Wechsler, op. cit., NARA II.
- <sup>50</sup> Honouliuli Daily Check, RG 494, Entry 34, Box 346, NARA II.
- <sup>51</sup> 『ハワイ報知』1949 年 1 月 1 日。これまでも述べたように、スウェーデンは第二次世界大戦中に日本の利益保護国だったため、日米間の抑留者・戦争捕虜の待遇などの交渉にあっていた。
- <sup>52</sup> 同前。
- <sup>53</sup> 浜垣容二『B29 に乗った少年—サイパン玉砕の陰に—』(1998, 中央公論社).
- <sup>54</sup> 前同. なお、バレーボールをしようと声をかけて来たのは帰米二世と記憶されているため、引用する。

昼間、軽い運動をしようと戸外へ出ると、必ず、有刺鉄線越しに男の声がかかった。  
「エニバディ ボール? (誰かバレーボールをしない)」  
日本で教育を受けてきた日系二世の青年たちで、菊子たちは、有刺鉄線をネット代わりにバレーボールに打ち興じた (pp.141-142)。

- <sup>55</sup> L.F. Springer to R. C. Morrison, “Organization and Operation of Internment and Prisoners of War Camp”, 29 December 1944, RG 494, Entry 22, Box 162, NARA II.

- 
- <sup>56</sup> Ibid.
- <sup>57</sup> Ibid.
- <sup>58</sup> 「外務省記録 大東亜戦争関係一件 交戦国敵国人及俘虜取扱振関係一般及諸問題 在敵国本邦人收容所視察報告在米之部 第一巻」(2)「ハワイ抑留所視察報告」、「昭和19 五七三一 平 ストックホルム 四月十一日〇〇、三〇着 重光外務大臣 岡本公使 第二〇二〇號 伯林仲口四月九日〇一、一〇、アジア歴史資料センター REEL No.A-1108, 0023. (以下、「ハワイ抑留所視察報告」)。
- 本論で参照する「オルソン報告」(英文)とは原本は同じ資料(電報)であるが、外務省資料には現存している英文電報としていないものがある。その一方で、JCCHに見られない英文電報の和訳、捕虜の人名リストも外務省記録には存在する。「オルソン報告」は様々なコレクションに収蔵されているが、一括されておらず、複数の収蔵先にある資料を包括的に捉える必要がある。
- <sup>59</sup> この時に収容されていた漁師については、その身柄の拘束までの経緯は確認していないものの、戦闘に巻き込まれたことも十分考えられる。
- <sup>60</sup> 「ハワイ抑留所視察報告」前掲資料, アジア歴史資料センター。
- <sup>61</sup> 同前資料。なお、送付状が付され報告書として処理されたのは1944年4月12日付。
- <sup>62</sup> 同前資料。
- <sup>63</sup> 撮影者ハリー・ロッジの経歴から所蔵先のJCCHでは1945-46年と推定している。
- <sup>64</sup> Burton J., M., Farrell, L., Kaneko, L., Maldoanto & K. Altenhofen, “Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise,” In *Social Process in Hawaii* (45), 2014, op. cit., pp. 50-58.
- <sup>65</sup> この橋というのは、右側の丘の斜面を伝って送水管(aqueduct)が敷設されており、今でも後が残る。
- <sup>66</sup> L.F. Springer to R. C. Morrison, 29 December 1944, op. cit.
- <sup>67</sup> 田坂(1980), 前掲書; Nishikawa(1981), op. cit.
- <sup>68</sup> Tasaka(2003), op. cit. 特に洋服屋(tailor)が抑留所に配置されていた理由は、軍当局で配給する兵隊用のカーキ色のパンツが日系人抑留者には丈が長かったからだと言われる。
- <sup>69</sup> Ibid.
- <sup>70</sup> 田坂(1980), 同前。
- <sup>71</sup> ちなみに、ファウルガウト(2014)の研究では、所内に設けられた歯科医の診療を朝鮮人捕虜(Korean POW)が受けた際に、日系人抑留者が通訳をした事例が簡潔に紹介されている。Falgout(2014), op. cit., p. 119.
- <sup>72</sup> Mess Sergeant を直訳すると「食堂曹長」となり、これは抑留者のまとめ役として選出させた中隊長、大隊長などと同様に軍隊式の役職名を付したものとする。ここでは、食堂長と呼ぶ。
- <sup>73</sup> L. F. Springer to R. C. Morrison, 29 December 1944, op. cit.
- <sup>74</sup> Ibid.
- <sup>75</sup> 秦(1991), 前掲書, [付録1] 俘虜の待遇に関する条約(仮訳)(1929年 ジュネーヴ条約), p.546. (引用においてカタカナは平仮名に変えた)。ジュネーヴ条約については、太平洋戦争下で日本政府は批准していなかった。秦は、開戦後にアメリカ、英連邦諸国の照会に対して「日本の圏内にある俘虜に対しては同条約の規定を準用する」と日本政府が答えたことを連合国は批准と同等のものと解釈されたとする(p.138)。他方、山倉(1991)は、連邦司法省が日本にいるアメリカの捕虜に対する侮辱行為を恐れて同条約の規定を守ろうとしたことを指摘している(pp. 151-152)。
- さらにカシマ(2003)によれば、開戦後にニューメキシコ州陸軍省抑留所ローズバークで起きた強制労働に対して、一世抑留者が帰国直前の日本大使野村吉三郎を通じて司法省に苦情を陳情したことがあった。これを契機に、1942年4月にジュネーヴ条約について配慮をするように司法省からニューメキシコ州の移民局に通達された文書を確認

- している (pp. 196-208)。このような通達が連邦政府からハワイ準州にもされていたのかどうかは、まだ確認できていない。
- <sup>76</sup> 1924年移民法は帰化権のない移民の渡航を禁じたため、アメリカ国籍のあるニシカワには結局影響はなかった。
- <sup>77</sup> 第十九回「帰米二世—西川徹・森田利秋・風間勝美のこと」『ハワイ物語』田坂養民著、鈴木啓編、(マイレ・ブックス、2005年)、pp. 64-65 (放送原稿)。「ハワイ物語」は2004年4月から12月までホノルル市内の日本語ラジオ局 KZOO で毎週日曜日に放送された番組である。ハワイ在住の日系人の戦後の活躍などが詳細に語られる資料である。
- <sup>78</sup> 同前。
- <sup>79</sup> Nishikawa, D. T “hand written papers in Japanese” (1981). AR 18, Box 2, Folder 9, JCCH.
- <sup>80</sup> Ibid.
- <sup>81</sup> Nishikawa (1981), op. cit.
- <sup>82</sup> 豊田穰『ハワイ海戦と南雲中将—豊田穰戦記文学集③—』講談社、(1983, p.349)。なお、このあとがきには、豊田はホノウリウリの所在を確かめに1976年8月に車で訪れたが、ホノウリウリへの入り口はバリケードで封鎖してあったと記している。
- <sup>83</sup> Nishikawa (1981), op. cit. ニシカワの英語でのインタビューの記録は、パッツィ・サイキ (Patsy S. Saiki) が1982年にフィクションを執筆した際のものであり、ともにサイキの収集した資料としてJCCHに所蔵されている。インタビュー記録に日付がないものは、(date unknown: d.u)とする。
- <sup>84</sup> ニシカワがホノウリウリに抑留されてから初めて見た陸軍捕虜であったとされる。彼らは「毎日元気に河原で相撲を取る六人の水夫」の後にホノウリウリに来たと書かれるため、まず海軍の捕虜が移送されていたらしい。
- <sup>85</sup> サイキによるインタビュー(Saiki d.u.)ではこの小屋を“Toyota’s Barrack (トヨタのバラック)”と日系人たちが呼んでいたことが記録されている。AR18, folder 1, “Nishikawa,” JCCH.
- <sup>86</sup> Nishikawa (1981), op. cit.
- <sup>87</sup> しかし、この時の出来事は、前掲サイキによるインタビューでニシカワは部分的に少し違う英語表現で語っている。“Eat, be strong, and work for your country again for it will need you” (食べる、強くなれ、そして君の国が必要とするからそのために再び働け) [筆者訳・斜体] (Saiki d.u.)。文中で引用した「報国」の意味を英語では「君の国のために働け」と使いわけている。
- <sup>88</sup> 例えば、ニシカワが小学校に入学したのは、1913年のことである。1890年10月に「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)が發布され、国民道徳と教育の理念の基礎を国家が示したことにより、その後、太平洋戦争終結まで学校教育を大きく規定したのは周知の事実である。
- <sup>89</sup> Nishikawa (1981), op. cit.
- <sup>90</sup> Ibid.
- <sup>91</sup> Report, from Springer, Louis F. (Major, Inf.,) to Wm. R.C. Morrison Colonel J.A.G.O. Executive, 1944, March, 29, “Visit of Colonel Erick de Lavel, Counselor of the Royal Swedish Legation, Washington, D.C.,” File: Internees & Prisoners of war File No.2 (declassified 1982.6.7). RG 494, Entry 11, Box 39, NARA II. この資料は第3節で参照した「ハワイ抑留所視察報告」(アジア歴史センター所蔵)と同日の視察(同年同月21日)について別報告者が述べているものである。
- <sup>92</sup> 抑留者たちは嘆願書や許可申請はスプリンガーに送っていたようである。
- <sup>93</sup> Report, from Springer, Louis F. (Major, Inf.,) to Wm. R.C. Morrison Colonel J.A.G.O. Executive, 29 March 1944, op. cit.

- 
- <sup>94</sup> Ibid.
- <sup>95</sup> 前掲「ハワイ抑留所視察報告」, 外務省.
- <sup>96</sup> 同前.
- <sup>97</sup> 同前.
- <sup>98</sup> 児玉, 前掲書, 1981年7月5日.
- <sup>99</sup> 児玉, 前掲書, 1981年6月20日.
- <sup>100</sup> 同前.
- <sup>101</sup> 同前.
- <sup>102</sup> 同前.
- <sup>103</sup> この事件は面会日に起きたらしい。児玉はこの記事を執筆した1981年でも、その時に事件をとともに目撃した妻と思い出して話題にすることがあると記している。
- <sup>104</sup> Spillner to Provost Marshal, Central Pacific Area, “Prisoners of War disorder”, 5 April 1944, RG 494, Entry 22, Box 158, NARA II. 結局、陸軍情報部の通訳を通じて何が問題かを日本語で日本人捕虜に伝えることにより、一定の理解が得られて事態は収束したと報告書には書かれる。
- <sup>105</sup> Okihiro (1991), *op. cit.*, p. 268; Scheiber et al. (2009), p. 72.
- <sup>106</sup> なお、戒厳令が撤廃されても「敵性外国人」であった日本人(一世)はそのまま抑留が可能であったため、懸案事項は二世抑留者であったはずである。
- <sup>107</sup> PM Cumulative Report 1944 1945, RG 494, Entry 22, Box 158, NARA II. ハワイ軍政府への報告用に毎月初日に抑留者のリストが作られていたようである。したがって、便宜的に「月報」として扱う。
- <sup>108</sup> 村川庸子『境界線上の市民権—日米戦争と日系アメリカ人』(御茶ノ水書房, 2007年), pp. 194-219. トューリレーク隔離収容所には7,308人が収容されたが、市民権放棄希望者は94.52%となった。
- <sup>109</sup> 同前, p.211.
- <sup>110</sup> Daily Honouliuli Physical Check, RG 494, Entry 25, Box 335, NARA II.
- <sup>111</sup> Office of the Internal Security (1945), *op. cit.*, Part IV, pp.174-177.  
なお、1944年5月から9月にかけて、抑留者全体に日本送還希望の調査をしつつ、利益保護国スペインを通じて日本送還希望者の受け入れについて日本政府の意向を確かめていたとも記される。ただし、明確な日本政府の返事は記録されていない。
- <sup>112</sup> Ibid.
- <sup>113</sup> 田坂(1980), 前掲書.
- <sup>114</sup> これをタサカが語ったきっかけは、3人のインタビュアーの1人である日系二世エドウィン・カワモト(Edwin Kawamoto)が1944年に語学兵として任務で訪れたホノウリウリ抑留所の橋の上で、偶然タサカとすれ違っていたことを話題に上げたからである。カワモトがその時、ギルバート諸島タラワからホノウリウリに送られて来た約100人の朝鮮人労働部隊の捕虜を尋問するために派遣されたからであった。JCCHのアーキビストによれば、カワモトはJCCHのボランティアをしていたため、オーラルヒストリー収集に携わっていた (Marcia Kemble, personal conversation, 10 February 2013, Honolulu).
- <sup>115</sup> Tasaka (2003), *op. cit.*
- <sup>116</sup> Ibid.
- <sup>117</sup> 田坂 (1980), 前掲書.
- <sup>118</sup> オーラルヒストリーからは判断できないが、所内の運営とは関係のない仕事につき、支払いもなかったと思われる。
- <sup>119</sup> Tasaka (2001), *op. cit.*
- <sup>120</sup> 浦田ハリー「デモクラシーを勉強中に逮捕 米に敵意など持った覚えはない」『ハワイ報知』1988年10月25日.

- 
- <sup>121</sup> 鈴木啓『ハワイ・パシフィック・プレス』(2008年6月1日)。ハワイの強制収容に関する教育普及活動への貢献に対する授賞式でのインタビュー記事。
- <sup>122</sup> 同前。また、実際に語学兵に召集されたのはカゲウラという抑留者のことを語っている。
- <sup>123</sup> 同前。
- <sup>124</sup> Harry Minoru Urata to Siegfried H. Spillner Captain C.M. P. Folder 211.7 “Receipts of Internees,” RG 494, Entry 21, Box 143, NARA II.
- <sup>125</sup> なお、このように語学兵と帰米二世抑留者の境界線が判然としない状況におかれたと感じた帰米二世の体験が語られている。語学兵として沖縄戦に従軍したタケジロウ・ヒガは、2005年のハワイ大学のオーラルヒストリー収集プロジェクトの聞き取り調査にこう語っている。

その当時は FBI が特に学校教師や僧侶などの全ての日系人コミュニティリーダーたちを一斉検挙していた。わたしはただの若造だったけど開戦のたった2年前に日本から帰国したばかりだった。「ああ、わたしもサンドアイランドに入れられるかもしれない」と思った。だから志願しました [筆者訳]。

Oral History Interview with Takejiro Higa, Center of Oral History, University of Hawaii, (12 April 2005), Tape Nos. 44-30-1-05. (トランスクリプト).

- <sup>126</sup> PM Cumulative Report, op. cit.
- <sup>127</sup> Honouliuli Physical Check, RG 494, Entry 22, Box 155, NARA II.
- <sup>128</sup> 児玉 (1981a), 前掲書。
- <sup>129</sup> 同前。この時、胸元をつかまれ殴られそうになったとも記している。
- <sup>130</sup> 当時は仮釈放処分には保証人がつけられた。またこの義兄の名前から日系人ではない防衛隊員だったために信用があったとも考えられる。
- <sup>131</sup> Letter to G. Springer from Y. Kodama, 24 October 1944, “Yoshiharu Kodama,” RG 494, Entry 19, Box 224, NARA II. この後、コダマの申請は受領され同年11月2日に仮釈放となっている。
- <sup>132</sup> Morrison, Wm. R. C. Brigadier General, 11 September 1945, RG 494, Entry 11, Box 32, NARA II.
- <sup>133</sup> 「移送予定者一覧」(PM Cumulative Report, op. cit.) と実際の移送者を比較して確認するのは、鈴木啓の移送者記録調査の助けを得た (2017.6.10, Eメールによる筆者の質問への回答)。ここで明らかになったのは、コダマ以外にもカミヤマとナカオカが移送予定者より外されている。この二人の名前は嘆願書 (同前資料) で確認できる。

## 第4章 戒厳令撤廃以降の日系人抑留者たちと戦時強制収容の終焉

### 第1節 はじめに

最後となる本章では、1944年10月24日のハワイ戒厳令撤廃から、終戦直後の1945年10月25日までの期間をハワイ日系人戦時強制収容の「収束期」として着目し、この間にホノウリウリ抑留所に継続的に抑留されていた日本人（以下、日系一世）と、新たに抑留された帰米二世を合わせた抑留者の傾向、ならびにこの時期のハワイ軍政府の政策を含めた管理体制のあり方を探りながら、これまで詳細が示されていないハワイ日系人強制収容の収束をめぐる、その過程を検討する。

ハワイ戒厳令撤廃より一週間前の10月19日、大統領行政命令9489がローズベルト大統領により署名された。この大統領行政命令は、「敵性外国人」の抑留継続と、危険だとみなした人物をハワイ準州からアメリカ本土へ強制排除する権限を、中部太平洋軍管区司令官兼ハワイ軍政府長官リチャードソン陸軍准将（Lt. Col. R. Richardson Jr.）に与えるものであった。つまり、当時は日本国籍であった日系一世は<sup>1</sup>、戒厳令下と同様に「敵性外国人」として継続的に抑留され、また、アメリカ市民権を持っていた日系二世でも、「強制排除」を前提に、その身柄を拘束される事態が太平洋戦争終結後まで続くこととなった。

これに先行する1944年7月21日に、軍政府長官局（Office of the Military Governor）から内部保安局（Office of the Internal Security; 以下、OIS）へと名称を変えていた部局が、戒厳令撤廃後にもハワイの戦時下の市民生活の統制を行なっていたことはこれまで言及されている<sup>2</sup>。さらに、オキヒロ（1991）やシャイバーを中心とする研究（Schieber, Schieber, & Jones 2009; Schieber & Schieber, 2016）（以下、シャイバーほか、シャイバー（ズ））により、ハワイ軍政府は戒厳令撤廃を見越して、アメリカ市民である日系二世の抑留、あるいは本土移送のための法的根拠が必要となり、連邦政府との合意の上でこの大統領行政命令9489が用意されたことが明らかにされている<sup>3</sup>。とりわけ、リチャードソンが司法省を中心とする連邦政府との交渉過程において「危険人物」の強制収容を継続する権限を維持しようとしたと示唆される<sup>4</sup>。

シャイバー（ズ）（2016）の研究では、この行政命令により可能となった「新たな形態の強制収容」を、帰米二世の強制排除をするための強制収容であったとの見解を示し、OISが日系二世をアメリカ本土へ移送する手段を確立させたと指摘する。この説では、リチャードソンが1944年2月1日に陸軍省に、ホノウリウリ抑留所からの帰米二世の受け入れを打診し、本土の収容施設はすでに混み合っているため断られた後にもその構想が続いたとする<sup>5</sup>。



ハワイからアメリカ市民である二世抑留者を本土へ移送する場合、人身保護令状（第2章で言及）<sup>6</sup>を本土の裁判所に求められる可能性を考えると移送は不可能であったが、「強制排除」との処遇に変更すれば合法性を疑われる懸念がなかったからだとする<sup>7</sup>。しかし、帰米二世の「強制排除」が目的だとすれば、詳細は後述するが、大統領行政命令9489によりリチャードソンが得た権限のうち「危険性のある人物」を一定期間抑留所に拘束していた実態が検討されていない。さらに、一世抑留者たちが戦争終結まで抑留されていた実情は看過されている。

また、シャイバー（ズ）(2016) は、第3章で論じた1944年11月8日に行われたトゥーリレーク隔離収容所への67人の移送も、本章でこれから論じる1945年7月5日の同所への6人の移送も、OISによる帰米二世の「強制排除」処置だったとみなしている。しかしながら本論では、第3章で述べた1944年11月の本土移送が抑留者の釈放拒否と関わっており、1945年7月の移送は、所内での暴力事件との関連で行われた、全く違った背景を持つ処分であったと考える。つまり、このOISによる本土移送は、シャイバー（ズ）(2016)の指摘するような「強制排除」とは異なり、抑留所管理のために必然的に行われた処分であったと考える。このように考えると、「収束期」の帰米二世の収容実態を「強制排除」の一言で説明するのはいささか短絡的であるということになる。

他方、ホノウリウリ抑留所の最終的な局面については、これまでの研究には断片的な言及しかみられない<sup>8</sup>。例えば、先行研究では、「陸軍憲兵局史」(“Office of the Chief of Military History, 1941-1945”)<sup>9</sup>に書かれた「戒厳令撤廃以降も存在した約50人の『敵性外国人』は徐々に釈放され、1945年に12人のアメリカ市民が拘留された」との部分に依拠されてきたことが挙げられる<sup>10</sup>。これについては、一世抑留者と二世抑留者それぞれの戒厳令撤廃以降の状況を説明するものとされてきたが、正確な叙述ではない。さらに、カシマ (Kashima, 2003) によって、同所は1945年に閉鎖したとしつつも、ハワイの戦時強制収容の最終段階の不明瞭さについて「軍部により秘密裏に運営されていた」<sup>11</sup>との言及がされている。バートンを中心とした研究 (Burton, Farrell, Kaneko, Maldoanto & Altenhofen, 2014) (以下、バートンほか) では、ホノウリウリ抑留所の建造物の撤去が1948年までには完了していたことを写真から推測しているものの<sup>12</sup>、詳細は不明である。

この「収束期」の一部の抑留者に関して、最終的に同所に残された3人の日系二世と、先に釈放された日本人僧侶との交流を島田 (2004) が言及している<sup>13</sup>。この日本人僧侶と3人の日系二世抑留者には「親日的な」傾向が強くみられたとする事例である。

この3人の日系二世のうち2人は徴兵忌避者であり、これについては森田 (2008)の研究がある<sup>14</sup>。

このように先行研究では、戒厳令撤廃後の政策、また同所が引き続き「危険とみなされた人物」の身柄を拘束する場所として運営されていたことは示唆されつつも、強制収容の「収束期」における同所の持ち得た機能、あるいは所内の状況、そして何よりも抑留対象者の全容についての検証がなされてきたとは言えない。

以上のような研究状況を踏まえて本章では、ハワイ日系人戦時強制収容における「収束期」に行われた強制収容とその実情を探り、ホノウリウリ抑留所で終局を迎えたハワイの強制収容のシステムが「収束期」において何を目的にする形に変化していたのかを考察する。その際、一世と二世のそれぞれの抑留対象者の特徴や傾向をみていくことにより、その処分の背景や理由から、これまで不明とされてきた OIS による強制収容の継続ならびに終わらせ方を示していく。

上記の論点を明らかにするため、続く第2節では、戒厳令撤廃後に継続的に抑留されていた人数と期間を概観し、この時期の強制収容政策を確認する。続く第3節では、一世抑留者の傾向とその抑留継続の実態を検証する。この時、先述の「陸軍憲兵局史」の再検証を他の陸軍資料と比較しながら行う。第4節と5節では、帰米二世とこれに含まれる徴兵忌避者をそれぞれに分析しながら、彼らの特徴と抑留された理由を探る。またこの時に、OIS が日系二世の抑留システムを刷新していたことを確認する。第6節では、1945年6月にホノウリウリ抑留所内で起きた暴力事件を手がかりに、当事者が受けた本土移送の処分を取り上げる。この時、抑留者が抱いた日本に送還される希望（以下、日本送還希望）に注目する。日本送還希望に関しては、日系二世の市民権の放棄と合わせて、アメリカ本土の抑留所についての研究がなされてきた一方で<sup>15</sup>、ハワイの抑留者についての研究は立ち遅れている。本論ではこれを明らかにする目的ではないものの、「収束期」の抑留者がみせた動向の一つとして分析するものである。第7節では、太平洋戦争終結により、日系人抑留者が行政レベルで処理されていく過程を可能な限り示す。

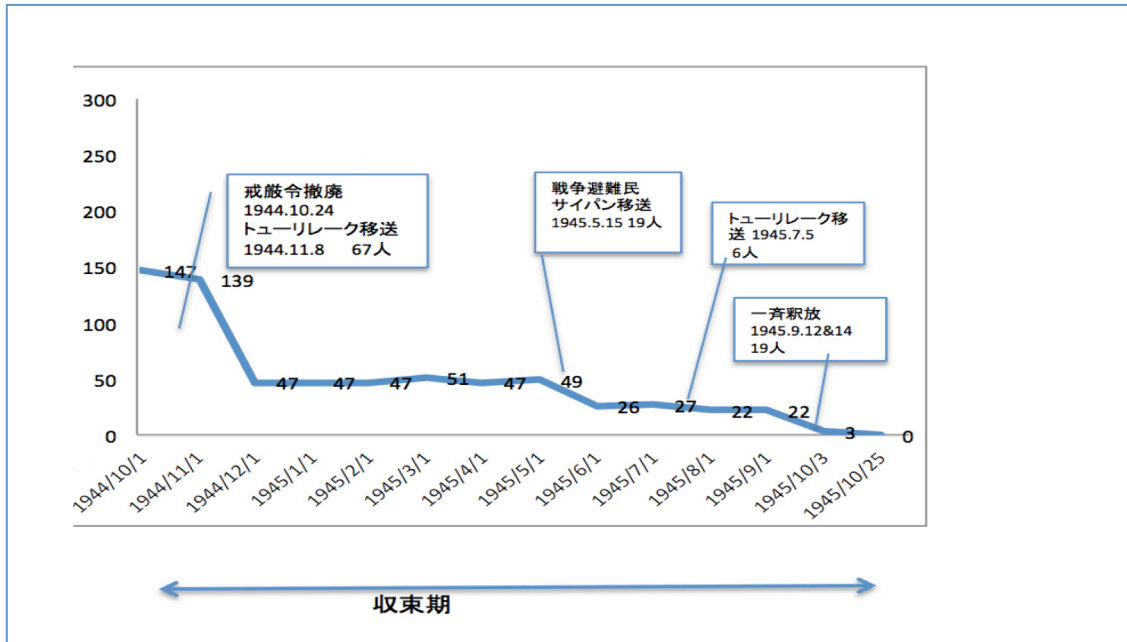
そのため、本章で用いる資料には、ホノウリウリ抑留所の収容人数と抑留者の出入所が記録された「抑留所日誌」、報告書、ならびに抑留中から時には釈放後の追跡調査まで、陸軍作成による各抑留者の記録が個々に収録されたファイル（以下、「個人ファイル」と呼ぶ）のなかの審問記録、嘆願書、書簡などが含まれる。これに、当事者の体験した収容実態を語るオーラルヒストリーとして、筆者らの行った聞き取り調査を加え分析を進める。

## 第2節 戒厳令撤廃前後のホノウリウリの様子

### (1) 「収束期」の視覚化

本節では、これより論じる「収束期」における「新たな形態の強制収容」の前提となる抑留者の内訳、法的定義、研究史をおさえておきたい。

〔図表 4-1〕 ホノウリウリ抑留所における抑留者数の変遷「収束期」



出典：Honouliuli Physical Check; Daily Report, NARA II

ここでは、以下の三つに分けた抑留者の内訳とそれぞれの概要を示す。まず、①一世抑留者である。戒厳令下から継続して抑留されているか、新たに抑留されている。次に、②帰米二世抑留者である。第3章で述べたように、戒厳令撤廃時に二世抑留者全員がホノウリウリ抑留所から釈放あるいはトゥーリレーク隔離収容所へ「強制排除」処分により移送され、なくなった状態があった。しかし、「収束期」になると新たに10人の帰米二世が入所させられている。後続グループという意味で「続帰米二世抑留者」と便宜的に呼ぶ。この中には「徴兵忌避者」が2人含まれる。さらに、③特殊な「抑留者」という形態ではあるが、「戦争避難民」が含まれる。第3章で述べた通り、彼らは、マーシャル諸島、マリアナ諸島にいた在外日本人であり、1944年3月から7月の間に同所へ移送され、翌年5月まで「抑留者」として収容された。その合計は19人である。これらの人びとは、それぞれが戦前に移住していた場所が異なるにもかかわらず、マリアナ諸島サイパン島スベ収容所へ一括送還をされている<sup>16</sup>（第3章にて先述）。なお、この戦争避難民については、ここでは立ち入らず、人数を付すにとどめておく。

次に、ハワイ戦時強制収容の「収束期」に抑留されていた人数の確認をしたい。〔図表4-1〕は、ホノウリウリ抑留所の開設期間中に記録された「抑留所日誌」をもとに、1943年3月2日から1945年10月25日のうち、収束期を中心に抑留者数の変化を示したグラフで

ある<sup>17</sup>。このグラフの数字は、先述の「抑留所日誌」から毎月1日に記録された日系人抑留者（入院者は除く）の数を抽出し、同所の開設初日と閉鎖日のそれぞれの人数を加えたものである<sup>18</sup>。

1944年11月以降のまとまった抑留者数の減少は、第3章で述べた1944年11月のトゥーリレーク隔離収容所への二世抑留者67人の移送、1945年5月15日に行われた「戦争避難民」19人のサイパン移送、同年7月5日に二世抑留者6人の暴力事件の処分としてトゥーリレーク隔離収容所への移送、そして同年9月に行われた戦争終結にともなう一世・二世を合わせた日系人抑留者19人の一斉釈放である<sup>19</sup>。そして、1945年10月25日、最後の抑留者3人の釈放によりついに抑留者数は「0」になる。

以上のように、段階的に収容人数が減っていったホノウリウリ抑留所には多様な人びとが抑留されていた。また出所の理由も異なっている。このうち、①と②で示したハワイ出身の日系人が戒厳令下とは異なる統制により抑留されていた状況をみていきたい。

## （2）戒厳令撤廃と大統領行政命令9489

この「収束期」の抑留者をみていく前提として、戒厳令下と戒厳令撤廃後のハワイの日系一世・二世の逮捕・抑留を可能にした法的背景を再確認したい。

一つ目は、アメリカ議会で1778年に制定された「敵性外国人法 (Alien Enemy Act)」である<sup>20</sup>。太平洋戦争開戦と同時に日本人は「敵性外国人」とされたため、当時まだ帰化していなかった日本国籍の日系一世は抑留対象となった。つまり、戒厳令の有無に関わらず、戦時下においては「敵性外国人」の定義のもとに日系一世は引き続き抑留することが可能であった。

二つ目は、戒厳令（1941年12月7日から1944年10月24日）により「スパイ活動や破壊行動のおそれがある危険人物」は逮捕・抑留が可能となり、日系二世も抑留対象者となった。戒厳令が撤廃されて、これに代わる新たな法令が先述の大統領行政命令9489であり、日系二世のハワイ準州からの強制排除とそれを前提にした「抑留」を可能にした。

この行政命令9489の成立とその意味するところをさらに確認したい。先述したように、この行政命令は連邦政府とハワイ軍政府（当時）が交渉を重ねたものであり、第三代目のハワイ軍政府長官兼ハワイ軍管区司令官であったリチャードソン准将に様々な権限を与えるものだった<sup>21</sup>。その一つは、「軍事的必要性」があれば、ハワイ準州あるいは必要な地域を「軍事区域」(military area)と定められる権限を中部太平洋陸軍司令官に与えたことである<sup>22</sup>。戒厳令下では、軍政府長官とハワイ軍管区司令官を兼務したリチャードソンは、1943年7月に中部太平洋地域にアメリカ太平洋地域陸軍が設置されると、この司令官も兼任していた<sup>23</sup>。ハワイ戒厳令が撤廃された時に、リチャードソンは中部太平洋陸軍司令官の名前で

公式声明第一号を発令してハワイ準州全域を「軍事区域」に指定した<sup>24</sup>。そのほかにも、リチャードソンが掌握した権限のなかに敵性外国人に対する様々な制限、また「危険性のある人物」への搜索活動の継続も含まれた<sup>25</sup>。

ここで、大統領行政命令9489のうち本論で重視する「危険性のある人物」に対する権限を確認する。以下に引用するのは、陸軍司令官の権限を示した「軍事区域」に関する第2条の一部の訳文と原文である。

(軍司令官) がスパイ活動や破壊活動 (サボタージュ) を防ぐために必要だと判断した場合、軍事区域もしくはその中のいかなる場所からいかなる人物をも立退かせる、もしくは排除すること、またそれにとまなう身柄の拘束をする [筆者訳・括弧内筆者]<sup>26</sup>。

(Evacuation or exclude, and *detention incident thereto*, any of all persons from the military area or from any part thereof, whenever the evacuation or exclusion, or the detention incident thereto, is necessary to prevent espionage or sabotage, and the military commander so finds) (斜体は筆者による)。

行政命令9489により陸軍司令官は、「軍事区域」であるハワイ準州から「危険な人物」を排除し、その人物の身柄の拘束が出来ることを明示している。原文に斜体で示した *detention incident thereto* とは、「そのための身柄の拘束」を意味する。これにより、誰であってもハワイ準州からの「強制排除のための待機」という理由で、その身柄を強制的に収容される状況が法的に整えられたのである。

この「新たな形態の強制収容」政策を検討する前提を確認したい。上記の軍事地域の選定などの公式声明を発表したのは、先述した1944年7月に内部保安局 (OIS) へと名称を変えた軍政府長官局 (OMG) であり、リチャードソンの部局が司令塔として継続された。このOISは、ハワイの軍政府機関をほとんど継承したものであり、その部局の幹部将校もほぼ変わらなかった<sup>27</sup>。また、戒厳令が撤廃されても、戦時下ハワイでの人びとの暮らしが激変したわけではなかった。戦時体制がその後約10ヶ月にわたり続くなかで、OISにより市民生活の管理がされた。戒厳令下で発令されていた「一般命令」 (General Order) は「特別命令」 (Special Order) とその名を変え、さらに「保安命令」 (Security Order) も発令された。例えば、夜10時以降の外出禁止、敵性外国人の社会活動の制限、空襲時の避難指揮、立入禁止区域、検閲、貨客船などの制限、労働規則などの社会統制が継続された<sup>28</sup>。

先行研究では、さらにこの時期には情報機関による「危険人物」捜査が継続されていたことが指摘される。第2章でも述べた通り、陸軍諜報部隊 (CIC) ハワイ支部は開戦直後から

諜報員を大幅に増加し、1944年にはそのピークを迎えていたことがオキヒロ (1991) により確認されている<sup>29</sup>。他方、シャイバー (ズ) (2016) は、陸軍諜報部隊の報告書から、1945年4月になっても「日本の戦況の劣勢による腹いせ」を理由に日系人が破壊活動を行うと警戒していたことを指摘する<sup>30</sup>。

以上、「収束期」の抑留者の内訳とその強制収容を支えた仕組みを述べた。戒厳令撤廃後にも軍事政権が作り上げた体制は継続され、新たにアメリカ市民をそれ以前と変わらず「抑留する」ことが可能であった。この状況についての詳細は次節以降でみていく。

### 第3節 日系一世の抑留継続

#### (1) 「陸軍憲兵局史」の再検証

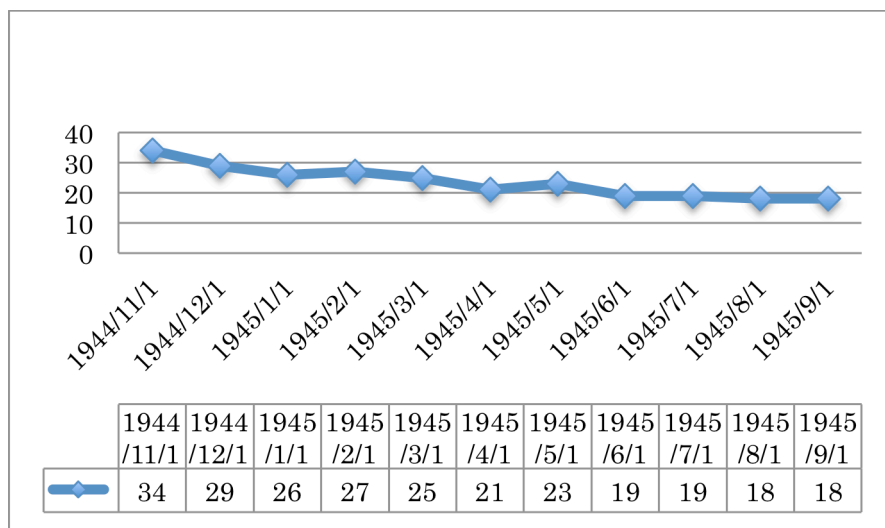
ここでは、ホノウリウリの「収束期」における一世抑留者の抑留状況を確認する。まず、「はじめに」で述べたように、これまで先行研究で当該期の強制収容を語る資料として依拠されてきた「陸軍憲兵局史」について他の資料と比較して実証性を検証する。この資料については第1章で言及したが、戦後に書かれた「正史」でありながらも、厳密な記述に欠ける場合がある。以下が、「収束期」についての叙述部分である。

戒厳令撤廃後に、ハワイではアメリカ市民(日系二世)を抑留できなくなったことから、1944年11月9日に67人をカリフォルニア州チューリレーク隔離収容所に移送した。その後、約50人の「敵性外国人」が抑留されていたが徐々に戦争終結までに釈放され、22人のみが残された。1945年にも12人の市民が逮捕され、強制排除処分<sup>31</sup>の保留となっていた[筆者下線]<sup>31</sup>。

ここで言及された「敵性外国人」約50人(下線)は、例えば、戒厳令撤廃の翌日1944年10月25日付「抑留所日誌」で確認できる46人に相違ない<sup>32</sup>。ただし、この人数には前節で言及した、1944年3月から7月の間に一時収容されていた「戦争避難民」19人が含まれている。この「戦争避難民」を除いた抑留者は全員が「敵性外国人」である一世抑留者だとすると、27人だけということになる<sup>33</sup>。

次に、「陸軍憲兵局史」に書かれた「敵性外国人」が、戦争終結に向かって徐々に釈放されたのかどうかを検証するため、1944年11月から1945年9月までのホノウリウリ抑留所における一世抑留者数の変化を「累積月報」<sup>34</sup>をもとに以下に示す。

〔図表4-2〕 ホノウリウリ抑留所の一世代抑留者数の変化 (1944.11～1945.9)



出典： “Cumulative Report 1944,1945”, NARA II.

〔図表4-2〕の折れ線は、抑留者数が徐々に減少していったとは言えず、そこにはわずかながらの増加がある。例えば、1945年5月の抑留者数は増えている<sup>35</sup>。このことは、軍当局による日系一世の新たな逮捕・抑留が「収束期」にも行われていたことを示す。さらに抑留者数をみると、「陸軍憲兵局史」にみる一世抑留者が「22人のみが残された」（下線）という記述は一致しないことがわかる。このように当該期についての「陸軍憲兵局史」の説明は、不正確でむしろ粗いものである。

それではこの「22人」は何を指すのであろうか。おそらくそれは、1945年9月11日付の連邦政府内陸軍次官補局のガーハート大佐 (Col. H. Gerhardt) 宛にハワイ軍管区法務長官モリソン准将 (BG. Wm. R. C. Morrison) が送った報告書にみえる。これは「ホノウリウリ抑留所にいる敵性外国人とアメリカ生まれの市民でハワイ準州から強制排除処分保留中の者についての簡潔な事実報告」（以下、「モリソン報告」）と題されている<sup>36</sup>。ここには、「敵性外国人」18人、二重国籍者（日系二世）4人の総数「22人」がまだこの時点でホノウリウリ抑留所に収容されていると記されている。この「22人」が全て「敵性外国人」だと「陸軍憲兵局史」で誤って述べられていると思われる。

この「モリソン報告」には、個々の抑留者の背景や、後述する第7節で抑留者の釈放についてのアドバイスを求める内容も含まれる。そのうち、個々の抑留者の背景をもう少し詳細にみていきたい。

## (2) 戦争終結まで残された一世抑留者たち

引き続き「モリソン報告」を手がかりに、1945年9月の時点でホノウリウリにいた一世抑留者の抑留継続理由について分析を進め、彼らが戦争終結まで釈放されなかった背景を探りたい。同報告書は、抑留者の個人的背景、審問での答弁の抜粋をあわせた二部構成となっている。その内容を〔図表4-3〕(p.160)にまとめた(この図表にみられる抑留者の名前につけた番号を便宜的に抑留者名と併記する)。

まず、抑留者の個人的背景には、「日本的な」団体に参加していたのか、日本やハワイでの家族・血縁関係者、また資産の有無が含まれる。これに加えて、1930年代に日系一世の間で盛んであった日本海軍軍艦のハワイ寄港に際しての歓迎会、1940年11月に東京で行われた紀元2600年記念行事への参加に関する記載がみられる(4.イノクチ、8.シイギ、10.オオムラ、17.タカハシ)<sup>37</sup>。

次に、審問会での18人分の答弁内容について共通項目を中心に整理した。最もよくみられた3種類の質問についての答弁を簡略化して〔図表4-3〕に示した。3種類の質問とは、①日本軍がハワイへ攻撃した場合どのような行動をとるか、②日本の天皇(昭和天皇)にまつわる神性をどう考えているか、また③日本とアメリカではどちらが戦勝したほうが良いと思うか、である。また、戦争終結までの抑留が継続されていたことと職業の関連を分析するために、一世抑留者の職業をわかる範囲で加えた<sup>38</sup>。

さて、〔図表4-3〕をみていくと、一世抑留者の回答から、「天皇の神性の肯定」や、「日本が戦勝国になる希望」を読み取れる。さらに当局は、スパイ活動の容疑者、かつて違法行為による処分を受けた者なども抑留を継続する対象にしていたことがわかる。以下、それらをみていきたい。

最初に「天皇の神性の肯定」に当たる一世抑留者の回答をみると、昭和天皇への忠誠心を表明した者(2.モリモト、7.フクトミ、9.オキムラ、12.ヤマザキ、18.オオイシ)の存在がわかる。シイギの天皇に対する肯定的な考え(天皇の神聖は信じないが日本人として日本と天皇に忠実)までを含むと、実に18人中6人が天皇への忠誠心を持っていると当局に判断された可能性がある。次に、「日本が戦争に勝つべき」だと答えた一世抑留者は4人いた。彼らが再審問の度に、釈放を希望していたのであれば、このようには答えなかったであろう。ただし、このうちの1.ニシと12.ヤマザキは日本への送還希望を表明していた。



[図表 4-3] ホノウリウリ抑留所にいた一世抑留者の概要 1945年9月11日

名前	年齢	職業	日本との関係・経済状況など	①日本のハワイへの攻撃	②天皇への忠誠	③戦争の勝利国	その他
1	ハツタロウ・ニシ	37 漁師	日本陸軍・海軍義援金、アメリカ赤十字社に寄付。日本送還に備えて日本で貯金	参加する	—	日本への忠誠	日本送還希望
2	ウイチ・モリモト	43 ホテル従業員	日本へ測量計を何度も送った。日本へ旅をした。	—	神だと教えられている	釈放されるのなら、従軍しても良い	忠誠はアメリカに70%、日本に30%
3	トラキチ・ニシ	53 不明	日本義援金へ寄付。日本海軍に1912-16年従軍。三つの親日的団体に属す。	日本へは加勢しないが、アメリカのために命は落とさない	—	—	—
4	カクジ・イノクチ	57 砂糖会社職員	仏教徒だが出雲大社のメンバーである。日本海軍将校が来た時に歓迎を助けた	—	—	—	—
5	トシツグ・マツダ	27 大工	—	日本にもアメリカにも徴兵されれば従軍する	—	ハワイが日本の占領下になることを望む	家族とともに日本送還希望
6	ヨシキヨ・カマダ	49 漁師	外出禁止違反、様々な逮捕歴	—	日本にいたときは皇族に対して信仰があったがハワイに来て以来失う	日本もアメリカも負けてほしくない	—
7	シンジロウ・フクミ	50 日布時事の版下	—	上陸の手助けはしない	信じる。天皇にハワイを攻撃するなどの命を受ければ従う	アメリカ	天皇は神だと信じる →天皇の命に従わなくてもよい、に変化
8	リョウイチ・シイギ	47ca ジャーナリスト・理髪師	日本関係の団体と強い繋がり。紀元2600年記念に参加。日本へ寄付。日本に帰る気はない	手助けしない	天皇の神性は信じないが日本人として日本と天皇に忠実だと「言わねばならない」	—	—
9	オキムラ・カクオ	60 僧侶	真言宗で僧侶として任命され。カラオラ(コナ近く)ハワイ島で1932-1942年4月まで着任	—	自分の寺を通して天皇より名が下れば、実行する。	アメリカ	—
10	タダツネ・オオムラ	64 生長の家指導者	日本に3回帰国。紀元2600年祭に参加	—	生長の家では天皇への忠誠を教えた	日本で生まれたので日本が負けるのを見たくないが、アメリカが勝つべきである	—
11	ゴロー・ヨシダ	53 漁師 (case file)	不法入国。「日本改革」という団体に所属	—	—	アメリカ	日本は無条件降伏よりも、政府の改革が必要である
12	ジショウ・ヤマザキ	33 僧侶	日本に強い繋がり。一定に日本と天皇への忠誠を認める。大東亜共栄圏の必要性を訴える	—	天皇への忠誠	日本への忠誠	日本送還希望手続き済み
13	マサオ・タンゴ	62 不明	日本の戦争資金への寄付、軍艦関係者への訪問、親日的な団体での活動。日本に資産がある。アメリカ赤十字とアメリカ陸海軍への寄付	日本軍に捕まったら、日本の攻撃を助けるが、妥協的な平和を望む	—	平和	—
14	マサオ・タムラ	39 漁師、大工	不法入国 1923複数の国籍的な組織に関係	—	普通の人間であり神ではない	アメリカ	—
15	キンジ・ウチダ	ca.63 医者	日本陸軍に9年従軍し、恩給を1939年まで支給された。日本海軍の寄港の歓迎会に参加。日本領事館の来賓記録に記載。日本の戦争資金に寄付	—	—	—	—
16	ブンゾウ・ヒガキ	53 写真館経営	日本国粋主義的な組織に大いに参与。1940年の日本の人口調査に協力	—	—	—	—
17	ノボル・タカハシ	46 神道家	1913年にハワイに来る。大日本武徳会をはじめほかの親日的な団体に参加、日本海軍寄港の歓迎に参加	—	神道信仰	日本は負けてほしくないが、軍備縮小を望む	忠誠は日本に99%、アメリカに1%。日本国旗所持
18	キチジ・オオイシ	46 鉄管師	徴兵局に登録。4-C。慰問袋を日本海軍と陸軍に2回寄付。日本赤十字に寄付。アメリカ戦争国債買う	—	天皇はアマテラスの子孫。天皇が危機に陥れば命をささげる	日本が勝つためには全ての力をそそぐ	—

※  
 ※職業欄 1.2.5.7は鈴木啓調査による(2015)  
 ※※特に記載のない項目は「—」を使用した  
 11ヨシダに関しては記載のない年齢と職業は「個人ファイル」を参照した

出典：Morrison, Wm. R. C. Brigadier General, 11 September 1945; Goro Yoshida, NARA II.

次に、「天皇の神性の肯定」の是非が処分の決定に影響したのかを、僧侶という職業で比較してみたい。[図表 4-3] の職業の分析結果からは、宗教関係者（僧侶、生長の家指導者、神道家）が 4 人、漁師が 3 人と多くみられた。この二つの職業については、第 1 章でも述べたように、戦時強制収容が開始された時から対象とされていた。

職業がどれだけ抑留継続処分に影響していたのかを、ハワイの曹洞宗に属していたゼンキョウ・コマガタ（駒形善教）とジショウ・ヤマザキ（山崎自性）の 2 人について、それぞれ釈放時期が異なるので取り上げる。この二人の僧侶については、すでに島田（2004）の詳しい研究があり、思想についての二人の差異が述べられている<sup>39</sup>。それぞれをみると、コマガタの「個人ファイル」によれば、1944 年 3 月 30 日に逮捕された後、5 月に抑留勧告を受け、その後、1945 年 3 月まで 3 度の再審問を受け、その後 3 月 26 日に、もう 1 人の一世抑留者とともに、ホノウリウリ抑留所から仮釈放されている<sup>40</sup>。一方、ヤマザキは 1944 年 3 月 23 日に抑留されて以来、「日本寄り」の思想を熱心に他の抑留者たちに語っていたが、終戦後の 1945 年 9 月に釈放された後は、「勝った組」と呼ばれる日本が太平洋戦争に勝利したと信じる人びとに加わっている<sup>41</sup>。

では、「モリソン報告」からヤマザキの天皇に関する答弁と、コマガタの「個人ファイル」に収められた再審問の答弁を比較してみたい。コマガタは、「天皇の神性」に関して「戦前にも寺院では説いたことはなく、日本の指導者としては尊敬しているけれども、我々の宗教では天皇が神だとは信じていない」と述べている<sup>42</sup>。一方、ヤマザキは明確に「天皇の神性」を肯定し、日本と天皇への忠誠を誓うと明言している[図表 4-3]。この二人が同じ宗派の宗教関係者でありながらも、天皇制に対しての思想がまるで異なっていたことは、少なからず抑留継続期間の長さに影響したと考えられる。

スパイ活動をした容疑で抑留が継続されていた例としては、第 2 章でも参照したオアフ砂糖会社で経理を担当していたカクジ・イノクチ（井口角二）が挙げられる。イノクチは 1944 年 9 月から抑留されていた。イノクチの「個人ファイル」に、1945 年 5 月 25 日付の再審問の調書がある<sup>43</sup>。これによると、イケイという人物に日本の放送局であるラジオ東京を聞いて内容を報告するように頼み、さらに真珠湾に停泊している船を数えさせたことを問われている。イノクチは、それは事実ではないと否定しながらも、「新聞報道の内容を確認するため、アメリカとドイツが損失した船の数を知りたかった」とし、またラジオに関しては、イケイがイノクチを訪ねて来て勝手に語ったと答えている<sup>44</sup>。この事例は、当局から諜報活動をしたと疑われた可能性を示すものである。

また、違法行為の経歴がある 4 人も戦争終結まで抑留されていた（6.カマタ、11.ヨシダ、14.タムラ、17.タカハシ）[図表 4-3]。カマタは戒厳令下の夜間外出禁止に違反しており、

タカハシは日本国旗所持禁止に違反したとされている<sup>45</sup>。また、ヨシダとタムラは戦前に日本から不法入国をしたとされている<sup>46</sup>。

しかし、審問会での答弁内容はあまり関係がなかった。前掲「モリソン報告」には、抑留中に「日本よりもアメリカを支持する考え」への変化を表明しても釈放されなかった事例がみられる。それらは、「アメリカが戦争に勝つべきだ」と答えた抑留者(フクトミ、オキムラ、ヨシダ、タムラ)ならびに、「アメリカ軍に従軍してもよい」と答えたモリモトである。軍当局が彼らを釈放しなかった理由は、「答えに安定性がないため釈放目的であり、忠誠が怪しいとされる」(2.モリモトの場合)、「ためらいがちに答えるのでアメリカへの忠誠という答えとは対照的な態度である」(7.フクトミの場合)、あるいは「これらの忠誠の表現は一定せず、戦前に10年以上も僧侶だった事実とも相反する」(10.オキムラの場合)と記録される。特に、フクトミとオキムラは、天皇への忠誠も示しているため、アメリカへの忠誠と矛盾しているとみられたのであろう<sup>47</sup>。しかしながら、彼らが終戦直後まで釈放されなかった事実は、抑留者の答弁内容はさほど重視されていたとは言えない。

以上の分析から、終戦まで一世抑留者18人が釈放されなかった主な原因は、故郷である日本への親しみの感情や日本で受けた教育から天皇制を信奉していたことが問題視されていたと考えられる。また、違法行為による処分歴やスパイ容疑のある者も釈放されにくかったようである。なかには、アメリカに対する戦争支持を表明していた者がいたにもかかわらず、処分の結果にはあまり反映されていなかった。

#### 第4節 続帰米二世抑留者

##### (1) 抑留事情の背景と特徴

ここでは、大統領行政命令 9489 に規定された「スパイ活動や破壊行動のおそれがあるための危険人物」として逮捕され、ハワイ準州からの「強制排除者」として身柄を拘束されていた日系二世について分析を進める。先述したように彼らを「続帰米二世抑留者」と呼び、その傾向や特徴を捉えてみたい。ここでは、彼らの調書、書簡などが収録された「個人ファイル」を中心とした陸軍資料から検証する。

第2節ですでに述べたが、「収束期」の「抑留所日誌」に確認できる「続帰米二世抑留者」は合計10人である。繰り返しになるが、前掲「陸軍憲兵局史」では、「1945年にも12人の市民が逮捕され、強制排除処分の保留処分になっていた」と記述されるが、10人が正確な数だと考える。抑留されて以降の彼らの処遇は、「強制排除」となった者(6人)、戦争終結直後に一斉釈放で出所した者(1人)、市民権放棄の手続きのために最後まで同所に残された者(3人)に分けることができる。

[図表 4-4] 続帰米二世抑留者背景一覧

	抑留者認識番号	名前		生年月日	年齢	日本滞在(年数)	帰省地	入所日	強制排除	釈放	徴兵検査
1	ISN-OIS-1-CI	ヒデイチ	ミヤヒラ	1919/4/3	24	1924-38(14)	沖縄	1944/11/30	1945/7/5	—	適性→不適性
2	ISN-OIS-2-CI	ジョージ	ウエハラ	1926/4/8	18	1936-41(5)	沖縄	1945/1/22	1945/7/5	—	適性
3	ISN-OIS-3-CI	イチロウ	オオシマ	1920/2/17	24	1921-36(9)	熊本	1945/1/22	1945/7/5	—	適性
4	ISN-OIS-4-CI	キヨシ	ナカソネ	1923/1/6	22	1925-40(15)	沖縄	1945/1/26	1945/7/5	—	適性
5	ISN-OIS-5-CI	ススム	トクハラ	1923/7/25	21	1923-40(8)	沖縄	1945/1/25	1945/7/5	—	適性
6	ISN-OIS-6-CI	ハツオ	オオシロ	1925/8/16	19	1933-39(6)	沖縄	1945/2/21	1945/7/5	—	適性
7	ISN-OIS-7-CI	ギヘイ	ヤマモト	1907/4/15	37	1913-31(18)	広島	1945/3/21	—	1945/10/25	適性
8	ISN-OIS-8-CI	マサオ	アキヤマ	1917/5/4	28	1923-32(9)	福井	1945/6/6	—	1945/10/25	適性
9	ISN-OIS-9-CI	マサト	ヤマモト	1918/2/19	26	1923-36(13)	山口	1945/7/12	—	1945/9/12	適性→不適性
10	ISN-OIS-10-CI	マモル	サダナガ	1923/3/3	23	1923-38(15)	山口	1945/7/19	—	1945/10/25	適性

※入所時                      ※アキヤマとサダナガは入所前はオアフ刑務所に服役

出典: RG 494, Entry 19, NARA II.

そこで、この10人の「個人ファイル」をもとに、個々の出入所の日時と簡単な背景をまとめたものが [図表 4-4] である<sup>48</sup>。ここからいずれも彼らは2ヶ月から6ヶ月間程の抑留期間であることがわかる。また、年齢はおおよそ10代後半から20代前半である（彼らの詳しい背景は、次項で分析する）。

次に、これらの10人について、その処分の形態を整理してみたい。彼らは、大まかに二つのカテゴリーに分けることができる。まず、①陸軍対敵諜報局 (Counter Intelligence Division) が中心に捜査を行い、予備審問（取り調べ）を受け、「危険だ」と判断されて審問会に送られた後に「強制排除」処分予定者になった8人（ミヤヒラ、ウエハラ、オオシマ、ナカソネ、トクハラ、オオシロ、ギヘイ・ヤマモト、マサト・ヤマモト、以下、それぞれヤマモト（マ）あるいは（ギ）と表記）である。そして、②徴兵忌避者として裁判で有罪判決を受け、刑期を終えた後に、審問会に送られて強制排除処分予定者になった2人（アキヤマ、サダナガ）である。

さて、このように概観したところで、OISが行なった日系二世を抑留する政策下での審問会の特徴を述べる。シャイバー（ズ）(2016)の指摘によれば、その審問手続きは戒厳令下とはまるで異なっていた。それらは、彼らの処分を決める審問委員会は全て軍人で構成され、戒厳令下に抑留者の処分を決めた3人の民間人 (civilian) で構成されるものとは異なっていた。さらに、逮捕された者は自身のために裁判に証拠も提出できず、証人も弁護士も出廷できなかった<sup>49</sup>。

このような「続帰米二世抑留者」の特殊性について、陸軍文書からもう少し詳細な整理を加えたい。彼らの調書には「強制排除者」(excluee)と記され、第1章から3章まで取り上げてきた「抑留者」(internee)と表記された人びとは区別されている。上記の軍人で構成された審問会(通常4から6人)後に発令された勸告状(order)には、「排除され追放されるまでの間その待機中に拘禁される」(be detained pending such evacuation and exclusion)とある<sup>50</sup>。

さらに、注目すべき続帰米二世抑留者の特徴を挙げると、抑留者認識番号(Internee Serial Number; 以下、ISN)<sup>51</sup>の表記がその他の抑留者とは区別され、刷新されている。通常、ISNは共通の[ISN-]で始まる番号で構成された。例えば、ハワイの抑留者の場合は、HJ(ハワイの一世)あるいはHJUS(ハワイ日系二世)で区別された(例: ISN-1234-HJ-CI)<sup>52</sup>。ところが、この10人だけは、OISの管理を表す[OIS-]が付されており、戒厳令撤廃後に新たなシステムで抑留者登録が行われたと考えられる<sup>53</sup> [図表4-4](p.163)。

以上のような「強制排除処分」という抑留者の定義、軍主導の審問会、また抑留者の登録システムの刷新が戒厳令撤廃後の二世抑留者に適応されていた。

## (2) 共通性と傾向

ここでは、「続帰米二世抑留者」にみられた共通性と傾向を捉えてみたい。まず、彼らの「個人ファイル」を整理すると、非常に共通性の高いバックグラウンドがみて取れる。彼らの年齢が若いことはすでに述べたが、そのほかにも、沖縄で幼少期や青年期を過ごした者は10人中5人である[図表4-4 帰省地欄]。日本滞在期間が10年を超える者は半数の5人に上る。また、日本国籍を離脱していたナカソネ以外は全て二重国籍者である。さらにヤマモト(ギ)以外は独身者であった。

太平洋戦争開戦前に日本よりハワイに戻り、ホノルルで暮らしていた彼らがいかに生活の糧を得ていたのかにも共通点が見られる。彼らは、市内のレストランや食堂(café)で皿洗いや調理、また工場や建設現場などの肉体労働に従事し、なかには高校や大学で英語を学んでいた者もいた。例えばオオシロは、ハワイに戻ってから、建設会社、ベーカリー、食堂などで働いていた<sup>54</sup>。ナカソネの場合は、ハワイに戻った後に食堂やレストラン、工場で就労しながらハワイ大学で英語を受講していた<sup>55</sup>。オオシマは、レストランでコックとして働いていた<sup>56</sup>。トクハラの調書には、食堂やホテルでコックとして就業する側ら、高校で英語を学んでいたと記される<sup>57</sup>。また、最後に入所したサダナガも1938年まで大工や人足として働き、夜間学校で英語を学んでいたとされる<sup>58</sup>。

一方、ヤマモト(ギ)とヤマモト(マ)には多様な職業経歴という共通性が見られる。この二人の調書には共通して、「ハワイへ出稼ぎに来た当初は3年程度で帰国するつもりだ

ったが、貯金ができずに日本に帰れなかった」との内容がみられる。ヤマモト（ギ）は、逮捕当時は用務員をしていたが、職歴には湾岸労働者、劇場の案内、調理助手などもみられ、賭博師とも記載されていた<sup>59</sup>。また、ヤマモト（マ）については、頻繁に職を変えていたようであり、逮捕当時は皿洗いをしていた<sup>60</sup>。開戦後には工事現場や工場などで働いていたのが、その後クリーニング、食品、セメント業者のトラック運転手をしていた。とりわけ、3年間で13回、そのうち逮捕される前は1年間に7回の職替えをしており、第2章で述べたように、戒厳令下で日系人が就労先を簡単に変更することが禁じられていたために捜査対象になった可能性もある。

以上のように、ハワイに帰国してからの彼らには、日本で育ち英語が不得意だったことが影響したのか、サービス労働者やブルーカラー労働者として生活をしていた傾向が顕著にみられただけでなく、職が安定しない者もいた<sup>61</sup>。

### （3）周縁に立つ心境

それでは、続帰米二世抑留者が自身について社会への帰属意識が希薄だと表明していることを念頭に、ミヤヒラとナカソネの事例を取り上げてみたい。

ミヤヒラの「個人ファイル」をみると、その日本滞在期間は14年間と比較的長い。ミヤヒラもハワイに帰って以来、食堂で働いていた。また「抑留」と決まった後に、彼は市民権放棄の希望を表明しており、その理由は、英語が話せないのと、日本への送還のためだと記される。また、自身については、「二重国籍者だが、日本国籍しか必要ないので、敵性外国人だと思っている」と述べていた<sup>62</sup>。以下に引用するのは、OIS宛のミヤヒラの日本語の嘆願書である。

保安局御中

宮平 秀一

私は当分抑留所内に留置されんことを御願ひ致します。

人間として修養の足らざる私は毎週、火曜日に説教にお見えになる、牧師様の教訓と暗示とを、今では楽しみにして居ります。

先づはお願まで

敬具

一九四五年一月二十八日<sup>63</sup>

この嘆願書の文面からは、抑留されて隔離された場所で過ごすことにより心の平安を覚

えていたミヤヒラの心境がうかがえ、ハワイでの社会生活においては常に不安を抱えていたかのような印象を受ける。なお、これまで第2・3章で取り上げた抑留者による当局宛の嘆願書は、通常は面会許可や釈放願であるため、これは釈放されないためのものという特殊性がみられる。

次の事例として、ナカソネの審問での答弁を取り上げる。ナカソネについては前項においてレストランなどで就労しながら英語を学んでいたことを述べた。ナカソネは1942年6月に一度、取り調べを受けているが、この時は抑留されず、その後の1945年1月の審問会で、以下のように心境を述べている<sup>64</sup>。

日系人だからハワイの地域社会に信頼されているとは思えないし、差別されている。唯一の信頼される方法は、アメリカ陸軍に入隊することだけど、それはしたくない(中略)。それに、日本から一度出国しているから、帰国しても歓迎されると思わない[筆者訳]<sup>65</sup>。

ナカソネが入所した1945年初頭は、すでに述べた通り、ヨーロッパ戦線での日系人兵士の活躍ならびに彼らが払った犠牲がハワイの社会に広く知られる時期である<sup>66</sup>。その従軍者とは違い、彼は日常生活において、日系人であるがゆえの差別を感じ、日本への帰国も不安であると語っている。

これまでみてきたミヤヒラやナカソネの言葉からは、ハワイの社会に帰属感をさほど抱いていないことがうかがえる。また、続帰米二世抑留者の共通傾向の分析で表れた、英語が不得意であり成人になっても学校で学んでいた状況、また職種が限られていたこともみえた。これに加えて、ナカソネが抱いていた徴兵へのプレッシャーに着目し、次節では徴兵忌避の傾向と続帰米二世抑留者の関係性について明らかにしたい。

## 第5節 徴兵忌避とその周辺

### (1) マサオ・アキヤマとハワイの社会の反応

本節では続帰米二世抑留者のなかでも徴兵忌避を正式に表明した二人を中心に、彼らがホノウリウリ抑留所へ入所するまでの経緯を明らかにする。さらに、そのほかの続帰米二世抑留者のなかにも徴兵を忌避する願望を抱く者が多かったことから、この傾向と強制排除処分との関係性を整理したい。

それに先立ち、ハワイで出生している続帰米二世抑留者はアメリカ軍への徴兵義務があったため、当時の徴兵事情を簡潔に述べておく。太平洋戦争下のハワイの徴兵制と日系二世をめぐる状況は、開戦後に二転、三転している。開戦直後にすでに陸軍に入隊していた

日系の兵士は除隊を余儀なくされたが、1943年1月28日に日系人を徴用する計画がハワイ軍管区より発表されている<sup>67</sup>。同年3月には、日系人が兵役に志願できるようになったため、志願者数が1,725人まで引き上げられると現地の英字新聞『スター・ブレティン』紙上でも報じられた<sup>68</sup>。その後、志願兵制度だった徴兵制が1944年3月に選抜制度に変更され、徴兵適性者（I-Aとされた）は通知を受けた<sup>69</sup>。なお、続帰米二世抑留者の中では、ミヤヒラとヤマモト（マ）以外は全員が適性者であった〔図表4-4〕(p.163)。

さて、このような動向のなかで、アキヤマとサダナガの二人は、徴兵忌避罪をめぐる裁判で実刑判決を受け、オアフ刑務所に服役した後にホノウリウリへ移送されている<sup>70</sup>。その経緯をまずアキヤマから確認したい。アキヤマに関しては、徴兵制が選抜制度に変更された後に、ハワイで最初の徴兵忌避を行い社会の注目を浴びたことが前掲森田 (2007) の研究などで言及されてきた<sup>71</sup>。

アキヤマは、徴兵局宛に召集を忌避する内容の手紙を差し出してから、同年4月14日に同局に出頭し、徴兵検査を拒否する義務不履行者として身柄を拘束された後に起訴された。アキヤマの起こしたこの行動は論争を呼んだ。それは、邦字新聞『ハワイヘラルド』には、1944年7月8日から8月11日にわたり、アキヤマの徴兵忌避についての批判的な論説や裁判の様子などの記事が4回にわたり掲載されたことから明らかである<sup>72</sup>。

アキヤマに対する批判は、ハワイの日系二世が徴兵される割合が高かったことも関係していたと思われる。島田 (2004) が示したハワイ準州徴兵局の統計によれば、ハワイから徴兵された兵士全体の32,197人のうち、その5割に当たる16,083人が日系二世であった。またこれは、日系人の徴兵適齢期の人口のうち、約64パーセントを占めていた<sup>73</sup>。このような状況においては、戦時協力の推進と戦時下の日系人の正しい誘導を活動の一つに掲げて結成された非常時奉仕委員会の立場は明確であった。

同委員会の委員長、アーネスト・ムライがアキヤマに対する怒りを激白した手紙が、1944年7月10日付『ハワイヘラルド』紙上で「徴兵令拒否の秋山を非難す 非常時奉仕委員会」と題されて掲載された。ムライはアキヤマを、当時の日系人にとって「由々しき汚点」と非難し、戦地にいる、あるいは殉職した日系人兵士にとっては「軽蔑的であり又侮辱である」、また「父母に対する卑劣なる平手打ちである」と批判した<sup>74</sup>。この当時、ヨーロッパ戦線での日系二世部隊の活躍ならびに日系人兵士の戦死が連日のように新聞で報道されているなかで<sup>75</sup>、ムライの手紙はアキヤマが帰米であることを強調して以下のように続く。

彼の行為は不忠誠であることは云うまでもないが、数百の帰米よ（、）進んで兵役に服しており又召集を待っていることを忘れてはならない。我々は外にも秋山の如きが発見されるであろうとは思はない。併し若しいるとしたら（、）帰米たると否とを



問わず余儀なくされるまで待たずに立場を明らかにすべきである。若しさうしないとすれば、それらの者を炙り出すのは我々の仕事である[括弧内筆者]<sup>76</sup>。

ムライは当時の日系コミュニティを戦時協力に牽引する立場であった。したがって、徴兵忌避者に対する批判と徴兵適齢期の帰米二世全てに対する牽制は、アキヤマの存在を介して行われたのである。

こうして他の日系人からも注視されるなかで、森田 (2007) によれば、アメリカ市民権の放棄を訴え、その手続きのために延長していたアキヤマの審理は、1944年8月10日に連邦地方裁判所で有罪判決を受けて終了した。判決はオアフ刑務所に1年と1日の禁固刑であった<sup>77</sup>。

しかし注目すべきは、アキヤマの「個人ファイル」に収められた有罪判決の翌日に発行されたリチャードソンによる陸軍対敵諜報局宛での命令書である<sup>78</sup>。ここには、裁判所命令とは別の処分が記されている。この資料は、アキヤマの刑期が満了した後も「終戦まで強制排除処分のための拘束する」ことが告知されていることから<sup>79</sup>、リチャードソンが「危険とみなした人物」にその身柄の拘束を決定する権力を行使していた実例を示すものである。そして7ヶ月後、1945年5月30日にオアフ刑務所から釈放されたアキヤマの処遇をめぐる、同年6月23日に強制排除処分を決める審問会が開かれている<sup>80</sup>。

この審問会以前に、すでに「強制排除」処分はリチャードソンにより命令されていたにもかかわらず、審問記録からはアキヤマの徴兵局宛の手紙ならびに徴兵忌避罪をめぐる裁判での答弁が、「危険人物」とする証拠とされたことがわかる。例えば、徴兵局宛の手紙からは、ハワイにいた父親が彼を呼び寄せたが、日本へ帰るための金を働いて稼ぐために単身ハワイへ残ったこと、ならびに彼の家族は全員日本に住んでいるため心情的に従軍が不可能だと書かれた部分が抜粋されている<sup>81</sup>。また、別の証拠とされた裁判の答弁からは、「日本はアメリカを攻撃する理由がある。アメリカは日本の外交をただ承認しておけばよい、と陳述した部分が抜き出されている<sup>82</sup>。

加えて、アキヤマの思想を再確認するような審理内容もみられる。その一つは、「日本の潜水艦がハワイに来て5、6人の日本兵が上陸した時に、食べ物と衣服について援助してほしいと言ったらあなたは彼らを助けるか？」という問いとそれに対するアキヤマの答弁である。

この質問には本当に失望した。もし空腹の衰弱している人間がいたら、その人間の前でパンを持ち上げてわざわざ落とすかどうかという問いと同じだと思える (中略)。ハワイには何千の一世・二世がいる。彼らは私と同じように質問に答えるだろう [筆

者訳」<sup>83</sup>。

アキヤマの答えは、7ヶ月間の服役後でも徴兵忌避の意思に変わりはないとしながら、彼と同様に考える可能性のある多数のハワイの日系人の存在を示唆した。このように一貫して徴兵忌避を主張するアキヤマの行動が決め手となり、裁判所の決めた刑期が終了して以降にも戦争が継続していた場合に、その身柄を拘束できる措置が取られた。

## (2) マモル・サダナガの心情

ここでは、アキヤマに続いて徴兵忌避を行ったサダナガの行動を事例にし、その行為に至るまでの背景に迫りたい。サダナガについては、先行研究ではアキヤマの後続としてごく簡潔にふれられてきたものの<sup>84</sup>、彼の徴兵忌避にいたる過程は比較的複雑であり、アキヤマの影響がうかがわれる。

陸軍対敵諜報局の報告書によれば、サダナガは、1943年11月17日の夜間外出時に戒厳令下のハワイで所持することが義務付けられたIDを不所持であった<sup>85</sup>。続く22日に呼び出されたが、不服そうな態度を示したためか、12月29日まで継続的に調査をされている。この時点までの調査報告によれば、サダナガは酒を飲んで風呂に入った後に散歩に出て、たまたまその夜はIDを所持していなかったと釈明している。またサダナガは、徴兵されれば従うとの意思表示をしたことも記録される。そして、翌年の6月17日に当局に呼び出され取り調べを受けたサダナガは、アメリカに忠誠だと宣言、「日本国籍を放棄して喜んでアメリカ陸軍に入隊する」と表明をしてこの時は釈放されている<sup>86</sup>。

この報告書は、1944年7月21日に、突然サダナガが陸軍情報部に徴兵を忌避する内容の手紙を持って出頭した記述へと続く<sup>87</sup>。その時にサダナガは、徴兵局からの入隊前検査に行かないことを表明し、8月24日に逮捕されている。続く9月12日、アキヤマと同様に、禁固1年と1日の徴兵忌避罪の有罪判決を受けてオアフ刑務所に収監され、その10ヶ月後の翌年7月19日にホノウリウリ抑留所へ入所させられている。

サダナガの「強制排除処分」は同じ徴兵忌避罪でありながらも、アキヤマの処分決定とは少し違う部分が見られる。サダナガの「個人ファイル」にある経過報告書には、有罪判決を受けた際に、1945年7月5日頃のオアフ刑務所からの出所を見越して、当時の戒厳令下の審問委員が「強制排除処分」にするのを勧めていたという記述がある<sup>88</sup>。また、この報告書の日付と同日に行われた審問会の答弁で、サダナガは、アキヤマ同様に市民権放棄を訴え、サダナガの兄がすでに移送されていたチューリレーク隔離収容所への移送を希望している<sup>89</sup>。サダナガの兄ミノルは、第3章で述べた1944年11月8日に同所へ移送された67人のうちの一人であった<sup>90</sup>。

さて、サダナガがアメリカ軍に入隊する意志を示した 1944 年 6 月 17 日と徴兵忌避を文書で示した 7 月 21 日の間、7 月 8 日に先述のアキヤマの徴兵忌避をめぐる報道が始まっている。つまり、この一連の報道がサダナガの意志決定に影響を与えた可能性は否定できないものがある。また調書には、徴兵局からこの頃に入隊前検査の知らせが来たことが記されているが<sup>91</sup>、サダナガはそれを受け取った後に、陸軍情報局と徴兵局に宛てた二通の手紙を書いたことになる。この手紙は、乳児の時に日本へ渡り日本で教育を受けた者がアメリカ軍に従軍できない、とのサダナガ自身が自覚するまでの心の軌跡がうかがえる資料であるため、そのうちの一通を少し長くなるが参照したい。

先ず余の深情則ち各強国中に於て信義博愛の理想郷たらしめたる国家は日本と米国なりと感謝の眼を発せしむも突如として今事変勃発す。余の苦痛をうったへ仁恵の人諸氏と語らん（中略）。

満一ヶ年足らずして母の懐に抱かれ祖国日本へ帰りぬ。則ち幼時、少年時代を祖国日本にてくる（中略）。国に忠に、父母に孝に、祖先すうはい、質樸剛健な気風を教わりぬ。則ち純粹なる日本人として育ちぬ（中略）。布哇同胞社会の壮士は大義を尊び愛国に報ずる赤誠、余も又同感たるに尚一物の落涙を来す以所たるは余の唯一の生命は其の幼時嬉戯したる境地の夢たるのみ。余は、祖国日本にて真意大義に於ては私滅し報国の誠意を学ばせて理解せり。然れども米国に忠たれば祖国日本に忠ならず、祖国日本に忠ならんと欲すれば米国に忠ならず（中略）。取るべき道は一つなり、余の心に問へ、そして卒直に答へよ。日本に忠誠なると（後略）（下線筆者）。

FBI 各位 其他陸軍情報局各位へ 貞永 守 一千九百四十四年七月<sup>92</sup>

この手紙からは、次の点を読み取ることができるであろう。まずサダナガは彼の抱えた相克を、平安時代の武将平重盛の残したとされる言葉「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」になぞらえて表現している（下線）<sup>93</sup>。彼は「布哇同胞社会の壮士」（下線）すなわちハワイ出身の日系人兵士がアメリカのために戦うことに同感している。その意志は日系人兵士と同質の「愛国に報ずる赤誠」（下線）だという<sup>94</sup>。しかし、「祖国日本」への「大義」が相反する。したがって、アメリカ軍に従軍できないと言いたいのであろう。

すでに確認したが、当時の徴兵忌避者に対する社会的な批判を考えると、その意志を正式表明することは困難であったと考えられる。しかし、アキヤマの影響がサダナガに及んだとすれば、サダナガは徴兵忌避を敢行するにあたり勇気づけられたはずである。こうし

てサダナガもオアフ刑務所で服役後にホノウリウリ抑留所で「危険人物」としてそのまま身柄を拘束されていた。

### (3) 徴兵忌避の周辺

続帰米二世抑留者たちは、アキヤマとサダナガのように徴兵忌避による有罪判決を受けた者たち以外、ほぼ全員が取り調べや審問会などで従軍を望まないことを表明していた。この徴兵を嫌う傾向を徴兵忌避の周辺事情としてとらえ、彼らの「個人ファイル」にみられる当局の捜査理由や審問での答弁から整理する。

はじめに、ミヤヒラ、ウエハラ、オオシマ、ナカソネ、トクハラ、オオシロ、ヤマモト(ギ)には共通の「徴兵を拒みたい」との意思表示がみられたことに注目する<sup>95</sup>。このうち、交友関係のあったとされるウエハラ、ナカソネ、トクハラ、オオシロの4人は、ハワイに帰って来てから同じホノルル市内の英語学校で学んでいた。彼らの取り調べを行なった陸軍対敵諜報局のバイロン・ミューロット(B. M. Meurlott)捜査官は、1945年1月26日付報告書で、この4人は「アメリカ市民であるが帰米同士で集団を形成し、日本への忠誠の方が大きく、アメリカ陸軍へは従軍しないという似たような考えを共有していた」と特記している<sup>96</sup>。これは、4人が自身の忠誠に関して「日本に60%、アメリカに40%」と、判を押したように答弁したことを指すと思われる<sup>97</sup>。

とりわけオオシロの審問記録からは、違法だと知りつつも徴兵検査に出向かなかったこと、またオオシロは同居していた家族との間でこの件をめぐる口論になっていたがわかる<sup>98</sup>。しかし彼にとっては、「アメリカ軍に徴兵されても、軍事訓練に抵抗する」と述べるほどの確固とした意志があったようである<sup>99</sup>。同様の傾向は、1944年に徴兵検査を受けたが結果の通知がなく、鎖骨の骨折が原因で不適性だと思い込んでいたために従軍しないと意思を固めていたトクハラにもみられた<sup>100</sup>。その後の取り調べには明確に、「日本や枢軸国と戦うくらいなら、もし召集があっても、アメリカ陸軍やいかなるの軍へも入隊を拒否する」と答えている。さらに彼は、「日本は人口増加のため、植民地が必要であり、東洋の統治はアメリカでもヨーロッパでもなく日本が行うべきだ」[筆者訳]との意見を述べている<sup>101</sup>。

この4人に限らず、続帰米二世抑留者のなかには、従軍したくない理由に共通性がみられる。ミヤヒラは、「日本兵を撃ちたくない」、オオシマは「日本人に対して戦えない」、またウエハラは、「もし入隊してドイツ人や日本人と戦うとしても、本当に殺すか殺されるかの状況にならなければ撃たない。日本に何年も住んだので、日本人が悪いのかどうかは知っている」[筆者訳]と答えている<sup>102</sup>。さらにミヤヒラとオオシマは、「入隊するよりも抑留される方を選ぶ」としている<sup>103</sup>。このように、彼らは明らかに徴兵を嫌い、また「日本人と戦いたくない」という想いを強く持っていた。

他方、ヤマモト（ギ）とヤマモト（マ）の調書には少し異なる共通性がみられる。それは、「アメリカ軍に対して日本のために戦う」と取り調べで答えており、「日本人と戦いたくない」、という立場とは若干違う、日本側の攻撃力になるという表明である<sup>104</sup>、特にヤマモト（ギ）は、「日本軍がハワイを攻撃したら日本の下士官に従う」、などと発言し「従軍するならむしろ刑務所に行く」と答えている<sup>105</sup>。なお、ヤマモト（ギ）は、隣人に密告され、対敵諜報局に調査された後に取り調べを受けている。

これまで彼らの、アメリカ軍へ徴兵を嫌う傾向をみてきたが、ヤマモト（マ）に限っては徴兵を回避しようとしたのではなかったようである。ヤマモト（マ）は、1945年に入隊前の事前検査を受けていたが、右膝位のリューマチの問題、また精神が薄弱であると判断され、不適正（4-C）認定とされていた<sup>106</sup>。その後の審問で彼は、天皇の神性を肯定しつつ「もし日本に徴兵されたら、アメリカを敵として喜んで戦う」と答え、アメリカ軍に徴兵されなかったことに対する不満を表現したとも思える発言をしている。これに加えて、「アメリカ軍に入隊して規則で縛られる兵役についても、抑留所で拘禁されても、自分にとっては同じことだ」[筆者訳]と述べている。なお、ヤマモト（マ）は、これ以前の1942年3月と1944年11月にそれぞれ放浪罪と泥酔により逮捕されている<sup>107</sup>。

以上の分析から、徴兵忌避を行った者、それをほのめかす行動を取った者、あるいは日本軍へ協力する意思を表明した者、さらには放浪や泥酔という戦時体制の足並みとは外れた行動を取った者が「強制排除処分」とされ、ホノウリウリ抑留所で身柄を拘束されたことがわかった。つまり、彼らの多くは、軍当局とのやり取りのなかで、彼らが内包する「日本なるもの」への肯定感や親近感を隠さなかったために「危険人物」と決めつけられたとも言える。次節では、こうした「日本」への想いをより強く抱くようになる続帰米抑留者と一人の一世抑留者が起こした事件から戒厳令撤廃後の同所の状況をみていく。

## 第6節 日本送還と「帰米二世暴力事件」

### （1）日本送還希望の表明

本節では、続帰米二世抑留者たちが日本送還を強く望みながらも手続きがされず、その一方で1945年6月に所内で起きた暴力事件の処分として当事者の本土移送が行われたことを明らかにする。

具体的な検証に先立ち、日本送還を望んだハワイ出身の抑留者について述べておきたい。アメリカ本土の抑留所から日米交換船や戦後に運航した船舶で、日本へ帰着した人びとがいたことは、体験者回顧録などに散見することができる<sup>108</sup>。またナカムラ (Nakamura 2008) の研究では、ハワイからアメリカ本土へ移送され、そこから日本へ送還されて定着した抑

留体験者を追いながら、彼らを日本へ向かわせた動機に、抑留されたことによる怒りや幻滅、また家族が日本に在住していたこと、などがみられたと分析がされている<sup>109</sup>。さらに山倉 (2011) により、ハワイから日本への送還者の人数は、本土の抑留所から112人、同じく転住所から136 人の合計248人と明らかにされている<sup>110</sup>。

戦時下において日本へ送還されたハワイ出身者の存在は、戒厳令下の情報制限があったハワイでも報道されていた。1942年8月14日付『ハワイヘラルド』では、アメリカ本土で抑留されているハワイ出身の50家族が第一次日米交換船で日本へ送られる計画を伝え、同月27日まで続報記事を載せている<sup>111</sup>。その第一次日米交換船は1942年に運行され、それぞれの交換要員を乗せた日米の船が、横浜とニューヨークを出発後に、ロレンソ・マルケス（現モザンビーク共和国マプート）で合流し、人員を交換して出発地に帰った。この時にテキサス州クリスタルシティ抑留所からハワイ出身の14家族がアメリカ船で交換船に向かって出航し、シンガポールで合流して船を乗り替えている<sup>112</sup>。翌年も8月から第二次日米交換船の運航が行われた。なお、1945年に第三次交換船の運行計画があったが実現されなかった<sup>113</sup>。

アメリカ本土の強制収容政策を研究した村川 (2007) は、本土の抑留者のなかで日本送還希望が一時的に増加した要因の一つに日米交換船の運航を挙げている<sup>114</sup>。こうした交換船の影響はハワイでも少なからずみられた。例えば、第3章で参照した日系人抑留者のなかの日本送還希望者32人（日系二世）は、1944年3月21日に、ワシントンDCよりホノウリウリ抑留所に視察に訪れた日本の利益代表国スイスの使節へ申請書を手渡し、「帰国」を希望する旨を日本政府へ伝えてほしいと請願している<sup>115</sup>。この32人は、1944年11月8日にその他の抑留者と本土に移送されたこともすでに述べた通りである。

さて、第3節で分析した一世抑留者にもこうした日本送還希望はみられたが（〔図表4-3〕その他欄に3人）、特に続帰米二世抑留者にはこの傾向は顕著であった。まずは日本送還が、彼らと所外の人びととの間でも真剣に考えるべき懸案であったことを確認するため、2件の手紙に関する検閲報告を取り上げる。最初に、トクハラ宛に差し出された1945年4月17日消印のタケミツ・トグチからの手紙の一部をみてみたい。これは、検閲された英語と漢字で殴り書きされた手紙の一部が報告書として「個人ファイル」に収められていたものである<sup>116</sup>。

ススム（トクハラ）、オオシマ、キヨシ（ナカソネ）、ウエハラ、みんな元気にいると思う（中略）。僕は毎日元気で働いているから心配しないでくれ。ところで、日本魂 (the Japanese spirit) を忘れるな。僕を呼んでくれ。僕も君たちとキャンプ・ライフを送りたいよ。これが唯一(one and only)<sup>117</sup>の僕の願いだ（中略）。最後に僕は日本へ帰って暮らすと思うから、キャンプに呼んでくれよ。君たちと一緒に暮らしたい。日本魂で頑張れ (with the Japanese spirit challenge the world)。ヤンバル・沖縄・タケミツ。キャン

プに入所するチャンスがあるかもしれない。ススム、キャンプでまた会おう [筆者訳・下線、括弧内筆者] <sup>118</sup>。

差出人のトグチは、何度も抑留所での生活に加わりたいと書いている。また、彼らを「日本魂」という言葉で鼓舞し、トクハラたちとの連帯感を強調する。また、ヤンバル（山原）は沖縄の北部を指すため、トグチも沖縄に帰省していた帰米二世であろう。そして注目すべきは、まず抑留所でトクハラたちと合流してから日本に帰るという彼の希望である（下線）。その意味において、トグチは強制収容されることを「チャンス」と考えていたと思われる<sup>119</sup>。

次に、1945年5月4日にウエハラが婚約者に差し出した手紙の一部が検閲報告書としてウエハラの「個人ファイル」に収録されたものをみてみたい。ウエハラについては後述するが、調書によるとウエハラが最初に取り調べを受けたのは、1942年4月に父親が抑留された時であり、続いて兄も1944年4月に抑留され、同年11月8日にチューリレーク隔離収容所へ移送されている。他方、日本には母とほかの兄弟が別れて暮らしていた<sup>120</sup>。つまり、ウエハラ家ではハワイ在住の父親と息子二人が段階的に全員抑留されたこととなる。

さて、この手紙の中でウエハラは婚約者に「日本へ行くことを考慮するように」と説得しながら以下のように続く。

（前略）僕たちはアメリカ市民だけどやはりジャップ (Jap) だ。そのことを忘れるな。僕たちは血を変えることはできない。ジャップはどうせジャップだ。ジャップのことは日本人 (Japanese people) 以外の誰も理解できない [筆者訳] <sup>121</sup>。

このように「ジャップ」という差別用語を使うことで自らを「日本人」と位置づけた主張は、彼の追い詰められた心境を表している。この2通の手紙の検閲報告から読み取れるのは、周囲にいた人間や自身の強制収容から、孤独感や軍部に対する不信感が生じたため、「日本に帰る」ことを真剣に検討し始めた青年たちが抑留所の内外を問わず存在したということである。

このような個々の想いが集団化しながら、続帰米二世抑留たちが日本へ送還希望を表明する行動をみていきたい。彼らが敵性外国人処理センターの責任者スプリンガー少佐宛に送った日本送還の嘆願書を取り上げる。1945年4月5日付の一通目の連名差出人は、ウエハラ、オオシマ、オオシロ、トクハラ、ナカソネ、ヤマモト（ギ）の6人であり、「我々は日本に忠誠である」と強調し、早期の送還を訴えている<sup>122</sup>。その後、スプリンガーは6人に向けて手紙を受領したこと、また返事を待つようにとの指示を伝えている<sup>123</sup>。ところが、約

一ヶ月後にあたる同年5月1日に、彼らは再び返事の催促をする手紙をスプリングー宛に出している。ここで注目するのは、この時の連名差出人の表記方法である。この手紙は、「ホノウリウリ抑留所の二世ボーイズ」(Nisei Boys in the Honouliuli Int. Camp) とだけ署名があり、この名乗りにおいて、当局側に用件を確認させようとしているのがわかる<sup>124</sup> [巻末参考資料4-1]。

なお、帰米二世抑留者のなかで年長者のヤマモト（ギ）は、13年前に妻と娘を広島県に残してきたため、市民権を放棄し、日本へ送還されたいという希望をすでに審問会で述べていた。この後に彼は個人でも嘆願書を提出するが、これについては後述する。

ところで、こうした彼らの集団行動における結束力には、ホノウリウリ、チューリレーク間での抑留者同士のつながりが影響していた可能性が考えられる。この時期、1945年4月14日付のチューリレーク隔離収容からの手紙が検閲報告書にみられる。これは、すでに一度目の二世抑留者67人の移送で同所に収容されていたウエハラの家サオからオオシマ宛に出されたものである。この日本語の手紙から抜粋されて検閲された言葉は、「大日本帝国の勝利を祈りたい」だとわかる<sup>125</sup>。このようなやり取りから、「ホノウリウリ抑留所の二世ボーイズ」たちは、チューリレーク隔離収容所へすでに移送されていたハワイ出身の抑留者と合流する希望があったと考えられる<sup>126</sup>。彼らにとって「チューリレーク」は日本への近道であり、そこへ向かうことは戦時交換船に乗る希望とも繋がっていたと考えられる。

以上、継続的に日本送還の希求がホノウリウリ抑留所内の一部の抑留者の間で高まっていたことが確認できた。それはまた、ハワイの社会に戻る必然性を感じていなかった抑留者の姿でもある。

## (2) 「帰米二世暴力事件」の経緯

こうした日本送還希望の扱いをみる前に、1945年6月28日にホノウリウリ抑留所で起きた暴力事件の経緯に着目しながら、その事件の争点を確認しておきたい。

日系人戦時強制収容をめぐる研究においては、本土の抑留所内における暴力事件や暴動について言及があり、それは自由を奪われ、「抑圧された閉鎖環境」である抑留所に起きた問題として認識されてきた<sup>127</sup>。しかし、ハワイの抑留所内で起きたこの小規模な暴力事件は、オキヒロの著作 *Cane Fires* (1991) のなかで抑留者同士の日米への忠誠をめぐる対立として簡潔にふれられてはいるが、それ以降は検証されてこなかった<sup>128</sup>。

まずは、この事件の直後に同所に派遣された陸軍対敵諜報局のベイジル・トーマス (B. Thomas) 特別捜査官による報告書「帰米騒動 (Kibei Disturbance)」(以下、「トーマス事件報告」) に沿ってこの事件を追っていきたい。「トーマス事件報告」によれば、同日夜10時過ぎに、ホノウリウリ抑留所において一世抑留者ゴロウ・ヨシダ (吉田吾郎) が若い帰



米二世の抑留者5人に取り囲まれ、当日の昼間のヨシダによる発言、「日本は戦争に負けている」を、取り消し謝罪するように脅迫されたことが契機とされる。またヨシダはこれを拒絶したために暴力を受けたと報告されている<sup>129</sup>。なお、事件が起きた時のホノウリウリ抑留所は、日系人抑留者26人と、抑留者数の少ない時期だった<sup>130</sup>。

改めて報告書をたどると、ヨシダを襲った5人とは、ウエハラ、ナカソネ、トクハラ、オオシマ、オオシロである。オオシロイ以外の4人は同じ英語学校に通っていたことはすでに述べた通りである。事件直後、ヨシダを保護した憲兵によると、5人はできるだけ早く「日本に帰りたい」と表明したが、暴力を起こしたことに関しては説明できる状態ではなかったとされる<sup>131</sup>。ちなみに、ヨシダの「個人ファイル」には、抑留された当時は53歳であり、漁師をしていたが、1912年に不法入国をしてから、様々な「不道德な」行為に関与したとして、アヘン密輸や売春の斡旋、賭博師などが記載されている<sup>132</sup>。ヨシダはまた「日本革命」という政治活動を個人で旗揚げしていたことが記録されており、「アメリカに戦争に勝ってほしい」などの言動があったことがわかる<sup>133</sup>。

以下に引用するのは、トーマス調査官が綴ったヨシダへの聞き取り調査からの事件の詳細である。

#### <ヨシダの証言>

6月28日9時頃、5人がヨシダの入居している小屋の外で話がしたいから出て来るように呼んだ。そこでヨシダは、話がしたければ他の日本人抑留者マツダの小屋へ来るように5人へ告げると、彼らはそこまでついてきた。そこには他に5人の一世抑留者がいて、彼らはヨシダの「反日本的」(anti-Japanese)な言葉を責めた[筆者訳]<sup>134</sup>。

さて、この時ヨシダの「日本は戦争に負けている」発言とは別の争点になったものがある。それは漁師をしていたヨシダが執筆していた「漁の方法」に関する本である。もう少し詳しく、ヨシダの証言を追ってみたい。

ヨシダはそこで、彼が現在執筆している本はアメリカ政府に捧げるつもりだと宣言した。5人はヨシダにその本を見せるように強要したが、ヨシダはいずれ見せると言い、その時は断った。

その後、5人は、ヨシダに「日本が戦争に負けている」と言ったことを謝罪するように、また、今後は同様の「反日本的」な発言はしないようにと、求めた。ヨシダはそのような謝罪や約束を拒絶し口論になった。彼らのうち一人か二人が彼の体を押した(中略)。そこでヨシダは小屋を飛び出し、憲兵に助けを求めた。その後、彼らはヨ

シダを追いかけ、石を投げた。石はヨシダに当たらなかったが、そのうちの一人がとても興奮し、他の4人がヨシダを取り囲んでいる状態で何度か殴った。しかし、ヨシダはそれらを上手くかわし、怪我はなかった。そして憲兵が駆け付けヨシダを保護した [筆者訳] <sup>135</sup>。

ヨシダは事件の詳細を語りながら、その一方で事件の起きた理由について分析している。それは、この5人は沖縄から来た者が多く、もし問題を起こせばすぐにアメリカ本土の抑留所を経由して日本（沖縄）へ送還されると期待したというものである<sup>136</sup>。さらにヨシダは、5人が彼を襲撃したのは、「抑留者間のリーダー格となっているヤマザキとシイギにより鼓舞されたからだ」と彼の推測を調査官に語っていた<sup>137</sup>。

他方、同日に5人が訪ねていた一世抑留者カマタの証言をみると、ヨシダだけが「日本の敗戦発言」についてのターゲットではなかったことがわかる。5人はヨシダを襲う前にカマタにも発言撤回を要求していたので、その部分を「トーマス事件報告」から引用する。

#### <カマタの証言>

その日の7時半頃から5人が訪ねてきて外で話すように求めた。外に出ると、彼らはその日の午後にカマタが行った「日本に対する不忠誠なコメント」を控えるようにと言った。

カマタは、もし「反日本的」なことを言ったとしたら、複数の新聞記事について意見を述べたのだ、と説明し、彼らを鎮めるために、もう二度と戦争についてはコメントをしないとっておいた。そしてその後、同じグループがヨシダを追った（中略）。またその5人は、ヨシダに書いている本を見せるように要求していた。ヨシダが他の抑留者の行動を日記として記録していると思込んでいたからだ。ヨシダはこれを否定し、明日の朝には喜んで見せようと言った（中略）。そこからまた口論となり、5人の勢いが荒くなったので、ヨシダは恐怖で外に飛び出し助けを求めた [筆者訳] <sup>138</sup>。

カマタも5人により脅迫をされたが、とりあえず相手に合わせ、日本の敗戦について撤回しておいたためか、暴力的な被害を回避したことがわかる。

こうしたヨシダとカマタの証言からは、5人の抱いていた日本への送還希望、またヨシダの執筆活動を他の抑留者の行動記録とみなした疑念、などが浮かび上がる。加えて、抑留所という限られた空間とそこでの新聞という情報源から日本の戦況をどう受け取るのかに関しての意見の対立がみられる。さらに、抑留者の間に存在した世代差からも、当時の所内の人間関係に緊張感があつたようである。

### (3) 加害者となった当事者の語り

ここでは視点を変えて、前掲「トーマス事件報告」における暴力事件の加害者であるオオシマ、ウエハラ、トクハラ、ナカソネ、オオシロの証言に対する評価と、筆者らが2016年と2017年に聞き取り調査を行ったウエハラの語りを比較しながら、事件の詳細を整理してみたい。

「トーマス事件報告」には、上記5人への聞き取り調査の内容が含まれる。まず、オオシマの証言によると、5人はヨシダが「日本は戦争に負けている」との「宣伝活動」(propaganda)を止めようとし、さらに謝罪を約束させようとした。また、彼らはヨシダを取り囲み、憲兵が仲裁に入るまで、オオシマが一人で何度かヨシダを拳で殴ったことは認めたものの、誰もヨシダに物を投げていないと証言している。そのほかの、ウエハラ、トクハラ、ナカソネ、オオシロも事件の概要についてはオオシマとほぼ同じ内容を認めている<sup>139</sup>。

また調査に派遣されたもう一人の捜査官は、例えば、もしヨシダと同じ小屋に戻されたらどうするかという質問を5人にしている。これに対してオオシマは、「日本について不愉快なことを言い続けたら俺たちは彼を殴る」、ウエハラは、「彼が日本について戦争に負けていると言い続けたら個人的には殴る」、トクハラは、「もし俺たちの言うことを聞かなければ」行動を起こすと答え、ナカソネは「日本に対して不忠誠な言動を続けたら感情的になる」と答えている。ここでは唯一オオシロだけが、冷静に「ヨシダが何を言っても関与しない」と答えている<sup>140</sup>。ここから、オオシロ以外の4人は暴力行為への反省はさほどみせず、ヨシダの「日本が戦争に負けている」という発言そのものは許せないものだったことがうかがえる。

これに加えて、「トーマス事件報告」にみる特記事項は、事件を別の角度から分析している。トーマスは、対敵諜報局捜査官として彼らが抑留される以前の1944年12月から取り調べも行っていたため、その上での見解を記している。

オオシマ、ウエハラ、トクハラ、ナカソネは、抑留される以前からホノルルで同じ不良グループ(gang)に属していた。本官には抑留されて以来、不満が4人をより暴力的にさせ、また野蛮にさせたように見える。オオシロはほかの4人に加わった形なので、態度はより穏やかである(中略)。この4人はこれまで分離されておらず、お互いに勇気付けられてきた[筆者訳]<sup>141</sup>。

トーマスの分析のように彼らが抑留されて以来、より粗野になったのかどうかは不明である。しかし少なくとも捜査官として、「不良グループ」化した集団がホノウリウリに一括

入所し、そこへ一人加わったとみなしていたことがわかる。

ところで、この時の彼らの行動は、実際にヨシダを襲ったうちの一人、ウエハラのオーラルヒストリーでは70年の時を経ているものの、違った角度から語られる。ウエハラへの第一回目の聞き取り調査は、2016年12月にハワイ日本文化センター (JCCH) のボランティアであるジェーン・クラハラ (J. Kurahara) とドキュメンタリー作家であるライアン・カワモト (R. Kawamoto) に筆者が加わり行われた。第二回目は、筆者が単独で2017年6月に行った。

まずは、2016年に「トラブル」と暴力事件のことを振り返りウエハラが語ったものからみてみたい。この「トラブル」については、筆者らが抑留生活の様子を聞いているうちに、ウエハラがキッチンで働いていたことなどが語られ、そこから連想されたようであった。

私はキッチンで働いていた。朝鮮人の非戦闘員 (Korean labor prisoners) がストライキを起こした時、彼らがアメリカのために働きに行かなかった時、「助けてくれ。ストライキをしている。僕たちは食べ物が必要だ」と言うので、残ったご飯でにぎり飯 (musubi) を作って、とりあえずなんでもそこにあったおかず (okazu) を持って行った。

次に私たちが「トラブル」を起こしてガードハウスに入れられた時、パンと水だけだった<sup>142</sup>。彼らが助けてくれた。「食べ物を持って来たから出て来てください」と呼びかけてくれた。でも私たちが出られないから、なんとか隙間から食べ物をそこに入れてくれた [筆者訳]<sup>143</sup>。

暴力事件の後で、ウエハラたちは懲罰を受けていたことがわかった。この後、インタビュアーの一人が「なぜ『トラブル』が起きたのか？」と問うと、明瞭な口調ではないが、「ある男が我々のことを報告していた。それを聞いた時に『何を？』と喧嘩になった」 [筆者訳] と語った<sup>144</sup>。ウエハラはその男の名前を覚えていなかったようであるが、この時、抑留者は「みんな」彼に頭に来ていた、とも語っている。

それから約半年後の2017年に行った2回目の聞き取り調査においてウエハラは、なぜヨシダとの衝突が起きたのかをより明確に語った。

「トラブル」は……。もし、日本が正しいと本当に信じていたら、一体どうしろというのだ。自分はすごく若くて、気持ちはそこにあった。だから「トラブル」は起きた。(中略)。年老いた一世と若い二世が集まって、日本について話していた。それで若い二世が「何を!？」と言って、それで(衝突が)起きた。若い友人たちが……。 (中略)。

その時は、戦時だったから、どちらの側に着くのか、こちら側かもう一つの側か (one side or the other side)、それしかない。なぜ抑留所に入れられたのか、それは、もう一つの側を好んだからだ (I prefer the other side)。

それで、その年寄りの奴 (ヨシダ) が「日本はああだ、こうだ」と言った、それで「何をー! ? (爆裂音の表現)」、それは武器 (weapon) のようなものだった。それだけだ、ごめん (gomen)! 本当にそれだけのことだった。

今は違う。今は (平時だから) そうではない [筆者訳・括弧内筆者]<sup>145</sup>。

ウエハラ語りからは、事件の当日に日米の戦況についてヨシダとの衝突は、まるで武器のように相手に感情を向けたこと、その原因が戦時下の日本に対する肯定か否定かだったと、振り返っていることがわかる。また、先述のようにアメリカに戦争に勝ってほしいと考えるヨシダが、他の抑留者に好かれていなかったことも衝突の背後にあったようだ。

さらに聞き取り調査では、ヨシダは本を書いていたこと、そのために彼は他の抑留者の監視をしていると思われていたことを筆者が説明するも、ウエハラは、「政府のために (書いていた)。彼は出所したかったんだろう。だから『イヌ行為 (dog thing)』をしたんだろう」 [筆者訳・括弧内筆者] と語り<sup>146</sup>、当時のヨシダに対する見解は変わっていないようであった。また、「彼 (ヨシダ) 以外は、当時のホノウリウリはどんな感じだったか」という問いには、「そんなに悪くはなかったよ。運動をたくさん食堂で行ったよ。食堂が一番広かったから。キャンプは、まあまあ。出られないだけ」と答えている<sup>147</sup>。ここから、所内ではある程度の協調性がありながらも、ヨシダをめぐる関係に不調和が起きやすかった状況も考えられる。

とりわけ、ウエハラ語りで明確となったのは、当時ウエハラたちは「日本」を支持する思想を持ち、それゆえ抑留されたという自覚があったことである。戦時下では、日本かアメリカの二つの選択しかなく、追い詰められた心境であったとしながらも、彼らが「選択」したのは日本だったと認識していた。それが、前項で参照したウエハラ当時のフィアンセへの検閲された手紙にも表れた、「日本に行くしかない」という想いとつながっていたようである<sup>148</sup>。

こうしてみると、事件に関するトーマスの評価とウエハラ語りには差異がみえる。トーマスが報告したのは、5人の「暴力的」な側面、そしてヨシダの証言にもとづく日本送還のための意図的な行動の可能性であるが、一方でウエハラが語るのは、ヨシダへの個人的な嫌悪感と日本への想いが強かったことである。つまり、事件は抑留所という閉鎖された環境における抑圧状態において突発的に起きた、意図的な行動ではなかったようである。次に、この事件の処分として、ウエハラたちがチューリレークに移送された経緯をみなが

らこの意味を考えたい。

#### (4) トューリレーク隔離収容所への強制排除

この節のまとめとして、1945年7月5日ホノウリウリ抑留所から2回目にあたるチューリレーク隔離収容所への強制排除（以下、「チューリレーク移送」）が行われたことについて、暴力事件との関係を中心に明らかにしていく。

先述したように、シャイバー（ズ）(2016)の研究において、この2回目の「チューリレーク移送」は、一回目(1944年11月8日)の後続である「帰米二世の強制排除」と位置づけられている。また、この2回目の時は、移送手段となる船の使用は、兵力を戦闘区域へ運ぶ事が優先とされた時期のため確保が困難な時期であったことを併記している<sup>149</sup>。この船の調達が困難な時期にOISが強制排除処分を敢行しなければならないほど、この移送は必要なものであったのであろうか。他方、1945年11月から、チューリレーク隔離収容所に本土の転住所から集められた日系人に対して、日本送還が行われ始めたのは、村川(2007)の研究で指摘される<sup>150</sup>。これが実施されるまでにハワイの日系人抑留者を送ってしまうためだとしても、この2回目の「チューリレーク移送」はあまりにも突然行われている。

ここでは、これまで明らかにされなかった2回目の「チューリレーク移送」と暴力事件の関連性をみるために、再びウエハラに行った2017年の聞き取り調査を手がかりにする。以下に引用するのは、前項の続きとなる暴力事件の直後にウエハラたちが受けた処分についての語りである。この時のやり取りは短い応答の繰り返しであったため、筆者の質問文も併記する。

—重営倉 (stockade) かなにかがあったのですか。

そう。その「トラブル」があった後に、彼らが我々をそこに放り込んだ。暗い部屋に。

—何日間そこにいたのですか？どんな罰だったのです？

一週間。そこからすぐに船で我々は本土へ移送された。キャンプには戻されることはなかった。彼ら（当局）は自分のものをキャンプに取りに帰るだけに行ってくると命じた。

—多分、1、2時間ですか？

そう。二人の憲兵と一緒に。誰とも口をきけなかった。ただ自分の荷物を持ってそこを出て、そのまま（本土行きの）船へ直行した。

—重営倉にいた時に、十分な食べ物があったのですか？パンと水だけですか？

そう。（パンの）耳があれば美味しいよね？そんなのない。ただの白い（部分）。1回

目は、「よし（食べるぞ）」、2回目は「いらぬ、いらぬ、そんなの放っておけ」。  
—そんなに大きな「トラブル」を起こしたとは思えないのですが。

我々は話し合いを持った。でも彼ら（当局）は私たちが信用しなかった。それだけ。  
我々はオフィスでヒアリングを受けたけど。それだけ。（中略）いや、全く彼らは私  
たちを信用しなかった。それは戦争だったから。もし敵だと言われたら、他になにがで  
きる？それは戦争だった（中略）。私はまだ19歳だった〔筆者訳・括弧内筆者〕<sup>151</sup>。

事件後、対諜報部にウエハラたちを事後調査させ、その後は他の抑留者から隔離し、処  
罰を与えていたことがウエハラの語りから明らかになった。つまり、5人を重倉倉に入れて  
いた一週間のうちに、「チューリレーク移送」の手配がされていたことになる。確かに、1945  
年7月5日の「抑留所日誌」をみると、午前7時にこの5人にミヤヒラが加わった6人が  
アメリカ大陸へ転送されたと記載され、抑留者の人数は27人から21人に減少している。

ウエハラの語りにみる暴力事件と第2回目の「チューリレーク移送」との関連は、「ト  
ーマス事件報告」の送付状からも確認できる。この送付状は、「チューリレーク移送」の3  
日後にあたる同年7月10日に、ハワイ軍管区ロバート・グリフィス中佐 (Lt. Col., R. B.  
Griffith) が戦時転住局 (WRA) の地域長官とカリフォルニア州の西部防衛指令部域司令官  
宛に同報告書を転送した時に添付されたものである。このグリフィスは、リチャードソン  
の統括する軍人で構成された審問委員会の一人である<sup>152</sup>。

さて、この送付状には、「トーマス事件報告」を送る理由を「日系のアメリカ市民5人  
であり、ハワイ準州から強制排除されアメリカ本土でその身柄を抑留されるために転送す  
る者について差し出すものである」と記している<sup>153</sup>。つまり、強制排除された6人のうち5  
人の参考資料として「トーマス事件報告」が送られたことになる。このことから、やは  
り暴力事件の処分として「チューリレーク移送」が行われたと考えられる。

ただし、ここで留意すべきは、事件の当事者と移送された者の人選には齟齬があるこ  
とである。つまり、チューリレークへは、ウエハラをはじめとする5人の事件当事者だけ  
でなく、ミヤヒラが移送されている。ミヤヒラは、第4節でみたように、戒厳令撤廃後の  
真っ先に強制排除処分とされ、市民権放棄と日本送還を希望していた<sup>154</sup>。しかし、ミヤヒ  
ラは、暴力事件ならびに先述の「二世ボーイズ」には加わっていない。その一方、ミヤヒ  
ラとは対照的に、日本送還を「二世ボーイズ」の一人として申請していたヤマモト（ギ）  
の申請は認められていない。ヤマモト（ギ）は、「チューリレーク移送」の2日前にあたる  
7月3日にも、単独でもう一通の嘆願書を提出しながら「彼らと一緒にチューリレークに移  
送してほしい」と訴えていた<sup>155</sup>。

このようにみえてくると、「収束期」を通じて「強制排除処分者」の移送はたった一度だけ

行われた特例であること、また、審問委員会が暴力事件の6日後に6人の移送の決定を行い、移送手段の手配がされていることが明確となった。おそらくその決定の背後には、事件を起こした5人の帰米二世をホノウリウリ抑留所に抑留し続けることへの管理側の危機感があったと考えられる。もし、そうであるならば、5人の帰米二世に対する厳重な警戒とも言える処分だったのではないであろうか。

以上、続帰米二世抑留者が「日本へ帰国したい」という想いが集団化しながら強くなっていた状況、ならびに所内で起きた暴力事件について、陸軍資料とオーラルヒストリーから総合的に検証を試みた。そこには、ホノウリウリ抑留所での集団生活において、日本劣勢の戦況をどう解釈するのが争点になるような緊張した抑留者同士の間関係がみられた。このうち「日本の支持派」が日本送還希望を申請していたが、彼らが複数回に渡り行なった申請をもとに送還手続きが行われることはなかった。つまり、続帰米二世抑留者の処分は「強制排除処分のための身柄の拘束」とされていたが、暴力事件による緊急的な本土移送が行われただけであった<sup>156</sup>。

## 第7節 日系人抑留所の終焉

### (1) 一斉釈放

最後となる本節では、終戦直後の一斉釈放、ならびに最後まで釈放されなかった市民権放棄希望者に対する OIS の対応を通じて、ハワイの日系人強制収容の終局を可能な限り明らかにする。具体的には、1945年9月12日から14日の一斉釈放から、同年10月25日に行われた最後の抑留者3人の釈放までの経緯を概観しながら、OIS がどのように強制収容を終了させたのかに迫りたい。

まず、一斉釈放の状況を、第3節でも参照した1945年9月11日付「モリソン報告」により確認したい。繰り返しになるが、この資料は、ハワイ軍管区法務長官モリソン准将がこの時にまだ抑留中の者について、連邦政府陸軍次官補局に報告したものである。この「モリソン報告」の送付状には、戦争終結にともない、日系一世抑留者の全員にあたる18人および日系二世抑留者4人のうち1人が、ホノウリウリ抑留所から「近日中に釈放される」と陸軍省から報告を受けた、との事情説明がある。その翌日(9月12日)には二世抑留者のヤマモト(マ)のみが釈放され、更に2日後9月14日付発令のリチャードソンの命令書によって、残りの一世抑留者18人にも釈放が指示されていることが、抑留者の「個人ファイル」から確認できる<sup>157</sup>。

この一斉釈放については、一世抑留者18人の釈放時の状況が書かれた書簡を補足的に参照したい(但し資料の性質上、そこからわかる内容はきわめて断片的なものである)。この書簡の差出人は第2節で参照した曹洞宗の開教師ヤマザキである。ヤマザキに関しては、



島田 (2004) の研究があり、これによれば、入所中から彼の「日本寄り」の思想の表明は、若い抑留者から支持を集めていたとされる<sup>158</sup>。1945年10月に、ヤマザキはホノウリウリ抑留所に残っていたアキヤマ、サダナガ、ヤマモト（ギ）に日本の勝利を伝える内容を含んだ書簡を送った。このことにより1946年3月に不忠誠罪として起訴されたが、その後無罪になっている<sup>159</sup>。

このヤマザキの書簡3点のうち、ヤマモト（ギ）に差し出された1945年10月9日付の書簡を検討したい。これは、もともと日本語で書かれた書簡だが、検閲を受けて英訳されたものである<sup>160</sup>。以下、書簡の内容を引用する。ここで書かれているのは、ホノウリウリ抑留所から日系抑留者全員が政府関係の事務所に連れて行かれ釈放の手続きを終えた後、スプリングー中佐と他二人の陸軍少佐と会話した内容である。

Q: なぜ我々のような日本人が出所（釈放）されるのか。

A: 戦争が終わり、日本人を抑留できないからだ。

Q: 私のような軍と政府に逆らった者を出所（釈放）しようとするのか。

A: 戦闘が停止した今は、日本人と軍とは何の関係もないからだ。

Q: それでは、我々が何をしても何を言ってもかまわないのか。

A: そうだ。軍はあなた方を危険人物とは考えないし、積極的にあなた方に介入はしないであろう。つまり、これは無条件だ。（後略）。[筆者訳]<sup>161</sup>。

簡便な手続きで日系一世は釈放され、また、もはや戦争が終結したことで「敵性外国人」ではないという事務的な説明が行われたようである<sup>162</sup>。

以上のように、一斉釈放が一括処理で簡潔に済まされていたことを確認したところで、続いて、この時に釈放されなかった帰米二世抑留者3人（アキヤマ、サダナガ、ヤマモト（ギ））の釈放過程をみていきたい。

## （2）最後の抑留者

まずは、ホノウリウリ抑留所に残された帰米二世抑留者3人の市民権放棄申請から手続完了までを整理したい。そのうえで、これを強制収容の最終局面とみなすこととする<sup>163</sup>。ここでは、「個人ファイル」にみられる資料を中心に検討することとし、この3人が最後までホノウリウリ抑留所に残されたのは、彼らが危険視されたことよりも、市民権放棄の手続きにOIS側が時間を要したことが理由であると仮定して検証していく。

この3人は市民権放棄を表明しながらも、戦時下ではそれに関しての積極的な進展はなかったようである。繰り返しになるが、アキヤマの場合は、1944年7月17日の徴兵忌避罪

を問われる裁判において、市民権放棄の希望を表明していたが、迅速に対応されずにそのままオアフ刑務所に収監されていた<sup>164</sup>。サダナガの場合は、第2節で参照した書簡（同年同月22日付）のなかで市民権放棄希望を明記し<sup>165</sup>、その後実兄が収容されていたチューリレーク隔離収容所への移送を希望している。ヤマモト（ギ）の場合は、1945年3月の審問会において市民権の放棄を希望し、妻子のいる日本への送還を希望して3回にわたりチューリレークへの移送希望を文書にて示していた<sup>166</sup>。

ここで前掲「モリソン報告」から、この3人の市民権放棄をOISは急いで処理しようとしていたことを確認したい。ここからは、ハワイ軍管区法務長官のモリソンが、抑留者の処分に法的責任を追う立場にたって、連邦陸軍省次官補の執務局に宛てて報告していた事情が読み取れる。そのため、やや長いが引用する。

ハリソン大佐宛 差出モリソン准将

11 September 1945

（前略）9月8日のマクロイ次官補の電報によると、ここに報告した敵性外国人は近い将来釈放される。またすべての仮釈放中の敵性外国人も必要な手続きが終わり次第釈放されるとのことだった。

さらに、強制排除命令は無効になるとのことであった。しかし我々がその前の電報で尋ねた、強制排除処分の待機としてここに拘留されている3人の日系人については、答えがなかった。おそらく、この3人は近いうちに司法省からアドバイスがあるものと思われる。また我々は、約80人のチューリレークにハワイから強制排除された日系人についても、彼らの身分を陸軍憲兵局に確かめてみるつもりである。彼らのハワイにいるときの態度からすれば、彼らほとんどがアメリカ市民権を離脱したがっているか、もうすでに離脱しているのは間違いない。彼らについての全ての情報が入手できない限り、我々は排除命令処分を全て無効にするつもりはない。（中略）

我々は現在OISを解体するのに忙しく、これらの案件を早く処理できるのかがどうか気がかりである。したがって、どのような情報でも感謝する。（後略）[筆者訳]<sup>167</sup>。

以上にみられるように、OISあるいはリチャードソンには、戦後になっても「強制排除」処分を無効にすることを躊躇する、何らかの理由があったのである。連邦陸軍省の決定に対して異を唱えているとも言える。

1944年7月には市民権放棄法が成立していたが<sup>168</sup>、OISはその手続きに全く不慣れであり、司法省のアドバイスを求めていた。それを示唆するのが、アキヤマの「個人ファイル」

に収録されている一連の市民権放棄の手続きに要された文書である。以下、その内容を追ってみたい。

まず、1945年10月3日付の、ハワイ準州法務局で行われた、この帰米二世抑留者3人の市民権放棄を検討した会合についての報告である<sup>169</sup>。会合を持ったスラッターリー大佐 (Col. E.V Slattery) とその部下は、上官であるモリソンに意見書を送っている。スラッターリーはこのなかで、連邦陸軍省の指示により3人がチューリレーク隔離収容所にすぐにでも送られない限り、釈放するべきであり、3人をこれ以上拘束する法律上の理由がないことを主張している<sup>170</sup>。

その後15日には、ハワイ準州の弁護士から3人宛に国籍離脱希望のヒアリングの案内状が出されている<sup>171</sup>。17日には、ホノルル市内の連邦地方オフィスでそのヒアリングが行われ、国籍離脱申請書と関連書類に3人の署名がなされた<sup>172</sup>。そして、ついに24日には、リチャードソンから釈放命令が発行され、強制排除処分が無効になったことが明記された。翌25日には、モリソンからオブライエン合衆国地方検事にアキヤマ、サダナガ、ヤマモト（ギ）が国籍離脱申請書に署名した旨と彼らのホノルル市内の住所を連絡し、その後の手続きを促している<sup>173</sup>。これと合わせて、「抑留所日誌」の確認できる限りの最終ページをみると、1945年10月25日付けで抑留者数は前日の「3」から「0」に変化している。このことについては、3人の日系二世抑留者がホノウリウリ抑留所から釈放され OIS に移送された (Japanese Civilian Internees being released from Compound #8 to Office of the Internal Security) ためと記されている<sup>174</sup>。

3人のその後の経緯は、ヤマザキの「個人ファイル」に納められた、釈放後のヤマザキの動きを追う陸軍対敵諜報局による記録から知ることができる。ここには、先述したヤマザキがホノウリウリ抑留所にいた3人に宛てて書いた日本語の書簡のその後の処理についての報告書があり、当局が検閲済みの書簡を本来の受取人に渡そうとしていたことがわかる<sup>175</sup>。

アキヤマは、1945年11月5日に、その時に働いていたホノルル市内のレストランで対敵諜報局捜査官からヤマザキの書簡を手渡された。アキヤマはその場で書簡を読み、自主的にそれを返却したとされる。翌6日には、ヤマモト（ギ）が呼び出され（場所は不明）、3人の捜査官の前でヤマザキからの書簡を読んでいるが、この時ヤマモト（ギ）も同様に、書簡を返却したと記されている。サダナガにも同じ捜査官が繰り返し接触しようとしたが居場所が不明確で、11月14日には受取記録が付けられた書留郵便で申請住所に書簡が送付された<sup>176</sup>。このように、彼ら3人は釈放された後も必要とあれば接触できるいわば「保護観察処分」に近い状況であったことがうかがえる<sup>177</sup>。しかし、もはや戦時下でもなかったため、ヤマザキの書簡の処分については受取人に任されていたのであろう。

同年 11 月 27 日付『ハワイタイムス』には「国籍離脱許可 3 人の市民権放棄者」との記事がみえ<sup>178</sup>、オブライエン地方検事からの情報として、3 人が 10 月に申請していたアメリカ国籍離脱が、アメリカ検事総長により許可されたことがわかる。この記事は 3 人の実名と年齢を報じた上で、「彼らは今より日本外国人として取扱われ多分送還されることになる」と結ばれている。このように、ハワイでの日系二世の市民権の放棄許可には約 1 ヶ月が要されていた。

以上、帰米二世抑留者 3 人がホノウリウリ抑留所に残された理由は、OIS の戦後処理業務との兼ね合いのなかで行われた市民権放棄手続きのためであり、結果的に「最後の抑留者」となったことがわかる<sup>179</sup>。

### 小括

本章では、ハワイの戦時強制収容の「収束期」にホノウリウリ抑留所に収容されていた少数の抑留対象者について、戒厳令撤廃後の OIS による強制収容政策がいかに行われたのかを中心に、戦時強制収容の終焉過程を探った。その過程は、1945 年 7 月 5 日のチューリーレーク隔離収容所への移送、戦後となった同年 9 月 14 日の一斉釈放、そして市民権放棄の手続き完了にともなう 10 月 25 日の最後の抑留者の釈放を経ながら段階的に収束していたことがわかった。また、「収束期」の抑留者は、それまでの抑留対象者と異なる様相を示し、「特に危険な人物」とみなされた一世抑留者と帰米二世抑留者に大きく分けることができた。

まず、この時期の日系一世抑留者は「抑留継続処分」とされており、天皇への信奉に関する「日本寄り」の思想と、スパイ容疑、また違反行為で処罰の経歴が顕著に関係していたことがわかった。しかし、彼らのなかには、現実的に天皇の神性を否定し、日本の敗戦を予測する者もいたにもかかわらず、一斉釈放まで抑留が継続された。

さらに、続帰米二世抑留者の個々の背景を分析した結果からは、徴兵忌避者と徴兵の事前検査に出向かないなどその予備軍とみなされた者の処分の境界線は明確ではなかった。つまり、徴兵忌避を正式に表明して徴兵忌避罪となり、まず刑務所に収監されて抑留所に移送されるのか、アメリカに不忠誠な「危険な人物」として調査された後に抑留されるのかの違いはあるものの、全て「強制排除」の予定者と一括されていた。さらに、放浪罪で逮捕された者、不安定な就労状態であったとも言える人物、不良とみなされた青年たち同士が抑留されていたことがわかった。さらに本論では、続帰米二世抑留者を拘束した強制排除処分とは、結果的に彼らの身柄を抑留所に拘束するための形式的な「名目」であったと結論付けた。それは、収束期の約 1 年間のうち暴力事件の処分として、当事者をチューリーレーク隔離収容所に移送することしか実際の強制排除は行われず、しかもそれは、10

人中6人に限られてのことであったからである。

これらを踏まえて強制収容の「収束期」にみられた一世・二世を合わせた日系人抑留者の傾向からみえるのは、第一に、全員ではないが抑留者のおおむね明確な「日本寄り」の思想から「危険視」されていた実情である。

第二に、こうした続帰米二世抑留者の大半は、抑留所からハワイの社会へ戻ることも、アメリカ本土を経由して日本へ送還されることを前提に本土移送を願った者、また徴兵されるなら抑留される方を選ぶ者、また入所して以降も抑留所に留まりたいとさえ表明をした者であった。これは、戦争が継続するハワイの社会から半ば自覚的に抑留所に行った人びとの存在を示す。続帰米二世抑留者のなかでは「日本人として」祖国である日本に帰ると表明し、彼らのなかには、日本への送還の近道として、チューリレーク隔離収容所を目指した傾向がみられた。彼らの答弁内容にみえるのは、戦前に帰米してからの不安、日米が戦争に突入したことともなう日系人である引け目、社会の周縁に置かれた人間が感じた差別、親族の抑留などの多様な要素が絡まった、ハワイ日系二世青年の一部の姿である。これは、アメリカに「忠誠」を誓った日系人部隊の活躍などに象徴されてきた、太平洋戦争下の日系人の像とは大きくかけ離れている。

以上の検証から、このような「日本寄りの思想」の表明を躊躇しなかった抑留者たちは、戦時下の社会秩序を乱す者たち、つまり「スパイ活動と破壊行動」を起こす危険性のある人物にみなされて抑留されていたと結論づけた。

しかしながら、このような少数の日系人が実際に破壊活動を起こす差し迫った危機感を陸軍が予測したとは考えにくい。むしろ、彼らの思想や行動による他の日系人への影響を懸念したという要素が強いのではないであろうか。言い換えれば、開戦当時はあらかじめ選定した一世の指導者的な日系人を中心に強制収容するために軍政府によって動き出したシステムが、その後も「危険な人物」を抑留できる政策へと移行したまま継続され、戒厳令撤廃後にも少数の「不都合な人びと」を収容しておくシステムへと実質的にシフトしていたのである。それはまた、ハワイの社会でも敵国となった日本を心情的に支持し、それゆえアメリカへの戦争協力ができなかった人びとを収監する場所が用意されていたのである。

---

<sup>1</sup> 序章でも述べた通り、日本人は1952年までアメリカに帰化できなかった。

<sup>2</sup> Gwenfread, A., *Hawaii's War Years 1941-1945*, (Pacific Monograph, 1950); Okihiro, Y. G., *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*, (Temple University Press, 1991);

- 
- Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II*, (University of Washington Press, 2003); Scheiber et.al (2009).
- <sup>3</sup> Scheiber, H. N., Scheiber, N. L. & Jones, B., “Hawaii’s Kibei Under Martial Law: A Hidden Chapter in the History of World War II,” *Western Legal History* (22) Nov. 1&2, 2009:1-102. Scheiber et.al (2009), Okihiro Ibid., pp. 268-269.
- <sup>4</sup> Ibid.
- <sup>5</sup> From Wm. R.C. Morrison to John McCloy, Assistant Secretary of War, File: 415, JCCH. この資料はたしかに、陸軍次官補ジョン・マクロイにハワイ軍政府内のモリソンを通じて本土での100人単位の帰米二世の受け入れを窺っているものである。これに関して、陸軍省の返事は、「安全そうな」帰米を釈放することであった。しかし、1945年1月20日に、別件で戦時転住局(WRA)は、すでにチューリレーク隔離収容所は新たな収容者を受け入れない方針をOISのモリソン准将に通告している。これを考えても、1945年2月以降も続いた帰米二世の身柄の拘束は、移送目的ではなかったと思われるものの、さらなる調査が必要である。War Relocation Authority to Wm. R. C. Morrison. Brigadier General, Office of Internal Security, Jan 20 1945, in RG 494-Entry 22, Box 148, NARA II.
- <sup>6</sup> 第2章でも述べたように、人身保護令状とは、アメリカ市民が不当な身柄の拘束を受けているという疑いからこの令状を裁判所に請求すると、裁判所が拘束の合法性を審査し、違法と判断されればその者を自由にするというものである。
- <sup>7</sup> Scheiber et.al (2009).
- <sup>8</sup> Okihiro (1991), op. cit., p. 269; Nakamura, K., “Murder, Rape, and Martial Law: A Dual-system of Justice for Hawai‘i’s Japanese,” 1928-1944, [Master’s Thesis], 2003, p. 91, University of Hawai‘i.
- <sup>9</sup> Office of the Chief of Military History, Historical manuscript file, v. 24 pt. 2, Chapter 9. Office of the Military Governor, Iolani Palace, Honolulu, Japanese Internment and Relocation Files: The Hawaii Experience (hereafter JIRHE) [bulk: 1942-1945], Box 2, 224, JCCH.
- <sup>10</sup> Ogawa, D. M., and Fox, Jr., E. C., “The Japanese internment and relocation: The Hawaii experience,” *Japanese Americans from relocation to redress*, (Eds.) Daniels, R., Taylor, S. C., and Kitano, H. H. L. (University of Utah Press, 1991), p. 136.  
山倉明弘『市民的自由：アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社, 2011年, p.115. なお、Ogawa & Fox Jr. のコンフェレンス・ペーパーは、結論の部分がやや違うものが以下に収録されている。*Japanese Americans from relocation to redress*, (Eds.) Daniels, R., Taylor, S. C., and Kitano, H. H. L. (University of Utah Press, 1991), pp. 135-138.
- <sup>11</sup> Kashima, T., *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II*, (University of Washington Press, 2003), p. 85. なお、この閉鎖年に関する出典はみられない。
- <sup>12</sup> Burton J., M., Farrell, L., Kaneko, L., Maldoanto & K. Altenhofen, “Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise,” In *Social Process in Hawai‘i* (45), p. 65.
- <sup>13</sup> 島田法子『戦争と移民の社会史-ハワイ日系アメリカ人の太平洋戦争』（現代史料出版, 2004年）.日本人僧侶とはジショウ・ヤマザキ（山崎自性）であり、後述する。
- <sup>14</sup> 森田幸夫『アメリカ日系二世の徴兵忌避—不条理な強制収容に抗した群像』（彩流社, 2007年）.
- <sup>15</sup> 村川庸子『境界線上の市民権—日米戦争と日系アメリカ人』御茶ノ水書房, 2007年.
- <sup>16</sup> 本論では詳しく述べないが、これらの「戦争避難民」のうち、うちマリアナ諸島出身者は11人いたため、彼らにとってこの移送は「帰還」と呼ぶことはできるであろう。しかし、彼らのうちほぼ全員が日本への送還を望んでいたため、その意志に即さない処分となったようだ。以下の陸軍資料に詳細がある。“Cumulative Report,” RG 494, Entry 22, Box 158, NARA II.
- <sup>17</sup> 序章で参照した抑留所日誌である。NARA II. なお、この「抑留所日誌」の最後のページは1945年10月25日分であるが後述する。
- <sup>18</sup> ただし、1945年10月に関しては、1日と2日の日誌が確認できなかったために3日の人数を使用した。

- <sup>19</sup> 序章でも概説したが、この抑留者の人数の変化は、予備審問(Pre-Hearing)を受けた抑留対象者が、その後、審問会 (Hearing)で抑留処分とされると増加する。一方、抑留処分に、定期的に再審問 (Case Review) が行われ、釈放されると人数は減少する。
- <sup>20</sup> 1978年にアメリカ合衆国が制定した憲法の一つである。アメリカ合衆国との間で宣戦布告あるいは侵略行為に及んだ国や政府などに対し、大統領が布告した際にこれらの国の市民で在留外国人を米国内で逮捕・身柄の確保をできると定めた。山倉(2001),前掲書 p.85.
- <sup>21</sup> Scheiber, H. N., Scheiber, N. L. & Jones, B., “Hawaii’s Kibei Under Martial Law: A Hidden Chapter in the History of World War II,” *Western Legal History* (22) Nov. 1&2, 2009:1-102.
- <sup>22</sup> Garner, J. A., *Hawaii under Army rule*, (The University of Hawaii Press, 1955-1975). アンソニー・ガーナーは、1943年10月から1943年12月までハワイ軍政府において司法長官を務めた。
- <sup>23</sup> Allen (1950), p. 196.
- <sup>24</sup> Ibid.; Scheiber et al. (2009), op. cit., p.79. ただし、アレンはリチャードソンが軍政府長官を名乗るのをやめたのは、1944年7月にコンフェレンスのためにハワイに来たローズベルト大統領を意識してのことだと推測している。ホワイトハウスは、軍政府長官という役職名をもとめていなかった。
- <sup>25</sup> Scheiber et al. (2009), op. cit., pp. 71-72. 原文では *espionage or sabotage* とあるが、サボタージュは日本語の持つ「怠慢」という意味ではなく、円滑な社会活動を阻止するすべての行動を前提にしていると思われる。本論では「破壊行動」も含めた広義な意味での「妨害」と考える。
- <sup>26</sup> 1942年10月から1943年12月までハワイ準州の検事総長を務めたガーナー・アンソニーの著作には行政命令の原文があるため参照する Anthony (1965), p.134.
- <sup>27</sup> Ibid., p. 301.
- <sup>28</sup> Allen, (1950), op. cit., pp. 196-197.例えば夜間の外出禁止令と灯火管制は、夜10時から朝5時半までとされ、1945年7月11日まで続いた (Anthony, 1955, op. cit., p.103)。
- <sup>29</sup> Okihiro (1991) p. 244
- <sup>30</sup> Scheiber & Scheiber (2016), op. cit, p.155
- <sup>31</sup> Office of the Chief of Military History, Historical manuscript file, v. 24 pt. 2, Chapter 4. Office of the Military Governor, Iolani Palace, Honolulu, JIRFHE [bulk:1942-1945], pp. 23-24, Box 2, 224, JCCH.
- <sup>32</sup> RG 494, Entry 25, Box 335, NARA II.
- <sup>33</sup> RG 494, Entry 22, Box 157, NARA II.
- <sup>34</sup> “Cumulative Report 1944,1945” in RG 494, Entry 22, Box 158, NARA II.
- <sup>35</sup> RG 494, Entry 34, Box 346, NARA II, op. cit.
- <sup>36</sup> Morrison, Wm. R. C. Brigadier General, 11 September 1945, RG 494, Entry 11, Box 32.
- <sup>37</sup> Kimura, Y., *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii*, (University of Hawaii Press, Honolulu, 1998), p. 205. 1930年代後半に日本の軍艦がハワイに寄港すると一部の日本人は歓迎会を開いていた。
- <sup>38</sup> 抑留者の職業について不明のものは、鈴木啓の抑留者調査 (2016) を参照した。現時点では、未公開のものである。
- <sup>39</sup> 島田 (2004), 前掲書, pp. 210-212.
- <sup>40</sup> Slattery, E.V., Lieut. Colonel, J.A.G.D., 16 Match 1945, In “Komagata Zenkyo,” RG 494, Entry 19, Box 228, NARA II.
- <sup>41</sup> 島田 (2004), 前掲書, p. 212. ここで島田はハワイ大学所蔵ロマンツォ・アダムス社会学研究室 RASRL) が収集した大川玄道開教師のオーラルヒストリーを引用しているが、ホノウリウリに抑留されていた大川は記憶違いをしている。その内容は、後述する最後の抑留者3人(アキヤマ、サダナガ、ヤマモト<ギ>)がトューリレークより移送されてきたというものであるが、資料からは確認ができない。
- <sup>42</sup> Slattery, E. V., Lieut. Colonel, J.A.G.D., 16 Match 1945, In “Komagata Zenkyo,” RG 494, Entry 19, Box 228, NARA II.
- <sup>43</sup> “Kakuji Inokuci,” RG 494, Entry 19, Box 208, NARA II. イノクチの場合は病気を抱えていた者が抑留された事例でもある。1944年5月28日に身柄を拘禁されていた移民局で、イ

ノクチは持病の胃潰瘍から吐血し、倒れた時に頭部を強打して負傷した後に、トリプラー陸軍病院に入院し、病院からホノウリウリ抑留所へ移送された。

<sup>44</sup> Ibid.

<sup>45</sup> Ibid.

<sup>46</sup> Ibid.

<sup>47</sup> Morrison, Wm. R. C. Brigadier General, 11 September 1945, op. cit.

<sup>48</sup> 以下のファイルを参考にした。“Miyahira, Hideichi” Box 246; “Uehara, George” Box 307; “Oshima, Ichiro” Box 273; “Nakasone, Kiyoshi (Detainee)” Box 261; “Tokuhara, Susumu” Box 303; “Oshiro, Hatsuo” Box 246; “Yamamoto, Gihei” Box 314; “Akiyama, Masao” Box 177; “Yamamoto, Masato” Box 314; “Sadanaga, Mamoru” Box 277, these all in RG 494, Entry 19, NARAIL. ここで扱う二世抑留者で IOS-から始まる抑留者は「個人ファイル」が二組存在するが、そのうち一つに IOS-が付されているファイルがある。それらは同じボックスに収蔵されているため、抑留者名のもとに統一して出典する。

<sup>49</sup> Scheiber & Scheiber (2016), op. cit., p. 154.

<sup>50</sup> 実際に、ミヤヒラの調書には「次に空席がある地上交通でハワイより強制排除し、それまでは抑留する」と書かれている “Miyahira, Hideichi” 1945.2.19.

<sup>51</sup> アメリカ国防総省が発行した管理番号である。

<sup>52</sup> Kashima (2003), op. cit., p. 260.

<sup>53</sup> もっともこのようなハワイ準州内で使用された抑留者番号 (ISN-) は抑留者が本土へ移送された場合に振り直されたといわれているため、便宜的に OIS が使うためのものであった可能性がある。これについては、今後の研究の発展を待ちたい。

<sup>54</sup> “Oshiro, Hatsuo,” op. cit.

<sup>55</sup> “Nakasone, Kiyoshi (Detainee),” op. cit.

<sup>56</sup> “Oshima, Ichiro,” op. cit.

<sup>57</sup> “Tokuhara, Susumu,” op. cit.

<sup>58</sup> “Sadanaga, Mamoru,” op. cit.

<sup>59</sup> “Yamamoto, Gihei,” “Yamamoto, Masato,” op. cit.

<sup>60</sup> “Yamamoto, Masato,” op. cit.

<sup>61</sup> しかし、彼らの調書には、例えば戦争協力のための社会団体に関わったなどの記録は見られない。

<sup>62</sup> “Miyahira, Hideichi (Detainee),” op. cit.

<sup>63</sup> Ibid., 宮平秀一, 1945年1月28日, 「当」と「楽」は旧字が使われていた。

<sup>64</sup> “Nakasone, Kiyoshi,” op. cit.

<sup>65</sup> Ibid.

<sup>66</sup> 日系兵士のヨーロッパ戦線での犠牲についてはあまりにも有名だが、第442連隊を例に挙げても日系兵士総数18,000に対して死傷者数9,486人といわれている。例えば、島田(2004), 前掲書, p.88の統計を参照。

<sup>67</sup> “Gen. Emmons Outlines Induction Plans Here.” *Star-Bulletin* (1943. 1.28).

<sup>68</sup> “Quota of Volunteers Here Raised to 1725” *Star-Bulletin* (1943. 3.11).

<sup>69</sup> 森田(2007), 同前書。

<sup>70</sup> 秋山正雄と貞永守。

<sup>71</sup> 森田(2007), 同前書。アキヤマについては、以下の研究にも言及がみられる。Ogawa, M. D. ‘Kodomo no Tame Ni -For the Sake of the Children: The Japanese American Experience in Hawaii, (University of Hawaii Press, 1978); 島田法子(2004) 前掲書; 森田幸夫(2007) 同前書。ただしオガワ(Ogawa)は、アキヤマの不評は日系兵士の戦果による好評により、ハワイの社会において日系人全体の評価に響くことはなかったとしている(p.318)。

<sup>72</sup> ただし、その10ヶ月後のアキヤマのホノウリウリ抑留所に移送に関する報道は、少なくとも新聞記事では見当たらない。

<sup>73</sup> 島田(2004), p.91.

<sup>74</sup> 『ハワイヘラルド』1944年7月10日。

<sup>75</sup> 二世部隊とは日系人志願兵だけで陸軍省が編成した第100歩兵隊と第442連帯戦闘部隊を指す。

<sup>76</sup> 同前資料。



- <sup>77</sup> 森田 (2007), 前掲書, pp.187-188. 森田によると、この判決はむしろ、アメリカ本土での日系二世の市民権放棄の訴えが連邦政府内で混迷をまねき、時間を要するがために手続きまでにいたらなかったことが原因である。第5節で後述する。
- <sup>78</sup> Meurlot, B. M., Major, Asst. A.C. of S., G-2 (CID), 18 September 1944, “Akiyama, Masao, Detainee,” RG 494, Entry 19, Box 177, NARA II.
- <sup>79</sup> Ibid.
- <sup>80</sup> Ibid. ここで扱う二世抑留者で IOS-から始まる抑留者は「個人ファイル」が二組存在するが、そのうち一つに IOS-が付されているファイルがある。それらは同じボックスに収蔵されているため、抑留者名のもとに統一して出典する。
- <sup>81</sup> なお、アキヤマの手紙は日本語で書かれたようだが、英訳されたもののみがアキヤマのファイルに残されている。このケースについて森田 (2007) は、徴兵忌避をめぐる裁判では「法廷で対決した裁判官と被告人が太平洋戦争前の日米関係や戦争の是非について論じ合った例」はほかに類をみないとしている (pp.189-190).
- <sup>82</sup> Ibid. “Akiyama, Masao.”
- <sup>83</sup> Record of Proceeding of Evaluation and Exclusion Hearing Board, in “Akiyama, Masao OIS-8,” op. cit.
- <sup>84</sup> 島田 (2004) 前掲書 ; 森田 (2007) 前掲書.
- <sup>85</sup> Sakata, C., 71 Detective, 18 November 1943; Meurlot, B. M., Major, Asst. A.C. of S., G-2 (CID), 17 June 1944 in “Sadanaga, Mamoru (Detainee)” RG 494, Entry 19, Box 277, NARA II.
- <sup>86</sup> Ibid. ほかに、建設現場で仕事をしながら夜間学校で英語を学習していた状況が書かれているため、評価された可能性がある。
- <sup>87</sup> Meurlot, B. M., Major, Asst. A.C. of S., G-2 (CID), 21 July 1945, Ibid.
- <sup>88</sup> B.M. Meurlott, Lt. Colonel, M.I. G-2 (CID), memorandum for the officer in charge, “Mamoru Sadanaga,” 5 July 1945, in “Mamoru Sadanaga,” op. cit.
- <sup>89</sup> Meurlot, op. cit., 5 July 1945, ibid.
- <sup>90</sup> 古屋翠溪 (1964) 『配所転々』布哇タイムス社, 巻末の抑留者リストには定長稔と見られる。
- <sup>91</sup> “Sadanaga, Mamoru (Detainee),” op. cit.
- <sup>92</sup> 貞永守 July 1944, Ibid.
- <sup>93</sup> 平重盛が父清盛と後白河天皇の板挟みになり、親への孝と天皇への忠を悩んで呟いた言葉として江戸時代後期に頼山陽が著した国史書『日本外史』に書かれる。サダナガはこれを日本で学んだのであろう。
- <sup>94</sup> Ibid. 手紙は「日米両国の苦闘児としての将来に力闘したく、切に切に切望す」と結ばれていることから、将来的に両国への貢献を誓うことでどちらも侮っていない立場である。
- <sup>95</sup> “Miyahira, Hideichi”; “Uehara, George”; “Oshima, Ichiro”; “Nakasone, Kiyoshi”; “Tokuhara, Susumu”; “Oshiro, Hatsuo”; “Yamamoto, Giichi” op. cit., in RG 494, Entry 19, NARA II.
- <sup>96</sup> 1945.1.26 report by Byron M. Meurlott. In “Kiyoshi Nakason OIS-4” RG 494, Entry 19, Box 246.
- <sup>97</sup> “Uehara, George”; “Nakasone, Kiyoshi”; “Tokuhara, Susumu”; “Oshiro, Hatsuo,” op. cit.
- <sup>98</sup> Ibid. “Oshiro, Hatsuo”
- <sup>99</sup> Ibid.
- <sup>100</sup> “Tokuhara, Susumu,” op. cit.
- <sup>101</sup> Ibid.
- <sup>102</sup> “Miyahira, Hideichi”; “Oshima, Ichiro”; “Uehara, George,” op. cit.
- <sup>103</sup> Ibid., “Miyahira, Hideichi”; “Oshima, Ichiro.” “Yamamoto, Giichi,” op. cit.
- <sup>104</sup> “Yamamoto, Gihei”; “Yamamoto, Masato,” op. cit.
- <sup>105</sup> “Miyahira, Hideichi”; “Oshima, Ichiro.” “Yamamoto, Giichi,” op. cit.
- <sup>106</sup> “Yamamoto, Masato,” op. cit.
- <sup>107</sup> また、ヤマモト (マ) の従兄弟二人が 1943 年 11 月に起きたチューリレークの暴動に参加したことが調書に記録されているため、これが影響した可能性もある。
- <sup>108</sup> Kaizawa, T. Knaefler, *Our house divided: Seven Japanese American families in World War II*, (University of Hawaii Press, 1991); *Japanese Eyes American heart II*, Hawaii Nikkei Editorial Board (2012, Watermark Publishing). 例えば以上のものがある。

- <sup>109</sup> Nakamura, Kelly Y., Suspected criminals, spies, and “human sacred weapons”: The evolution of Japanese-American representations in political and cultural discourse from Hawai‘i to Japan, 1880-1950s, University of Hawaii, 2008, (Dissertation), (<https://scholarspace.manoa.hawaii.edu>), pp. 376-397.
- <sup>110</sup> 山倉 (2011), 前掲書, p. 102. なお、ジョン・ステファンは、このハワイから日本へ送還された 248 人が、当時、在外日本人を案じていた日本政府へハワイの状況について情報を提供したとする。ジョン・ステファン『日本国ハワイ—知られざる真珠湾裏面史』(竹沢卓監訳) (恒文社, 1984 年), p.227.
- <sup>111</sup> 『ハワイヘラルド』1942 年 8 月 14, 26, 27 日.
- <sup>112</sup> Hawaii Nikkei Editorial Board (2012), *op. cit.*, p. 115. ただし、上記新聞発表より家族の数が少ないのは計画より実際に交換船に乗れた数が少なかったのかは、本研究では明らかにできない。
- <sup>113</sup> この理由について村川 (2007) は、そもそも日本政府が帰国を望んだのは在米大使館、公使館の職員と家族、学生や国際商人、などであり、必ずしも移民やその家族は含まれていなかったこと、また日本は第三次交換船を送り出す財力はなかったと指摘する (p. 230).
- <sup>114</sup> 同前. pp. 258-260. 村川は政策としての「本国送還」という用語を用いているが、本論では主に少数の帰米二世が帰省地への送還を希望したことを扱うため、「日本送還」という概念で論じていく。村川が調査した司法省の統計では、送還希望者数は 1943 年に行われた忠誠登録以降に増加し、1944 年 7 月頃からそのピーク約 18,000 人を迎えたまま 1945 年までほぼ減少することはない。ただし、その後申請取り消しも多くなった。日系二世の徴兵適齢期の男性がいる家族が日本送還希望を申請した事例は、1943 年の徴兵制施行以降には、徴兵忌避だとみなされた背景を指摘している。また忠誠登録とは 1943 年 3 月からアメリカ本土の抑留所・転住所で日本人・日系人を対象に行われたアメリカへの忠誠を示す内容が含まれた記入式審問である。
- <sup>115</sup> “211.7 Receipt of internees (received)” in RG 494, Entry 21, Box 143, NARA II.
- <sup>116</sup> Postal Censorship, from Toguchi T. to Tokuhara, S. 23 April 1945, in “Tokuhara, Susumu,” in RG 494, Entry 19, Box 303. 手紙の原本は収録されていないが、殴り書きだと報告されている。また、情報部による英訳をさらに筆者が和訳したため、手紙の真意には若干遠くなる。
- <sup>117</sup> 情報局の英訳には “together request [exam: literally one and only]” とあるため、「唯一の願い」と意識した。
- <sup>118</sup> Ibid.
- <sup>119</sup> なお、トクハラの「個人ファイル」に収められたもう一件の検閲報告では、この手紙より以前の同年 2 月に、トクハラからトグチ宛に出された手紙について「抑留所内で日本的な雰囲気を楽しんでいる」と書かれる。この手紙へのトグチへの返信の可能性がある。
- <sup>120</sup> “Uehara, George,” *op. cit.*
- <sup>121</sup> Postal Censorship, from Uehara, George to Tamashiro, Dora, 4 May 1945 in “Uehara, George,” RG 494, Entry 19, Box 307, NARA II.
- <sup>122</sup> Uehara, G, Oshima, I, Yamamoto, G, Oshiro, H, and Nakasone, K, 5 April 1945, in “Oshima Ichiro,” *op. cit.* なぜかオオシマの「個人ファイル」に原本が収蔵されている。
- <sup>123</sup> Springer, L. F., Lt. Col. Infantry, Security Officer, to Oshima, I., 3 May 1945, in “Oshima Ichiro,” *op. cit.*
- <sup>124</sup> Nisei Boys in the Honouliuli Internment Camp, May 1945. Ibid. さらに、この手紙の 3 日後には、前掲のウエハラからフィアンセへの手紙が出され、「日本へ行くことを考えるように」との内容が検閲記録に見られる。
- <sup>125</sup> Distribution, from Uehara, M. to Oshima, I., 13 April 1945. Ibid.
- <sup>126</sup> 1943 年 7 月以降に、トゥーリレーク隔離収容所に「不忠誠」とされて隔離された抑留者については第 3 章で言及したが、その後抑留者たちの間で親日的団体が結成され盛んに活動が行われていたことが研究されている。それらの団体の中では、例えば報国青年団が知られる。村川 (2007), 前掲書, p.15. またこの活動の様子を目撃した父親の仕事により収容所内の学校に通った唯一の白人の生徒の体験も語られる。「全員がそうだったわけ

- ではないが、毎朝、日の丸の鉢巻きをした若者が「ワッショイ」と叫びながら日本帝国海軍調の体操をする光景を目にするようになった」野崎京子『強制収容とアイデンティティ・シフト—日系二世・三世の「日本」と「アメリカ」』（2007, 世界思想社), pp. 107-108.
- <sup>127</sup> Kashima (2003), op. cit.; 村川 (2007) 前掲書; Scheiber et al. (2009), op. cit. または、塩井浩之『越境者の政治史—アジア太平洋における日本人の移民と植民』（名古屋大学出版会, 2015年), pp. 341-342; 野崎 (2007), 同前, pp.89-96.
- <sup>128</sup> Okihiro (1991), op. cit., p. 248.
- <sup>129</sup> Thomas, B. A., Special Agent CIC, CPBC June 30, 1945, Japanese American Relocation and Internment: The Hawaii Experience, 1981-1983 AR 19, JCCH, Box 3 Folder 23.
- <sup>130</sup> Ibid.
- <sup>131</sup> Ibid.
- <sup>132</sup> “Yoshida, Goro,” RG 494, Entry 19, Box 320, NARA II.
- <sup>133</sup> Ibid.
- <sup>134</sup> Thomas (1945), op. cit.
- <sup>135</sup> Ibid.
- <sup>136</sup> Ibid. ヨシダの供述をそのまま和訳した。文脈は不明である。
- <sup>137</sup> Ibid.
- <sup>138</sup> Ibid.
- <sup>139</sup> Ibid.
- <sup>140</sup> Ibid.
- <sup>141</sup> Ibid.
- <sup>142</sup> Bread and Water Punishment. アメリカ陸軍・海軍において行われたパンと水だけしか与えない懲罰の方法。このような懲罰の方法から、やはりホノウリウリは陸軍管轄の抑留所であった特徴がみえる。
- <sup>143</sup> George Uehara Interview, interview by K. Akiyama, J. Kurahara, and R. Kawamoto, 23, December 2016, Honolulu.
- <sup>144</sup> Ibid.
- <sup>145</sup> このインタビューの最中に思わず「ごめん」という日本語が口をついて出たが、これについてはその行いに対しての後悔の気持ちだけではない、何かが堰を切ったような印象を受けた。
- <sup>146</sup> Ibid.
- <sup>147</sup> Ibid.
- <sup>148</sup> なお、このフィアンセと検閲報告書に書かれた女性は、フィアンセではなく面会に来てくれたただけだと笑いながら話してくれたので付しておく。
- <sup>149</sup> Scheiber & Scheiber (2016), op. cit., p. 204.
- <sup>150</sup> 村川 (2007), 前掲書, pp. 275-277.
- <sup>151</sup> George Uehara Interview, interview by author, 2017.6.2, Honolulu.
- <sup>152</sup> 帰米二世抑留者の抑留処分の通告にはグリフィスの名前が見える。
- <sup>153</sup> ただし、この資料は添付する報告書のカバーレターのようなものであり、中身の報告書は確認できなかった。
- <sup>154</sup> RG 494, Entry 25, Box 335, NARA II, op. cit.
- <sup>155</sup> From Gihei Yamamoto to Lieut. Col. Springer, # July 1945, in “Gihei Yamamoto IOS-7”, RG 494, Entry 19, Box 314, NARA II. この手紙は書式化されタイプ打ちなので原本は不明。
- <sup>156</sup> 本論ではウエハラを含めた事件当事者5人のチューリレーク移送までを述べたが、その後、チューリレーク隔離収容所で終戦を迎えた彼らがどのような戦後を過ごしたのかをウエハラの語りから、簡潔に記す。
- 同所で終戦を迎えたウエハラは、その時に日本へ行くことは取りやめた。この5人は皆一緒に釈放され、ロス・アンジェルズへ向かい、そこからハワイ行きの船に乗った。オオシマは、ハワイに帰郷後に、陸軍語学兵 (MIS) として朝鮮戦争に従軍した。除隊してからは、日本に行って早稲田大学に入学し、卒業後に日本で結婚をした。ナカソネは

- ホノルルに留まり、レストランで働いた資金を元に小さなコーヒーショップを開き 20 年くらい経営した後に、その店を売って余生を送った。トクハラも日本に行き、日本で結婚した（この調査時は全て故人）。George Uehara, interview by author (2017.6.2) op. cit.
- <sup>157</sup> また、ホノウリウリの「抑留所日誌」には、この日に釈放された人数が 19 人となっている。
- <sup>158</sup> 島田 (2004), 前掲書, p. 212.
- <sup>159</sup> “Honolulu Advertiser,” 2 March 1946. ヤマザキの起訴理由はハワイ準州の戦時立法であり、無罪判決の一部では、これが言論の自由に反するとして違憲判断であったとされる。
- <sup>160</sup> 島田 (2004) が「山崎自生の三通の手紙」(pp. 214-219) に紹介している資料はハワイ大学 マノア校戦時記録書庫所蔵とされるが、この NARA II に所蔵されるヤマザキの書簡が英訳されたものと同じ資料である。
- <sup>161</sup> (Letter to Gihei Yamamoto) in “Yamazaki, Jisho,” RG 494, Entry 19, Box 318, NARA II.
- <sup>162</sup> Ibid. なお、ヤマザキは手紙のなかでこの軍当局の態度を「無責任」だと批判しながらも、「無条件」という言葉が気に入ったとも書いているが、この後、ヤマザキは陸軍対諜報局に介入され、追跡調査の対象になっていく。
- <sup>163</sup> この 3 人の拘留期間には、前掲のヤマザキが書簡を送り、励ましていたことを島田 (2004) が「第 7 章 ハワイ勝った組—勝った組 30 年の軌跡—」(pp. 192-224) において明らかにしている。ヤマザキは彼自身の釈放後の生活を伝えながら、日本が戦争に勝利したと手紙に綴っていたことがわかり、「勝った組」ならびに 3 人の抑留者の「親日的な」傾向をヤマザキが連携させていたことがうかがえる。なお、島田の研究では、ハワイ大学社会学部により聞き取り調査が行われた別の抑留者の証言から、この 3 人がチューリレークから移送されたこととあるが、オーラルヒストリーの収集で起きうる事実誤認であることを言及しておく。
- なお、ヤマモト (マ) については、釈放の様子は不明であるが、「個人ファイル」には一世抑留者より 2 日早く釈放されたことが確認できる。
- <sup>164</sup> 森田 (2007), 前掲書, p. 188.
- <sup>165</sup> 貞永守, 前掲資料.
- <sup>166</sup> “Yamamoto, Gihei,” op. cit. ヤマモト (ギ) の調書には「日本人だと思っているので、アメリカ国籍を放棄したい。ハワイに来たことを本当に後悔している」との答弁がみられる。
- <sup>167</sup> Morrison, Wm. R. C., Brigadier General, op. cit.
- <sup>168</sup> 村川 (2007), 前掲書, p. 211.
- <sup>169</sup> Slattery, E.V., Colonel, J.A.G.D., 3 October 1945, in “Akiyama, Masao,” op. cit.
- <sup>170</sup> Ibid.
- <sup>171</sup> O’Brien R.J., United States Attorney, 15 October 1945, Ibid.
- <sup>172</sup> Wickhem, F. Major, J.A.G.D., 19 October 1945, Ibid.
- <sup>173</sup> Wm. R. C. Morrison Brigadier General, 25 October 1945, Ibid.
- <sup>174</sup> RG 494, Entry 22, Box 157, NARA II. Compound 8 (第八捕虜収容所) とは第 2 章で言及したように、ホノウリウリ抑留所を指す。
- <sup>175</sup> Confidential report, Jisho Yamazaki, 26 Oct - 6, Dec 1945, 401st CIC Det., AFMIDPAC, in “Yamazaki, Jisho,” RG 494, Entry 19, Box 318, NARA II.
- <sup>176</sup> Ibid. 原文では、サダナガの場所が確認できないとしながらも書留郵便を送ったことになっている。おそらくは、サダナガの登録住所宛だと判断する。
- <sup>177</sup> オブライエン検事はこの 3 人の自宅住所を市民権離脱申請の署名を申し送る書類に記載し、「今後の連絡先」として伝えている。したがって、おそらくこの 3 人はそれぞれの自宅に戻されたであろう。
- <sup>178</sup> 『ハワイタイムス』1945 年 11 月 27 日.
- <sup>179</sup> なお、1945 年 11 月中旬といえば、邦字新聞では連日のようにヨーロッパ戦線からハワイに帰還する日系二世兵について報道されていた。また同月 16 日にはテキサス州クリスタルシティ抑留所から家族単位でハワイへ戻った「自主的抑留者」たちについても歓迎

---

する報道がされている。つまり、彼らの存在は認識されにくかったと言える。

## 終章 日系人強制収容の歴史の変遷

ハワイの日系人強制収容は、本論で考察した太平洋戦争下のうち 1941 年 12 月 7 日から 1945 年 10 月 25 日までの約 3 年 11 ヶ月間に大きく変化を遂げながら継続した。この間に使用された抑留所の持ちえた意義を踏まえて考えると、ハワイの強制収容は時間を経過するにしたがい、当初の目的から大きく外れながら形骸化したと言える。この終章では、これまでの検証を総括しながら序章で提起した①「抑留対象者の変化」からみえるハワイの日系人強制収容の実像、②抑留所機能の変化からわかる強制収容の目的の変化に力点を置いて考察するものである。

### (1) 強制収容の対象者の変化にみるハワイ戦時強制収容の実像

戦時下ハワイの強制収容における抑留対象者は、陸軍による 1930 年代からの逮捕計画に向けた選定期間から開戦による一斉逮捕、戒厳令下のハワイ軍政府の継続的な抑留政策、また戒厳令撤廃を経て変遷を遂げた。本論では、設定した強制収容の時期区分に対応させるかたちで、抑留対象者の特徴を追ってきたが、ここで再確認しながら分析を加える。さらに、この抑留対象者の移り変わりから、約 3 年 11 ヶ月の強制収容政策の変化もとらえることができると考える。

まず、抑留対象者の概要のみを時系列に整理すると、第一の時期区分とした「開始期」(第 1 章)においては、「敵性外国人」扱いとなった一世の日系コミュニティの指導者が中心である。この時期の後半には、このカテゴリーに含まれない一世や二世抑留者もいた。第二の時期区分「継続期」(第 2 章・3 章)は、「危険人物」とされた帰米二世を中心とする抑留者に対象がシフトしていた。この時期には、ハワイに移送された少数の戦争避難民も便宜的に抑留者登録をされて抑留されていた。さらに第三の時期区分とした戒厳令撤廃後の「収束期」(第 4 章)においては、「特に危険とみなされた」一世・帰米二世である。以下に彼らの背景、属性、また傾向を述べながら、これらの対象者の移り変わりの概要をまとめたい。

1930 年代後半から太平洋戦争が開戦した場合のスパイ活動や破壊活動を防ぐため、情報機関を中心に抑留対象者の選別が行われていた。その具体的な抑留対象者のリストは 1941 年 11 月までに確定していたと言われるが、このリストに基づいて同年 12 月 7 日の開戦と

同時に逮捕・抑留された人びとが緊急収容された場所がサンドアイランドであった。

第1章では、ハワイ戦時強制収容の「開始期」(1941年12月7日から1943年3月2日)について、サンドアイランド抑留所を中心に扱った。同所で抑留されていた人びとの大半は、この逮捕者リストに含まれていた日系コミュニティで指導的な立場にいた日系一世であった。領事館職員、宗教関係者、日本語学校教師、新聞社職員など、逮捕者リストに基づいた473人が開戦後3日間のうちに一斉逮捕され、身柄の拘束をされた。また、ラジオを持っていた漁業関係者、帰米二世も少数ながら同時期に抑留された。

こうした多くの一世代抑留者は、1942年2月20日頃から、段階的にアメリカ本土の抑留所・「転住所」へ移送され、ハワイから事実上いなくなった。その後も、強制収容が継続する中で、1943年3月までには、大規模な抑留者の本土移送が行われた。二世抑留者は「自主的抑留者」となった家族とともに本土に移送される場合と、ハワイに残り抑留される場合に分かれた。このような状況と併行して、1942年10月頃から帰米二世が抑留対象になっていった。

1943年3月2日・3日と、サンドアイランドからホノウリウリへの抑留所の移転が行われた。これを本論では、強制収容の「開始期」から「継続期」(1944年10月24日まで)への移行として、第2章、3章で取り上げた。「継続期」では、ホノウリウリ抑留所における帰米二世抑留者の割合が極めて高くなる。これは、陸軍の政策が帰米二世を抑留するだけでなく、「アメリカに不忠誠」だと危険視した上で、釈放に対しても慎重であったために生じた状況である。本論で取り上げた帰米二世抑留者には、日本語学校の教師、新聞社職員、学生だった者が含まれた。ハワイの帰米二世の職業は多様であったと思われるが、先行研究で指摘されるハワイへ戻ってから日本語教師や邦字新聞社で職を得ていたとの図式に一致した。

強制収容の「継続期」には、ホノウリウリ抑留所において帰米二世を中心とした集団生活が形成された。彼らは、抑留生活のなか楽しみを見出す努力を行い、例えば、集団で下駄を履くような日本文化を生活に取り入れた。その一方で、「アメリカ人」であるとの意識を強く持つ面もあり、「日本寄り」の意識との間で「ゆらぎ」をみせた。例えば、帰米二世抑留者が審問において、自らを「アメリカ人」とであると定義する場合と、日本人捕虜との関わりから、捕虜に対して同胞意識を共有した場合とがみられた。

1944年10月24日の戒厳令撤廃に向けて、軍当局の進めた釈放を帰米二世抑留者が拒否し始めた。帰米二世抑留者は、この時に、都合のよい処分だと怒りを感じ、また釈放され

て徴兵を避けたい気持ちを示して拒否する背景があった。この時に軍当局に対して抵抗を貫いてチューリレーク隔離収容所へ強制排除される者と、ハワイへ釈放される者との別れた。この時、全体の抑留者の約半分がチューリレーク隔離収容所へ強制排除され、独身者が多かったとの証言も得られた。

第4章では、先行研究では詳細が取り上げられなかった「収束期」（1944年10月24日から1945年10月25日まで）の少数の抑留対象者について明らかにした。彼らは、それまでの抑留対象者と異なる様相を示し、「特に危険な人物」とみなされた一世抑留者と帰米二世抑留者（「続帰二世抑留者」と呼んだ）に大きく分けることができた。この時期の一世抑留者は、抑留が継続された状態にあり、その傾向には、天皇への信奉を表明する、スパイ容疑者をかけられる、また過去に不法入国や日本国旗の所有などの違法行為で処罰を受けたこと、などがみられた。他方、続帰二世抑留者は、大統領行政命令9489により、危険人物を「軍事区域」と指定したハワイ準州から「強制排除」処分することが可能となり、強制排除される予定につき身柄の拘束がされていた。この続帰二世抑留者には、徴兵忌避者ならびに従軍を拒絶したい青年たち、放浪罪や泥酔で処罰を受けた者、あるいは賭博師とされた者、また不良グループとみなされた者たちで構成され、この「収束期」になって強制収容の対象が大きく変わったこととなる。ただし、一世抑留者のなかには開戦当初も対象とされた宗教関係者や漁師が比較的多くみられた。これに対して、続帰米二世抑留者は、レストラン就労などのサービス業、工事現場の人足やトラック運転手などのブルーカラー労働に従事していた者が多かった。これらの、一世・二世に共通する属性には「日本寄り」の思想が顕著にみられ、日本の戦争支持をする者さえいた。ただし、一世抑留者のなかには、アメリカへの忠誠と戦争支持を表明しつつ、天皇を信奉するという自己の内的バランスを得ている者もみられた。

これらの「収束期」の抑留者は、太平洋戦争終結まで、ホノウリウリ抑留所に残された。1945年9月12日から14日にかけて、1人の続帰米抑留者18人の一世抑留者が一斉釈放されたが、市民権放棄を希望する二世3人が、その手続きが完了する見通しがつくまでその身柄を拘束されていた。こうして、本論では最後まで残された3人の抑留者の属性を明確にした。

なお、「継続期」から「収束期」（第3章・4章）において、マーシャル・マリアナ諸島からの19人の在外日本人が戦争避難民として一時収容されていたことを明らかにした。彼らが便宜上「抑留者」として1944年6月頃より約1年に渡り同所に滞在した後に、1945



年5月にサイパン島ススペ収容所に移送されたことを陸軍資料から確認した。本論では詳細を述べなかったものの、強制収容政策ではない少数の戦争避難民の受け入れは、同所が戦況により多面的な機能を付加されながら運営されたことを確認することとなった。

抑留対象者の移り変わりを追った結果は、以下のような時系列的な政策の変化と対応すると考えられる。本論でもみた通り、先行研究においては、戦前に選定した抑留対象者リストに記載された人物を太平洋戦争開戦とともに一斉逮捕し、その開戦当日に敷かれた戒厳令により樹立したハワイ軍政府が継続した強制収容は、「継続的な抑圧」または「封じ込め政策」と呼ばれていた。これは帰米二世を主眼に置いた強制収容だったことも指摘がされてきた。あるいは、戒厳令撤廃後にも継続された強制収容は、帰米二世のアメリカ本土への移送を目的として強制排除処分が整備されたとの指摘があった。

しかし本研究の検証の結果、ここにもう一つ深化した段階が確認できた。戒厳令撤廃時に日系二世抑留者は、釈放されるかハワイから強制排除をされて一度はホノウリウリ抑留所からいなくなった。そこに、改めて帰米二世が対象とされ抑留されるのと同時に、抑留継続処分が続いた一世抑留者たちが戦争終結直後まで残されながら細々と強制収容が続いた状態であった。これはハワイの軍政を引き継ぐ「新たな形の強制収容」政策であった。

抑留対象者の変化に注目すると、ハワイ軍部による戦時強制収容は、OMG（軍政府長官局）から OIS（内部保安局）にその司令塔の名前を変更しながらも、抑留所の運営方法と「危険分子」を抑留する方策を、戦時のそれぞれの時期に対応する形で一貫して継続していたことがわかった。つまりハワイの強制収容は、その対象者、方策、形態のあらゆる面において、開戦後の一斉逮捕からハワイの軍政府による政策のもとで継続的に行われていた強制収容の後にさらに続いた、OISによる少数の特化した日系人を対象にした特殊とも言える強制収容を合わせて初めて定義することが可能なのである。

## （2）抑留所機能の変遷からわかる抑留生活

本論で目的としたのは、抑留所の機能が約3年11ヶ月間の強制収容のなかで、移転にとりもなう環境の変化、戦局の変化に加えて、抑留所管理の手法などから見えるミクロな視点からの抑留所機能を検討することでもあった。この抑留所機能とは、どのような人びとを拘束する場所であったのか、その上でどのような機能を果たす場所となり得たのかを考察してきた。これにくわえて、政策に影響される抑留所管理に規定される、抑留者の体験も検証を重ねてきた。

そこで時期区分に位置付けて各章で行なってきた抑留所の定義を確認するとともに、環境条件を踏まえた抑留生活を再確認しながらまとめる。

抑留所はサンドアイランドとホノウリウリの間を移転したため、二つの抑留所に分けてまとめる。抑留所環境と抑留所管理を合わせてまとめるものとする。

サンドアイランド抑留所では、ごく初期の時期とその後の時期では管理状況が大きく変化している。

まず、初期のサンドアイランドの環境を再確認すると、サンドアイランドという場所はホノルル港沿岸の埋立地であり、開戦直後にそこに設置された抑留所は、検疫病院の建物を使った応急的なものであり、テントで暮らすような生活環境であった。この場所は吹きさらしで陽光の照りつく、サッカーグラウンド約3枚分にあたる広さの敷地であり、抑留者はその狭い場所に押し込められていた。その環境は、初期の頃に行われた強制労働の塹壕掘の最中に空襲訓練があると、抑留者たちは砂地にできた水たまりに飛び込む必要があったという証言からも、埋立地であったことが確認できる。

サンドアイランド抑留所では、抑留者たちは不当で非人道的な扱いを劣悪な環境の中で受けながら、抑留生活を送っていたというのが、先行研究のマスターナラティブであった。たしかに、開戦直後の同所では、厳しい管理下に置かれた抑留者が強制労働に耐えながら日々を過ごす状況下で武器となりうる物品にまつわる身体検査などを強要されても服従するしかないという状況がみられた。これは、抑留所の規則や初代抑留所所長の人物像などに抑留者の生活が大きく規定され、独善的な管理状況が作られていたからと言えよう。

しかし、本論の検証からは、まず所長の交代により、抑留所管理が緩和され、管理側に苦情の申立てを行うことができるようになったことが記録からみとめられた。特に、1942年4月には所内の労働について抑留所側に向けて直接交渉に臨んだ記録があり、その後に苦情を聞き入れられる時間も設定されていたようである。このことから、管理の状況が変わったことがわかる。

これと併行して、居住環境も徐々に改善され、抑留者たちは木造の棟に収容され、ベッドで寝起きできるようになった。木造棟では、消灯後の演芸会や歓迎会などが行われ、ランドリーやキッチン、所内図書館、売店なども設備された。また、資料からは、抑留者が野菜作りを毎日続けていたことがわかる。野球場も作られ、植樹をしてサンゴを敷くなどの環境整備が行われたことも1942年9月の記録から確認できた。これ以降の視察報告からは、食堂で集会を持つことが可能になったことや、畑の整備なども確認できた。

さらには、男女合同の礼拝が日曜日に行われ、それを楽しみに男性抑留者は毎週身なりを整えて女性抑留者の区域を訪ねるといふ、交流の場もあったことが確認された。また面会制度も導入され、サンドアイランド抑留所は、抑留者を従属的で支配的な状況に置くことから、徐々に多少の自主性を保証するという管理の手法を取り入れることで抑留者を抑留生活に順応させている。そこには、抑留人数が増え大所帯となった抑留者たちを効率よく共同作業させるという目的もあったであろう。

サンドアイランドの後身となったホノウリウリ抑留所については、第2章・3章の強制収容の「継続期」、ならびにその「収束期」を扱った第4章で論じた。

同所は、オアフ島の山中に設置された民間人抑留所兼捕虜収容所であった。その特徴は、谷底に設営されたサッカーグラウンド約70枚分の面積を有する巨大とも言える環境であり、海拔約58.5から85メートルという低さから、周囲からは不可視で、また抑留所の中からも外界が見えないという場所であった。抑留者たちは各小屋に住みながら、シャワーはあったものの、一列に座る形式のトイレという生活をそこで送っていた。ランドリー設備もなかった。けれども、大きな食堂があり、そこは集団で楽しむ食事に加えて、面会が行われる場所、後には運動を行う場所としても利用されていた。区切られた収容区域にいなながらも、抑留者たちにはこうした食堂や各小屋の一画にある程度の楽しみを持つ場所が得られていた。また、歯科医、床屋、売店、なども収容区画に設置されていた。

開設当初は入居してすぐに、抑留者自らが環境整備をする必要があるほど、湿地帯で木々も伸びやすく、また蚊も多く、暮らしやすい環境ではなかった。しかしながら後にはそこに植樹や耕作地整備などの環境改善が施されたようである。

さて、これら二つの抑留所の環境を比較すると、サンドアイランド抑留所ではテントでの暮らしから木造棟に移り、多少は環境が良くなったが、その後、ホノウリウリに移ると、粗末な小屋に暮らす生活に逆戻りすることがわかる。サンドアイランドからホノウリウリへの移動を経験した抑留者には、居住環境の落差に適応することも要求されたのである。けれども先行研究では、この二つの抑留所間の移動とそれにとまなう抑留者の経験については言及されていなかった。

第2章では、抑留所がサンドアイランドからホノウリウリへ移転し、環境が変わったなかでの、「継続期」の強制収容において、日曜日に行われた軍当局による面会が、管理の手法として利用されたことに注目した。軍当局は、ホノウリウリ抑留所に「家族収容所」を設立するよりも、ハワイの社会からそこに隔離した帰米二世の抑留者に対して、家族との

面会という多少の楽しみを保証しながら、面会が禁止となるという条件をつけ加えることによって抑留者の行動を牽制した。

なお、直接的な抑留所管理ではないが、強制収容の継続的政策により、社会からの孤立や差別を経験している抑留者家族が日系人コミュニティに存在するようになったことが、この面会制度を支えた。抑留される、あるいは抑留対象者の状況を他の日系人が目の当たりにすることにより、強制収容の恐怖に日系コミュニティが副次的に支配され、抑留所がその恐怖の対象になっていた。

そのような安定した「継続期」の強制収容でも管理側と抑留者の衝突や力関係の均衡にひずみがみえ始めた。この兆しを第2章で、その後のひずみが継続してみられた状況を第3章で扱った。

第2章では、抑留者の文化的で穏当な抵抗の事実を述べた。それらは、所外の歯医者に許可を取り出向き、無断で家族と会い飲食を行う行為、また面会を通じて家族から物資を差し入れてもらい、そこで得た工作や材料により、下駄を制作し、集団で履きながら音を立てて橋を渡り歩くことを楽しみ、あるいは密造酒を用意して、アメリカ本土へ移送される一世抑留者のために消灯後に宴会を開くなどの行動である。宴会では、替え歌を唄い、三味線を弾く「男芸者」と呼ばれた抑留者に、赤十字で配給される物資交換クーポンでそのパフォーマンスに対して支払いをし、その場を盛り上げる行為もなされた。こうした行動には、日本文化を楽しむ傾向がみられる。戦時下のハワイ社会で日本文化を自粛していた日系人とは異なり、抑留生活には日系人であることを肯定するという側面があった。このような抑留者同士の協力に対して、それから外れようとする行動は、抑留所管理に対する反発ともみなすことができる。これに対して管理側は、規則を設けて行動を牽制する方策を取っていく。

第3章で取り上げたのは、ホノウリウリ抑留所では帰米二世の抑留と戦争捕虜収容をめぐり、抑留所／収容所として機能していたことに影響されて、抑留所と収容所の双方の均衡を保ちながら抑留者と捕虜を同時に管理する方法が取られたことである。それはアメリカ中部太平洋陸軍、また太平洋戦争が継続される中で同所の位置付けが変わっていくことによる機能変遷でもあった。本論では、戦況の変化により増加した捕虜の世話を管理側が帰米二世抑留者を積極的に利用したことに注目した。戦争捕虜を抑留者と同じ敷地内で収容したことにより、多種多様な問題が生じた。例えば、捕虜の食事の世話やハンガーストライキの解決に帰米二世抑留者を動員し、時には捕虜の尋問にも彼らは利用された。それ

は、管理側と抑留者との間の支配・被支配の均衡バランスを不安定にしたが、こうした中でも、抑留者を利用する運営は継続された。

ここで見られるのが、抑留者の管理側に対する抗議や抵抗表現が明らかになる動きである。彼らの行動は、第1章で取り上げた「交渉」や、第2章で取り上げた「ささやかな抵抗」よりも明らかな抵抗表現としてその表明がダイレクトさを増すことである。この時すでに抑留所管理は、本来備わっていた規則では抑留者と捕虜の「接触」が禁じられていたのにもかかわらず、多数の捕虜の収容により、捕虜への食事の世話や通訳、あるいは語学兵の尋問の手伝いをさせるなど、所内の労働基準に反して抑留所運営に取り込んで行った。

このように第2章・3章を合わせて抑留所管理をみると、戦況が変わりつつあった1943年にもなると、抑留者に規制を与え続けるよりも、逸脱行為を適度に取り締まりながら、移送された多数の捕虜の管理統括のために、抑留者を取り込む運営が行われていたことがわかる。

繰り返しになるが、戒厳令撤廃に向けて、軍当局が二世抑留者を釈放させようとした時に、集団による釈放拒否が行われた。これは、管理方法が表面上は安定していても、その内実は抑留者が軍当局の思惑とは違う方向へ進もうとしていた、いわば抑留者を拘束する抑留所機能が崩れかけていた兆しと考えられる。このうち、日本送還希望者30余人はすでに本土へ移送する準備があったことは先行研究で指摘されているが、これほどの釈放拒否者を生んだ強制収容の実態については、本論では初めて明かされた。

また、この背景には、帰米二世抑留者の体験から、釈放されることにより、陸軍語学兵(MIS)として召集される可能性を予測したこと、また捕虜の尋問を手伝わされたことから、帰米二世の従軍と抑留の境界線が曖昧な部分があり、彼らがそれを意識した行動を取っていたことを指摘した。つまり、戒厳令撤廃により二世抑留者を出所させる方策は、かなり錯綜していたことでもあった。

戒厳令撤廃以降には、もはや管理が及ばず、抑留者のなかには日本に送還されたいと表明が顕著になった。すでに述べた通りだが、彼らは一世、二世に共通して「日本寄り」の心情を隠さず、再審問の答弁でも、日本の戦争支持を表明し、アメリカ軍への従軍を拒否したいとの抵抗表現が顕著であった。数人の帰米二世が集団で当局に対して日本送還を要求した際に「ホノウリウリ抑留所の二世ボーイズ」と名乗った行動などにも強い抵抗表現が含まれる。こうした団結力に支えられた日本送還希望は複数回にわたり申請され、加速していった。ただし、この送還希望の理由は、「日本人」として「祖国」に帰ると主張して

おり、第3章の「アメリカ人」として不当な扱いだと主張した帰米二世抑留者とは違うものである。この「アメリカ人」だという帰属意識に起因して不満をみせたことは対照に、第4章で扱った続帰米二世抑留者は、抑留中に日本へ帰りたい気持ちが高まり、日本への帰属意識を自覚しながら、「日本」に向かった行動でもあった。

あわせて、第4章では、先行研究ではほとんど顧みられてこなかった戒厳令撤廃後の抑留者の傾向、また行動を追った。ただし、第4章では抑留所管理の資料が得られなかったが抑留者同士の暴力事件から重営倉に入れられ、そこからチューリレーク隔離収容所へと移送される処罰に関するオーラルヒストリーが得られた。

こうしてみると、抑留所管理は厳重なものから、ある程度の自主性を重んじる緩和されたものに移行するが、様々な条件や無償の労働などの、別の規制で抑留者の自由を拘束する傾向がみられた。しかし、抑留者同士の自主規制が働き、喧嘩などが起きない仕組みが保たれやすかったと言える。それが、「収束期」になると、抑留者同士の対立関係の構図が垣間見えるのである。

さらに本論を通じた検証から明らかになったのは、抑留者たちの行動は、太平洋戦争が継続するにあたり、身柄の拘束をされて抑圧された抑留所生活を送るだけではない行動を示し始め、それが徐々に表立って現れたことである。

以上のような検証を通じて、戦時強制収容が継続されるうちに、管理下に置かれた抑留者の関心は次第にハワイの社会やそれを象徴するコミュニティ、自身の家族とは違う方向へ向かっていく傾向がみられた。初期の頃のサンドアイランドの抑留者たちは、ようやく家族との面会が始まることに歓喜し、また状況によっては、家族と暮らすための本土移送を選択する者もみられ、ホノウリウリでは家族との面会を楽しみに抑留生活を過ごすほど帰りたいと思える場所を、ハワイに残して抑留された人びとであった。第3章で示した戒厳令撤廃の際に社会へ戻る妻帯者とチューリレークに移送される独身者とに分かれた傾向は、こうした抑留者の行動の分岐点とも言える。これは全ての抑留者に当てはまる二分法ではないものの、ここに釈放拒否を貫徹することが可能だった抑留者とそうではなかった抑留者との差異を見いだすこともできた。さらに、戒厳令撤廃後には、多くの続帰米二世抑留者と数人の一世抑留者たちはハワイの社会へ戻ることを考えずに、所外にいた彼らの友人とも通底した日本へ戻る願望を抱いていた者もいた。

こうした抑留者の行動は、抑留所環境を向上しようとする交渉や楽しみを見出して時間を過ごす協調性のあるものとも異なった。それは、抑留されたことを表面的に受け入れて

過ごすのではなく、強制収容に理不尽なものを感じて折をみて表明し、閉ざされた空間から出て行こうとしていた行為ともみることができる。これはまた、抑留所管理における当局の支配が及ばなくなりながら、継続された強制収容でもあった。

### (3) 強制収容の形骸化

これまでの議論から、この戦時強制収容の目的の逸脱を、サンドアイランド抑留所が持ち得た意味とその後身として使用されたホノウリウリ抑留所がどのような場所になったのかをそれぞれ検証しながら、本論の結論である戦時強制収容の形骸化を論じる。

すでに述べた通り、強制収容の開始時には、社会的な尊敬を集めた、日系コミュニティの指導者的な存在である人びとの抑留が一気に行われ、それにより日系コミュニティは打撃を受けた。当初のサンドアイランド抑留所開設の目的は、これらの指導者とみなされた一世を抑留してしまい、さらにハワイから遠く離れたアメリカ本土へ移送してしまうことで、日系コミュニティを弱体化させることを含んだであろう。

一斉逮捕が終わった後、強制収容は長期化していく。この日系人を継続的に強制収容するために、軍政府は帰米二世に主眼を置いて、山中に隔離する方針を取ることとなり、帰およそ 200 人をホノウリウリ抑留所に閉じ込めて、彼らに集団生活を送らせて管理する目的を据えていくようになった。戒厳令が撤廃されても、ハワイの社会では戦時体制が続き、それに対して歩調を乱すかもしれない影響を与える者を抑留するために、より多くの諜報隊員が捜査に投入された。

しかしながら、このような 1945 年 9 月に 22 人が記録された程度の少数の日系人が実際に破壊活動を起こすような、差し迫った危機感を陸軍が予測したとは考えにくい。OIS は、「破壊行動、スパイ活動を行う実働力」という定義に基づくよりも、「日本寄りの思想」が危険であるとの認識をもとに、強制収容を続ける必要があったのである。これらの人びとをコミュニティの中で他の日系人と接触させる日常生活を送らせるよりも、山の中の抑留所にかくまってしまった方が、戦時体制に不調和をきたす懸念がないと軍当局は考えたのだと結論づける。

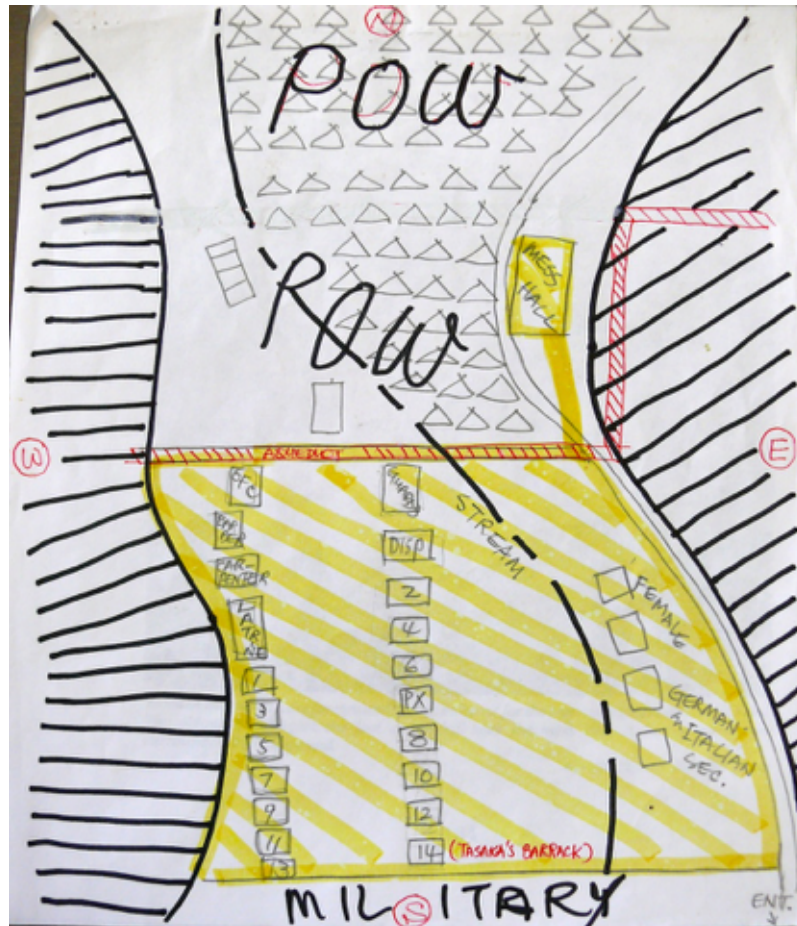
すなわち、ハワイの戦時強制収容は、日系人に対する「スパイ活動や破壊行為」の恐れを出発点として「日本寄りの思想」を持つ人々にその標的を拡散させながら、戦時体制の維持のために継続していった。それは、危険な日系人の行動力を懸念して身柄を拘束したというよりは、その「日本」というルーツの発動をすでに統制下にあったその他大勢に想

起させないための方策に、つまり、いわば彼らを不可視にするために、抑留所が使用されていく過程でもあった。

「収束期」の抑留者に見られる徴兵忌避者や天皇信奉を表明する者などは、戦争協力を牽引する団体からは、「社会の敵」とみなされていた。太平洋戦争の終盤には、ハワイで軍事政権を引きついだ執務局が選別する抑留対象者と、日系コミュニティにとっての「敵」が、一致してくるという現象がみられた。これは同所が「社会の敵」とみなされた人びとの身柄の拘束をする刑務所のような場所となり得たとも言える。



[巻末参考資料 2-1] 「記憶の地図」 (Jack Tasaka's Honouliuli Memory Map) (2004)



出典：Japanese Cultural Center of Hawaii

<中央より上部>

POW：戦争捕虜， Mess Hall：食堂。

<中央より下部>

左より OFC：オフィス， GUARD：憲兵駐在所， STREAM：沢， BARBER：床屋，

DISP：診療所， CARPENTER：大工仕事場， LATRINE：便所， FEMALE：女性抑留区画，

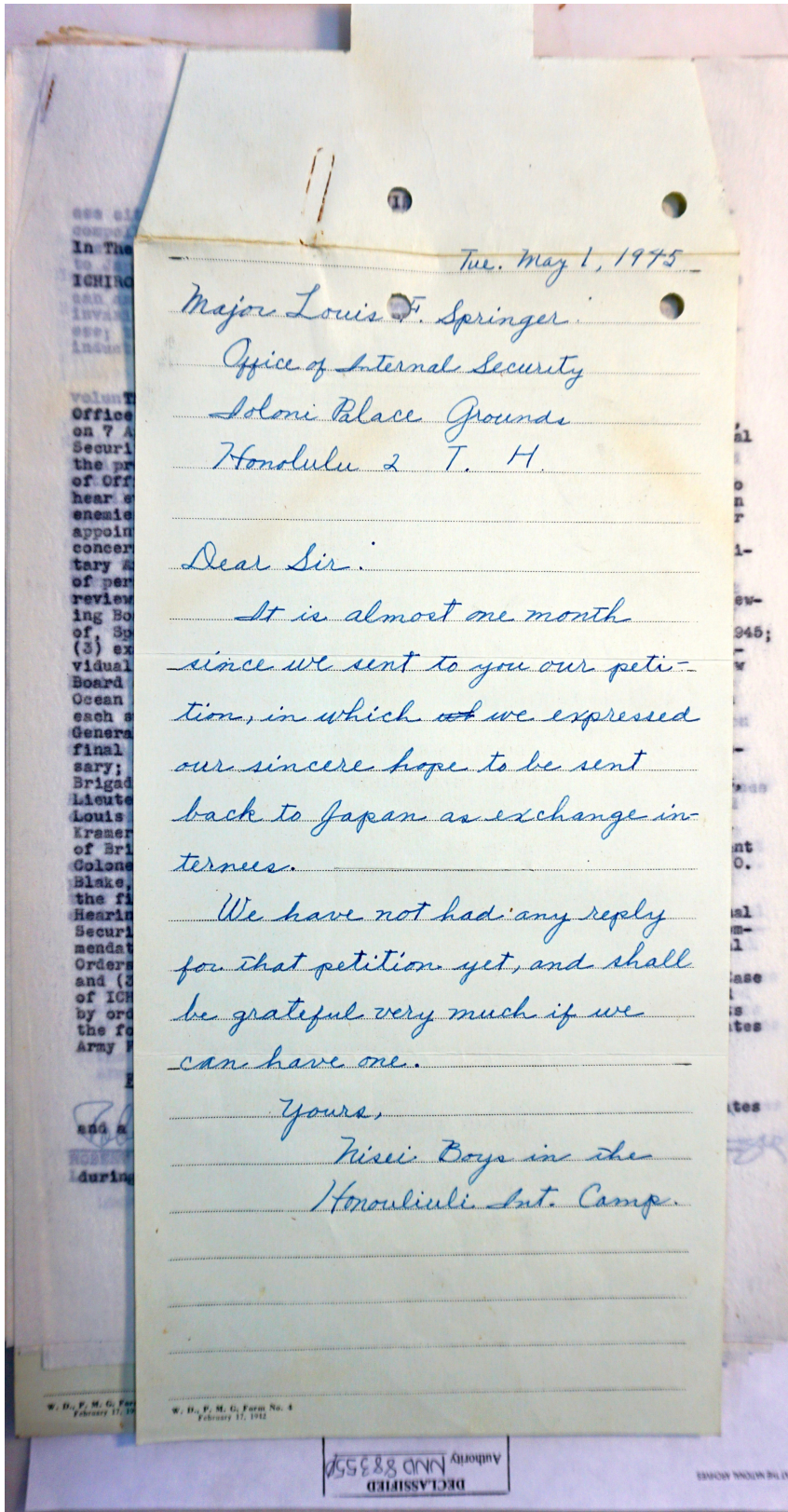
PX：売店， GERMAN & ITALIAN SEC.：ドイツ系・イタリア系抑留者区画，

TASAKA'S BARACK (14)：田坂の小屋， No. 1-14：日系人抑留者の小屋。

「記憶の地図」上の標記の意味については右枠に示したが、その特徴は、中央を分断する斜線で示された水道管（aqueduct）を分岐点として、上部が捕虜収容所（POW と表記）で下部が陸軍抑留所（四角が多数描かれている）、さらには抑留所区域内の日系人男性・女性、ドイツ系・イタリア系抑留者のそれぞれがいた場所などについて説明がされている。これを見ると、抑留者の大多数を占めた日系人男性の区域に各施設が集中していることがわかる。

[巻末資料 4-1]

ホノウリウリ二世ボーイズ  
からの手紙



出典：Letter to Major L. Springer from Nisei Boys in the Honouliuli Int. Camp, NARA II.

## 参考文献

### 和文

- 秋山かおり. 2015a. 「面会制度からみるハワイの戦時強制収容—日系人抑留者とその家族の体験—」『総研大文化科学研究』(11), pp. 119-140.
- . 2015b. 「オーラルヒストリーからみた戦後の活動史の再整理—ハワイ日系人抑留者の戦時強制収容体験」『アメリカ・ハワイ日系社会の歴史と言語文化』朝日祥之・原山浩介編, 東京堂出版, pp. 127-172.
- 足立聿宏. 1977. 『ハワイ日系人史—日本とアメリカの間にありて—』葦の葉出版会.
- 浦田ハリー. 1988. 「デモクラシーを勉強中に逮捕 米に敵意など持った覚えはない」『ハワイ報知』1988年10月25日.
- 小川真和子. 2013. 「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容—消された過去を追って—」『立命館言語文化研究』第25巻1号, pp.105-118.
- 金城宏幸. 2006. 「終わりなき同化と異化のはざまに—ウチナアンチュ・コミュニティと帰米二世の言語文化」『移民研究年報』(12), 日本移民学会, pp. 89-107.
- オーティス, ケーリ. 1952. 『日本開眼』法政大学出版局.
- 権藤千恵. 2008. 「ハワイ日系人の戦争体験—収容所拘留者とそのプロセス」『立命館言語文化研究』20(1), pp.103-114.
- 児玉剛明(義春). 1981a. 「監禁所生活の思い出」『ハワイ報知』1981年6月30日.
- . 1981b. 「抑留所の思い出—ホノウリウリ時代」『ハワイ報知』1981年6月20日, 7月25日.
- 佐藤けあき. 2015. 「忠誠と苦悩の語り—日系アメリカ人二世語学兵の従軍・進駐経験」『日本オーラルヒストリー研究』第11号, pp.105-124.
- 塩出浩之. 2015. 『越境者の政治史—アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会.
- 白水繁彦. 1998. 『エスニック文化の社会学—コミュニティ・リーダー・メディア』日本評論社.
- 島袋貞治. 2015. 『奔流の彼方へ—戦後70年沖繩秘史』琉球新報社.
- 鈴木啓. 2008. 「ホノウリウリ収容所を語る—ジャック田坂氏、ハリー浦田氏」『ハワイ・パ

- シフィック・プレス』2008年6月1日。
- 2004. 「帰米二世と呼ばれた人たち」後藤明、松原好次、塩谷亨編『ハワイ研究への招待—フィールドワークから見える新しいハワイ像』関西学院大学出版, pp. 201-213.
- 2012. 「日系人政治家の草分け 阿部三次(1895~1982)」『ハワイ報知 100周年記念 ハワイ日系パイオニアズ—100の物語—』ハワイ報知社, pp. 28-30.
- 鈴木常夫. 1981. 「ホノウリウリを想う 上」『ハワイ報知』1981年8月29日.
- ステファン、ジョン・J, 1984. 『日本国ハワイ—知られざる真珠湾裏面史』(竹沢卓監訳), 恒文社.
- 相賀溪芳. 1948. 『鉄柵生活』日布時事社.
- 1953. 『五十年間のハワイ回顧』同書刊行会.
- 田坂養民. 2005. 『ハワイ物語』鈴木啓編, 2005年, マイレ・ブックス.
- 田坂養民. 1980. 『日系人収容所 ホノウリウリ秘話』ハワイ日本文化センター所蔵(『ハワイ報知』1981年1月1日・1月19日連載原稿).
- 「ホノウリウリの思い出—悲しい運命の“徳利味噌”」「ホノウリウリ収容所の思い出」(同年1月24日)『ハワイ報知』1981年1月1日, 7頁.
- 田坂, ジャック, Y. 1985. 『ハワイ文化芸能 100年史』イースト・ウエスト・ジャーナル社.
- 豊田穰. 1979. 「地獄谷収容所」『割腹 虜囚ロッキーを越える』文藝春秋 (初出 1976『別冊文藝春秋』).
- 1972. 「私のエンブラ俘虜記」『文藝春秋』(50)11, pp. 312-320.
- 秦郁彦. 1998. 『日本人捕虜 白村江からシベリア抑留まで上・下』原書房.
- 浜垣容二. 1998. 『B29に乗った少年—サイパン玉砕の陰に—』中央公論社.
- ハワイ日本人移民史刊行委員会. 1964. 『ハワイ日本人移民史』United Japanese Society of Hawaii.
- ハワイ報知社. 2013. 『ハワイ報知百年史』.
- 平井隆三. 1990. 『駆け出し記者五十年—一足で書いたハワイ日系人史』平井隆三出版実行委員会.
- 古屋翠溪(熊次). 1964. 『配所転々』布哇タイムス社.
- 前原絹子. 2006. 「To Okinawa and Back Again: ハワイの沖縄系帰米二世のライフストーリー」『移民研究』(2), 琉球大学移民研究センター, pp. 23-42.
- 村川庸子. 2007. 『境界線上の市民権—日米戦争と日系アメリカ人』御茶ノ水書房.

森田幸夫. 2007. 『アメリカ日系二世の徴兵忌避—不条理な強制収容に抗した群像』 彩流社.  
山倉明弘. 2011. 『市民的自由：アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』, 彩流社.

———1999. 「日米戦時中のハワイ日系人社会：軍政府当局の封じ込め政策と日系社会の反応」『史学』, Vol.69, No.1, (1999.8), 三田史学会, pp. 51-78.

———1998. 「パールハーバー攻撃と『敵性』外国人」『史学』 Vol.67, No.2, (1998.3), 三田史学会, pp. 25-56.

矢野茂 『『砂島』の『本館』』 「抑留時代の思い出」『ハワイ報知』 1982年2月5日.

## 欧文

Adler, M. Suzan. 2014. “The Effect of Internment on Children and Families: Honouliuli and Manzanar,” in *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai‘i, Social Process in Hawai‘i*, volume 45, Eds. Suzanne Falgout & Linda Nishigaya, University of Hawaii at Manoa, Honolulu, pp. 217-236.

Allen, Gwenfread. 1950. *Hawaii's War Years 1941-1945*, Pacific Monograph, Kailua, Hawai‘i.

Anthony, J. Garner. 1955. *Hawaii under Army Rule*, Stanford University Press.

Burton, F. Jeffery and Farrell, M. Mary, 2007. *World War II Japanese American Internment Sites in Hawaii*, Trans-Sierran Archaeological Research and Japanese Cultural Center of Hawai‘i Resource Center.

———2008. *Jigoku-Dani: An Archaeological Reconnaissance of the Honouliuli Internment Camp, Oahu, Hawaii*, Trans-Sierran Archaeological Research and Japanese Cultural Center of Hawai‘i Resource Center.

Burton, Jeff; Farrell, Mary; Kaneko, Lisa; Maldoanto, Linda; & Altenhofen, Kelly, 2014. “Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise,” in *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai‘i, Social Process in Hawai‘i*, volume 45, Eds. Suzanne Falgout & Linda Nishigaya,

- University of Hawaii at Manoa, Honolulu, pp. 16-42.
- Civil Liberties and Public Education Fund, 2011. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, University of Washington Press.
- Coffman, Tom, 2003. *The Island Edge of America*, University of Hawai'i Press.
- Falgout, Suzanne, 2014. "Honouliuli's POWs: Making Connections, Generating Changes," in *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawaii*, *Social Process in Hawaii*, volume 45, (eds.) Suzanne Falgout & Linda Nishigaya, University of Hawaii at Manoa, Honolulu, pp.109-147.
- Furuya Suikei, 2017. (trans. Tatsumi Hayashi), *An Interment Odyssey: Haisho tenten*, Japanese Cultural Center of Hawai'i, Honolulu (originally published in 1964).
- Hazama O. Dorothy and Komeji, O Jane, 1986. *Okage sama de: The Japanese in Hawai'i 1885-1985*, Bess Press.
- Honda, Gary (Ed), 2012. *Family Torn Apart*, Japanese Cultural Center of Hawaii.
- Kashima, Tetsuden, 2003. *Judgment Without Trial: Japanese American Imprisonment During World War II*, University of Washington Press.
- Kaizawa-Kiefler, Tomi, 1991. *Our House Divided: Seven Japanese American Families in World War II*, University of Hawaii Press.
- Kimura, Yukiko, 1998. *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii*, University of Hawaii Press, Honolulu.
- Kurahara, Jane; Niiya, Brian; and Young, Betsy, 2014. "Finding Honouliuli: The Japanese Cultural Center of Hawai'i and Preserving the Hawai'i Internment Story" in *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i*, *Social Process in Hawai'i*, volume 45, Eds. Suzanne Falgout & Linda Nishigaya, University of Hawaii at Manoa, Honolulu, pp.16-42.
- Lind, Andrew W., 1946. *Hawaii's Japanese: An experiment in democracy*, University of Hawaii.

- Nakamura, Y. Kelly, 2008. Suspected criminals, spies, and "human sacred weapons": The evolution of Japanese-American representations in political and cultural discourse from Hawai'i to Japan, 1880-1950s, (Dissertation), University of Hawaii, 2008.
- 2017. "Into the dark cold I go, the rain gently falling: Hawai'i Island Incarceration," *Pacific Historical Review*, Vol. 86, Number 3, pp. 407–442, the Pacific Coast Branch, American Historical Association.
- National Park Service (NPS) Newsletter #2, Spring 2014. "Honouliuli Gulch and Associated Sites Special Resource Study," retrieved from <http://www.nps.gov/pwro/honouliuli/newsletters.htm>. (2016.9.12).
- 2015, Honouliuli Gulch and Associated Sites: Final Special Resource Study and Environmental Assessment (August 2015), the Pacific West Regional Office Park Planning and Environmental Compliance San Francisco, CA and Seattle, WA.
- Ogawa, Dennis. & Fox, Evarts C., Jr., 1983. "Japanese Internment and Relocation: The Hawaii Experience," in *Japanese Americans: From Relocation to Redress*, pp.135-138.
- Ogawa, D. M., 1978. *Kodomo no Tame Ni — For the Sake of the Children: The Japanese American Experience in Hawaii*, University of Hawaii Press, Honolulu.
- Okamura, Y. Jonathan, 2001. Race Relations in Hawaii During World War II: The Non-internment of Japanese Americans, in *The Japanese American Historical Experience in Hawaii*, (ed. Okamura, Y. Jonathan, Kendall/Hunt Publishing Company, pp.67-90.
- Okiihiro, Y., Gary, 1991. *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*, Temple University Press.
- Renard, G. "A History of Sand Island, O'ahu, Hawai'i (1825-1966)" (a draft for report to State of Hawaii Department of Land and Natural Resources Division of State Parks), (ca.1970), Folder "Sand Island," JCCH.
- Rosenfeld, Alan, 2011a. "An Everlasting Scar": Civilian Internment on Wartime Kaua'i. *The*



*Hawaiian Journal of History*, vol. 45, pp. 123-145.

———. 2011b. “Honouliuli (detention facility), Densho,

<http://encyclopedia.densho.org/Honouliuli> (Retrieved 2016.9.20).

———. 2014. “Neither Aliens nor Enemies: The Hearings of ‘German’ and ‘Italian’ Internees in Wartime Hawai‘i,” in *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawaii, Social Process in Hawaii*, volume 45, (eds.) Suzanne Falgout & Linda Nishigaya, University of Hawaii at Manoa, Honolulu, pp.80-89.

Saiki, Patsy S., 1982a. *Ganbare!: An Example of Japanese Spirit*, Mutual Publishing.

Scheiber, Harry N. and Jane L. "Bayonets in Paradise: A Half-Century Retrospect on Martial Law in Hawai'i, 1941-46." *University of Hawai'i Law Review* 19 (1997), pp. 476-647.

Scheiber, Harry N., and Jane L., 2016. *Bayonets in Paradise: Martial Law and Civil Liberties in Hawaii, 1941-46*, University of Hawaii.

Schieber, Harry N., Scheiber, Jane L. & Jones, Benjamin, 2009. Hawaii's Kibei Under Martial Law: A Hidden Chapter in the History of World War II. *Western Legal History* (22) Nov.1 & 2, pp.1-102.

Slackman, Michael, 1984. The Orange Race: George S. Patton, Jr.'s Japanese-American Hostage Plan, biography (7), no.1, winter 1984.

Wakatsuki-Davidson, Florence, 2011. Trusted, But Not Trusted, in *Japanese Eyes American Heart Volume II: Voices from the Home Front in World War II Hawaii*, pp. 106-111. (Eds.) Hawaii Nikkei History Editorial Board, Watermark Publishing.

## 一次資料

アジア歴史資料センター

「布哇抑留所俘虜視察報告（在「ホノルル」瑞典副領事提出）『大東亜戦争関係一件交戦国敵国人及俘虜取扱振関係一般及諸問題 在敵国本法人收容所視察報告在米之部』第一卷、(2) ハワイ抑留所視察報告 視察日 自昭十八.十五.

布哇「サンド」島抑留所視察報告書, 一九四三年一月四日附, Reel No.A-1108, 外務省記録. Reel No. A-1108, 0022-0023, JACAR Ref. B02032520700.

国会図書館憲政資料室

The Thomas Green Collection:

Reel 1. Headquarters Hawaiian Department” Inter-Staff Routing slip,” Rules of Detention

Camp, Sand Island, T.H. 1942 May 23/米領布哇サンドアイランド留置所の規則.

Visited on 9 September 1942 by M.J. Sulzer, Total Civilian Prisoners and Civilian Internees at Sand Island and the Immigration Station, Honolulu.

和歌山市立図書館移民資料室

竹井蘇人『監禁歌集 荒野』(私家版), 1946年. (マイクロフィルム).

### **Primary Source/Archival Collections**

Hoover Institution, Stanford University.

Office of the Internal Security, “Wartime Security Controls in Hawaii: 1941-1945, A General Historical Survey,” Part Four III, Richardson, C. Robert. Jr. Papers.

Japanese Cultural Center of Hawaii, Resource Center [JCCH RC]

AR18 Patsy Sumie Saiki, 1915-2005 Papers:

Box 2, Folder 9, Nishikawa D.T “hand written papers in Japanese.” (interview memorandum).

Box 4, Folder 16, “Minoru Urata,” Patsy Saiki Folder 16, (interview memorandum).

AR19 Japanese American Relocation and Internment: The Hawaii Experience, 1981-1983:

[JIHRE].

Box 2, Folder 248-249, Olson, Gustaf W. (Swedish Vice Consul), 1943. Reports on Hawaii Internment Camps, 19 June 1943 and 23 September 1943,

Box 3, Folder 23, Thomas, B. A., Special Agent CIC, CPBC June 30, 1945.

Box 4, Folder 40, Territory of Hawaii Office of the Military Governor Iolani Palace Honolulu, [T.H. OMG].

Box10, Folder 9. Control of Civilian Internees and Prisoners of War in the Central Pacific Area.”

“Memorandum on Pearl Harbor Attack and bureau’s activities before and after (Vol.1) 1945,

December 6, in “FBI’s Archives in Territory of HI Before and After.”

Box 21, Folder 25, From Col. S.H. Spillner to Mr. Mike Gordon, University of Iowa  
1981, November, 1<sup>st</sup>.

[The Hawaii Experience (hereafter JIRHE) [bulk: 1942-1945], (AR 19 から抜粋されたもの。  
別番号で登録されている)

Springer, Louis F. (Major, Inf., OMG ) 1943-1944. “Detailed Report of Civilians and Ordered  
Interned, Paroled, or Released by the Commanding General, United States Army Forces,  
Pacific Areas” 1943.6-1944.12, File: 426, JIRHE.

Office of the Chief of Military History, Special Staff (OCMH). U.S. Army, United States  
Army Forces Middle Pacific and Predecessor Commands During World War II, 7 December,  
Box 2, 224, 1941-2 September 1945, *History of Provost Marshal Office*, v.24, pt.2. Chapter  
VI & XI.

Uta Sonota [songs and other writings-Notebook for Jukichi Tsushima][manuscript]. call # SP JA H  
940.5317 UTA

National Archives and Administration Record II, College Park, Mary Land (NARA II)

[資料名の前の数字は(RG/entry/box)を表す].

RG 389 The Office of the Provost Marshal General [陸軍憲兵長官室記録群, 1941 年～]

389-452-1407: Short. Walter to Adjutant General, 1941 April 18, in 254 “Hawaii (Detention and  
Internment Camp).”

RG 494 U.S. Army Forces in the Middle Pacific [中部太平洋陸軍記録群, 1942-1946 年]

494-11-32: Morrison, Wm. R. C. Brigadier General, 11 September 1945.

494-11-39:

Springer, Louis F.1944.“Visit of Colonel Erik de Laval, Counselor of the Royal Swedish  
Legation, Washington, D.C., and Mr. H. M. Benninghoff, Division of Japanese Affairs, State  
Department, Washington, D.C.” (1944.3.29), to: Morrison Colonel J.A.G.O. Executive,” File:  
Internees & Prisoners of war File No.2 (declassified 1982.6.7).

494-19 (All folders below in this entry)

“Akiyama, Masao”; “Inokuchi, Kakuji”; “Miyahira, Hideichi”; “Nakasone, Kiyoshi”;

“Oshima, Ichiro”; “Oshiro, Hatsuo”; “Tokuhara, Susumu”; “Uehara, George”; “Yamamoto,

Giichi”; “Komagata, Zenkyo.”  
494- 19-177: “Akiyama, Masao.”  
Sluttery, E.V. Colonel, J.A.G.D., 3 October 1945.  
O’Brien R.J. United States Attorney, 15 October 1945.  
Wickhem, F. Major, J.A.G.D., 19 October 1945.  
Wm. R. C. Morrison Brigadier General, 25 October 1945.  
494-19-318: “Jisho Yamazaki.”  
494-19- 277:  
Kawamoto, W, M, Special Agent CIC, AFMIDPAC, “Rev. Jisho Yamazaki,” 8 March 16,  
Sakata, C., 71 Detective, November 18 1943; Meurlot, B.M., Major, Asst. A.C. of S., G-2  
(CID), 17 June, 1944 in “Sadanaga, Mamoru (detainee).”  
494-21-144: Internee Visitors.  
494-22-125: Sailing List, “Internee & Prisoners of War Statistical Report, No.2,” 1945 August 4,  
September 4.  
494-22-151, Civilian Internees Held within the Central Pacific Area: Cases Reviewed by Office  
of Military Governor 1 June 19 1944.  
494-22-157, Daily Honouliuli Physical Check.  
494-22-158, PM Cumulative Report 1944 1945.  
494-22-163, Memorandum, Spillner, G., 21, January 1944, “Camp Rules. ”  
494-24-345, Record Book Detention Camp Sand Island Vol. no. IV.  
494-25-334, Daily Physical Check-Sand Island.  
494-25-335, Daily Honouliuli Physical Check.  
494-34-346, Daily Honouliuli Physical Check.

#### National Park Service

National Register of Historic Places Registration Form, OBM No. 1024-0018.

Office of the Provost Marshal General, World War II, a brief history, United States, Office of the  
Provost Marshal General, C. Warren D, (ed.), 1946. <http://archive.org>. (2017.5.1).

#### 新聞 (著者名のないもの)

『ハワイ報知』1949年1月1日「苦難に喘ぐ戦時中に・・・在留同胞の灯明台オルソン  
ン名誉副領事」

*Star-Bulletin*

## ウェブサイト

World War Internment in Hawai`i

<http://www.hawaiiinternment.org/history-of-internment> (Retrieved 2013.09.08. 2014).

Japanese American National Museum

<http://www.janm.org/events/2004/lifeinterrupted/> (Retrieved 2016.11.08)

Densho Encyclopedia

<http://encyclopedia.densho.org/>

## インタビュー

Inokuchi, Yutaka, en-denshovh-iyutaka-01-0014-1. (2012, October 13), Densho Encyclopedia.

Retrieved June 18, 2014 from <http://encyclopedia.densho.org>

Kitajima Masamizu, en-denshovh-kmasamizu-01-0014, 01-0019-1. (2012, October 13), Densho

Encyclopedia. Retrieved June 3, 2014 from <http://encyclopedia.densho.org>

Minehira, J. Helen, Interview by author, Honolulu (2015.2.16).

Minehira Helene J., en-denshovh-mhelene-01-0016. (March 2, 2011), Interview by T. Ikeda and K.

Nakamura, Honolulu, Hawaii, Densho Encyclopedia. Retrieved December 16, 2015 from

<http://encyclopedia.densho.org>

Ogawa, Dennis, Interview by author, Honolulu (2014.07.16).

Nishimura, Samuel, "Oral history interview with Sam Nishimura," July 22, 1976, Haleiwa, Hawaii,

by Perry Nakayama, tape No.1-25-2-76, Center of Oral History (transcript).

Nye, Doris H. Oral History Interview, 03/04/2009, Japanese Cultural Center of Hawaii (transcript).

Takejiro Higa, Oral History Interview with Takejiro Higa, Center of Oral History, by Michiko

Kodama-Nishimoto.

田坂養民. 2001. インタビュー, (2011.8.11), 鈴木啓による, 於ホノルル (オーディオ).

Tasaka, Jack. "Oral History Interview with Jack Tasaka," Interview by Ted Tsukiyama, Jane

Komeiji, and Edwin Kawahara. Oct. 9. 2003. MS. JCCH (transcript).

Uehara, George, Interview by Jane Kurahara, Ryan Suzuki, and author, Honolulu, (2016, 12.25).

——Interview by author, Honolulu(2017.6.1).

Young, Betty, Interview by author, Honolulu (2013.8.13).